## 令和3年香美市議会定例会

# 12月定例会議会議録

令和 3年11月29日 開 議 令和 3年12月17日 散 会

香 美 市 議 会

令和3年香美市議会定例会

12月定例会議会議録(第1号)

令和3年11月29日 月曜日

## 令和3年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第1号)

招集年月日 令和3年11月29日(月曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 11月29日月曜日 (審議期間第1日) 午前 8時59分宣告

## 出席の議員

晃 子 1番 萩 野 義 和 1 1 番 Ш 崎 学 2番 山 П 12番 濱 田 百合子 千 幸 3 番 舟 谷 13番 Ш 崹 龍太郎 4番 依 光 美代子 14番 大 岸 眞 弓 爲 男 5番 笹 出 優 15番 近 初 男 6番 本 芳 森 田 雄 介 16番 Ш 7番 久 保 和 昭 17番 比与森 光 俊 8番 孝 18番 夫 小 松 小 松 紀 9番 村 田 珠 美 19番 甲 藤 邦 廣 彦 10番 信 20番 利 根 健 島 出

## 欠席の議員

なし

## 説明のため会議に出席した者の職氏名

## 【市長部局】

市 農林課 進 長 法光院 長 Ш 島 晶 副 市 長 明 商工観光課長 今 田 博 石 元 幸 司 総 務 課 長 Ш 田 学 環境上下水道課参事 依 光 伸 枝 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課長 明 石 雄 佐 満 定住推進課長 中 山 繁 美 管 財 課 雅 充 長 和 田 防災対策課長 日和佐 干 城 ふれあい交流センター所長 野 廣 猪 高 税務収納課長 清 会計管理者兼会計課長 子 明 石 美 野 貴 萩 市民保険課長 植 田 佐. 智 《香北支所》 仁 福祉事務所長 山 泰 支 所 長 田 哲 夫 前 《物部支所》 健康介護支援課参事 横 Щ 和 彦 健康介護支援課長 宗 石 こずゑ 支 所 長 竹 﨑 澄 人 建設課長 上 雅 井 之

## 【教育委員会部局】

教 育 白 Ш 景 子 教育振興課長 文 長 公 薫 長 教 育 次 秋 月 建 樹 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子

#### 【消防部局】

消 防 長 宮 地 義 之

#### 【その他の部局】

なし

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大和正明

## 市長提出議案の題目

議案第103号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)

議案第104号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第105号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第106号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)

議案第107号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第108号 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3 号)

議案第109号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3 号)

議案第110号 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第111号 令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第112号 香美市附属機関設置条例の制定について

議案第113号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第114号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第115号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

議案第117号 香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定につい て

議案第118号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第119号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第120号 香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議案第121号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について

議案第122号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第123号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第124号 菲生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第125号 猪野々集会所の指定管理者の指定について

## 議案第126号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

令和3年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和3年11月29日(月) 午前9時開議

- 日程第1 審議期間の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
  - 1. 議長の報告
  - 2. 市長の報告
    - (1) 行政の報告及び提案理由の説明
- 日程第4 議案第103号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第5 議案第104号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第105号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第7 議案第106号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)
- 日程第8 議案第107号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)
- 日程第9 議案第108号 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正 予算(第3号)
- 日程第10 議案第109号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 予算(第3号)
- 日程第11 議案第110号 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第12 議案第111号 令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第112号 香美市附属機関設置条例の制定について
- 日程第14 議案第113号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第114号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第115号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第17 議案第116号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第18 議案第117号 香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第19 議案第118号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第20 議案第119号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて
- 日程第21 議案第120号 香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 日程第22 議案第121号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第122号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第123号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第124号 韮生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第125号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第126号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について

## 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山﨑龍太郎君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

#### 議事の経過

(午前 8時59分 開会 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定 足数に達していますので、これから令和3年香美市議会定例会を再開し、12月定例会 議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

紅葉の季節も終わり、随分と寒さを感じる気候となってまいりました。議員各位、執 行部におかれましては、公私とも御多忙の折、12月定例会議に御出席いただきまして 誠にありがとうございます。

香美市民、特に物部町、香北町にお住まいの方にとりまして、念願の香美市消防署香北分署の新庁舎が完成し、11月10日には開庁式典が行われました。様々な消防活動に御尽力いただいております消防職員、消防団員の皆様に対しまして、改めて感謝の念を抱いたところでございます。

10月31日には、在所隕石里帰り展、天文講演会も開催され、併せて本市出身の宮地竹史氏を新たな観光大使としてお迎えいたしました。星空のきれいな本市にとりましては誠にすばらしいことであります。また、感謝とともに活躍を期待するところでございます。

コロナウイルス感染症におきましては、全国的に鎮静化し、高知県の警戒レベルも下がっておりますが、世界的に見ますと流行は止まらず、また、新たな変異種も出てきたようでございます。一定経済を回すことも必要と思いますが、その際にはできる対策を着実に行うなど、丁寧でしっかりした対応が求められていると思います。

さて、本定例会議に市長から提出されております議案は、令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)を含む議案24件です。議員各位におかれましては、議会の品位を重んじるとともに、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして開会の挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、11月24日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。今定例会議の審議期間は、委員長の報告のとおり、本日から12月17日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は本日から12月17日までの19日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、タブレットに掲載しております予定 表のとおりです。

## 【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、12番、 濱田百合子さん、13番、山﨑龍太郎君を指名いたします。両名はよろしくお願いいた します。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

監査委員から、例月現金出納検査及び定期監査の結果について、報告書が提出されて おります。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりでございます。 日程第4、議案第103号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)から、日 程第27、議案第126号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてまで、以上24件を一括議題といたします。

行政の報告及び議案第103号から議案第126号までの提案理由の説明を求めます。 市長、法光院晶一君。

○市長(法光院晶一君) 皆さん、おはようございます。令和3年香美市議会定例会12月定例会議が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種も進み、現在、小康を保っており、社会活動、経済活動も動きを取り戻しつつあるように見えます。しかし、御案内のとおり、新しい変異株も広がりを見せております。専門家からは、第6波への警戒が求められていますことから、引き続き、感染予防を徹底するとともに、速やかに3回目接種の準備を進めなければなりません。

開始の時期につきまして未定との新聞報道がされ、心配された方もいると思います。 取材には誠実で正確なことを伝えなければなりません。

3回目接種については、市内の医療関係者の皆様の全面的な協力をいただき、準備を進めてまいりました。11月26日午後7時から、市内医療関係者の皆さんにお集まりいただきまして、新型コロナワクチン接種説明会を開催し、詳細な打合せを実施しました。

まず、12月に医療関係者等の先行接種を実施した後、2回目接種から8か月間を経過した市民の皆様の接種を順次実施してまいることとなります。接種体制につきましては、個別接種を主体に、集団接種を併用した形で推進することといたしております。

何よりも市民の皆さんが混乱することなく、スムーズに接種を受けられるように心が けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に各課関連の行政報告をいたします。

総務課。

1、香美市民賞について、11月3日に「第14回香美市民賞表彰式典」を行い、地域教育の推進に尽力されました、土佐山田町山田島の酒巻恭博氏、地域医療の発展に尽力されました、土佐山田町百石町の岩河基行氏を表彰しました。

管財課。

- 1、下野尻団地駐車場の供用開始について、駐車場12台分の追加整備を行っていた 下野尻団地駐車場の工事が9月末に完成し、10月より供用を開始しました。これにより、入居者の駐車場不足が解消されます。
- 2、本庁舎のLED化について、本庁舎電灯設備LED化工事の入札が執行され、工事が11月から施工されています。これにより電灯に係る電気料金は2割程度の削減が 見込まれます。

防災対策課。

1、避難訓練の実施について、11月7日午前、南海トラフ地震に備えた、県内一斉の避難訓練が実施されました。本市では、54地区の自主防災組織で1,787人が参加し、情報伝達・炊き出し・トイレ設営などの訓練がそれぞれの地域で行われました。

定住推進課。

- 1、香美市超高速ブロードバンド整備事業について、光ファイバによる超高速通信基盤の未整備地区に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と高度無線環境整備推進事業を活用し、光ファイバ等の伝送路整備等を、民設民営方式で実施しています。現在、関西ブロードバンド株式会社が整備事業を進めており、令和4年4月以降にサービス開始予定となっております。
- 2、ふるさと納税について、10月31日現在で、寄附件数3,581件、寄附金額5,295万1,500円、前年度比63%となっております。本年度は、寄附金額増加を目指し、商品開発やブランディング等を業務委託しておりますが、なかなか成果が上がらず伸び悩んでおります。今後も、登録事業者の新規開拓及び返礼品の充実、ポータルサイトを追加し、ブランディングも図りながら寄附金の増額を目指します。

健康介護支援課。

1、新型コロナウイルスワクチン接種について、集団接種を10月31日に終了し、新たな接種希望者及び12歳到達者については、医療機関での個別接種で対応しています。諸般の報告・提案及び説明のほうでは11月21日までのデータを掲載しておりますが、手元に25日の速報値が入っておりますので、そちらの数字で申し上げます。1回目接種ですけれども、1万9,673人、2回目が1万9,397人で、接種率は、1回目が75.93%、2回目が74.86%となっております。接種対象であります12歳以上の人口比では、1回目が82.62%、2回目が81.46%となっております。3回目の追加接種は、医療従事者等の接種を12月から、その他の住民接種を1月下旬から開始する予定で準備を進めています。

商工観光課。

- 1、鍛冶屋創生塾について、高知県土佐刃物連合協同組合が実施している鍛冶屋創生塾において、10月29日に卒塾式が行われ、1期生3名が卒塾しました。3名はこれから事業所に弟子入りするなど、それぞれの道で腕を磨き独立を目指します。
- 2、観光大使委嘱について、10月31日、香美市基幹集落センターにおいて開催された天文講演会の中で、土佐山田町出身の宮地竹史さんを香美市2人目の観光大使に委嘱しました。委嘱式には香美市イメージキャラクターも参加し、香美市内の施設割引機能付きの名刺と香美市の特産品セットを手渡しました。
- 3、もっと香美市事業者応援補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者を対象に、4月から受付を開始しましたもっと香美市事業者応援補助金につきましては、11月16日現在の交付決定数は81件、予算執行額は3,130万6,000円となっています。
- 4、香美市地域電子マネーカード運用事業について、地域電子マネー k a m i c a に つきましては、1 0月5日に市民2 万5,75 1人に1 万円分の電子マネーを付与し、 1 1月16日までの利用額は、1億4,119万3,000円、付与額の54.8%となっています。

#### 建設課。

- 1、工事関係について、がけくずれ住家防災対策事業については、本年5件の申請があり現地調査を行い、随時県ヒアリングを受け早期着手を計画しています。過年度発生の災害復旧事業ですが、本年度完成に向け一部計画の見直しを行い工事完了を計画しています。また、8月豪雨及び9月台風により公共施設及び農林業施設に災害が発生し、11月末には、国の査定も終了し現在入札等準備にかかっています。交付金関係道路整備などについて、年度内完成に向け工事着手しています。
- 2、協議会要望活動について、高知県市町村道整備促進協議会及び物部川改修期成同盟会において、県下関係市町村と協力し、予算確保などの本年度2回目の要望活動を一部郵送となりましたが、11月に地元選出国会議員及び国土交通省・財務省などに行いました。また、国道195号改良促進期成会においても、11月に老朽化及び災害、併せ通学路安全対策などの要望を県土木部に行いました。

#### 生涯学習振興課。

- 1、香美市立図書館香北分館移転について、建物の老朽化に伴う移転準備のため9月 1日より休館していた図書館香北分館が、11月1日より香美市基幹集落センター1階 に移転し、6日・7日にはオープニングイベントを行いました。
- 2、新図書館の愛称について、県内外から750点の応募の中、片地小学校6年生作品「かみーる」に決定しました。

#### 香北支所。

1、在所隕石里帰り展について、香北支所では、10月31日から11月19日まで、

国立科学博物館からお借りした、世界でも希少価値の高い「在所隕石」の一部の里帰り展を行いました。里帰り展では「在所隕石」のほか、隕石の体験コーナーや香美市にまつわる星や天文についてのパネルなども展示し、市内外を含め来場者は1,130人を超えました。中でも東京など県外から来場された方もおり、多くの方から御好評をいただきました。

消防課。

1、消防施設等の整備について、消防署香北分署は11月8日に全ての工事を終え運用を開始しました

続きまして、今期定例会議に上程をいたします議案について、提案及び説明を申し上げます。

議案第103号は、令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)です。

議案第104号は、令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)です。 議案第105号は、令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)で す。

議案第106号は、令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)です。

議案第107号は、令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)です。

議案第108号は、令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第3号)です。

議案第109号は、令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第3号)です。

議案第110号は、令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)です。

議案第111号は、令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)です。

議案第112号は、香美市附属機関設置条例の制定についてです。

議案第113号は、香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第114号は、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第115号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第116号は、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第117号は、香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第118号は、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第119号は、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第120号は、香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてです。

議案第121号は、太郎丸公会堂の指定管理者の指定についてです。

議案第122号は、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてです。

議案第123号は、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてです。

議案第124号は、韮生野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてです。

議案第125号は、猪野々集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第126号は、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてです。

以上、議案24件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(利根健二君) 以上で市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月7日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

(午前 9時22分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

12月定例会議会議録(第2号)

令和3年12月7日 火曜日

## 令和3年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第2号)

招集年月日 令和3年11月29日(火曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月7日火曜日 (審議期間第9日) 午前 9時00分宣告

## 出席の議員

1番 萩 野 義 和 12番 濱 田 百合子 学 2番 Ш П 13番 山 崹 龍太郎 3 番 舟 千 幸 岸 眞 弓 谷 14番 大 4番 依 光 美代子 15番 爲 近 初 男 5番 笹 本 芳 男 出 優 16番 山 6番 俊 森 田 雄 介 17番 比与森 光 7番 久 保 和 昭 18番 小 松 紀 夫 8番 松 孝 19番 甲 藤 小 邦 廣

20番

利

根

健

1 1 番 山 崎 晃 子

田

珠美

村

## 欠席の議員

10番 島岡信彦

## 説明のため会議に出席した者の職氏名

## 【市長部局】

9番

市 農林課 進 長 法光院 長 Ш 島 晶 副 市 長 明 商工観光課長 司 今 田 博 石 元 幸 総 務 課 長 Ш 田 学 環境上下水道課参事 依 光 伸 枝 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課長 明 石 雄 佐 満 定住推進課長 中 山 繁 美 管 財 課 雅 充 長 和 田 防災対策課長 日和佐 干 城 ふれあい交流センター所長 野 廣 猪 高 税務収納課長 清 会計管理者兼会計課長 子 明 石 美 野 貴 萩 仁 福祉事務所長 中 Ш 泰 《香北支所》 健康介護支援課参事 横 山 和 彦 支 所 長 田 哲 夫 前 健康介護支援課長 こずゑ 《物部支所》 宗 石 建設課参事 近 藤 浩 伸 支 所 長 竹 﨑 澄 人 上 雅 之 建設課 長 井

## 【教育委員会部局】

教 育 白 Ш 景 子 教育振興課長 文 長 公 薫 長 教 育 次 秋 月 建 樹 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子

#### 【消防部局】

消防長宮地義之

## 【その他の部局】

なし

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一圓 幹生 議会事務局書記 横田恵子

議会事務局書記 大和正明

## 市長提出議案の題目

なし

## 議員提出議案の題目

なし

## 議事日程

令和3年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

(審議期間第9日目 日程第2号)

令和3年12月7日(火) 午前9時開議

## 日程第1 一般質問

- ① 12番 濱 田 百合子
- ② 3番 舟 谷 千 幸
- ③ 13番 山 﨑 龍太郎
- ④ 9番 村 田 珠 美
- ⑤ 6番 森 田 雄 介
- ⑥ 17番 比与森 光 俊
- ⑦ 11番 山 崎 晃 子
- ⑧ 2番 山 口 学
- ⑨ 14番 大 岸 眞 弓
- 10 5番 笹 岡 優
- ⑪ 7番 久 保 和 昭
- ① 1番 萩 野 義 和

#### 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山﨑龍太郎君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

#### 議事の経過

(午前 8時59分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定 足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。10番、島岡信彦君は、遅刻という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。 12番、濱田百合子さん。

**〇12番(濱田百合子君)** おはようございます。12番、日本共産党の濱田百合子 でございます。通告に従い一問一答で質問させていただきます。

初めに、1、地域医療構想について質問いたします。地域医療構想につきましては、 昨年3月に質問いたしましたが、医療供給体制に危機感を抱き、再度質問させていただ きます。

私は、病床削減することよりも、必要な医療が必要なときに十分提供できる体制をつくること、つまり病床の確保と医療従事者を確保することがとても大事な課題だと思っています。憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障するためにも、必要なときに医療を受ける権利が保障されることが重要です。憲法は、保障する責任を国や自治体に課しています。

昨年から今年にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染爆発で病床確保ができず、 自宅療養となり手当てが遅れ、お亡くなりになった方がたくさんいました。今年の第5 波では、9月1日の自宅療養者は13万5,859人となっていました。感染症受入れ の病床そのものが足りないことは明らかではないでしょうか。何かあったときに、感染 症の患者さんを受け入れることのできる病床を日頃から確保することは、公立・公的病 院でなければできない役割です。

こんなコロナ禍でも、政府は2025年度の医療の将来像を定めた医療機能を集約する地域医療構想を見直す計画を示さず、地域医療構想の具体化を着々と進めています。 医療費削減ありきの政策で、住民の命を守る観点が、今国の政策から遠ざかっているような感じを受けます。

厚生労働省の発表では、2020年度分で約3,400床の削減(急性期病床2,404床、慢性期病床997床)となっています。看護体制が急性期より薄い回復期病床や介護医療院への転換分を除く2,846床減を対象に、33道府県143医療機関に56億7,000万円が交付されました。病院経営に四苦八苦し、赤字経営の脱却を図ろうと病床削減で補助金をもらって減量経営していこうとするその計画、それを後押しするような仕掛けではないでしょうか。

今年成立したさらなる病床削減を求める改正医療法では、病床機能再編支援事業を地

域医療介護総合確保基金に位置づけ、病床を減らした病院に補助金を支給し、社会保障の実現のためと称して増税された消費税を、その補助金の財源とするような事態です。

本県の病床状況が皆さんのお手元に、掲載されてます資料1を御覧ください。

ここの下のほうに書かれていますけれども、慢性期については介護療養病床の9割が介護医療院に転換し、ダウンサイジングが進んだが、急性期、回復期については大きな変化はなく、引き続き取組を進める必要があるとの記述でございます。そこで、本市では以前から懸念されているところでございますが、中央区物部川部会におきましてJA高知病院が指定されています。危機感を持って部会に臨んでもらいたいとの思いで質問させていただきます。

まず、①です。

昨年度から現在まで開催されました部会の協議状況をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** おはようございます。お答えいたします。

令和2年度は、書面会議を含め3回開催されました。令和3年度は、これまでに1回の書面会議が行われております。令和2年1月開催時には、県から高知県医療構想について説明がありました。令和7年の医療需要と患者の病態に応じた病床の必要量を推定しており、不足している機能を整備して過剰ぎみな機能は転換を模索すると、従来どおりの話ですが、決して行政指導の病床再編、病床削減計画ではなく、患者さんの行き場がなくならないように留意しながら進めていくとのことでした。

また、書面会議もありましたが、宮田整形外科の病床削減に対する病床機能分化促進事業費補助金の活用についての意見を尋ねられました。それから3月に開催された令和2年度ですけれども、公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る最新の国の動向についての報告がありましたが、当初国から示されたスケジュールでは、遅くとも令和2年の秋頃までに再検証の協議が終了する必要があったのですが、新型コロナウイルスの問題が発生し、再検証の期限が延長され、厚生労働省において改めて整理の上お示しするという考え方が一旦示されたということでした。

また、このときにJA高知病院における令和2年度の状況と今後の方針についても院長より報告がございましたが、内容は非公表となっております。令和3年度の書面会議は、香北病院の慢性期病床削減に係る病床機能再編支援交付金の活用について意見を求められたものでした。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番**(濱田百合子君) そうしましたら、令和2年度の秋までが延長されたということで、まだいつまでにこのような再編をするのか、はっきり期日としては分からないということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

- ○健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 議員のおっしゃるとおりでございます。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ②に進みます。

新型コロナウイルス感染拡大第5波を経験し、医療体制の確保が課題となった今、新たにその役割を踏まえた検討が必要かと思います。公的病院であるJA高知病院の急性期病床120床あると思うんですけれども、協議会での病床削減についての方向性をお尋ねいたします。

先ほどの御答弁では、香北病院とJA高知病院について、何か書面ということで、なかなか公表できないと聞いたんですが、その辺りいかがなんでしょうか。削減についての方向性、分かる範囲でお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策 を踏まえた今後の医療提供体制構築に向けた考え方として、新興感染症の感染拡大時に おける医療を、医療計画第8次計画の記載事項に追加する方向が示されております。その内容としましては、新型コロナ対応の状況に配慮しつつ都道府県とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定について検討を行うという方向 性は示されておりますが、まだそれ以上の具体的なところはございません。

また、JA高知病院につきましては、そのときの院長の御報告で、JA高知病院がどういうふうに医療を行っているかとか、またコロナ対応で病院が尽力されていたというようなお話はありましたが、詳細が非公表となっていますので、ちょっとここではお話しできませんが、特に会の中でJA高知病院が必要ない病院であるとかいうような方向性は、全く物部川区域では出ておりませんので、私たちもJA高知病院が大事だと思っておりますということは、意見交換の中でお話はしております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** それでは、③に移ります。

介護療養病床制度の廃止 (2023年度末)ですけれども、これを見据えまして本市では、通告のときにはちょっと確認ができていなくて、来年度から香北病院が介護医療院に転換するとお聞きしていますと書きましたけれども、ちょっと心配になりまして病院にお話をお伺いいたしました。その結果、今年の9月から介護医療院に転換しているということでございました。

療養病床は、今まで60床ありましたところが30床、そして、介護療養病床が30床でしたけれども19床となって、介護療養病床については全て個室になったそうです。現在は、49床の介護医療院ということで再スタートしている状況でございました。この個室へ改装するに当たりましての整備費用には、国の補助金を使用しているとのお話でございました。外来患者さんにとっては特に変わったことはないということでござい

ます。

質問にありますけれども、この介護医療院になれば利用者にとって、どこがどのよう に変わるのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 介護医療院は、2018年4月に創設された 介護療養型医療施設の代わりとなる施設で、介護療養型医療施設との違いは、医療や介 護の提供だけでなく生活の場を提供する点です。診察に適した診察室、1人当たり床面 積8平米以上の療養室、40平米以上の機能訓練室、また談話室、食堂、浴室、レクリ エーションルームなどが設置され、長期の療養に適した施設となっております。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 長期の療養にも適したということで、ベッド数としては介護療養病床が19床となりましたけど、個室なのでプライベートも保持しながらケアに当たれるというようなことだろうと思うんですけれども、ちょっと心配しますのは、この香北病院で療養病床が半分となり、介護療養病床が11床減少したので49床が全部なんですけども、地域の医療体制としては大丈夫かどうかということなんです。在宅ではなかなか介護することが難しいというようなところで、介護療養病床が非常に役立っていたと思うんですね。香北町や物部町の方が、地域で療養できない、どうしても難しいという場合なんかに、お世話になっているような状況も今までもあったと思うんですが、それが11床減少したということですけれども、その辺りは何か心配なこととか、お聞きすることはないでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

病床削減による地域医療機関の医療への影響ということですけれども、香北病院に私 も問合せさせていただきましたが、直近2年の実績で、医療療養病床の入院患者数は1 日平均30人、稼働率が50%ぐらいでずっと最近は来ていたようです。

また、やっぱり自然動態よる人口の減少がありますので、入院患者が以前よりは減ってきているということもございまして、また、この介護医療院を建てるに当たって、特に今入院されている方を転院にせないかんとか、そういうような事情もなかったとお聞きしております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 今までと同じような感じで療養が続けられ、利用者にとっても特段不都合がなかったということで、人口減はどうしても自然減がございますので、致し方のないことだと思いますけれども、ぜひこの状況で病院側に頑張ってほしいと思うところです。

香北病院は、災害時の救護病院にもなっていたかと思うんですね。前の駐車場が災害

時の医療救護所に指定もされています。そういう状況でもある中で、こういうふうにベッド数が削減された、それに伴ってスタッフも少なくなっているんじゃないかとは思うんですけれども、その辺りの心配はないでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **○健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 現在、香北病院のスタッフは、やはり必要なスタッフが今までの半分ぐらいで済む部分もありまして、経営のこととかを考えますと、やはり継続して地域にずっと香北病院があるということが大前提で、そこがまず安心の一つであると考えますので、スタッフが少なくなってはいますけれども、香北病院があるということがすごく大事なのではないかと考えております。

また、災害時の医療救護病院としては、最近はちょっとコロナの関係とかもありまして訓練とかはできておりませんが、香北病院とは過去にも香北支所と一緒に訓練もしてきておりますので、また、医療体制についてはかなり厳しい面がありますけれども、支援を受けながらやっていかなければと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 介護医療院になったということで、ちょっと手元の資料からピックアップしますけれども、介護医療院へ移行するに当たっての自治体の取組というところで、保険者としての課題があると思うんですけども、その中で介護保険財政への影響というのも今後出てくるのではないか、それを懸念している保険者の自治体もありましたので、本市は今第8期が始まっていますけども、また第9期の介護保険事業計画をつくるに当たりまして、この辺りの財政的なことで何らかの影響があってくるのでしょうか、お願いします。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 特に大変心配な状況ではないと考えております。介護医療院の前もそもそも介護療養病床で同じ仲間の病床というか、そういうところがありますので、そこがどちらかというと少なくなった。ただ、ユニット型ですので、若干お金が高くなっているという部分がありますが、そこは注視していきたいと考えております。
- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- O12番(濱田百合子君) それでは、④に移ります。

本県の新型コロナへの対応を踏まえた今後の保健・医療供給体制確保の計画をお聞きいたします。

- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えします。

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、今後も中長期的に反復する可能性があることを前提として、県内の総合的な保健・医療提供体制を確保するために、高知

県保健医療供給体制確保計画をこの11月30日に策定しています。治療を必要とする 方が確実に入院できる体制を確保するための、陽性判明時から療養先決定までの対応と して、検査協力医療機関の増加を図り、発熱等のある方への外来受診体制の強化や病床 の確保、臨時の医療施設の整備、感染拡大によりやむを得ず自宅療養となる場合の宿泊 施設の確保や自宅療養者の健康観察・診療等の体制確保、また保健所の体制確保などが 盛り込まれております。

具体的には、医療体制については、県新型コロナウイルス感染症対策本部で検討されておりまして、受入れ可能な病床数を増やすよう調整が行われています。臨時医療施設を1か所確保し、現在296床のところを328床に増やす方針が出ております。

また、宿泊療養のホテルも、現在の3か所から1か所148室を増やし、4か所38 5室に拡充される予定です。市としましても県の動向を注視し、要請があればできる協力はしていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 課長もおっしゃっていましたけれども、この県の計画の中で、やむを得ず自宅療養になった場合には、ちゃんと健康管理ができるような体制を組むという検討がされているということです。ただ、前回の第5波のときに自宅療養で亡くなられた方が、冒頭でも述べましたけれども、たくさん全国的にもいて、高知県でもたくさんいました。

その中で新型コロナ感染者が安心して療養できるためには、自宅療養ではなく急変にも、健康管理はしていますけれども、やはり新型コロナウイルスで急変することが今までの例でもありましたし、本当にすぐ対応できる、電話もできないような状況にもなっている方がいましたので。宿泊療養施設を3か所に増やしたということでございますけれども、やはり自宅ではなくってすぐ医者または看護師の巡回とかができていくようなところの確保が、私は大事だと思っているんです。計画では、自宅療養者の数が358人ということで、34%減にはなっておりましたけれども、ちょっとその辺りを非常に心配するところですが、課長の見解をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- ○健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

まずは、やはり感染しないことが大前提というふうに考えておりますが、どうしても皆さんに耐性のないウイルスですので、なかなか厳しい部分があります。できるだけ病院で診ていただくのが一番いいと思いますが、軽症者の方については、どうしても感染者数が増えたときには、やはり自宅療養もやむを得ないことがあるかもしれませんが、そういうときにも市町村から人材支援に行くこともありましたし、できるだけ保健所体制への支援という部分に、市町村ではなりますけれども、そういうことに努めていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ⑤に移ります。

地域包括ケアシステムを含め、地域医療を守ることはとても重要です。保険料を支払っている市民に十分なサービスを提供できるよう、国や県にこれからも要請していくべきではないでしょうか。医療供給体制に本市としていかに責任を持つか、その姿勢が重要だと思いますが、その辺りをお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 香美市としましても、高知県地域医療構想調整会議がございますので、その中で南国市、香南市とも情報共有を行い、方向性を合わせて協力しながら、住民が困ることのない医療体制の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) それでは、大きな2番目の質問に移ります。福祉タクシー料金助成制度について質問いたします。

福祉タクシーについては、令和3年度予算に反映できるように、議会でも制度の充実及び市民負担分の軽減策を講じることを提言してまいりました。また、一般質問においても、何度か同僚議員が制度の充実、市民負担の軽減策について質問してきたところです。

国は、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上にすることを目標にしています。平均寿命と健康寿命との差、不安や暮らしにくさのある期間を短くすることが大事です。2025年には65歳以上の5人に1人が認知症、85歳以上では4人に1人が認知症になるとの報道もあっています。高齢化に伴い認知症の人も増えることが想定されています。

体の調子が悪くなれば安心して受診でき、早期に治療し、社会活動に参加することができることによりフレイル予防にもなります。地域の集いに行ったり、買い物に行ったり、自分でできることがどれだけうれしいことか、気をつけていても老化は着実にやってきますから、出不精にならないように気軽に外出できることがとても大事です。このことは高齢になれば誰もが思うことではないでしょうか。免許証を返納したいが、車がなかったら不便だから80歳になっても乗っているという方、せっかくのタクシー券だから病院だけに使いゆう、ちょっと紅葉も見に行き気分転換もしたいけど我慢するしかない、国民年金やきとても無理とおっしゃっていました。高齢者の事故も多いです。送り迎えをしてくれる方がいつもいるとは限りません。近くにいなければ頼めません。合併し、土佐山田町の中心地がやはり病院や買い物の主流になりました。入院できる病院も限られています。市外の病院を紹介されることもよくあります。市内で治療できない

病院もたくさんあります。

この制度は、高齢者福祉の観点から、高齢者が社会参加するためにタクシーを利用できる制度ですから、とても重要な制度だと思っています。本市がいち早くこの制度に取り組んでいることは、すばらしいと思います。しかしながら、高齢化が進む中、冒頭に述べましたように、より充実させること、市民の暮らし向きを考えたとき、負担の軽減が必要ではないかとの思いで質問いたします。

まず、①です。

平成28年度から令和2年度までの3町ごとの申請者数と決算額をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- ○健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

資料が濱田議員のデータの一番後ろについておると思いますが、福祉タクシー申請者数と決算額ということで、土佐山田町・香北町・物部町で平成28年度から令和3年度までの申請数と決算金額を書いております。資料を御参照いただきながらですが、実際の申請者数は平成31年度の480人をピークに、令和2年度413人、令和3年度367人と減少傾向になっております。コロナの関連も否定はできないと思いますが、それに伴い決算額も今減少しているところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) お示しいただきました資料を見て、課長のほうからも令和2年度減少しているということでございますけれども、コロナの影響も考えられるとお伺いいたしましたが、この令和3年度の今現在の状況を見られて、昨年度と同じような状況というふうな予想が立ちますでしょうか。
- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 大体450人から一番ピークが平成31年度480人ということで、これを見たら分かりますけれども、今回決算額でお示ししましたところ、平成29年度の大体350万円から平成31年度で361万5,000円ということで、その辺りで推移しているんですけれども、予算額を少し見ましたら、平成31年度は不用額として差引きしますと58万6,880円でございました。そして、令和2年度につきましては、予算額450万円ほどありましたけれども、実際93万8,980円が不用ということに決算ではなっているところでございます。

このようなことを見ましても、やはり予算を使っていって住民の暮らしをより快適に といいますか、使いたい部分に使えるようにということを考えましたら、もう少しこの 不用額も少なくして、利用勝手のいいようなものに変えていけばという思いもするんで すけれども、その辺りはいかがでしょうか。

- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** せっかくある制度ですので、皆さんにできるだけ使っていただけるような、使い勝手のいい福祉タクシーであることは大事だと考えております。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 次の②の質問に移ります。

平成30年度から令和2年度の主要な施策の成果説明書では、最寄りの量販店が減少しつつあり、今後ますます需要が高まると思われる、引き続き周知が必要、市外でも利用できるようにとの要望もあるが財政的に厳しいと、3年間同じ課題の記述がありました。要望に対しまして、担当課や企画財政課は今までどのような検討をされてきたのか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えいたします。

健康介護支援課では、香美市外や近距離でも利用ができるように一応検討してまいりました。例えば、500円分のチケットを配布する案を検討してみましたが、試算の結果、令和3年度香美市在住70歳以上の人口8,730人に月2枚、通院した場合の往復として考えておりますが、年間24枚を配布した場合、必要額は1億476万円となり、直近5年間の平均決算額350万円をはるかに上回る金額となります。そのほかにも、対象年齢を引き上げ80歳以上として、3,993人に年間24枚配布した場合の必要額は4,791万6,000円。それから、500円チケットをちょっと安くして200円チケットにした場合でも、70歳以上を対象とした場合は4,190万4,000円となるため、現在の財政状況から鑑みて、この方法では厳しいという結論に至っております。

また、高齢者や障害のある方、僻地にお住まいの方等への足の確保という観点から、 定住推進課、それから福祉事務所とともに会を開きまして、定住推進課の実施するエリ ア型デマンドバスなどの利用状況等も踏まえて協議した結果、エリア型デマンドバス等 の利用をベースに、健康介護支援課では高齢者全般への支援、また、障害のある方には もう少し手厚く、福祉事務所のほうで今後支援を行っていくということで合意しており ます。

また、健康介護支援課としては、令和4年度より新たに、年齢には関係なく要介護2 以上の方を対象条件に加える方向で現在調整しているところです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- **〇企画財政課長(佐竹教人君)** お答えいたします。

要望等に係る事業内容の検討・精査・予算要求等は、基本的にそれぞれの所管課が担っており、当課として他の所管事業内容を直接検討しているわけではございません。基本的には予算査定の中で検討させていただいております。

財政的に厳しいとのことですが、予算要求に際して一般財源に限度額を設けておりますので、当然先ほど課長が答弁したとおり、枠配分の中で取捨選択、事業の適正化をしていただいている状況であるというふうに考えております。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 財政的に、いろいろ考えてみても厳しいと、健康介護支援課の宗石課長からお答えがありました。企画財政課の佐竹課長に伺いますが、枠配予算ということですけれども、所管の担当課から、この部分をこのように手厚くしたいからと、具体的な内容をお示ししてプラスの予算をというような要望があったときには、再検討とかはすることができるのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- **○企画財政課長(佐竹教人君)** 各課の特殊事情分については、その都度毎年度確認 させていただいて、必要なら枠を超えた予算の適用ということがなされております。
- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君)
  各課の特殊事情分ということで、今後、健康介護支援課で、先ほど課長から申されたように、定住推進課と福祉事務所との連携ということで、おのおの住民の交通手段も確保するというような議論をする中で、福祉事務所については障害を持った方、そしてエリア型デマンドバスは定住のほうでというようなことですけれども、みんな高齢になるわけですので、どの方も安心して、車の免許を80歳以上になっても持たなければならないような状況ではなくて、気軽に社会参加もでき病院にも行けるというようなことを、やはり市として考えていく必要があるのではないかと思っているところです。特殊事情分に入るかどうか分かりませんけれども、ぜひ具体的な内容を各課からお示しいただきまして、企画財政課のほうで再検討願いたいところです。③に移ります。

片道料金から1,000円を除いた半額補助のため、近距離の方は利用できません。 高知県の運賃を見ますと、郡部地区におきましては、初乗り運賃が1.35キロメート ルまでが580円です。制度を使うためには、3キロメートル138メートルで1,0 60円です。片道3キロメートル以上ないと、この制度が利用できません。例えば、片 道1,200円かかっても助成は100円です。障害のある方は200円です。あまり にも少ない額ではないでしょうか。障害のある方が利用する福祉タクシー料金助成事業、 そして、70歳以上の方や運転免許証返納者などが申請できる、例えば高齢者料金助成 事業などとして、各課おのおのの事業として実施すれば、より行き届いた事業になるの ではないでしょうか。再考を願いたいところです。見解をお願いします。

〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

**〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えいたします。

先ほどと重複若干するかもしれませんが、エリア型デマンドバスがベースにありまして、その上に高齢者支援としての福祉タクシーがあると。さらに、障害のある方へは手厚く、もう少し使い勝手のいいタクシーチケットになるかは分かりませんけれども、そういう部分について検討を進めているところですので、関係課と一緒にまた検討しながら、使い勝手のいいタクシーチケットに変わっていければというふうに考えております。以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ④です。

高齢になれば誰もが直面する課題です。県下で他の自治体でも様々な方法で助成事業が行われています。高齢になっても社会参加でき、フレイル予防にもなる、このフレイル予防になることによって、やっぱり病院にかかっていく率も少なくなると思うんですね。みんなのそれは願いなんですね。外出支援は必須の高齢者福祉事業です。事業の再検討を要望します。

先ほど、③でのお答えで、ほぼこれからやっていくということを伺ったように思いますけれども、お願いします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) この事業につきましては、今後も市民の動向を注視しながら、また、他市の状況等も検討しておりますので、いろいろ情報を仕入れながら関係各課と協議・検討を続けていきたいと考えております。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。

以上です。

**〇12番(濱田百合子君)** それでは、大きな3の項目に移ります。不登校について 質問いたします。

10月のある日、外出中に出会った子供さんに声をかけました。学校は楽しい?と聞くと、全然という返事でした。いつも元気な子供さんでしたので、びっくりしました。コロナ禍で行事等の規模は縮小されていると思いましたが、子供に活気がないのは気になります。本来の子供時代を楽しめていないということに、大人社会の縮図ではないかと大変危惧します。経済効率を優先する社会の中で、子供たちが巻き添えになっていないかと心配します。現場の先生方は一生懸命子供たちに対応していると思いますが、時間も人も足りない状況ではないでしょうか。

子供たちは、ありのままの自分を見てほしい、話を聞いてほしい、遊ぶ時間も欲しいと思っているのではないかと思います。登校しないという行動で大人社会に何かを訴えているとすれば、大人は真摯に受け止めて、場合によっては方向転換することも必要ではないかと思います。学校の主人公は子供たちです。不登校の子供たちが多くなっていることは、主人公が行けなくなっている学校ということで、大変な問題だと考えます。

息苦しくない学校、魅力のある楽しい学校にしていくために力を入れなければとの思い で質問いたします。

文部科学省が10月13日に発表しました、令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、30日以上欠席した不登校児童生徒数は19万6,127人、前年度比1万4,855人の増加で全国的にも過去最多です。小学生100人に1人、中学生24人に1人という深刻な状況です。

高知県下の不登校児童生徒数、令和2年度ですが、小学校で令和元年度よりも43人増え377人、中学校で令和元年度より78人増え861人で合計1,238人、前年度より121人増加。1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.2人で、全国平均20.5人より4.7人も多く全国ワースト1でございました。

そこで①です。

本市の小・中学校、令和元年度、令和2年度、令和3年度現在の状況をお尋ねいたします。

- ○議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- 〇教育次長(秋月建樹君) お答えいたします。

令和元年度、令和2年度の年間30日以上の欠席者、令和3年度の7月末調査で10日以上の欠席者は、令和元年度が小学校14人、中学校37人、計51人、令和2年度が小学校17人、中学校38人、計55人、令和3年度が小学校10人、中学校27人です。令和2年度の不登校者数は1,000人当たり35.3人と、高知県平均より高い数値となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) この1,000人当たり35.3人ということは、大変な状況じゃないかなと思うところです。令和元年度から令和2年度にかけても、小学校で3人、中学校は1人、継続の児童生徒もいるとは思うんですけれども、この数には特別支援学級の児童生徒、学校に通っているけども支援学級に通っている生徒も含んでの数になりますでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- ○教育次長(秋月建樹君) 長期病欠者以外の数となっております。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **○12番(濱田百合子君)** 全国はもちろんですけれども、県の平均よりも本市の状況はもっと多いということですけれども、それについてどのような見解をお持ちでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- ○教育次長(秋月建樹君) 要因といたしましては、家庭の状況とか学校が要因といった場合も考えられますけど、特に高知県のほかの学校と比べて、何か特別な原因がある。

るとは考えておりません。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** ②ですけど、先ほども言いましたけれども、私は深刻な 状況ではないかというふうに思います。どの学年に不登校が多いのか、その辺りの傾向 はいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- ○教育次長(秋月建樹君) 全国的に見て、小学校1年生とか、中1ギャップということで中学1年生が多いのではないかと思いますが、香美市の場合分母が少ないせいもあって、不登校の多い学年は毎年変わっていますので、特に傾向というものはありません。ただ、本年度は小学校6年生と中学校3年生が多い状況です。不登校になると、すぐには改善しませんので、前年度多かった学年が継続して多いといったところになっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ③に移ります。

令和2年度の新規不登校児童生徒が多くなっていると私が通告に出していますけど、 全国で見ますと、不登校の数が令和元年度よりも令和2年度が多くなっている状況があ ってのことで、このように質問いたしました。

ただ、本市の状況もお伺いした中で、令和元年度よりも令和2年度のほうが若干増えているというような現状ではありますし、今の時点でも37人、小・中学校合わせているということでございますけれども、このことは、コロナ感染で令和2年度は3月、4月と学校も休校になったりもしました。そういったコロナの影響もあるのではないかと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) 皆様おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。濱田百合子議員の御質問にお答えいたします。

まずその前に、お話のとおりコロナ禍の中で子供たちが楽しみに、特に6年生とか5年生、それから中学2年生、3年生たちが大変心待ちにしている修学旅行でございますとか、それから集団宿泊、いわゆる合宿といった楽しい集団活動がございますけれども、そういったところが昨年度から中止になったり、あるいは延期になって、また中止になって、もうそれなら何とか四国内でとしても、それも駄目、そしたら県内でというように、状況もコロコロ変わる中で、子供たちがやはりちょっと寂しい思いですとか、残念な気持ちを持つということはございました。

ただ、そういった中におきましても、自分たちで計画を立てて、例えば土佐清水のほうに行ってみようとか、県内の同じような中山間部でも津野町のほうに出かけてみよう

といった、調査活動をしながら取り組むことを学校の中では工夫してまいったところで ございます。幸いにも、最近は高知県におきましてコロナ感染者数も減少してございま すので、ここ二月ほどは、今言いましたように規模は縮小してございますけれども、修 学旅行に出かけたり、集団宿泊に出かけたりということができるようになってございま す。

運動会につきましては、今年度は工夫しまして学校等でも行ったところでございます。例えば、大体3時ぐらいまで運動会というのはございますけれども、午前中に子供たちが楽しめる競技に絞って実施して終了する、そして参加いただく御家族には、これ保育園も幼稚園も同様でございますけれども、各御家庭お一人ないしはお二人で御参加くださいといったような形で工夫しながら、それから、人と人との間隔を取りながら参加していただくというなことで、運動会も何とか行うことができました。私も参加いたしましたけれども、本当に生き生きと走り回ったり、ダンスで自分たちを表現する姿を見たときには、一刻も早く本来の姿に戻ってほしいなあと切実に感じたところでございます。ちょっと長くなりましたけれども、御質問にお答えいたします。

まず、新規の不登校児童生徒数についてでございます。これは先ほど濱田議員からもございましたように、全国的に見ましても新規の不登校児童生徒は増えております。香美市におきましては、新規不登校児童生徒発生率は令和元年度39.2%、おっしゃいますように決して低い数値でございませんけれども、その数値から令和2年度は36.4%に減少いたしました。令和3年度の数値につきましては、まだ集計期となっておりませんので明確には申し上げられませんけれども、これも令和2年度よりもまた減少するのではないかという見通しは持っております。まだ3学期等がございますので分かりませんけれども、少しずつ香美市の中では減少してきておる状況にはございます。これは、臨時休校中の全家庭への連絡でございますとか、臨時休校明けのアンケートを実施いたしましたり、全てのお子さんではございませんけれども、ぜひこのお子さんにはお会いしようと、御家庭にもお尋ねしようということで、面談等を各学校が丁寧に行った結果ではないかと思っております。危機感を持って取り組んでおるところでございます。

続きまして、コロナ禍の影響についてでございますけれども、コロナ禍の影響は否定できないと思っております。令和2年度は4月から臨時休校となりまして、子供たちは経験したことのない状況に置かれましたこと、また、家庭の経済的基盤も不安定になるなど厳しい状況が長く続きましたことなどによりまして、不安も大きく心と体の健康に影響の現れたお子さんもございました。そのように顕在化するお子さんもいれば、顕在化せずに自分の中で持っているというお子さんもおいでますので、今後も引き続き配慮しながら、しっかり関係機関とも連携を取りながら見守っていかなくてはならないと考えております。

不登校の子供たちの課題につきましては、私どもの教育課題の中でも非常に大きな優

先すべき課題だと考えておりますので、皆様方の御協力、御支援、御助言等頂ければあ りがたく思います。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君)
  詳しいお話を教育長からしていただきました。私は、9月定例会議で国立成育医療研究センターの報告について言いました。コロナ禍においては、小学4年生以上の15%から30%の子供に、中等度以上の鬱症状があることが示されていると。心のケアが大事だということをお示しいたしました。そのときに、スクールソーシャルワーカーもおり、そして、ふれんどる一むにも行ったりしながら対応しており、心のケア体制はできているということですが、引き続きその支援体制で動いている状況なのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) ふれんどる一む等との連携は、引き続き行っておるところでございます。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) ふれんどる一むに送り迎えとかをされていると思うんですけれども、そのスクールソーシャルワーカーの数というのは、このような状況を受けて今年度増えたとかではなくって、同じような体制でいっているということになりますでしょうか。
- O議長(利根健二君) 濱田議員、数字とか動向とかの通告にない部分については、 ちょっとすぐ答弁が出ん可能性がありますので、よろしくお願いいたします。

答えられるようであれば。

教育長、白川景子さん。

○教育長(白川景子君) 数字につきましては変わってございません。このことにつきましては、⑤の質問の中で詳細についてお答えさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ④に移ります。

コロナ禍でICT教育が一気に進み、1人1台のタブレット、GIGAスクールが始まりました。不登校の子供たちへの活用状況についてお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) 御質問にお答えいたします。

タブレットの活用状況につきましては、教室に入りにくい子供たちなどが、学校内の 別の教室や家庭などで、タブレットを使ってライブ配信した映像を見て授業に参加した り、教育支援センターふれんどる一むで、タブレットを使って学習したりするなどの活 用をしております。これからも効果的なタブレット活用方法につきまして研究していかなければならないと考えているところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) ⑤に移ります。
  不登校の状況から、どんな対策を講じているでしょうか。

「豆仅の水化かり、こんな N 水で 冊 している てしょ )

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- 〇教育長(白川景子君) お答えいたします。

まず、不登校の未然防止の取組を行うということが必要でございます。このことについて、昨年度より文部科学省の研究指定を受けまして、指導総括官や大学の専門的な知識をお持ちの先生などの御指導・御助言を賜りながら、市内全ての小・中学校におきまして、魅力ある学校づくり調査研究事業に取り組んでございます。この事業は、全ての児童生徒を対象に未然防止の集団指導、集団指導と申しますと、例えば授業の中で、子供たちが主体的に自分の意見や考えをたくさん出し合える時間を工夫して生み出していく、それから、事前に子供の思いや願い、こういうことをしたいというようなことをリサーチして、そのことによって授業を組み立てていくなど、これまでの授業を少し見直していく取組、それと、行事を通して子供たちが、同じですけれども、どういう行事を計画して楽しんでいきたいのかというような、子供が主語になるという学校の集団指導を行い、安心できる居場所づくりと、子供たち同士の絆づくりを目指した授業に取り組んでおるところでございます。

次に、不登校の兆しが見え始めた児童生徒につきましては、初期対応の個別支援を早期に行っております。前年度からの不登校を継続しておる子供たちには、先ほど御質問のございましたスクールカウンセラーの方、それからスクールソーシャルワーカー、教育支援センターふれんどる一む、時には県の関係機関と連携して個別に自立支援を行っております。その自立支援を行う際のスクールソーシャルワーカーは、いつも個別の子供に対して変わるということではなくて、同じスクールソーシャルワーカーがいろんな関係機関と連絡を取り合いながら、そのお子さんについて、御家庭を丸ごと見ながら継続しておるという状況でございます。御心配いただいておりますように、子供の数が決して少ないというわけではございませんので、何かとスクールソーシャルワーカーも頑張ってやってくださっておる状況でございます。

最後に、不登校の児童生徒がなかなか学校に来れなくなってしまった、不登校児童生徒というのは、30日以上学校に来られない日が続く場合に私どもは認定していまして、支援に取り組んでおるわけでございますけれども、こういった子供たちにつきましては、子供だけではなくて、場合によれば御家庭を丸ごと支援していかなければならないといった事例もございますので、医療でございますとか、福祉といったところと連携を密に行いながら、個別に支援を継続しておるところでございます。

なお、様々な取組につきましては、研究所や不登校の教育支援センター所長や私ども と定期的に連絡協議会も行いまして、状況を共有できるようにしておるところでござい ます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 次の⑥に移ります。

来年度から、鏡野中学校に校内適応指導教室を設置するとお伺いしております。現在の状況で、利用すると思われる生徒数と対応する職員の配置はどのようになる予定でしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 御質問にお答えいたします。

現在、対応する教室の整備に向け設計を行っているところです。利用すると思われる 生徒数の予測は難しいですが、クラスに入りづらい生徒や不登校傾向の生徒などが、こ の教室に登校してくるのではないかと思われます。先ほど申しましたように、何人とい う予測は難しく、こちらでお答えすることができません。申し訳ありません。

また、現状での想定職員配置につきましては、来年度のことですので確定しているわけではありませんが、県の事業で専属教員を配置することができるよう要望しているところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) この教室ができても、この教室に行く行かないとか、ふれんどる一むに通ったほうがいいとか、それぞれあると思うんですけれども、その辺りは生徒個人の自由ということですよね、確認ですけれども。
- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

議員もおっしゃられたように、子供一人一人でいろいろと違いますので、その子供に 合った居場所をつくるという意味になっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ⑦に移ります。

資料2を御覧ください。これは、日本大学文理学部教育学科の高橋 智教授らの研究 チームが今年7月に実施しました、「コロナ禍における子どもの「いのち・生活・発達」 の危機と発達支援に関する調査研究」の報告です。一部しか情報としては入手できませ んでしたが、この資料を基に質問させていただきます。

この資料を見ますと、授業の内容が難し過ぎると思う小学生が約3割、中学生が約5 割います。また、授業の進み方が早過ぎて、内容が分からない小学生が約2割、中学生 が約3.5割いらっしゃいます。子供がコロナ禍で求めている支援、下のほうですけれども、「子どもにとって、この時期は二度と戻ってこないことをわかってほしい」というのが43.5%、「子どもも毎日がんばっていることをわかってほしい」が43.1%というふうに、この辺りが多くなっているところです。

この状況を見て、本当にそのとおりではないかなと思うんですけれども、このような子供たちがコロナ禍で一体何を求めているのか、楽しい行事があったら元気で来れるとか、その節目節目の行事がなくなっていたことが、登校しづらいことに影響しているのではないかということも分かりますけれども、実際ちょっと困難な家庭には、家庭訪問もしたり子供と話したりもしているかとも思いますけれども、押しなべて、みんなにこのような調査はいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- 〇教育次長(秋月建樹君) お答えいたします。

昨年度5月、コロナ禍での全国一斉休校明けには、全小・中学校で心とからだのアンケートを実施しました。これは感染症で初めての長期休校であったため、子供の健康を心配して行っております。

現在、小・中学校では、楽しい学校生活を送るためのアンケートを年2回、学校生活 アンケートを年2回実施しており、気になる児童生徒がいる場合は面談をして、早期に 対応を行っております。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 前回の私の質問でも、去年度5月は休校があったために、その後アンケートを全員に実施したとお聞きしたところです。その後、年2回対応しているということをお伺いいたしました。このような臨時休校になった後されたことは大変よかったと思うんですけれども、また年度が替わりましたので、続けてコロナ禍の、また今年は感染拡大爆発も第5波でしましたので、よりなお子供たちも本当に深刻な状況を子供なりに受け止めていると思うんですね。だから、このような心とからだの調査も気軽にやれたらいいかなと思ったところです。

日本体育大学の学校保健学の教授は、大人は遅れた学習を取り戻すだけに注力せず、これまでにない生活を強いられている子供の声に寄り添うことが重要と指摘しています。私、前回の質問でも言ったんですけれども、子どもの権利条約第31条をぜひ子供たちに保証しなければならないと思っているんです。これは昨年12月定例会議の質問のときに、この条約を学ぶ時間を取ってほしいと言いました。これにつきましては、時間を取ってやりたいとも御答弁いただいておりますけれども、やはり主人公である子供の立場をどれだけ大人が理解しているのかということは、すごい大事なことだと思いますので、またこの辺りの考慮もいただきながら、今精いっぱいやっておられる学校の先生方、また、それを支援されている先生方に協力してやっていただきたいと思うところです。この子どもの権利条約については通告していないので、そのこともまた考慮していただ

きたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。大きな4番目の質問です。香北町のまちづくりについて質問いたします。

昨年9月の定例会議におきまして、まちづくりの観点から、美良布保育園の新設移転と図書館の移設とは、同時進行で検討すべきではとの質問に対しまして、同時進行で検討すると答弁されました。美良布保育園の新設につきましては、地元住民も交えた建設検討委員会で令和7年度新築開園に向けて協議が今されています。

市立図書館香北分館は、11月2日に香北町の基幹集落センター1階にリニューアルオープンしまして、約4,000冊の本と土佐木材で作られたすてきな棚や椅子が設置され、新たな図書館として移設オープンされました。館内は蔵書とカウンター、書架の間にかわいい木の椅子も設置されていましたが、閲覧するためのテーブルはスペース的に設置できていません。

お手元にある資料③ですけれども、基幹集落センターの玄関に書架とテーブル2台、木のテーブルで温かい雰囲気がありますけれども、載せています。御覧ください。ここは基幹集落センターの入り口なので、自動扉が開閉するたびに音がします。照明が暗くてゆっくり学習するにはよい環境とは思えません。基幹集落センターは災害時の避難場所にも指定されています。避難路の通路を拡張することはできません。移転後、地域からの声を受けて今回質問いたします。

①です。

地域の方からアンパンマン図書館は香北町のシンボル的な存在、残してほしい、また、市が改修して民間活用させてもらえないかなどのお話をお聞きしました。アンパンマン図書館については、私も何度か質問させていただきました。既に4年前の質問ですけれども、建物は撤去する方向で検討したい、文化財として保存するためには耐震工事や全体的にリフォーム工事を実施する必要が生じ、新築と同等の改修費用が想定されることや施設の維持管理等が発生するとの御答弁をいただいておりますが、施設の文化財としての価値はどうなのでしょうか。お伺いします。

- **〇議長(利根健二君)** 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** お答えいたします。

昭和5年に建築されており、高知県内の鉄筋コンクリート構造の初期の建造物として 価値があると思われます。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** ②に移りますが、そういう建造物であることは認識されているということで、鑑定の必要はないでしょうか。貴重な建物なら保存が必要と考えるところですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君) 平成24年度に国登録有形文化財候補として

調査しております。その調査結果に基づき文化財保護審議会に答申いたしましたが、建 物自体が倒壊のおそれがあるということで、登録申請には至っておりません。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 建物自体が倒壊のおそれがあるということで、そこまで至ってないということでしたけれども、①でお示ししましたように、これはやっぱり香北町のシンボルだということをずっと言っている市民の方が多くて、私もそうだと思っているんです。

市長にお伺いしたいのですけれども、この秋に市政懇談会を中山間地域を選んで13か所開催されたとお聞きしておるところなんですが、そこに参加された方がアンパンマン図書館のことを質問された際に、民間から購入したいという話も来ていると、数件の問合せがあったということを話されたとお聞きしました。その辺り、このアンパンマン図書館がもう香北分館として移転されたので、この図書館は必要ないため撤去するということが公になっている中におきまして、もう既にこういう話の問合せがあっているという状況が実際あるのでしょうか。お伺いしたいところです。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- 〇市長(法光院晶一君) お答えします。

懇談会で質問等があったということでありますけれども、様々あった場合は記録を残してやっておりますが、少し今お話されたような内容についてはどこでの話なのかちょっとよく分からないので、お答えがすることができません。もう少し具体的な内容があれば、お聞かせ願いたいと思いますけれども、今のところお答えする内容はございません。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君)
  中山間を選んでということで、私がお伺いしたのは西川地域の方からでございます。そういうことを聞いたので質問してほしいという旨でございまして、ここに挙げらせていただきました。私が非常に心配していますのは、このアンパンマン図書館の東側が、ちょうど幅1メートルぐらいを残して全て広い更地になっているので、広い駐車場ができるのではないかなという感じを受けております。なので、その民間の方が購入したら、解体して同じような更地にして広げるのではないかなと思っていまして、そういったときに、せんだって宮地竹史先生が、星がきれいに見える美良布の町筋を見まして、アンパンマンと「やなせ」という名前の星もあり、そしてパン工場の煙突に星が落ちてきてアンパンマンになったというようなことも話されたので、非常にこのメルヘン的な香北町の町並みを、やっぱり守らないかんのじゃないかなという思いがしました。そういう意味もあって、これを民間の方が購入したらどうなるのかなという、ちょっと懸念がありましたので質問いたしたところですが、何かあれば。
- ○議長(利根健二君) 濱田議員、こういった大事なこととか記録を精査して答弁せんといかんことについては、通告しておいたほうがよろしいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

定住推進課長、中山繁美さん。

**○定住推進課長(中山繁美君)** 懇談会のことで一言ちょっと御報告させていただきます。

佐敷地区での懇談会の中では、アンパンマン図書館の隣の建物ですけれども、そこの 屋根が壊れかけているというか、雨漏りしているという話から、ちょっとアンパンマン 図書館の話もちらっと出ております。アンパンマン図書館のほうも雨漏りして危険だと いう話はございましたが、具体的に今後どうするかというお話には至っていないと思い ます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** ③に移ります。

移設した香北分館は、民間の既存物件購入や賃借等も含め検討した結果、適当な場所が見つからず、取りあえず、現在の基幹集落センター1階となりました。何人かの市民から、図書館は集える場所、情報の拠点である、貸出しだけではない魅力が要る、まちづくりの観点から図書館の場所を検討してもらいたいとの声をお聞きしています。見解をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- ○生涯学習振興課長(黍原美貴子君)
  基幹集落センターに移転した後、館内が明るく利便性も向上して、安心して利用できるようになったというお声もたくさんいただいております。移転前と比較すると、面積の都合上、開架冊数が減少しておりますが、定期的に開架・閉架資料の入替えをするなど、新鮮な書架構成を保つように毎日工夫しております。また、調べ物学習などをするための机が館内に配置できておりませんが、1階の小会議室を、予約が入ってないときには、図書館の閲覧室として開放しております。当面は現在の基幹集落センターを使用して、来年度に開館する予定の新図書館とのさらなる連携を深めて、市民が集い情報の拠点となるような場所になるよう取組を進めていきたいと考えております。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 今、実際展示されている本の数は少ないですけれども、 課長が先ほどおっしゃいましたように、以前にも聞いたんですが、その基幹集落センタ ーの2階とか老人憩の家に保存しているということですので、これを定期的に蔵書交換 していくためのスタッフなんかは、今会計年度任用職員が2人いますかね、そのときに は本庁からも手伝いに来たりして、十分蔵書交換等が可能であるということなのか。そ して、アンパンマン図書館の2階には、やなせ先生の著書だとか、それから、みつはし ちかこ先生とか、ほかの著名な作家さんの本もあったと思うんですが、そういった本も 閲覧できるような形を考えているんでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** アンパンマン図書館で使っていた本に関しては、今やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団にお貸ししている状況になっております。ほかの書架については入替えをして、市民の方に利用していただくよう考えております。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) そうしましたら、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団に貸しているということだと、例えば別館とかで閲覧することも可能ということでしょうか。今まで気軽にアンパンマン図書館の2階で見れたものが、何かそのままになっているのは忍びなくて、やはり広く市民が見れる状況をつくっていくことも考えたときに、コーナーとかがあればいいけど今の状況ではできないしということも市民の方が言われていましたが、どうでしょうか、その辺り。
- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** 今後検討していきたいと思います。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ④に移ります。

住民の身近にある生涯学習の拠点となる大事な施設です。住民の声を市政に生かすま ちづくりの観点からも、このことに関しまして意見を広く聞く方法を検討してはいかが でしょうか。

- **〇議長(利根健二君)** 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- ○生涯学習振興課長(黍原美貴子君)
  昨年5月に建物の屋根の一部が崩壊する事故もあって、今後予想されている南海大地震を考えると、来館者や職員の安全を確保するためには、急遽でしたけれども移転することを余儀なくされ、やっとこの11月に開館したばかりです。これからは、基幹集落センターのほかの部屋を使用することなんかも考えながら、工夫や改善を重ねていきたいと考えています。その中で利用者の要望などに耳を傾けて、今の場所での運営の在り方を改善していきたいと考えています。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** その中で考えていきたいということは、例えば住民の団体、組織からの要請があれば意見は十分聞けるということですよね。市民から意見交換とか懇談を申入れがあったときには、その辺りのお話は聞けるということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** 今開いたばかりの基幹集落センターの図書館 の内容については、要望などはどんどんお聞きしたいと考えております。
- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) その中での要望ですよね、もし今のままでもすごい複合 施設みたいになって明るくなっていいんだけど、やはりここではなくて、将来的には別

のところへの移転を考えてもらえないかみたいなひょっと要望があったときには、懇談 みたいな形ではできるでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君**) 今の段階では考えておりません。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** それでは、次の大きな5番目の質問に移ります。不法投棄等の対策について質問いたします。

3月定例会議で質問した日ノ御子河川公園から上流にかけて、河野林道から川ノ内川への不法投棄はまだ続いています。3月定例会議でお示ししました現場写真の状況は、今も改善しておりません。

11月11日の夕方ですけれども、前回のところより上流30メートルくらいの場所に、トラック二、三台分のごみが捨てられているから見に行ってと連絡が入りました。翌日、支所職員の方1人と現地で会い現場を見ました。資料④につけておりますけど、こういう状況でした。その後、支所から駐在所の警察の方に連絡して2人来ていただきまして、現地でお会いしました。警察官の方からは、南国署にも生活安全課があるのでそちらのほうにも言っておくし、夕方のパトロールをしてみますとおっしゃっていただきました。15日に中央東福祉保健所の衛生環境課の方に現地状況を写真で説明いたしました。まず、現地状況を見て、市役所の環境上下水道課とも連絡を取ってみます、県のほうでもパトロールをしてみますとおっしゃっていただきました。24日、不法投棄場所の地籍調査につきまして、ちょっと心配で建設課に行きましたら、山手のほうは地籍調査ができているけれども、まだ河川際のところはできていないとのことでございました。

今は、資料⑤をつけておりますけれども、香北支所で美化大明神といいまして、苦労されて手作りの鳥居を作って設置していただいております。また、南国警察署と香美市の連名で、不法投棄の罰金等の警告看板も設置しています。今までの対応を基にお聞きしたいところです。

①です。

環境上下水道課、香北支所、建設課等での対応経過をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

通報者、香北支所とともに現地を確認し、不法投棄禁止の看板を設置いたしました。 また、中央東福祉保健所及び警察署にも連絡し、情報共有を図り、再度現地に同行、状況を説明しております。その後、通報に基づき土地の地権者を調査し、地権者の方に対して所有地の適正管理に関する文書を送付しております。

以上です。

〇議長(利根健二君) 香北支所長、前田哲夫君。

〇香北支所長(前田哲夫君) お答えします。

最近、香北管内の人家から遠い林道や市道への不法投棄が増加しています。不法投棄 している場所は、運転中には見えにくい場所に廃棄しており、散歩している方がそれを 見つけて通報してきます。

支所としては、現場の写真撮影を行って不法投棄禁止の看板を設置、そして赤い鳥居を作って今設置しています。また、環境上下水道課環境班や駐在所へも連絡しています。 よく散歩している方やよく通る方にも声をかけ、情報をもらえるように伝えています。 また、防災行政無線での不法投棄防止啓発も考えています。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 林道等の通行及び河川通水に支障等がある場合については、関係機関に報告・協議後、速やかに通行・通水に支障のないような状況にしています。その後の対応ですが、危険な状況となれば関係機関と協議を行い、道路・河川区域については管理者にて対応を取らなければならないと考えています。ただ、あくまでもケース・バイ・ケースでの対応ということがございます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ②に移ります。

地権者に連絡がついても、地権者が投棄物の除去などに対処できない場合もあるし、 連絡がつかない場合もあります。目に余る不法投棄をこのまま放置するのはどうでしょ うか。対処することが必要ではないでしょうか。本市の環境美化条例第11条に立入調 査の事項があります。不法投棄(後に「不法投棄物」と訂正あり)の除去等ができるこ とを追加してはいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

香美市環境美化条例は、廃棄物の散乱を防止するために地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的としております。公共の場所での空き缶、吸い殻及び紙くず等を対象にしており、個人所有地での不法投棄除去には対応しておりませんので、追加することは考えておりません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 先ほど私の質問の中で「不法投棄」の除去等ができると言いましたけれども、ちょっと訂正したいのですが、いいでしょうか。不法投棄の除去ではなくって、「不法投棄物」の除去と訂正させていただきたいと思います。質問の中のことでしたけれども。

それで、先ほど参事がおっしゃいました環境美化条例というのは、公共の場所という

ことが分かりました。そしたら、この香美市の不法投棄なんかについて、対応できる香 美市の条例というのは、どの条例を基に今対応しているところなんでしょうか。お伺い いたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき対応しております。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) その条例の第6条第3項の中に、何人も、公園、広場、 道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならないと書いていまして、 第5項には、占有者は、境界に板塀、有刺鉄線等で囲いを設けて、適正管理に努めなければならないということを書いておるんですが、なかなか持ち主がそこまでできていない現状があり、それがあっても廃棄物を捨てられるということがあるんですが、どのようにしたら不法投棄物の除去とかができるというようなことが、果たしてこの条例の中に今あるでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君)
  先ほど申し上げました、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条におきまして、土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならないとされております。

今回、香北町で頻発している悪質な不法投棄の現状を受け、中央東福祉保健所からも、行政としてでき得る最大の対応をする必要があり、その中でも不法投棄禁止の看板設置はもとより、地権者への文書送付の必要性、また県・市による巡回パトロールの強化についてもアドバイスを受けております。このため、この3点につきまして、関係する部署と連携を図り、不法投棄防止対策として取り組んでいくことが、行政にできる最大限の対応と考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) そうしましたら、この香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の下でできることは、今、参事がおっしゃった内容が全てであるということですけど、どうしても地権者の方が不法投棄物を除去できない状況の場合、それに対して、市として関係機関との協力の下、何らかの対応ができるというような追加はできないでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 不法投棄の場合は、地権者の方が警察に通報、被害届及び被害相談など何らかの届出をしていただき、調べていただく必要があると考

えております。地権者の方から警察に相談してもらった後、香美市で引揚げをすること は困難ではありますが、収集した不法投棄物を申請に基づき処理する費用については免 除して対応しているところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ③に移ります。

不法投棄による環境悪化は、住民生活に大きく影響しています。住民の目につきにくい場所に捨てられていることで、気がついたときには広範囲となっています。今後増える可能性があります。住民生活を守る観点から、環境上下水道課が率先して動くことが必要ではないでしょうか。対策のマニュアル化とプロジェクトチームが要るのではないでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられる犯罪行為です。近隣の市町村の動向を確認し、対応を研究していきたいと考えておりますが、まずは地域住民の皆さん、地権者の方々の協力の下、不法投棄されにくい環境づくりが大切かと考えております。

また、マニュアル、プロジェクトチームはございませんが、不法投棄の通報があった 場合の対応方法につきましては、班内で情報共有を図るとともに関係機関と連携を密に し対応することとしております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** その不法投棄されにくい環境づくりが大切とおっしゃいましたが、それについて具体的に関係各課と、どういう環境づくりをしていけば不法投棄がなくなるかという話合いは、されたことがあるのでしょうか。また、今後していく予定なのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 今後、連携を図って協議していくことが必要と感じております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** ④に移ります。

県道久保大宮線から河野林道に入る場所への監視カメラシステムの運用を要望しますが、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

ホームページや広報誌での啓発はもとより、不法投棄禁止の看板設置や警察署、中央 東福祉保健所、市役所による監視パトロールを強化しております。監視カメラの設置に つきましては、設置費用や維持管理、プライバシー保護の観点もありますので、今の段 階では考えておりません。しかしながら、今後の不法投棄状況によっては、抑止力とな る監視カメラの設置について、関係機関と協議しなければならないと考えております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) ぜひ協議して進めていってもらいたいと思うんです。私が、3月からずっとこの問題で動いて、今回も質問に取り上げましたのは、香北町の西は私が住んでいる橋川野から、東は小川区域までの美良布、韮生野、小川、萩野の水源地なんですね、この川ノ内川はね。産業建設常任委員会でも視察に行きましたけれども、ポンプアップして浄化して、それを香北町内に流しているんですね。その川のすぐそばで不法投棄があってるんです。これをやっぱり環境上下水道課として重要視してもらいたいなと思うんです。冬の間はすごく水が減っているので作業ができますし、これまた豪雨になりますと流されますよね。流されていいわけないわけです、こういったものがね。だから、安全な飲料水を供給することを最優先に、じゃ、どうしたらいいかということをぜひまた御協議いただきたいと思います。

それでは、これで私の全ての質問を終わります。

○議長(利根健二君) 濱田百合子さんの質問が終わりました。

午前11時まで休憩といたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 3番、舟谷千幸さん。
- O3番(舟谷千幸君) 3番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可を頂きましたので、
  - 一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、ワクチン手帳の作成についてでございます。

新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株の感染が世界に広がり、日本国内にも感染が確認されました。感染拡大が懸念される中、12月1日から新型コロナワクチン3回目の接種が医療従事者から開始になりました。高齢者の接種は、来年2月頃から予定されているところです。今回違うのは、接種時期が近づいたら、接種に必要な2回分の接種済証と予診票が一つになった、予診票兼接種済証が送付されるということになっています。

そこで①の質問です。

10月ですけれども、ある市民の方から新型コロナウイルスワクチン接種済証を紛失 したため、再発行についての相談がありました。新型コロナウイルスワクチン接種済証 再発行の手続はどのようになりますか。お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

紛失などにより接種済証が必要になった方には、接種済証明書を交付いたしますので、 その場合は交付申請手続が必要になります。

なお、先ほど御質問にもありましたように、12月から開始された追加接種用の予診 票兼接種済証の下部には、1回目、2回目の接種記録が印字されておりますので、3回 目と併せて御確認いただけるようになっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 今回は、その接種済証が送られてくるということで、以前の ものを探す必要はなく、大変手間が省けてよいことだと思います。

この10月の頃には、郵送することもできるということでしたけれども、本人確認のためのコピーも取らなければならないということで、市役所にどうしても出向かなければならず、相談を受けたこの方は山間部の高齢の方でありまして、交通の手段も大変だったと思われます。今回、3回目の接種で送られてくる接種済証があれば、もう再発行の手続をする必要はないということで、確認ですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) 接種済証の下部には、1回目、2回目の分が きちんと印刷されてますので大丈夫です。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- 〇3番(舟谷千幸君)②です。

新型コロナウイルスワクチン接種済証の破損や紛失等で、これまで再発行された人の 数はどれくらいあるんでしょうか。お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えします。
  - 11月30日現在で54件となっております。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 54件あったということは、結構そういった方がおられたということですけれども、今回、3回目の接種に関しては送られてくるけれども、また紛失する可能性もあります。そういった紛失を防ぎ、ワクチン接種済証が管理しやすくな

るワクチン手帳があるということです。長野市や青森県弘前市の印刷会社が作成し、人気が広がっているということで、朝日新聞の記事等やインターネットにも情報がありました。この手帳は、お薬手帳や母子手帳と同じ大きさで、新型コロナウイルスワクチン接種済証を貼るスペースがあり、副反応などが記録できるようになって販売されているということです。このワクチン手帳の作成についてどういうお考えなのか、お伺いいたします。

- ○議長(利根健二君) ③の質問ですね。
- **〇3番**(舟谷千幸君) はい、③です。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、蔓延防止上緊急の必要があるため、 予防接種法に基づく臨時接種の特例として国の全額負担で実施されるものです。接種された方には、接種を証明する書類として接種済証をお渡ししています。接種の体制確保に直接必要な物ではありませんので、ワクチン手帳の作成は考えておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) ワクチン手帳の作成に関しては、そういうことでございます。④の質問です。

資料1を御覧ください。これは山形県米沢市の米沢市ワクチン手帳でございます。先ほど申しましたように、お薬手帳と同じサイズで、手帳の内容もワクチン接種済証を貼り、そしてその他の予防接種が記録できるようになっております。米沢市にお聞きしますと、人口は令和2年度の国勢調査で8万1,326人ということで、本市よりかぐっと大きいわけですけれども、この手帳は5万部作成したということであります。レイアウトは職員が考えて印刷会社に依頼したということで、1部16円で作成できたということでございます。ここにございますが(資料を示しながら説明)、それほど分厚くなく簡単な形なんですけれども、資料1にありますように、表紙には米沢びしゃもんプロジェクト応援キャラクターということで、米沢市のキャラクターかと思いますけれども、そのキャラクターに「ワクチン接種を受けましょう!」と、吹き出しにワクチン接種の周知を呼びかける言葉を入れることで、ワクチン接種事務費で賄え、希望者に提供して大変喜ばれているということでございます。米沢市と比べたら同じ財源にはなかなかならないとは思いますけれども、本市において先ほど考えていないとおっしゃられましたけれども、こういったワクチン手帳を導入して作成する場合には、どれぐらいの予算総額になるか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

今のところ作成予定はありませんので予算見積りはしておりませんが、仮に米沢市の

ように一冊16円で作成できるとすれば、接種された方全員に配布した場合でも32万円程度ということになります。人口が違いますので、多分単価は上がると思いますが。それと、先ほど最初に議員から紹介のありました、人気が出ておるというワクチン手帳、印刷会社が作っておるコロナワクチン以外の接種履歴とかも記録できるお薬手帳タイプの物になりますと、やはり200円程度はかかるということですので、それを全員にお配りしたら400万円程度になろうかと思います。ワクチン接種の体制確保に直接必要なものではないので、体制確保事業費補助金の対象にはならないと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) ワクチン接種の体制確保に関わらないとおっしゃられましたが、米沢市がそういうふうな形で行っているということですので、工夫すればできるんではないかと思ったんですけれども。

⑤の質問です。

新型コロナとか、また今年は昨年よりも増える可能性があると言われているインフルエンザとか、肺炎球菌ワクチンの接種履歴もここには記録できますので、このワクチン手帳を作成して、必要な市民にワクチン接種会場とか医療機関で配布してはどうかと考えます。

ちなみに、私も接種したのでこういったシール形の物(以下、資料を示しながら説明)、今回もありますけど、シールを貼ることもできますし、それからまたインフルエンザでは、こういった医療機関から出される物もあります。それと、これは肺炎球菌ワクチンですけど、肺炎球菌ワクチンは、こういった小さなシール形の物になっておりまして、このピラピラした物を封筒の中へ入れたりして、個人の管理に任されているわけなんです。こういったワクチン手帳に関して、作成して市民の方に必要な方に配布してはどうか、その見解をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

接種記録の管理や接種済証の紛失を防ぐためにあったら便利だとは思いますが、今のところ作成の予定はありません。保管用のプラスチックパスケースのような物とか、お薬手帳のような物など、様々な形のものが個人向けにも販売されているようですので、必要とされる場合は必要なタイプのものを御自身で購入いただけたらと考えております。それと、一応体制確保補助金対象になるかどうか県にも確認させていただきましたけれども、対象にならないし、やめておいたほうがよいというアドバイスを頂いておりますので、作るとすればほかの方法を考える必要があろうかと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 確認をしたところ、体制確保補助金の対象にはならないとい

う状況だったということですけれども、こういった予算に関して、それほど高いものではないですので、ぜひ考慮していただければと考えます。子供の頃に受けた予防接種は母子手帳とかで記録を管理されますけれども、大人になってからは、予防接種の記録は自分で管理することになりますので、先ほどのようなワクチン接種書の紛失、または、管理にすごく役立つのではないかと思われます。ぜひとも考えていただければと思います。

香美市には、先ほど母子手帳のことも言いましたけれども、こういった健康手帳が以前から発行されているということで、私も今回初めて手にしたわけなんです。特定健診のこととか、血圧測定のこととか、いろんな生活習慣病の予防とかが詳しくこれに載っていますけれども、なかなか活用されていないと。作ったときには活用されたということですけれども、こういった手帳も今回活用していただければと思います。それで、健康手帳もあるわけなんですけれども、これは40歳以上が対象の手帳ですが、ワクチンの記録とか、接種済証を貼れるようにはなっておりません。今回、もう一度そういった予算も考えてのことですけれども、再度、横山参事に作成についてのお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

インフルエンザとか肺炎球菌などのワクチン接種履歴も併せて管理するということになりますと、主に高齢者の方が多いかと思います。先ほど紹介していただいた、健康手帳とか、おくすり手帳などと一体になったような物があれば、複数の手帳を持つ必要もなく便利じゃないかなとは思います。そういったものが今後できるようであればいいとは思いますけれども、今回、コロナワクチンの緊急的な接種についてはちょっと予定しておりません。これはまた今後の課題と言いますか、必要性も含めて検討する必要があると思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 今後の検討課題ということで、本当にぜひとも今回、新型コロナワクチン接種で大変お忙しいとは思いますけれども、このときだからこそ、今、市民が健康管理やワクチンのことへの意識が高まっておりますので、そのためにもこういったグッズというか、管理しやすい物を考案していただきたいと申し述べまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目、空き家改修費等補助金の拡充をでございます。

①です。

空き家改修費等補助金は移住促進のための施策で、香美市空き家バンクを利用して賃貸や売買する物件について、改修費及び家財道具等の処分に関する費用の一部を補助する事業でございます。

資料2を御覧ください。これは、香美市空き家改修費等補助金交付要綱の別表第1です。対象者は、空き家所有者や市外からの移住者、NPO法人などでございます。この制度は平成25年から開始されておりまして、これまでの事業の状況をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **〇定住推進課長(中山繁美君)** 舟谷議員の御質問にお答えいたします。

空き家改修費等補助金事業は、先ほど議員もおっしゃいましたように、平成25年から実施しております。詳細につきましては別紙資料、この資料2の次のページでございますが、空き家改修費等補助金実績を御覧いただきたいと思います。平成25年度は1件でございまして、平成26年度が空き家改修4件で最も多く、本年度は現時点で空き家改修3件となっております。事業開始以降の合計は、空き家改修19件、家財道具処分3件となっております。年間平均につきましては、空き家改修が2.1件、また、家財道具が0.3件となっております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 資料をありがとうございます。平成25年度からということで、予算的にも大体3件で、家財道具のほうは少なくて3件ということですけれども、この中で平成30年度がどちらともゼロ件になっておりますが、これは何か理由があってのことなのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

平成29年度途中に、空き家改修費等補助金の制度改正がございました。その影響が大きいと思われます。改正内容につきましては、耐震化が必須となりまして、補助対象事業費の上限額も県内50万円、県外100万円から事業費182万4,000円に引上げとなっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 平成30年に引き上げられたということで、このような制度 改正で周知が行き届いていなかったというような状況なのでしょうか。それで、空き家 改修費等補助金の交付要件に、売買と賃貸がございますけれども、どちらが多いといっ たところをお聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** 売買か賃貸かということで、やはり売買のほうが多くございます。年齢層としましては40代から50代が多く、地区別では香北地区が多くなっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 売買が多いということと、年齢層も40代、50代で余り20代の方はいないということです。この中で、3町別では香北町が多いということですけれども、何か香北町は、バカロレアで人気があるんじゃないかとか、また、これは空き家バンクの登録をしていないといかんわけですので、空き家バンク登録数が香北町は多いのかなとも思われますけれども、そこのところをお聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

特にやはり香北町は空き家バンク登録が多いので、活用も多くなっております。ちなみに、令和2年度でございますが、空き家バンク新規登録といいましたら、土佐山田町が3件、香北町は10件、物部町が4件ということで、やはり香北町が多くなっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 香北町が人気だということですね、ありがとうございます。 この補助金利用には、本当に空き家バンク登録が改めて大事で、空き家バンク登録に関 しての周知を皆さんにしていくこともすごく大事だなと思います。

この補助率に関しましては、改修費が補助率3分の2で、限度額が1棟当たり121万6,000円、そして、家財道具の処分に要する経費というのが2分の1で、限度額で50万円とありますけれども、今年度予算が414万8,000円計上されておりますけれども、その大体組み立てた内訳をお伺いいたします。②の質問でございます。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

今年度の空き家改修費等補助金の内訳につきまして、空き家改修費は上限121万6,000円を3件、家財道具等運搬処分費は上限50万円を1件として計上しております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) なかなかこういうのは人気が出ている状況がございますけれども、この予算計上は3件、そして、処分費が50万円ということで、よく分かりました。

③の質問です。

就学児童の一時預かりや中学生までは医療費が無料といったことで、子育て世代の定住促進に関して、住みやすい環境が香美市はあるわけですけれども、それに加えて、今お聞きしますと、40代から50代がこういった補助金を使っているということですけれども、若い世代、子育て世代の方にも、この補助金を使いやすく、手厚くするという

ような考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

空き家改修費等補助金は、老若何女を問わず、移住者の促進を図るために実施しているものでございまして、本補助金で一部の若年層や子育て層のみへの追加補助金というのは検討しておりません。ただし、企画財政課の補助金でございますが、子育て世帯の住宅リフォーム支援事業補助金、また、新築住宅取得支援事業補助金がございますので、定住後にこのような補助金を活用していただくことが可能となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 老若男女がこれを使うということで、子育て世帯は、この制度が終わった後に別のそういった子育て世帯への補助金を使えるといったことがあります。分かりました。
  - ④の質問です。

この補助金というのは、私が聞きましたところ、年度初めには要望でもう予算がいっぱいになって、利用を待っている方がいるということで、本当に言葉が悪いですけれども、早いもの勝ちやというような声がありまして、この補助金の利用というのは、ほかの補助金と同じように申請した順番で行っているのか、そこのところをお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

補助金の利用につきまして、申請していただいた順番に交付決定をしております。上限に達した場合は、来年度の申請について御案内などもしておるところでございます。 ちなみに、今年度の空き家改修費等補助金は、9月27日に予算上限であります3件目の申請が提出されましたので、以降の申請を希望する方の相談件数は3件ございました。以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 9月にはもういっぱいになったと。締め切った後に3件の相談があったということで、人気が出て、待っている方がおられる現状があるということです。
  - ⑤の質問です。

この補助金を活用して、空き家改修を希望する方が増えてきているようですけれども、早く空き家を改修して、移住・定住が進むように、今よりも予算の拡充はできないのか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

来年度予算につきまして、今年度中に来年度以降に申請したいという要望が3件もございましたので、空き家改修費等補助金を3件から5件に増額して、当初予算のときに要求する予定にしております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 補助金を5件に拡充ということで、大変うれしいことでございます。今、待っている方がおられることも考慮してということですけれども、移住が進んだとか、現状で待っている方がおられるというほかに、何か理由がございますでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

補助金が増えた理由といたしまして、昨年度、秋に空き家相談会を開催したり、また、広報でも特集を秋に組みまして、空き家対策や補助金の周知、啓発を図ったことなどによって、空き家改修費等補助金制度の認知度が上がったことがあると思います。また、移住者数が昨年度は40組75人と過去最高になりまして、移住者数が増えたことにより、補助金のニーズが高まってきたことが考えられると思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 担当課のいろんな空き家に対するイベント等、そして、周知が進むような取組によって、こういったことが進むということは大変喜ばしいことでございます。空き家を有効活用して、香美市の移住・定住の促進に今後とも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、3番目の質問に移ります。子宮頸がん予防接種勧奨再開に対し、本市はという 題目でございます。

子宮頸がんというのは、原因がヒトパピローマウイルス、HPVと略しますけれども、そのHPV感染によるもので、日本では年間1万人もの女性が新たに診断されまして、約2,800人が子宮頸がんによって亡くなられております。それで、40歳までの若い女性のがん死亡第2位ということでございます。また、20代の後半から30代という子宮頸がんの発症年齢と、出産年齢のピークが重なるということで知られているわけです。とても若い方の、そして、出産年齢と重なる深刻な病気だと思います。

2013年4月に、このHPVワクチンの定期接種が開始されましたが、同年の6月から副反応の発生頻度が明らかになりまして、積極的接種勧奨が差し控えとなりました。今も訴訟が行われており、本当にその副反応と思われる状況である方の気持ちにも心を寄せなければならない状況もございますけれども、その後、多くの自治体が対象者の小学6年生から高校1年生相当の女子への通知を、それを受けてやめました。今まで70%ぐらいの接種率が1%ぐらいに激減したということで、無料でこのワクチン接種が

できる機会を逃すことになってしまった方が出てきたわけです。

世界的に見ますと、世界中からはこのワクチンの有効性の報告があるということで、日本以外はこのワクチン接種は今までどおり進められていたわけですね。日本だけが訴訟問題を機に、そういった議論がなされないまま8年以上たってしまったということです。日本産婦人科学会や小児科学会が、それではいかないということで積極的な勧奨を国に求めてきておりました。厚生労働省が、新聞紙上にもありましたように、今年11月26日に子宮頸がんなどの原因となるHPV感染症を予防するHPVワクチンの積極的な接種勧奨を、来年4月から再開することに決めたということで大きく報道され、自治体にも通知がなされているということです。

そこで、長くなりましたけれども、①の質問です。

積極的勧奨より先の昨年10月と今年1月に、厚生労働省からHPV感染症に係る定期接種の対象者等への周知についての通知があったということですけれども、この周知についての対応は、それぞれの自治体に任されているということでしたけれども、この通知を受けて、本市ではどういった周知がなされたのかをお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えいたします。

香美市では令和2年10月に、標準的な接種年齢である中学1年生から高校1年生相 当年齢の対象者389人に、子宮頸がんワクチンに関する情報提供として、厚生労働省 作成のリーフレットを個別送付しております。また、12月広報にも掲載いたしました。 令和3年度当初には、新規に標準的な接種年齢となった中学1年生95人に対して、

昨年度と同様に情報提供を個別に行っております。また、転入者についても随時送付を しているところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 県では一桁台の自治体が個別接種をしていないところがあるということでしたけれども、本市においては、個別の接種がなされたということです。 リーフレットともに接種を周知されたということですけど、その周知を受けて、無料でワクチンを接種したいという方がおられたと思うんですけれども、分かっている範囲で、その数というのはどれくらいあったのでしょうか。
- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 通知後の接種者は大体学年で1人とか2人、またゼロの学年もありましたが、4年分で、令和3年9月末現在となりますけれども、5人の方が受けられております。
- 〇議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- **○3番(舟谷千幸君)** 5人ということで、本当に少ないですけれども、接種をされた方がいたということですね。分かりました。

②の質問です。

2013年4月にHPVワクチンの定期接種が開始されまして、そして、6月には積極的な接種の勧奨が差し控えとなり、一時70%にまで達していた接種率が1%まで落ち込んだということですけれども、本市もそういった状況が見られたのかどうか。この間、差し控えになった本市のワクチン接種状況についてお伺いいたします。

- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えいたします。

2013年4月に定期接種となり、同年6月に積極的勧奨差し控えとなるまでの間は、その当時ですけれども、80%前後の接種率で推移しておりました。今現在は転出入等の関係で、今の年代で拾いますと、50%から60%の接種率となっております。積極的勧奨差し控えとなってからは、先ほど申しましたように、ゼロから1%となっております。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- **○3番(舟谷千幸君)** 当市においてもそういう状況があるということでございます。 ③の質問です。

今回、HPVワクチン接種の積極的な勧奨が再開されることになりました。厚生労働省からは、準備が整った市町村は、来年4月を待たなくてもワクチン接種の予診票送付が可能だというようなことがございましたけれども、本市においての実施状況、どのように考えているのかをお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 香美市におきましては、令和4年4月送付に 向けて、現在対象者の把握と準備を進めているところです。
- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- O3番(舟谷千幸君) 香美市においては4月からということでございますが、子宮 頸がんワクチンですので、産婦人科等で受けるのではないかというふうにも考えられま すが、実施する医療機関をお伺いいたします。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えします。

接種できる病院は、香美市ですと、安岡クリニック、それから、岩河整形外科、たにむら産婦人科の3つの病院となっております。このワクチンは広域でやられますので、香南市、南国市、高知市とかでも受けることができますが、産婦人科を初めいろんな病院で受けることができるようになっております。

- 〇議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 香美市においては、先ほどの医療の3施設と、広域でも受けられるということでございます。
  - ④の質問です。

HPVワクチン接種実施への不安、そして、接種をどうしようかと、そういう通知が送られた方に関しては、なかなか決められない状況とかもあるかとも思われますし、接種後の症状が出た場合の相談体制といいますか、そこのところをお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えいたします。

まずは、健康介護支援課の親子すこやか班で予防接種等につきましては相談を受け付けております。さらに、子宮頸がんワクチンの接種やその他の予防接種全般に関する相談は、厚生労働省が設置している感染症予防接種相談窓口というところがありまして、そちらでも相談を受け付けております。

また、子宮頸がんワクチン接種後に症状が生じた方に対する相談窓口として、各都道府県の衛生部局と教育部局に1か所ずつ相談窓口が設置されておりまして、高知県では、健康対策課と教育委員会の保健体育課となっております。予防接種後に生じた症状、具合が悪くなった方ですけれども、その方に係る診療については、協力医療機関として、高知県では高知大学医学部附属病院が該当しておりますが、そこの診療に当たっては、接種医、もしくはかかりつけの先生からの紹介が必要となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 現在、周知を進めていく中でのそういった御相談、コロナワクチンのほうが多いんじゃないかと思われますけれども、子宮頸がんワクチンの不安とかの相談はあっているのでしょうか。どういう内容か、もしありましたらお伺いいたします。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 今のところ相談件数は大変少なくなっておりますが、やはり受けたらいいかどうかみたいな悩みの相談が多いようです。
- 〇議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) ⑤の質問です。

HPVワクチン接種の勧奨中止の間、機会を逃した方が全国で200万人以上いるとされます。接種の機会を逃した方が、自費ですと、このワクチンは3回受けんといけませんので、3回接種で約5万円ぐらいかかるということです。国も、この方たちに無料で接種ができるよう議論しているということですけれども、本市にもこういった対象者がおると思いますけれども、その対象者数をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

議員がおっしゃるように、キャッチアップ接種に関しましては、現在国で検討されているところですが、最大で9学年、平成9年度生まれから平成17年度生まれの方が対象となった場合に、香美市では702人の方が対象に、住基上ですけれども、なります。

転入前にひょっと公費で済んでいる方とか、また、自費で接種された方とかがいるので、 実際にはもう少し減るかもしれませんが、住民基本台帳上では702人の方が対象です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 香美市においても、702人の方に接種の適切な周知がなされますように、よろしくお願いいたします。
  - ⑥の最後の質問でございます。

今回、このHPVワクチン接種の積極的勧奨が再開されたということについて、どういうふうにお考えになっているのかをお聞かせください。

- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- ○健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

子宮頸がんワクチンは、ヒトパピローマウイルスの感染により生じる子宮頸がんを予防するワクチンです。子宮頸がんの原因の50%から70%を占める、このHPV16型と18型への感染予防として有効であることが分かっております。

一方で、全てのワクチンには副反応の可能性がありまして、症状の出方も個人差があることなど、接種に際しては本人と保護者が安心して受けることが大事であり、そのための情報提供を継続していくことが必要だと考えております。

また、ワクチンでの予防効果は100%とはいきませんが、ウイルス感染以外を原因とする子宮頸がんの発症もあることから、子宮頸がんをできるだけ早期に発見することも重要であり、ワクチン接種の有無によらず、20歳から対象となっている子宮頸がんの検診を定期的に受診していただくよう、勧奨を継続していくことが必要と考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) ワクチンも100%ではないですので、やっぱり検診とともに受けるということが、本当に大事なことだと思います。

女性に多い、女性の疾患ではあるんですけれども、このHPVウイルスというのは男性でも発症があるというような、本当に少ないですけれども、海外では男性の方にもワクチン接種をされていると聞きます。市長にもHPVワクチン接種の積極的勧奨について、お気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君) 国は明年4月から積極的に勧奨するという方向でありますので、非常に歓迎をする内容であります。それにしっかりと対応できるよう、市としても考えていかなければならないと考えております。さらに速度を上げて、県や関係機関、先生方ともそうしたことについて議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。

○3番(舟谷千幸君) ありがとうございます。本当にこのワクチンの有効性とか、健康への影響など、正しい情報を得ることで、接種対象者が小学校6年生から高校1年生相当の女子ということですので、保護者の理解がすごく大事になってきます。正しい判断の下、接種を決めることができる、そういった対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 (利根健二君) 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時47分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

13番、山﨑龍太郎君。

○13番(山﨑龍太郎君) 13番、山﨑龍太郎です。通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、事業者支援金、給付金等についてお尋ねします。

政府は2021年度補正予算案に、事業復活支援金として2.8兆円を計上しました。 また、市においても様々な事業者支援を行ってきたところです。

そこで、①からお尋ねしてまいります。

事業復活支援金は、令和3年11月から令和4年3月までを対象とし、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付するものです。対象者は、11月から3月のいずれかの月の売上額が50%以上、もしくは30%から50%減少した事業者であります。

一時支援金や月次支援金を参考に制度設計される方向でありますが、一時支援金や月次支援金では不備ループの問題もあり、困難を抱えている業者に支援の手が回らなかった事例もございます。併せて、原則電子申請であり、政府の掲げる申請から2週間での給付には課題が大きいのではないかと考えるところです。私の感覚では、市の給付金関連事務は回を重ねるたびに順調な方向にいっているのではないかと考えます。その点、国はどうかと心配する面もあります。見解をお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

令和2年度に実施されました国の持続化給付金においては、審査に時間がかかり、申請から給付決定まで長時間を要した事例が発生しました。事業復活支援金の詳細が公表されておらず、事務手続もどのようになるか分かりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業者は預金を切り崩したり、資金の借入れにより事業を継続し

ている状況ですので、できる限り迅速な支給を望むところです。

また、申請の受付は原則として電子申請との情報があります。国の持続化給付金の際に、電子申請に対応できず申請を断念した事業所もあったことから、対象となる事業所が適切に支援を受けられるよう、サポート体制を充実してほしいと考えます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 県関連とか、本市関連では郵送での申請等も受けてきたということで、やはり電子申請のサポート体制があるんですけれども、ただ、それはサポートして電子申請をするという仕組みでありますので、現実問題としてそこら辺の改善もしてほしいかなと思いますし、実際問題、この間、各県も含めて、各自治体が様々な給付金事業もやってきた中で、地域の実情を一番分かっているというふうに私は考えるわけです。やっぱり財源を措置して自治体に、金融機関とか、商工会とか、行政書士とか、いろいろな組織が認定機関としてやってくれていますので、そういうのも有効利用させてもらって行ったほうが、もっとスムーズにいきはしないかなと、この制度はこの制度なんですけど、私はそういうふうに考えますが、ちょっと課長の見解をお尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

持続化給付金の制度におきましては、やはり国が一括で申請を受け付けるということで、不正な処理というのもたくさん見られております。先ほど山﨑議員がおっしゃいましたように、市町村にそういった事務を任せていただいたら、やはり事業の実情というのはすごく見やすいところにありますので、不正受給という観点からも防止になりますし、国より早い支給というものも可能になるとは思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山崎龍太郎君)②です。

報道では、最大250万円の支援とのニュースがクローズアップされておりますが、年間売上げ5億円を超す法人で50%以上の売上減少の事業所が、特に本市においてどれだけあるのかなとも考えるところです。個人事業主に至っては最大で50万円であり、持続化給付金の半額であります。30%以上50%未満の売上減少に対しては、最大30万円の支給を行う点は評価するところですが、政府の述べている、固定費負担の支援として見通しが立てられるようにするということからいって、どうなのかということです。市としての見解をちょっとお尋ねしておきます。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

事業所支援の給付として、金額的に十分か否かについての見解は控えさせていただき

ますが、国の持続化給付金との比較で考えますと、国の持続化給付金は1年間の減収に対して最大で法人は200万円、個人は100万円の給付でした。今回は、令和3年11月から令和4年3月までの5か月間の売上高減少に対する支援となっておりますので、同じ水準ではないかというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山崎龍太郎君)** 今後どうなっていくか分かりませんが、現時点では期間 も含めたら同じ水準ではないかというのが市の見解ということですね。

③です。

本市は、国の持続化給付金や県の営業時間短縮要請対応臨時給付金の対象にならない 方々に施策を講じてきたところであります。国の事業復活支援金に対しても同様の措置 を行うことを今後検討課題としていただきたいのですが、いかがでしょうか、お尋ねし ます。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

国の臨時交付金を財源として検討していくことになると思いますが、香美市への臨時 交付金の配分額が現在未定であり、また、他部署の事業との調整が必要であることから、 現時点では未定となっております。

今後、近隣他市の動向を注視しながら、そういった支援について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) もちろん今後の事業者等の営業状況なんかにもよると思います。ただ、第6波も心配されている中で、どうなっていくか分かりませんので、そこはもちろん他市のこともあります。ただ、国としては6,000億円ぐらいですか、この中小企業小規模事業所に対してのコロナ関連支援策として組んでいますので、かなりの額がおりてくるとは思っておりますが、そこのところは財政当局にもお願いして、有効な施策も考えていただきたいというふうに思います。

④です。

本市においては、コロナ禍で困難を極めている事業者に対して様々な支援を行い、喜ばれている側面もございました。持続化給付金事業者応援補助金、もっと香美市事業者応援補助金、時短臨時給付金等々、また、観光やタクシー事業者等にも支援を行ってきたところです。現時点における総括をお尋ねします。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

令和2年度は市独自の持続化給付金や香美市事業者応援補助金を実施し、今年度はも

っと香美市事業者応援補助金を実施、香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金を現在実 施中でございます。

給付金事業により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、一定程度の支援が行え、また、補助金事業により、新型コロナウイルス感染症対策や事業継続などの目的を持って整備する事業所を、応援することができたというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 様々な事務を行ってきた中で、申請する側の市民事業者立場から言って、申請するというがはなかなか慣れんと、努力もされて、郵送とか、ここへ来られてとか、やったと思うんですけど、市民負担を軽減する、事業者負担を軽減するという立場では、事務体制はどうやったかと。かなり進歩していると思うんですけれども、課長としてのちょっと認識をお尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

昨年度行いました市独自の持続化給付金については、少しやはりこちらの事務体制も充実していなくて、窓口へ来ていただいた後に、再度書類の直しとかいう手続を何回か踏んでいただく事例も発生して、事業者負担が多かったと思いますが、今は、なるだけ1回の受付で済むような形で、書類を渡す場合にも模範的な書類の書き方を書いたものをお渡しするとか、こういったものが必要ですということを事前にお伝えして、できる限り申請される方の負担が減るような手続に済むように努力はしております。

以上です。

- O議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) ということは、現時点では再度の来庁というがは、もう 激減しているという認識でいいのか。
- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- ○商工観光課長(石元幸司君) 当初に比べて大分減っていて、ほとんど1回で済むような形になっていると思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) ⑤です。

もっと香美市事業者応援補助金の申請が11月末をもって終了いたしました。5,00万円の予算を投じたところですが、諸般の報告では、11月16日時点で交付決定81件、予算執行額3,130万6,000円とのことでありました。

費目別には、コロナ対策として備品購入費、工事請負費、委託費、使用料等、役務費、 消耗品費、また、事業継続に関しては、広報宣伝費、設備導入費、開発費、外注費、賃 料等が対象でありますが、費目別の申請数、事業費、補助金額をお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

もっと香美市事業者応援補助金の11月30日時点での状況につきましては、資料を 添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

交付決定数は88件、交付決定額は3,391万8,000円となっております。資料を見ていただくと分かるように、費目別の内訳としましては、コロナ対策の取組においては工事請負費や備品購入費の割合が大きく、事業継続の取組においては設備導入費や広報宣伝費の割合が大きくなっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 資料提示をありがとうございます。売上減少事業所が対象でした。対象品目もいろいろございますので、実感としてはもう少しいくかなと、5,000万円の予算立てのところでね。ただ、3,400万円近くいったので約7割の執行率ということで、いい方向だったと、一定のニーズには応えられたかなというふうには考えております。

ちょっと聞きたいんですが、前年の事業者応援補助金、そして、今回のもっと香美市 事業者応援補助金、2回とも利用されたという事業者、感覚的なところで構いませんの で、私の感覚ではかなりあったんちゃうろうかというふうにも思うんですが、課長の感 覚はいかがでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

明確な数字というのはないですが、決裁等を見ている限りでは、かなりの数があった と思います。昨年においては、事業継続というよりコロナ対策、空気清浄機を買ったり、 エアコンをつけたり、あとマスク、消毒液、パーティションの購入といったコロナ対策 費が多かった方が、今回は事業継続のほうを使われているというケースが多いように見 受けられました。

以上です。

- **〇議長(利根健二君)** 13番、山﨑龍太郎君。
- O13番(山崎龍太郎君) この資料的には工事請負費とか、事業継続に対しては設備導入費とか多かったということですが、この傾向は昨年の事業者応援補助金も似たような数字でしたか、そこはどうでしょうか。
- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **○商工観光課長(石元幸司君)** 昨年の数字はちょっと今現在分かりませんが、少し違うところは、コロナ対策費の消耗品費がもう少し多かったというふうな感覚でございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 攻めの事業者では、広告宣伝費を使って結構「こじゃんと」やったり、いろいろ出している方もおられると思うんですが、大体が1つ、2つを併用、これだけでは50万円いかんので、これも合わせてやるとかいう事業者もかなりありましたか。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君**) お答えします。

大体はホームページの改修に1件でどんといくケースとか、あと広報誌への掲載とかいうので何回かに分けて満額というケースも多いですが、やはり地域情報誌への掲載に合わせてチラシをつくって、新聞に折り込みをするという、併用された方もいらっしゃったと認識しております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 事業者なりに工夫されて、市のほうからの適切なアドバイスもあったかと思いますけれども、ここでちょっと一つ提案ですけど、事業者応援補助金をやって、もっと香美市事業者応援補助金をやって、もしコロナの今後の状況にもよりますが、もっともっと香美市事業者応援補助金というがは考えられませんか。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **○商工観光課長(石元幸司君)** コロナの状況にもよりますし、交付金の状況にもよりますので、またそれについては考えさせていただきたいと思います。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山崎龍太郎君)** 市長にもちょっとウケたので御答弁を求めたいのですが、 いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君) お答えいたします。

今、コロナに関してのお尋ねでありますけれども、もとよりもっともっともっと香美市を元気にするために取組を進めてまいります。全般的な中でやってまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) ⑥です。

県の営業時間短縮要請対応臨時給付金の申請受付は11月末をもって終了しました。 市の受付は令和4年1月21日までであります。市の制度ですね。市時短臨時給付金の 現在の申請件数、金額の詳細を、20%から30%減少分の方と30%以上減少分、分 かればちょっと詳細に説明を求めます。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

11月30日時点での申請件数は45件、申請月数は97月分、給付金額の合計は853万7,000円となっております。売上減少率別の内訳としましては、20%以上30%未満減少分が19月分の156万5,000円、30%以上減少分が78月分の697万2,000円となっております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇議長(利根健二君**) 商工観光課長、石元幸司君。
- ○商工観光課長(石元幸司君) お答えします。 40万円全額支給の方は8件でして、全体の17.7%になっております。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 8件、なかなかしんどい思いをして事業を継続されているという部分で、その方なんかは、やっぱりほぼほぼ県を受給されて、市の分の上乗せで40万円になった方が多いのでしょうか。そこはちょっと分かりませんかね。そうしましたら、ちょっと角度を変えて、実際、郵送を基本にしておりましたわね。けど、窓口へ来られる方もおられると思いますけれども、郵送で来て、書類に不備等があったときにはどういうふうな対応をされたのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

要綱上は原則郵送でとお願いしてありましたが、実際のところ、ほとんどの方が窓口へ持ってこられて、やはり不安だからということで、内容を窓口で確認して申請される方が多いです。郵送でも来ていますが、もし不備があったときにどういうふうに対応したかは、ちょっと確認できておりません。

以上です。

○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 県の場合は郵送でということで、その場合には認定機関の方々に書面へはんこももろうてやっているわけですので、確かに市の事業者は郵送というよりもここへ来るほうが早いと思いますし、だから現実問題ここら辺が、やっぱり国のお考えと各自治体のお考えが若干違うかなと思ったりもするんです。だから、何回も何回もやり取りせんといかん電子申請の弱点というか、そこがあるかなと。これは私の所見であります。

この制度はすごくいいというふうに私どもも判断しておりますし、現実的にこういう考え方の下、昨年の本市の持続化給付金の例もありますけれども、そこら辺の考え方を、今後ももしこういうコロナに困っている事業者を支援するときには、こういう手法が、県制度、国制度を補完するためにはどうかというときには、すごく大事な考え方になると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。それについて課長のお考えをお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

今回、営業時間短縮要請対応臨時給付金をやってみて、やはり大きい事業所においては、売上げの減少率がそんなになくても減少額が大きい。それに対して40万円という金額ではなかなか足りないという現実はございますが、やはり大部分がそんなに売上げの大きくない中小企業になります。県の示す減少率に届かない20%以上30%未満の事業者に対して、今回新たに追加で本市独自の支援をしたということは、すごく事業者に対して支援ができたのじゃないかなと、課としても感じております。

今後、やはりコロナの状況を見ながらにはなると思いますが、事業所を継続していけるように、こういった事業も検討していかなければならないと思っております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) ⑦です。

30%以上売上減少で、県単独の対象でありながら市に申請を行った方、実際、県には申請していなくて市に申請を行った方への対応についてお尋ねします。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

県給付金を申請していれば、受給できた金額相当分を売上減少額から控除した上で、 市給付金の算定を行っております。

以上です。

- O議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 本市の制度開始時には、5月、6月分の県の申請受付は終わっておりました。ただ、8月、9月分は11月末までが申請期限で、オーケーでありましたけど、県に申請するような旨の指導、援助は窓口としてされたのか、お尋ねし

ます。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

市の窓口で、県の8月、9月分がまだ未申請の場合は、申請するように勧奨はしておりますが、認定支援機関で既にもうそういうお話をいただいているところがほとんどでございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山﨑龍太郎君) それでは、2番目に移ります。生活保護行政についてであります。

①扶養照会についてでありますが、本年3月定例会議における福祉事務所長の答弁では、本市では、国の厚生労働省通知や事務連絡にのっとり、申請者の理解の下、扶養調査を実施している。扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行ったという不適切な対応は行っていないとのことでありました。その後、3月30日付、厚生労働省保護課長事務連絡として、生活保護問答集について一部改正がなされました。私どもの認識としては、扶養照会を行うに当たって、要保護者の意向を尊重すべき旨の規定が追加された点は大きな変化と考えます。

そこで、伺います。

本市における扶養照会の事務に何らかの変化があったのか、お尋ねします。

- ○議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- ○福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

山﨑議員が引用されました生活保護手帳別冊問答集は、法定受託事務である生活保護制度につきまして、各自治体ごとに解釈や運用の差異が生じないよう、実施要領等の規定に関する疑義照会と回答が問答形式で示された解釈集でございます。

今般の一部改正では、扶養義務履行が期待できない者の判断基準に関する項目で、要保護者の生活歴等から、特別な事情があり明らかに扶養ができない者につきまして、明確化が図られております。従前は、20年間音信不通であることが該当例として示されておりましたが、改正後は、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定されると例示が追加され、なお、当該扶養義務者と一定期間、例えば10年程度、音信不通であるなど、交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよいとの具体例が追記されました。

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われるものと定められており、同条第1項に定める保護の要件とは異なる位置づけのものとして規定されております。これは扶養義務者による扶養の可否等が保護の要否の判定に影響を及ぼすものではないことを意味しており、扶養義務の履行ができないと判断される扶

養義務者には、基本的には直接の照会を行わない取扱いとしております。今般の改正は、 この対象者につきまして、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう見直されたもの でございます。

本市におきましても、この改正の趣旨を踏まえ、要保護者の相談に当たっては丁寧に 生活歴等を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応をとるよう、より一層配慮して おります。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山﨑龍太郎君) 様々、借金とか、対立とか、縁が切れている、切れていないとか、丁寧に聞き取る中でケースワーカーなりが判断されているということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- ○福祉事務所長(中山泰仁君) 要保護者の相談に当たりましては、丁寧に聴取をするということが基本になりまして、その内容につきましては、要保護者からの申告が基本になると考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) その要保護者からの申請という点ですけれども、実際、生活保護問題対策全国会議とかいうところが、扶養照会に対しての申出書というものを、本人が少しでも丁寧な説明に色づけするような格好の実態を書くことで、最終的には、このことによって生活再建を図っていくのに、福祉事務所サイドと、要保護者が被保護者になったときに同じように生活再建を進めるようになると、そういうことの一翼を担っているという報告も受けています。活用がどうのこうのとかは考えてみたらとも思いますけど、実際、現時点で本市の福祉事務所ではそこら辺はきれいに対応されていると、丁寧に聞き取って、扶養照会を必要としない例も最近は増えてきているということでよろしいのか、ちょっとお尋ねします。
- ○議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

扶養照会を実施しないといったケースでございますけれども、前述しましたとおり、可能性調査を行いまして、その可能性が期待できない扶養義務者については行わないという、基本的なスタンスにつきましては従前と変わっておりませんけれども、なお一層その相談事由に当たっては配慮していくよう徹底しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) ②です。

生活福祉資金の特例貸付制度の緊急小口・総合支援資金の初回貸付けは、令和4年3

月末まで延長となりましたが、総合支援資金の再貸付けは本年12月末日で終わろうとしています。本年の1月、2月において申請件数は各8件、相談件数も13件、14件に上っている旨の話もございました。今後、貸付けも受けてしのいできたが改善せず、保護申請に至るケースはどうなのかなというふうに、私は気になるところです。現状、コロナ禍における被保護者増はないのか、相談や申請のほうはどうなのか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

令和3年11月末現在の保護状況は、被保護世帯数292世帯、被保護人員343人でございます。令和2年の同時点では、世帯数が298世帯、人員が345人、令和元年では世帯数298世帯、人員は353人となっております。これを見ますと、特に増加傾向にあるとは考えていないところでございます。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山﨑龍太郎君) 今年の1月、2月には相談とか申請に至ったケースもあったということで、その件数の推移はどうですかね、お尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

こちらも今年と昨年、一昨年との同時期で比較したいと思います。

令和3年9月末現在、保護の相談件数は延べ64件でございます。申請件数は37件で、うち25件が開始となっております。令和2年同時期の相談件数は延べ46件、申請件数は23件で、うち開始件数が15件となっております。令和元年同時期では、相談件数が延べ58件、申請件数が35件、開始件数が17件となっております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 相談件数は若干本年度は増えているという部分で、若干コロナの影響が出ているのかなと思ったりもするんですけれども、実際、片方で亡くなられる方、それから、いい部分では自立される方、様々な部分があると思いますが、現実問題、この令和元年298世帯、令和2年298世帯、令和3年292世帯の被保護世帯数については、私は増える条件もあるけれども増えていないと。片一方では、貸付けはすごく多いと。所長はどのように判断されているのかなと思って、ちょっと聞きます。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

なかなか分析が難しいところではございますけれども、やはり開始件数と廃止になる件数のバランスによって、総世帯数が決まってくるということでございまして、高齢者世帯が6割を超える本市の保護受給状況では、新規開始より廃止件数がやはり上回って

おるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) ③です。

生活保護法第78条の費用返還義務は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき、つまり保護利用者に収入を故意に隠すなどの不誠実な行為があったときに、受け取るべきではなかった保護費を返還するものであって、損害賠償請求権の性格を持ちます。他方、法第63条の費用返還義務は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたとき、つまり流通性に乏しい不動産など、換金困難な資産が保護利用後に現金化された場合や、福祉事務所の計算ミスによる生活保護費の払い過ぎの場合などに、受けた保護費を返還するものであって、保護利用者の不誠実な行為はなく、不当利得返還請求権の性格を持つと記述されております。生活保護法第63条の返済債権について、これを国税徴収の例により徴収することができる旨の法改正がなされ、法第77条の2にて対応されております。また、この債券は保護費からの天引きを可能とするものでもあります。現在の状況についてお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

平成30年10月の生活保護法改正以後、法第77条の2の規定を適用した件数は、 平成30年度は該当がありませんでした。令和元年度が13件、令和2年度が51件、 本年度は11月末現在で17件となっております。

債権につきましては、全額の調定を基本とし、一括で返還させることが不可能である場合には履行延期の特約を行い、計画的に調定し、返還させることとしております。 以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 第63条の部分がどれだけあって、第77条の2の規定に移行したのかちょっと分かりませんけど、令和2年に51件と突出していますわね、これってどういうことなのかなと。結局は、第63条の債権から福祉事務所サイドに瑕疵がないとか、事務的なミスがなかったら、必然的に第77条の2の債権に移行していって、51件という数字に積み上がったのかなと思いますが、そこら辺のところをちょっともう少し具体に答弁を求めます。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

年度ごとの第63条債権の発生と、そのうち第77条の2を適用した件数を申し上げます。

令和元年度には第63条債権が49件発生し、うち13件につきまして第77条の2の規定を適用しております。適用率は26.53%となります。令和2年度では64件

発生に対しまして51件の適用でございます。適用率は79.69%です。本年度は25件の発生件数に対しまして17件の適用、適用率は68%というふうになっております。

令和2年度は少し数字が多くなっておりますけれども、どうしてもこれは相手方の資力の関係等もございまして、特に特異な事象が発生したというふうには考えておりません。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) なかなか大きな数字で、これをまたすぐ返せなければ、履行の約束を結んで毎月何ぼか返してもらわんといかん。極端に言ったら一生仕事ですわね、被保護者にとっては。大変やなというふうに感じたんですが、第78条徴収金は不正受給の関係ですけど、これと第77条の2はほぼ同じ扱いということでいいのか、お尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

法第77条の2の規定を適用することで、法第78条による徴収金と同様に国税徴収 法の例により徴収することができる、強制徴収公債権として取り扱うこととなります。 以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) ④です。

第63条返還金、第78条徴収金はなかなか収納率も低く、致し方ない部分もありますが、現状を伺うものであります。

また、被保護者にとっても一生かけて支払わなければならないケースもありますし、 福祉事務所もずっと債権を抱えているところであります。私は、被保護者となられた場合でも、早期に見つけることが双方のためでもありますし、自立の方向も探れるとも考えるところです。このことを防止するための調査等について、状況をお尋ねします。

- ○議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

収入に関する申告は、生活保護法第61条により、被保護者の届出義務とされていることから、厚生労働省次官通知によって、努めて自主的な申告を励行させることとされております。被保護者には年度当初及び日常のケースワークにおいて、この届出義務につきまして説明し、収入を得た場合や金品等を受領した場合には、速やかに申告するよう指導の上、本人から確認書を徴収しております。

また、前年中に保護を受給した全ケースの世帯員全員につきまして、これは廃止した 世帯も含みます。毎年6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に課税調査を行い、税務収 納課と福祉事務所、それぞれの申告内容につきまして整合性を確認しております。 以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 自主的な収入申告で、届出の義務があって云々といいますけれども、現実問題、通帳等も踏まえて見たりもしている思うんですが、それから、職歴とか様々、要保護申請されて被保護者になられてからでも、やはりそこのところの調査というか、何か工夫がないのかなと思うがです。何年もたってから発見されると、またその後の大きな負担とかありますよね。特段借金を抱えている人もおられるでしょうし、保険をかけていたとか、金融資産があったとか、様々な場合があると思いますし、ある例では、どっちに係るかもしれませんけれども、消えた年金が後から入ってきたとか、それをまた相続したとか、いろいろなケースがあると思うんです。そこはやっぱりケースワーカーも頑張っておられると思うけど、分かりにくいのかなと。そういう保護の申請には、職歴から何からいっぱい書かんといけませんわね、財産の有無も。本人申請でありますけれども、そこのところを疑えというわけじゃないんですけど、私が言いたいのは、後々にこれが引こずられるということが、被保護者の方にも被保護世帯にも福祉事務所にも得策ではないから、早めに見つけてあげたほうが幸せやということを言いたいんですわね。そこのところの見解を再度お尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

法第63条の費用返還金につきましては、定期的な訪問調査活動や、関係先調査による世帯の実態把握、年金手当等の受給権の適切な確認を実施することで、ある程度発生防止は図られると考えておりますけれども、第78条の徴収金につきましては、どうしても後手に回ってしまうといったことが実態でございます。先ほどの次官通知ではございませんけれども、努めて自主的な申告を求めるといったことを徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 自主的な部分は大事な視点です。税金においても自主計算自主申告です、そういう部分でいったら。ただ、そこに関してペナルティーが後々起きたときに、そんなことは聞いていなかったという人が、実際のところは最初に説明していますよ、現実問題として、第78条だったらいざしも、ほかの部分の第63条とか、新たな第77条の2に関して、やっぱりそこの説明責任も踏まえて、後々リスクが募ってくるということを私は周知すべきというふうに思いますので、そこのところはよろしくお願いしたいということにとどめておきたいと思います。

次に移ります。⑤です。

法第28条第1項の規定により、要保護者の資産状況、健康状態、その他の事項の調査のため、ケースワーカーは定期訪問として年2回以上、入所者等については年1回以

上訪問することとされております。各種施設利用者の訪問状況はどうでしょうか。コロナ禍でも本人面談は行われているのか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

昨年から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本人に面接できない施設、医療機関も少なくありませんが、施設職員等に病状の確認をするなどして対応しております。 以上でございます。

- O議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山崎龍太郎君) 病状等の確認だけ、それは入院されている方なんかはそうだと思います。介護施設に入っている方とかいろいろおると思うんですけど、大体基本もう最近は管理者の方々とお会いするということにとどまっているのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

御本人に面接ができない場合につきまして、担当の医師、または、施設の職員等に近況を確認するといった方法で、御本人の様子を確認しておるというところでございます。 以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山﨑龍太郎君) 角度を変えて聞きますけれども、各施設とか関係ない方は年2回以上ということで訪問計画を立てていると思うんですけど、その状況はどうなんですか。それもコロナ禍だから、ちょっと遠慮ぎみになっているのか。
- ○議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

訪問調査につきましては、厚生労働省の課長通知等で訪問基準の作成について例示がされております。本市では、平成28年3月に生活保護事務に関する事務取扱い要領を作成し、この中で、施設入所の被保護者への訪問につきましては6か月に1回以上、年2回と定めております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 聞きたかったのは、お家に訪問する方と、片一方で施設入所の方と、本人に面談して生活状況とか健康状態とかをチェックしているのかなと。それから、そこら辺の保護費等が適正に使われているのか、そんなことも対象になると思うんですけれども、預貯金調査等もしたりするときもあるんでしょうが、そういうことがある部分の公平性を保たれてやっているのかなというがを聞きたかったんです。実際、管理者にそのまま会って、はい、そうですかという部分で、何人かおられたときにそのままでいいのかなと思ったりしたんです。現実問題として、やはり支払われた生活保護費が、適切にその人のために役立つように使われるということを望んでいますが、

そこら辺は別に現時点では適正に行われているという感覚でいいのか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

御本人に金銭管理能力がなく、その施設に管理を委ねている場合につきましては、その管理しておる台帳につきましても閲覧させていただいて、十分に確認しているという 状況でございます。

以上です。

- O議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- O13番(山﨑龍太郎君) 3番目に移ります。所有者不明地等の環境問題について であります。

最近の事例です。強風が一晩中吹き続き、老木が川をまたいで民家の屋根を直撃しました。日頃から全く管理ができていない土地で、竹林等もうっそうとしており、この後の被害も続いていたということであります。もちろん空き地所有者の責任の下、原状回復されることが常識でありますが、なかなかそうはいかない現状がございました。行政財産等が市民に不利益を与えたなら、行政の責任のもと対応されることが当然でありますが、民民の間でこのようなことは今後もたくさん起きてくることが予想されます。

そこで、お尋ねします。①です。

所有者不明であったり、登記上は所有者はいても居場所等が分からない。また、相続登記されておらず問題の土地に何人もの権利者がいる等で、加害者側がなかなか特定できず、市民から多くの苦情等が寄せられていると思いますが、件数等についてお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

所有者不明にかかわらず、土地の樹木の越境や雑草の繁茂についての苦情件数は、令和2年度は38件、令和3年度は12月2日時点で37件となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山﨑龍太郎君) 令和3年は年度途中ですが、昨年と変わらない数字であるので、まだ増える可能性もありますわね。
  - ②に移ります。

環境班では、苦情に対して様々調査、改善を求めて指導等も行われていると思いますが、この根拠条例は。また、強制力を伴うものになっているのか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

根拠条例としましては、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例となります。第6 条では、土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物の清 潔を保つように努めなければならないとなっております。市民の方からの苦情があれば、 現地を確認し、土地の所有者を調べ、その方に対して土地の適正管理に関する文書を送 付しております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 今朝方聞いた条例ですね。第6条第1項については分かりますけど、苦情等について対応するのに、所有者を調べて文書等も出すと。これはどの規定によるんですか、実際のところ。第24条には立入検査とか、第25条には改善命令とかがあるんですけど、これは事業所に対してですわね。実際そういう動きをされているから、環境上下水道課はすばらしいと思うんですが、その廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条はもちろん分かりますが、改善を図る旨の記述がこの中のどこにあるのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 先ほど申し上げました第6条に、土地または建物の占有者は土地の清潔を保つように努めなければならないと書かれておりますので、ここに基づき我々は動いております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) もちろんそれは分かるんですわ、しなければならない、 強制力を一定持たせていると。ただ、それには、勧告とか、改善のための何らかの1項 があって動いているのかなと思ったけど、それがなくても動けるという認識でえいのか、 再度確認です。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) あくまでも適正管理のお願い事項として動いております。
- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 強制力はそうしたら持たせていないということですわね、 あくまでもお願いですわね、実際。そこはどうかなというがは、私の聞きたいところな んですが。

③です。

本市では、空き家等の適正管理に関する条例施行規則が制定されております。第4条で管理不全な空き家の位置づけとして、立木の課題等にも触れられておりますが、空き地も対象になるのか、ちょっと私のほうではよく分からないところであります。空き地の適正管理についても具体化する必要性があるのではないかと考えますが、見解を求めます。

〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

議員のおっしゃるように、空き家につきましては、香美市空き家等の適正管理に関する条例施行規則が制定されておりますが、草や木が繁茂しているような空き地につきましては、先ほど申し上げました、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を運用しており、空き地のみの条例は制定されておりません。将来的には、議員のおっしゃるような所有者不明の土地が増えてくるとも思われますので、何かしらの別のやり方や取組が必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) そこの認識は一致していますが、参事は将来的と言うけど、私は緊急的に取り組んでもらいたい課題と思っておりますので、ぜひお願いしたいですが、現時点、やっぱり環境班として、これから環境課になろうとしていますが、地域環境の保全というがはすごく大事なテーマと思うし、そのために一生懸命動いていると思うんです。

そこで、やっぱり一つの提案ですけど、私は自治会等から改善の意向、自治会長からの申出があれば、何らか手だてが打てないかな。その一つに、地域活性化総合補助金の対象の費目として、所有者不明の土地も自治会が管理、改善を今後していくということで、この補助金が使えるような方向性を見出したらいかがかなと思いますが、そういうことも踏まえた上での条例というがも考えられるのか、ちょっとお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

条例の制定については現時点では考えておりませんが、議員御提案の地域活性化総合 補助金活用につきましては、担当課とも十分協議をする必要があるかと考えております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山崎龍太郎君) 担当課の所見をお伺いしたいんですが。
- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- **〇企画財政課長(佐竹教人君)** 状況とか他市の事例なども踏まえて、担当課と協議 してまいりたいと思います。
- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) 以上で、私の質問を終わります。
- 〇議長 (利根健二君) 山﨑龍太郎君の質問が終わりました。

消毒のため、休憩いたします。

(午後 2時05分 休憩)

(午後 2時07分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 9番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可を頂きましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。お疲れのところ、よろしくお願いいたします。

1番目の質問でございます。市役所庁舎等について。

市役所の庁舎は、合併後、新庁舎となり、明るく清潔で快適な環境になったと思います。玄関を入りますと、総合案内の方が笑顔で声をかけてくださり、とても印象がよいと思っております。市役所でも家庭でも玄関はお客様をお迎えするとても大切な場所でございます。そこで、市民の方々の声につきまして、順番にお伺いいたします。

まず、①です。

市役所の玄関等は、現在観葉植物が1本、カポックだと思うんですけれども、グリーンが少なくて殺風景だという声が聞こえてまいります。このことについて、見解をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- ○管財課長(和田雅充君) 御質問にお答えいたします。

本庁舎の玄関は北向きで、植物を育てるには日陰となり管理が難しい上、体の不自由な方、それから、視覚障害の方といった様々な方が来庁されることや、建物の外周部分には免振装置が入っていることから、玄関周りに障害となるようなプランター等の設置は余り適切ではないと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 確かに課長がおっしゃったことも十分あると思います。玄関だけではなくて、観葉植物というのはすごく健康にもいい影響があることは御存じだと思います。すぐのところに置いてくださいとかいうことではなくて、太陽光が入るところに置きますと適度に成長もいたしまして、空気清浄効果も高い植物等もありますし、管理もすごく楽なものもございます。専門家の方々に相談されて、窓際の南側になるのでしょうか、そちらのほうとかはいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

南側は主に執務しているスペースが多くて、書類等、それから、執務する椅子、机等がございますので、そこへ設置するというのはなかなか難しいですが、例えば3階でございますと、階段を上がった踊り場の部分に観葉植物を何点か置いてございます。そういうことで、視覚障害者の方とか、車椅子の方に邪魔にならないようなところへ設置するのであれば、今置いているものを分散させるとかいうことは可能だと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 分かりました。それぞれ考えてやってくださっているという ふうに受け取りました。

また、表玄関ではなくて、裏玄関のほうにもアジサイとか、季節ごとにツツジですとか、あとシバザクラとかいうふうな花がございまして、課長も本当によく手入れをなさっている姿を見かけたことがあります。植物は見るだけで癒されるということがありますので、またそういったことができる場所がございましたら考えてください。よろしくお願いいたします。

それでは、②の質問に移ります。

香美市木・花・鳥選定委員会に基づき、平成18年11月16日に告示され、香美市の木は杉、花はアジサイ、鳥はカワセミとなりました。香美市のまちづくり基本理念の「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」は、駐車場のところにある市民憲章にも掲げられております。ホームページには、香美市の鳥、カワセミは、清流を住みかとする鳥で、気品と清涼感を感じさせる姿は香美市の輝きを象徴し、豊かな自然と良好な環境を表し、市の木、杉は、昔から産業、生活に深く関わり、大空へ真っすぐ伸び、緑の森となる杉は市民の心の支えとなり、安らぎを与え、安定と躍進を表しているとあります。そして、香美市の花のアジサイは、小さながくが寄り添い、大輪の花となる姿は、人の心を和ませるとともに香美市の賑わいを象徴し、発展を表していると記されております。私もそのとおりだなと思います。

香美市は、木、花、鳥を定めております。それぞれ理由があって定めていると思いますが、先ほど述べましたとおり、市民の方々の認知度が非常に低いと思います。玄関へ写真等を掲示することで、香美市のことをもっと知っていただけるようになり、PRにもつながるのではないでしょうか。玄関ホール周辺でございますが、そういった写真を掲示してはどうでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- ○管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

認知度を高めるために、玄関ホールに掲示してはどうかという御質問でございますが、玄関ホールは市民ホールと言いますが、市民ホールは確定申告や期日前投票などの業務で使用するほか、一般の方や団体に芸術的展示で使用を許可する場合もあり、使用の都度レイアウトを変更して使っておるため、常設的な掲示は行っておりません。ただし、市政要覧の担当課であります企画財政課が、庁舎内において掲示に取り組む場合には、設置できる場所を選定し、設置したいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- 〇9番(村田珠美君) 設置できる場所があればということですよね。必ずしもホー

ルの中ということではなくて、外観のガラス面とかもございますので、またそういったところも含めまして、ぜひとも検討していただきたいと思います。そのイベントのときなんですが、移動できるような形で自分は希望したわけではなくて、南側のガラス部分ですとか、設置する場所は結構たくさんあるのではないかなと思いますので、今後ぜひ検討していただけたらと思います。

それでは、③の質問へ移ります。

ポストの移動、設置は郵便局の判断になり、距離等の関係もあるとは思いますが、希望を申入れすることはできると思いますので質問させていただきます。

市役所北側の通路沿いに赤いポストがあります。投函するために停車すると、通行中の車に迷惑をかけることになるので不便を感じていると聞きます。ポストを市役所玄関あたりに設置できると、交通面でも安全で、投函もスムーズになる方が多くなると思います。移動または新設ができないでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

御質問の郵便ポストは、もともと北別館に設置されていたものを、平成28年3月に 駐輪場を設置する際、現在の場所に移設してもらったものであります。郵便ポストを玄 関あたりに移動、または、新設できないかという御質問でございますが、夜間は駐車場 が施錠され、容易に利用できなくなることや、利用者が歩行者の場合、庁舎玄関まで立 ち寄らなければならなくなり、不便と感じられる方が出ることも考えられます。

なお、郵便ポストの設置に関しましては、郵便法施行規則第32条第2項に規定があり、郵便法施行規則第32条第2項第2号において、主として、郵便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所または駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置することと規定されております。当該ポストは日本郵便株式会社が設置しているものであり、法令及び郵便業務管理規程にのっとり設置されているものと考えておりますので、現在のポストの移動等について、市としては考えておりません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 大体分かっていましたけれども、もしできるものであればと思って、そういった声もあるということを知っていただきたくて今回質問させていただきました。大体が万人に対してのものだと思いますし、来庁される方が本当に不便、不便という声もすごく聞いておりましたので、今回、もしできるものであればという希望も込めて質問させていただきました。

それでは、④の質問です。

道の駅や庁舎等にも時計が駐車場にある風景を見たことがございます。来庁された方が時間を知りたいときに、時計を探しますが、ここには時計がないんですねという声も

ありました。香美市の庁舎に何か特徴があるといいのに。それが時計だとなおいいとも聞きます。以前、同僚議員からもこういった要望があったと思いますが、この声は今もまだ聞こえてまいります。できましたら、香美市を象徴するようなからくり時計があると、子供はもちろん大人も楽しめます。一つの特徴になるとも思います。子供たちの記憶の中に、我が町にはこんなからくり時計があったという記憶や映像と音で残してあげたら、香美市へ帰ってきてくださる子供も増えるのかなとも思います。今回、市民の方々の声もありましたので質問させていただきます。

市役所の駐車場に時計が欲しいとの声があります。香美市の農産物であるユズは玉出しでは日本一です。ユズをデザインした時計、または、やなせうさぎ、そして、アンパンマン、香美市の星等のデザインされた、いずれかの時計設置はできないものでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

駐車場へ時計を設置してほしいとの御要望でございますが、今後そういった機運の高まりがあれば、アイデアとともに御紹介いただけたらと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 機運の高まりはどのようにして調査されるのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- **〇管財課長(和田雅充君)** お答えいたします。

課内でも、この御質問の前にどういった必要性があるか検討いたしました。確かに駅へ向かう方、それから、市営バスでお待ちの方が時間を見るといったことでは需要があるうかと思います。また、そういった市民の声を議員でおまとめいただいて、また私の方へ御紹介いただければと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 今回、そういった声もありまして、提案させていただいたというところもございます。なかなかアンパンマン等になりますと厳しいところもあったりすると思うんですけれども、本当に香美市というのは、今月号の広報にも載っておりますが、星のきれいな町でございまして、ほかにないようなからくり時計というのも計画できるのではないかなと思います。

また、ユズなんですけれども、本当に日本一というのはなかなかなられるものではなくて、玉出しの苦労というのがすごく農家さんにはあると思うんです。そういった苦労をされながら一生懸命手入れをして育てております。努力なしには日本一になかなかなれないということで、香美市が誇れる一つのものではないかなとも思います。先ほど述べましたことも考慮していただきまして、ぜひ検討していただきたいと思います。

ふるさと納税の4番目に市長おまかせコースというのがございます。市長の見解をお 尋ねしてもよろしいでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- **〇市長(法光院晶一君)** 時計についてお答えしたいと思います。

そういう楽しい時計があれば、皆さんにも楽しんでいただけるのだろうというふうに思います。ただ、家にあるような時計が外にあったらいいということを言っているわけではないので、もっと地域を盛り上げていくような、そして、特徴のあるようなものを少し考えたらどうだろうということでございますので、やはりそれを考えていくには、ひとつ市民の皆さんが大きな節目を迎えるときとか、あるいは大きく庁舎をつつかなくちゃいけないようなときに、一緒に考えるのが一番いいのではないかと。結構時計といっても引っかける時計を言っているわけではなくて、仕掛け時計となっていますから、相当なものが必要になってまいりますので、そのあたりは大きな節目で、合併20年も近づいていますけれども、それ以外にも、やはり庁舎についていろいろと周辺を考えなければいけないときが必ず来ると思いますので、そのときはしっかり議論をして、実りのあるものにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 市長の見解ありがとうございました。合併20年といいますと、まだまだ先のことでもあっという間に来るかも分かりません。今からの計画はすごく大事なことだとも思いますので、そういったことも考慮していただいて、ぜひ地域おこしができるような、そして、子供たちの心に残るような時計を計画していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、⑤の質問へ移ります。

駐車場の区切りにコンクリートブロックの縁石があります。駐車するときに、この縁石に乗り上げてしまったり、タイヤで縁石をこすってしまったり、通行するときに当たりそうで不安を感じますという声がございます。また、降車したときや歩行中に気がつかず縁石にぶつかり、危険を感じた方もいらっしゃいます。白い塗料を塗ったりして工夫してくださっていますが、ほかに何らかの対策ができないでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

御質問の駐車場の縁石は、玄関前と西出入口の緑化部分のことと思われますが、縁石を認識せずハンドルを切った場合には、タイヤを乗り上げるといったことはあると考えております。縁石は緑化部分を設けるためではありますが、来庁者の利用状況を見まして改修について検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。

- ○9番(村田珠美君) 最近は年齢に関係なく、視力障害の方もいらっしゃったりされます。夕方になるとすごく見づらいということも聞きますし、縁石部分と駐車場のセメントが同じ色なので、すごく見づらいということも聞きます。先日聞いた話でございますが、バイクが駐車場を通行中に縁石に当たり、上へかなり跳びはねたような形になって、見ていた方もすごくびっくりされたということもございます。大惨事になりかけたので、本当に危ないんじゃないかとも聞きます。事故があってからでは遅いと思いますので、今すぐできるような対策として、赤いコーン、いろんな色もありますけど、そういったもので対応できるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

安全対策というのは十分必要でございます。縁石を撤去するのが一番えいのであろう と思われます。また、今回議員のおっしゃっていただいた案も参考にしながら、安全対 策を考えていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) ぜひ早急に何らかの対策をしていただけたらと思いますので、 縁石に色を塗るということもできると思うんですが、夜は分かりにくいかなと思います。 コーンならすぐにできるかな、接着剤で貼る分もありますよね、建設課にはあると思う んですけれども。ないですか、みっともない、でも安全が大事なので、そういったこと も考慮し、余り高さがないものもあると思いますので、研究していただけたらと思います。

それでは、⑥の質問に移ります。

市役所の玄関を入ると左側に御意見箱がございます。そこには市行政及び市議会について御意見をお聞かせくださいと記述されております。また、中央公民館を入って右側のトイレ前の壁際に御意見、御要望の受付ボックスがあります。両方とも隅の余り目立たないところにあるためなのか、今回お聞きした方の中には、この御意見箱のことは全然知らない方もいらっしゃいました。もう少し明るく、誰でもが見えて、提案等を入れるボックスがあるといいのにと話してくださり、今回の質問につなげております。

市政に対する前向きな提案、意見、要望をボックスに投稿できて、市民の声を直接行政に届ける場所が欲しいという声がございます。市役所、中央公民館等に設置されていますが、活用状況をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

市役所本庁舎の市民ホールに設置している意見箱に寄せられた意見等につきましては、 市長まで回覧した後、内容に応じて各担当部署へ送付し、各部署において対応しており ます。 以上です。

- O議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 活用状況で、年間何通といったところまでを含めたつもりでしたけど、それは分からないですよね。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) 平成30年は20件、令和元年度が13件、令和2年度は21件で、様々な内容がございますので、個々についてどういった対応、結果というところまでは調べておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** 中央公民館のボックスには、平成30年に2 件、令和元年に1件の合わせて3件の御意見を頂いております。
- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 活用状況は分かりました。お名前とかを明記されている方には、きちんとお返事されているということでしたので、分かりました。

その方たちの行政と協力して香美市のまちづくりに協力したいというのは、大変うれ しい御意見だと思います。気軽に提案できる場所がありますと、例えばSDGsのこと を知りたいので勉強会を設けてくださいとか、あと防災について香美市全体のことを知 りたいとか、また、環境について知りたいという声を投稿したいともおっしゃっていま した。

今現在あるボックスなんですけれども、場所的にはもうそこしかないのかなとも思いますが、もうちょっとポップを入れるとか、分かりやすく、明るくするような工夫はできないでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

実は、自分の前の課長のときに、ほかの議員の方から意見書箱について御質問があって、検討するという形でお話をしているのですが、まだちょっと改善に向けて検討できていないので、ちょっと反省する部分はあります。これまで何度か御質問もいただいていますので、ちょっとお時間等を頂きながら検討してみたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** 公民館のボックスもちょっと地味といえば地味ですので、何らか考えたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** ぜひお願いしたいですので、検討を早急にしていただけたら と思います。

以前にも質問させていただいたことがあるんですが、公民館に伝言板などがあるとコミュニケーションがとれるというお話をさせていただきました。そのときの答弁では研究をしてみますということだったんですけれども、例えば、環境課として班から独立するというときに、ごみの削減をしていきたいということをおっしゃっていただきました。ごみになる前にいま一度リサイクルをというふうなことで、譲ってください、譲りますコーナーですとか、あと、楽しくリサイクルしませんかということで、こういうふうにするとこんなにリサイクルができるんですよといった行政側からの提案であったりとか、そういった場所があると、お互いに学び合いができ、有効にごみ削減にもつながっていくのではないかなと思います。また、生涯学習振興課も、よってたかって生涯学習フォーラムを2月に行うとお聞きしておりますが、こういったこともより一層市民の方に周知できますし、きちんとしたコーナーをつくっていただくようなことはできないでしょうか、お尋ねします。

- O議長(利根健二君) 村田議員、ボックスに合わせてということですね。 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** ボックスの質問だと考えておりましたので、 伝言板まではちょっと今のところお答えできません。
- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** それでは、また個人的にお尋ねに参ります。よろしくお願いいたします。
- O議長(利根健二君)50分まで休憩いたします。(午後 2時35分 休憩)(午後 2時49分 再開)
- ○議長(利根健二君) 正常に復します。

休憩前に引き続き、会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 9番、村田珠美さん。
- O9番(村田珠美君) それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

2番目、様々な観光大使について。

観光大使の1人目は福留功男さんです。今年10月31日に2人目の観光大使に国立 天文台石垣島天文台の前所長であり、現在も積極的に講演会活動をなさっている宮地竹 史さんが委嘱され、また、新たな大自然とのコラボレーション等が期待されると思い、 とてもうれしく思っております。観光大使の今後の展開についてお伺いいたします。

①です。

香美市のPRは重要だと思います。本市の観光についての見解をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

紅葉、滝、アンパンマンミュージアムや龍河洞など、香美市は年間を通じて訪れることができる観光資源に恵まれた町であると考えております。近年は、観光客の誘客を目指し、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートや龍河洞等の観光拠点の磨き上げを行い、また、観光協会では、昨年より香美市観光ガイドの会が立ち上がり、現在は2つのガイドツアーが商品化されるなど、香美市の魅力発信に努めています。

観光情報のPRにつきましては、市の広報媒体のほか、香美市観光協会や物部川DM O協議会の広報媒体でも行うなど、幅広く情報発信を行っております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 様々な協力団体とともにPR活動を行っているということで、 本当に魅力がたくさんある香美市でございます。
  - ②の質問にまいります。

2人目の観光大使が決まり、希望が持てると思っております。どのような企画を検討 していくのでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

初代観光大使の福留功男さんからは、香北の自然公園で旅するチョウとして知られる アサギマダラのサミット開催の提言を受けており、開催実現に向けてただいま調整中で す。

また、10月31日に2人目の観光大使である宮地竹史さんを迎えて開催しました、 香北中学校での星空観望会が大変好評であったことから、来年度も行うよう、香北支所 で予算化を検討しております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 観光大使が決まった後、コロナでなかなか観光大使の方にお力を存分に発揮していただける企画ができない中で、少しずつではあると思いますけれども、アサギマダラのサミット、そして、星空を皆さんと一緒に楽しむ会等の計画をして、引き続きやっていくということで、それ以外にもまた何かありましたら、ぜひ積極的に企画をしていただきたいと思います。

コロナ禍で様々な事業、イベントが制限されて、楽しみなことがないという声を、多 分担当課の方も聞いていると思いますが、まだ観光大使のイベントがなされていない中 で難しいかも分かりませんが、観光大使だけではなく、様々な大使があると幅が広がっ ていくのではないかなと思います。

③の質問です。

新たな大使の計画は必要だと思います。イベントによっては、香美市を盛り上げ大使ですとか、あとふるさと親善大使など、事業により様々な世代の大使が必要ではないで

しょうか、見解をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

幅広い分野、世代の大使というアイデアはぜひ参考にさせていただきたいと思います。 しかしながら、香美市は現在やっと観光大使の活動が始まったばかりであります。まず は現在の観光大使の活動充実を最優先に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) まず一つずつではございますが、そのアサギマダラのサミット実現をすごく心待ちにしている方もたくさんいらっしゃいますので、何とかできるような形で、リモートでもできるのではないかなとも思いますので、ぜひ検討してください。それ以外にも、こういうイベントをしたいとか、先ほど観光について香美市の見解もお尋ねいたしましたが、いろんなところに本当にすばらしい場所があり、すばらしいイベントも企画できると思いますので、そういったことも含めて、今後もまた検討していただけたらと思います。

それでは、④です。

観光大使にと市民の方々からの推薦があれば可能でしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

2人目の観光大使である宮地竹史さんにつきましては、市民の方から宮地さんを観光 大使にという要望があり、検討委員会、選考委員会を経て委嘱に至っております。今後、 市民の声が反映できるような推薦の制度化について検討していきたいと考えております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 宮地さんは、そういういきさつがあって選ばれたということですね。ぜひまたそういった選考方法等も検討していただきたいと思います。市民の方から声があれば、ゼロではないと、可能性はあるということでよろしいですね。

高知市や四万十市、広島市など、全国の各市町村では、観光大使をこちらからお願い じゃなくて募集しているところもございます。HITひろしま観光大使募集では、広島 が大好きで、広島の魅力発信に協力していただける方を募集しているというものもあり ます。取組自体は、広島市民でもいいようですので、その町をよく知っている方がPR することで、広島の魅力を発信をしていただくという方法のようです。また、一昨年に は、よさこい高知観光大使の募集もされていたようです。内容については既に御存じだ と思いますので割愛させていただきます。

⑤の質問でございます。

観光大使を募集する企画をしてはどうでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

募集については、活動の目的、内容、頻度などを明確にし、その必要性が認められる 場合に検討していきたいと考えております。繰り返しにはなりますが、観光大使の制度 が始まったばかりでありますので、しばらくは現在の制度で進めていきたいというふう に考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 始まったばかりの観光大使ですけれども、それぞれいろんなことができる大使というのは必要だと思いますので、まず、一つ、二つと順番にやっていただきまして、その後また幅の広い様々な年齢の方の観光大使をぜひ見つけていただけたらと思います。今後期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(利根健二君) 村田珠美さんの質問が終わりました。

消毒のため、休憩いたします。

(午後 2時59分 休憩) (午後 2時59分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

6番、森田雄介。

○6番(森田雄介君) 6番、日本共産党の森田雄介です。議長の許可を得ましたので、一問一答形式で、今回は4つの分野についてお伺いしていきたいと思います。

まず、1番目、省エネ住宅の研究や啓発をということでお聞きしてまいります。

気候変動対策として取り組むべき分野、課題は多岐にわたります。二酸化炭素の削減 目標の多くは、電力部門や鉄鋼などの一部産業や大規模事業所の取組が欠かせません。 そこに加えて、輸送や生産活動、一人一人の暮らしに関わるところにも取組が求められ ます。しかしながら、ただ我慢を続けるものであるならば、続かない可能性も大いに出 てきます。自分の生活にもメリットがある形が望まれております。

資料の1つ目にも示しましたけれども、政府はグリーン成長戦略として、成長が期待される産業14分野において高い目標を設定し、様々な方法で民間企業の挑戦を後押しするとしております。地方においても、脱炭素社会に向けた取組を仕事おこしにつなげていきたいものです。見解や取組をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けた取組を仕事おこしにもつなげることは、地球温暖化対策だ

けではなく、地域経済発展の観点からも重要であると考えておりますが、市としての取 組は行っておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 今後、環境課は独立しますので、ぜひ取り組めるものを調査、 研究していっていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

国のグリーン成長戦略の具体化の一つに、住宅・建築物における省エネ対策の強化があります。資料の2つ目に示しておるのは、国土交通省の施策対象分野における住宅・建築物の温暖化対策への寄与度というものであります。一定の割合が示されており、取り組まなければならない課題となっております。

住宅の省エネ性能をはかる方法を探しておりましたら、パッシブハウス、これを日本 語に訳しますと受け身の家ということだそうですけれども、そういうものがありました。 環境先進国のドイツで物理学者、ファイスト博士が導き出した家の省エネ基準というこ とであります。これは気候変動を抑えるため、これからの家の燃費はこれぐらいに抑え ないといけない、そのために必要なエネルギー効率計算はこうというものであります。 なので、ここで示される住宅理念は、最小限のエネルギーと自然エネルギーを生かして、 快適に過ごせる住宅を目指すという考え方であります。これは、ゴールだけを示したも のなので、どうやってその基準をクリアするのかが問われます。そのノウハウも蓄積は してこられておりますけれども、単純にドイツ製の分厚い壁を日本に持ち込めばよいと いうわけではありません。日本各地の気候風土に合わせ、日射や通風、内部結露を防ぐ 手だてなどを設計に落とし込んでいく必要があります。日本の伝統住宅は、夏をしのぐ ためにひさしで日射を遮り、大きな窓で風通しをよくし、土壁などが蓄熱性と、調湿性 を合わせもっておりました。しかし、冬の快適性は犠牲にもなっておったところです。 そこに適切な断熱、気密の技術を用いることで、冬場も快適な住宅が目指せるのではな いか、または、脱石油に限れば、薪ストーブによる暖房と給湯を取り入れてもいいのか もしれません。そうやって初めて燃費のいい住宅が完成することになります。エネルギ 一効率が高いパッシブハウス基準の住宅は、冬は暖かくて夏は涼しく、快適で健康的な 居住空間をつくるといいます。大手ハウスメーカーの一律な仕様ではなく、日本各地の 気候に合わせた費用対効果の高い家づくりは、地域密着型の地場工務店と相性がよいの ではないかと思います。市内事業者とも協力して、調査、研究を進めていけないもので しょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** 建築確認の受付業務、また、建築相談などの業務を担当 している課としてお答えいたします。

省エネ住宅についてですが、パッシブハウスだけではなく、その他いろいろな工法な

どにより多種様々あります。その中で、建築主がハウスメーカーや建築士と予算や立地 条件などを加味し、十分な協議を行うものです。当然、建築主の選択肢が増えるわけで すので、建設課としましては、通常行っている建築相談などにより、できる範囲での相 談受付を行っています。

省エネ住宅となると、建築コストのアップは仕方がないものと考えますが、パフォーマンスコストも含めた総合的な検討となりますので、建築主はハウスメーカーや建築士と十分な協議が必要なことも伝えていかなければならないと考えています。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 建築主の意向にもよるということであります。パッシブという言葉を自分は見つけましたけれども、反対の言葉はアクティブだということで、積極的に太陽光発電などを取り入れて、空調など、現在の機器を利用して、実質的にはエネルギーコストが下がる方向を目指すということもあるし、個々施主に当たる建築主の考え方によっては、伝統的な住宅様式よりももう少し都会的な、ちょっと窓の小さい、塀ではなくて自宅の壁で敷地がいっぱいになっているような住宅を望む場合も当然出てくるのであろうと。その建築主の希望を最大限考慮に入れるというお答えではあったんですけれども、実際に温暖化対策に向けて省エネに取り組んでいくことを考えたときに、このパッシブというのも非常に有効性があると自分は思いましたので、紹介も兼ねて質問をさせていただきました。これは個人の住宅ではありますけれども、公共の建築物を建てるときにも、ぜひこういった考え方を取り入れられてはどうかなということも、付け加えさせていただきたいと思います。

実際に木材住宅支援事業に本市は取り組んでおりますけれども、こういった取組をする場合には、非常にパッシブのほうが相性がよろしいのではないかと思っておりますし、地元の工務店が取り組む場合には、大手のハウスメーカーよりもこういったパッシブの基準に向けた、また、基準を満たさないまでもその方向性を取り入れた設計のほうが、ある程度相性がいいということじゃないかと思います。そういったところも加えて、ぜひ検討していただけたらなということでした。相談は受け付けるということでありましたけれども、何がしかのそういった相談の中で、このパッシブのよさというものを尋ねられた場合には、お答えもされるということでよろしいでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- 〇建設課長(井上雅之君) お答えいたします。

先ほども言いましたように、パッシブハウスだけが省エネ住宅ではないという考え方です。だから、パッシブハウスだけに特化するのは間違いだという感覚で今、私どもは考えています。はやりとしまして、住宅メーカーの宣伝文句ではありませんけれど、高気密高断熱という言葉のほうが先にいって、それもいえば一つの省エネ住宅だと思っています。また、高知県特有、土佐特有の湿気、シロアリその他、それと、どっち向きの

家なのか、風の向きなのかというふうな、全てそこら辺を考慮しての話になりますので、なかなかどういう形で宣伝するのか、難しいところはあるかと思いますが、やはりパフォーマンスコストの要らない住宅というのを今後考えなければならないと思っています。 建てるお金が明らかに高いので、どうなのかなと。坪100万円する時代ですので、なかなかちょっとやっぱり難しいのかなという気もあります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) お答えいただきました。資料の3枚目にはパッシブハウスの 案内もつけております。またこういったものもあるんだということで紹介させていただ きます。
  - ③の質問に移ります。

国土交通省が管轄する建築物省エネ法が改正され、2021年4月から、延べ面積300平方メートル以下の小規模建築物にも、省エネ性能の建築主への説明義務が創設されました。普及を後押しするには、施主が省エネ住宅を欲しくなる仕掛けが肝要だと思っております。

省エネ住宅のメリット、先ほども少し述べましたが、年間の光熱費を削減できることや家の中の室温差が少ないというようなことで、健康面でも大きなメリットがあると言われております。先ほどパッシブだけを紹介しましたけれども、アクティブのほうでいえば、太陽光発電システムや蓄電池を用いたときには、災害時の停電でも電気を使うことができるなどのメリットがあると言われております。

また、これまでの長期優良住宅や低炭素住宅の認定が受けられれば、住宅ローン減税などの各種支援措置が受けられます。初期費用の増加をランニングコストで回収できることと併せて、提案できるのではないかと思うところであります。

そして、何より、先ほど市としての方向性は、特にどちらかに偏ることではないということでありましたけれども、地元工務店の中でそういった取組をされているところがあれば、積極的にその有効性のPRにつながるのではないかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) PRについてですが、建築物省エネ法の改正も含め、高知県建築指導課より建築士会に向けて、内容説明等情報のPRを行っています。小規模の木造住宅300平方メートル以下について、建築士から建築主へ書面での説明を義務化されており、説明された書面は保存図書として15年間の保管義務があるようになっております。

今後、コストアップの問題や立地に関する条件、併せ補助金、減税、優遇措置など、 ハウスメーカーや建築士と十分な協議が必要なことなどを、建築相談により伝えていか なければならないと考えています。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 個々の施主さんの相談には誠実に向き合ってくださるという ことですので、今後は、地球温暖化の問題はとり急いだ問題ではありますけれども、ま ずは啓発や施主の意識、そして、各地域の工務店の取組を見守りたいと思います。

大きな2番目の質問に移りたいと思います。消防の人員定数ということでお聞きいたします。

まず①です。

消防力の整備指針は、昭和36年に消防力の基準として、市町村の消防力の強化を推進するため、必要最小限の施設、人員を定めることを目的に制定され、以来、数次にわたる一部改正、全部改正が行われております。消防力の整備指針と改められたのは平成17年ということですが、現在の消防力整備指針は平成30年度に改正されたようであります。この指針に基づく本市に必要なポンプ車、救急車等の車両数と、消防吏員数の算定方法、また、現在の充足率をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- 〇消防長(宮地義之君) お答えします。

消防力の整備指針に基づく本市に必要なポンプ車、救急車等の台数につきましては、 ポンプ車が3台、救急車が2台、非常用救急車1台などで、充足率は満たしております。 また、消防吏員の算定方法につきましては、先ほど申し上げましたポンプ自動車など の配備する車両に必要な人数に、管内の人口などから算出された通信員、予防要員等の 人員を加えて消防職員数として算定しております。こちらの充足率は満たしておりませ ん。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- **○6番(森田雄介君)** 現在でも満たしていないということですので、これは満たす ためにぜひとも取組を進めてもらわなければならないと思います。
  - ②に移ります。

直近の消防白書には、コロナウイルスへの対応や、頻発する異常気象や地震などの災害へ備える必要も言われております。市町村区域における消防の責任を十分に果たすためには、さらなる消防力の充実が必要かと思います。現状の認識はどうなっていますでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- 〇消防長(宮地義之君) 消防活動に必要な資格としましては、主なものに救急救命 士や予防技術資格というものなどがあります。また、継続して消防学校などへ入校し、 それぞれの研修を行っております。休暇も一定取得はできております。出動や期間の短 い事務処理など、職員の余裕が少ないように感じることもありますけれども、研修や休

暇等で人員が少ない部署へは、所属長や隊長等の指示によって、各職員が部署を越え互いに協力しております。また、訓練や職場内での研修も適宜行っておりまして、継承はできているものと認識しております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 人員は少ない中ではありますけれども、何とかその継承や実態、人員が少ないところへはフォローもし合って回しているということであります。そういう努力の上に成り立っておるということですけれども、例えば、災害が多い昨今でありますから、緊急消防救助隊の要請というのがありまして、災害地には必要な人数を送ってくださいと要請が来る場合もあると聞きます。そういった場合に、人数も足りておらず、何とかやりくりで回しているような状況では、なかなかそういった要望にも応えられないんじゃないかなと思うんです。本来なら、そういった要望にも応えられる人員配置が必要だと思うんですけれども、見解をお聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- 〇消防長(宮地義之君) お答えします。

緊急消防援助隊への登録としましては、消火車両として1台に4人、それと、救急車両として1台に3人で、同時出動は不可ということで登録をしております。要請があった場合は、いずれかの車とその人員を出すことになり、緊急出動が求められることがありますので、あらかじめ人選をして、当務隊長が指示をし、招集できるようにはしております。その場合に、向こう1週間ぐらいの勤務調整が必要になってきますので、そこは署長が勤務表を作成する場合に考慮し、欠員が出ないように調整しております。

先ほども申しましたように、充足率が十分ではないというところもありますので、決して余裕はないですけれども、我々の仕事はなかなかできないということが言えない職種と認識しておりますので、可能な限りは自分たちの中でやりくりをして、サービスが低下しないように努めているつもりでございます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 今のお話をお聞きして、そういった努力の上で何とか成り立っておる状況、何としても現場の必要性を満たす人員確保が必要だと、私は改めて認識したところです。

今後、最低限の人数を確保することがまず求められますし、可能であればそれを上回って、今後緊急出動であったりとか、資格の取得、また、いろんなやりくりがスムーズにいくような人員体制が必要と思います。今後の対応、また、今、何人足りないので今後はというような、具体的な計画がありましたらお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- 〇消防長(宮地義之君) お答えします。

先ほど申し上げました、消防力の整備指針に基づく香美市の職員配置数につきましては、89人という数字が一番最新の調査で出ております。これに対して、現在、出向とかを除く職員は55人ですので、60%少し超すぐらいの充足率しかないということにはなっておりますけれども、一方、財源の地方交付税とか、そちらのほうで見ますと、管内人口10万人の標準規模自治体に配置される消防職員数は、134人となっておりますので、これを人口とかで割った場合には35人ほどになってしまいます。それに人口密度とか、そこら辺を計算しても、50人を超すぐらいの数字にしかならない状況ですので、89人という数字は出ておりますけれども、なかなか財源が伴わないということで、実際問題配置は困難だと考えております。県内の消防本部におきましても、調査したわけではないですが、この整備指針に基づく人員と同じ、または、近いような職員数を配置しておるところは、かなり少ないのではないかと認識しております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) なかなか規模の少ない自治体におきましては、指針は消防台数に対する人員配置でありますから、消防に配置された人数と救急に配置された人数が重なっても差し支えがないという規定があると。本市の場合は、人口だけに特化したら35人になるということなので、そこから人口密度などを加味した場合は50人そこそこで、現在の人数程度に落ち着いておるという説明ではありました。しかし、私は人数を一定増やしていく必要性というのは感じておりまして、今回も質問させていただいたところです。現在55人、実際は出向などがあってもう1人おるのでしょうかね。今後、やはり財源が許す限りでは少しは増やしていかないかんという認識であろうかと思います。その点について、今後の取組をお聞かせいただいてよろしいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- ○消防長(宮地義之君) 先ほど来申し上げておりますように、余裕は決してない状態でありまして、最近の地方公務員法の改正などによって、定年の延長なども言われております。また、消防職員の育児休暇の取得率も非常に少ないということで、国から指導も来ておりますので、そういうものを積極的に取得したりしていくためには、定数の増員が必要と考えておりますので、また担当課と調整しながら進めたいと思います。サービスが低下しないように進めたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- O6番(森田雄介君) ぜひ企画財政課とも一緒になってよろしくお願いいたします。 それでは、大きな3番目に移りたいと思います。処遇改善加算金についてお尋ねいた します。

①であります。

処遇改善加算は、介護・福祉職員の賃金改善を目的として、介護職員処遇改善交付金

に代わって2012年に導入された制度であります。交付金は100%公金によって賄われていましたが、加算に制度が変わって、介護利用者にも負担を求める仕組みとなっております。

国は、介護・福祉職員の確保のために処遇改善が必要とはしておりますけれども、現在制度化されている処遇改善加算金、そして、2019年に導入された特定処遇改善加算金への対応は、導入までの環境整備と導入後の報告という事務作業が負担であることもあって、先月の地元紙では、利用する事業所が全体の66%と示されておりました。政府は、介護や保育に従事する方の処遇改善を、早ければ来年2月に交付金の支給で行うとしております。その際には、現状の加算所得に至っていない事業所もあり、新たな支給要件を求めないようにと願いたいところであります。

さて、今回お聞きしたいのは、本市における処遇改善加算及び特定処遇改善加算の利用状況ですが、実情はいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えいたします。

まず、介護のほうですけれども、本市の介護サービス事業所43事業所のうち、処遇 改善加算を算定している事業所は40事業所、特定処遇改善加算を算定している事業所 は26事業所となっております。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) 福祉職員につきまして、お答えいたします。

福祉・介護職員処遇改善加算等を取得しようとする障害福祉サービス事業者は、事業所の指定権者に届け出ることとされており、本市に所在する障害福祉サービス事業者は高知県知事に計画書等を提出しております。高知県障害福祉課から提供を受けた情報によりますと、本市内の障害・福祉サービス事業所24事業所のうち、処遇改善加算を届出しております事業所は20事業所、特定処遇改善加算につきましては4事業所でございました。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 処遇改善加算のほうは一定高い数字が出ておるようですけれ ども、特定処遇改善加算となったら非常に低いと言わざるを得ないのかなと。分かりま した。

それでは、②に移ります。

処遇改善加算で満たすべき要件の、キャリアパス要件と職場環境等要件への対応が、施設の形態で差があると厚生労働省の調査には出ておりました。特に、訪問介護や通所介護の施設では、加算を取得している事業所が少ないということのようです。小規模の訪問系事業所などには、制度利用のための支援が要るのではないかということで、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 介護のほうでお答えいたします。

処遇改善加算及び特定処遇改善加算を算定する場合、所定の届出を介護サービス事業者の指定権者に提出する必要がございます。訪問介護事業者の指定権者については、高知県知事となりますので、届出の際の質問等については、県の担当課は子ども・福祉政策部高齢者福祉課となっておりますので、そちらのほうに出されていると思います。

なお、地域密着型サービス事業所は、本市が指定権者となっておりますので、当該事業所から手続等について相談があった場合には真摯に対応しております。また、お知らせ等はホームページのほうにも常に事業者向けに発信しているところでございます。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます

小規模訪問系事業所につきましては、市内の5事業所のうち3事業所が処遇改善加算等の届出をしておりません。当該事業所にその理由を聴取したところ、利用者が少数のため、届出をしても加算される金額が少ないこと、要件に応じた職場環境の整備ができないことなどを挙げられておりました。

森田議員の提案されます事務支援が、どのような内容であるかは判然といたしませんが、市の支援で前述の未届け理由を解決することは困難ではないかと考えます。

以上でございます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) この処遇改善加算は、特に難しくなってくるのは小規模の事業者で、環境整備、各事業所ごとに勤務要件をしっかりと書面化しなければならないといったことであったり、この制度を受ける手前での整備が必要だということでありますし、実際に申請をしたなら、申請後の報告が必要であるということでありました。

近年、簡素化されてきておるということも載ってはおりましたし、それから、何より 介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業というのがあるとも出ておりました。こ れは多分御紹介になるんだろうと思うんですけれども、各事業所にはこういった処遇改 善加算、また、特定処遇改善加算をとるようなためにも、個々の事情はあるでしょうけ れども、その人員の管理責任者等に御案内などは行っておるのでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君**) 国からの通知で必要な部分につきましては、 ホームページ等に事業者向けのページがありますので、そちらでお知らせしております。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- ○福祉事務所長(中山泰仁君) 福祉事務所といたしましては、特に対応はしていないところでございます。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) これもやはりイメージが非常に、既に2012年から取り組まれているということもあって、一度取り組んでいない事業者にとっては、難しいから最終的にもう取り組まないというようなことで、ずっと来ている部分もあるんじゃなかろうかとも思いますし、特に特定処遇改善のほうは、要件が厳しい割にメリットを受けられる職員というのも事業所の一部の職員だけということで、非常に職場の中でのバランスがとれないといったことも懸念されております。こういった問題点を洗い出した上で、これとはまた違う形で、ぜひとも新しい政府の言う介護や保育に従事する方の処遇改善制度ができてほしいと願うところであります。少なくとも、現状のまだ加算所得できていないところへは、個々の事業所の努力を促せられる範囲で、この取得促進の支援事業もあるということですので、御案内していただければと思います。

それでは、最後、4番目の質問に移ります。オンラインの相談機能ということでお聞きいたします。

本市でも、ブロードバンド通信網の整備や、また、先日、AIチャットボットの整備が進んできたという報告も受けました。これらを実際に使ってもらうことが、契約戸数の向上やチャットボットの制度向上につながると考えるところであります。

これらを使いこなすことは、一人一人の自己解決能力を高めることにもなりますけれども、個人では解決できない問題を相談したり、お願いしたりする場合には、どうしても対面でお話をしたいと思うのが普通であります。アポイントをとってじかに話し合いをするのが一番ですけれども、都合がうまく合わないこともあろうかと思います。コロナウイルスの影響もあって、ビデオ通話の環境は劇的に整備されてきております。こういったツールを備えておくことが、短時間でも打ち合わせをという場合有効に働くものと思います。必要に応じてビデオ通話も可能な整備をされてはと思いますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- 〇企画財政課長(佐竹教人君) お答えいたします。

御承知のとおり、現在、高知工科大学と連携し、住民対応の迅速化と住民サービスの向上を図るため、24時間365日、住民からの質問に対して自動応答する、AIチャットボットの導入を進めているところでございます。ビデオ通話につきましては、ビデオ会議を初め、研修会、移住相談等でも活用しており、今後、利用頻度が高まることが予想されております。引き続き利活用についても研究してまいりたいと思っております。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) お答えから言いますと、既にもう利用しておるし、今後必要に応じて拡大というか、どういった場面でも使えるような状況に、多分通信網の整備とともになっていくと思いますので、積極的に使える場合には使っていくということでよろしいでしょうか、最後に確認だけさせてもらいます。

- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- **〇企画財政課長(佐竹教人君)** おっしゃるとおりでございます。
- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- O6番(森田雄介君) では今後、前にも出ておりましたけれども、各支所等にもそ ういった整備があればいいんじゃなかろうかと思います。また、順次検討していただけ ればと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長(利根健二君) 森田雄介君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに 決定いたしました。次の会議は12月8日午前9時から開会いたします。本日の会議は これで延会いたします。

(午後 3時38分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

12月定例会議会議録(第3号)

令和3年12月8日 水曜日

# 令和3年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第3号)

招集年月日 令和3年11月29日(月曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月8日水曜日 (審議期間第10日) 午前 8時59分宣告

## 出席の議員

1番	萩	野	義	和	1	1番	Щ	崎	晃	子
2番	Щ	П		学	1	2番	濱	田	百台	子
3番	舟	谷	千	幸	1	3番	Щ	﨑	龍力	に郎
4番	依	光	美什	七子	1	4番	大	岸	眞	弓
5番	笹	岡		優	1	5番	爲	近	初	男
6番	森	田	雄	介	1	6番	Щ	本	芳	男
7番	久	保	和	昭	1	7番	比与	森	光	俊
8番	小	松		孝	1	8番	小	松	紀	夫
9番	村	田	珠	美	1	9番	甲	藤	邦	廣
10番	島	畄	信	彦	2	0番	利	根	健	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$

## 欠席の議員

なし

## 説明のため会議に出席した者の職氏名

## 【市長部局】

市 長	法光院	晶一	建設課長	井	上	雅之
副 市 長	今 田	博明	農林課長	Ш	島	進
総務課長兼選挙管理委員会書記長	川田	学	商工観光課長	石	元	幸司
企画財政課長	佐 竹	教 人	環境上下水道課参事	依	光	伸 枝
定住推進課長	中 山	繁美	環境上下水道課長	明	石	満雄
防災対策課長	日和佐	干城	管 財 課 長	和	田	雅 充
税務収納課長	明 石	清 美	ふれあい交流センター所長	猪	野	高 廣
市民保険課長	植田	佐 智	会計管理者兼会計課長	荻	野	貴 子
福祉事務所長	中 山	泰仁	《香北支所》			
健康介護支援課参事	横山	和 彦	支 所 長	前	田	哲 夫
健康介護支援課長	宗 石	こずゑ	《物部支所》			
建設課参事	近 藤	浩 伸	支 所 長	竹	﨑	澄人
【教育委員会部局】						
教 育 長	白 川	景 子	教育振興課長	公	文	薫
教 育 次 長	秋 月	建樹	生涯学習振興課長	黍	原	美貴子
【消防部局】						

宮 地 義 之

【その他の部局】

なし

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大和正明

#### 市長提出議案の題目

なし

### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

令和3年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

(審議期間第10日目 日程第3号)

令和3年12月8日(水) 午前9時開議

### 日程第1 一般質問

- ① 17番 比与森 光 俊
- ② 11番 山 崎 晃 子
- ③ 2番 山 口 学
- ④ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑤ 5番 笹 岡 優
- ⑥ 7番 久 保 和 昭
- ① 1番 萩 野 義 和

### 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山﨑龍太郎君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

#### 議事の経過

(午前 8時59分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定 足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。 17番、比与森光俊君。

○17番(比与森光俊君) おはようございます。17番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。今回は、9月から11月、テレビや新聞報道で非常に気になった児童虐待といじめ問題について、香美市の実態とその取組を確認の意味から質問させていただきます。

初めに、絶対あってはならない、また、絶対許されない児童虐待についてお尋ねいた します。

11月は厚生労働省が定める児童虐待防止推進月間でもありました。皆さんも御存じのように、8月31日、大阪府摂津市におきまして、3歳の男の子、新村桜利斗ちゃんが母親の交際相手から高温のシャワーを10分ほど浴びせられ、殺害されるという悲惨な殺人事件が発生しました。また、10月23日には、1歳5か月の男の子が父親からしつけとの名目で暴行を受け、意識不明の重体になっています。ここ数年、毎年のように児童虐待事件が発生しているように思われます。

一昨年前に発生しました、千葉県野田小学校 4 年の女子児童が、父親から暴行受け死亡する痛ましい事件も記憶にあるところです。この事件では、父親はしつけのためと供述しています。女子児童は小学校のアンケートで、お父さんに暴力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときに蹴られたりたたかれたりします。先生、どうにかできませんかと助けを求めています。この事件では小学校や児童相談所の対応も問題視されたところです。

①でお聞きします。

昨年度と本年度4月から11月までの児童虐待に関する情報は何件あったのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

福祉事務所で受理いたしました新規の児童虐待相談・通告につきまして、対象児童数をもって申し上げます。令和2年度は29人、令和3年度は11月末現在で18人となっております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番(比与森光俊君)** 児童虐待の防止等に関する法律第5条では、学校、児童

福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない、また、第6条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないとあります。

その福祉事務所に入った報告というのは、一般市民の方からあったのでしょうか、また、先ほど述べたような方からの報告だったのでしょうか。そこをちょっと確認。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

令和2年度に受理いたしました新規ケースにつきまして、その相談経路を御報告いたします。29人のうち、学校からの情報が11人でございます。それから、医療機関が3人、保健センターから4人です。近隣、知人からが1人、その他10人ということになります。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番(比与森光俊君)** 今年の4月から11月については、まだその辺分かりませんか。
- ○議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

今年度の経路別受付数につきましては、現在のところ、手元にちょっと資料を構えて おりません。申し訳ありません。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) それでは、②です。

法律第8条には、規定による通告を受けたときは、市町村または福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、 当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずると記されています。本市にあって、寄せられた情報に対して全て正確に確認作業が進められているとは思いますが、確認はどのような手順で進められているのか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

相談・通告への対応手順概要は、受付、受理会議、調査、ケース検討会議という流れ となります。相談・通告の受理に際しましては、必要事項を聴取の上、受付票、受付簿 を作成いたします。子供の安全確認を必要と判断した事例につきましては、通告から4 8時間以内にこれを実施いたします。安全確認は、市の職員が子供と直接会う、目視す ることを基本としております。緊急に児童相談所へ送致すべきケースにつきましては、速やかに送致を行います。市において対応を検討すると判断したケースにつきましては、通告受理後、直ちに受理会議を実施し、収集すべき情報や事実確認の方法を検討いたします。具体的には、住民基本台帳情報や健診受診情報、各種手当の情報、保育所、学校からの情報、その他関係機関が把握している情報などを収集しております。そして、面接、電話、照会などの方法で調査を実施いたします。この調査報告と初期アセスメントに基づく支援方針をケース検討会議で決定するまでが、初期対応の手順となります。以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番(比与森光俊君)** よく分かる説明でした。職員は大体何人体制でこの確認 作業に当たられているのか、そこだけ1点。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

現在、虐待対応に当たっておりますのは、正職員が3人、会計年度任用職員2人となっております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) ③です。

情報は重複する場合もあると思いますが、現状確認の後に児童虐待と確認された件数、これ3点目にお聞きするようになっていましたが、初めに聞いた件数がこれに当たるのか、そこだけ。重複する場合の件数と、ほんで実数は先ほどお聞きした分やと思いますけど、そこの件数をお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げました新規受理件数に、前年度からの継続支援件数を加えた人数が本 市における管理対象児童数となりまして、令和2年度では53人、令和3年度は11月 末現在で50人です。このうち児童虐待の認定ケース数は、令和2年度が対象児童数で 18人、令和3年度は11月末現在で6人となっております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) よく分かりました。

④です。

法律10条には、児童の安全の確認または一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所または居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができると記されています。事案によっては警察や児童相談所との連携も必要だと思います。連携が必要とされる場合の基準の

ようなものはマニュアル等で明確にされているのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

各市町村において、全ての子供とその家庭の福祉に関し、必要な支援に係る業務全般が適切に実施されるよう、厚生労働省において市町村子ども家庭支援指針が、高知県中央児童相談所により市町村子ども家庭相談対応マニュアルが策定されております。また、子供の虐待に関する基本的な在り方を示す手引といたしまして、厚生労働省が子ども虐待対応の手引きを策定しております。本市におきましては、これらを参照し、対応に当たっております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) ⑤です。

昨年度、そして本年度4月から11月までに、警察や児童相談所との連携が必要とされた案件はあったのか。あれば、その件数をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

警察と連携し対応したケースにつきましては、令和2年度4人、令和3年度は11月 末現在6人となっております。児童相談所との連携ケースは、令和2年度40人、令和3年度11月末現在で36人となっております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- O17番(比与森光俊君) 想像以上に多かったですね。その警察、児童相談所との連携が必要とされた場合の、答弁できる範囲でよろしいですが、どういう内容か、お聞きできるやったら答弁お願いします。守秘義務とかいろいろあると思いますので、全てでなくても、答弁できる範囲で。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) 一般論でお答え申し上げます。

警察との連携でございますが、保護者から物理的、その他の手段によって抵抗を受けるというようなことがある場合につきましては、警察との連携が視野に入ってまいります。また、現に子供が虐待されているおそれがある場合につきましても、これは緊急に連携をしております。

また、児童相談所との連携でございますが、児童福祉法におきましても、業務執行上、 医学的、心理学的、教育学的な判定を必要とする場合には児童相談所の判定を求めなければならないし、また、専門的な知識・技術を必要とする調査につきましても、児童相談所の援助・助言を求めなければならないとなっておりますので、こういったことをベースに連携してございます。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番**(比与森光俊君) ⑥に移ります。

本市にあって、児童虐待に関する対応は適切に取り組まれているとの認識ですが、課題はないのでしょうか。先ほど職員 5 人体制でしたか、人的配置も含め、気になること、課題があれば、どのような内容かお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

本市におきましては、児童虐待の対応件数が顕著に増加している状況にはないものの、多様な問題が存在し、それらが複合的、連鎖的に作用し、対応に苦慮するケースが多くなっております。厚生労働省発出の子ども虐待対応の手引きには、児童虐待対応の基本といたしまして、次の8項目の原則が示されております。1、迅速な対応、2、子供の安全確保の優先、3、家族の構造的問題としての把握、4、十分な情報と正確なアセスメント、5、組織的な対応、6、十分な説明と見通しを示す、7、法的対応など的確な手法の選択、8、多機関の連携による支援、これらを的確に実施するためには、専門性を備えた人材の確保・配置が不可欠でございます。人員体制の強化が現状課題であるものと考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) 分かりました。

次、⑦です。

児童虐待につきまして種々お尋ねしました。先ほど課題も取組もお聞きしたわけですが、福祉事務所としての課題も含め、今後の対応、留意点をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

人員の確保につきましては、人事担当部署に要望を続けていくとともに、会計年度任用職員の募集についても引き続き取り組みたいと考えております。子供虐待は、発生予防、早期発見・早期対応、子供の保護や支援、保護者の支援の3つのステージに区分することができ、虐待予防については、これまでも啓発活動が行われてまいりましたが、相談・通告件数は高止まりしております。子供虐待はどこでも起こり得るという認識に立ち、関係機関と連携することで、子供の生命と人権を守り、健全な成長・発達を保障することができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番(比与森光俊君)** よく分かりました。

冒頭でも述べましたが、児童虐待は絶対にあってはなりません。また、絶対に許すこ

とはできません。そのことを強く主張したいと思います。香美市にあって、警察との連携が必要とされる件数も、一桁ではありますけど自分の想像以上に多いかなと、非常に危惧するところです。法光院市長も合併当時、福祉事務所長もされた経緯があるわけですが、この件につきまして見解をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- **〇市長(法光院晶一君)** 児童虐待についてお答えしたいと思います。

香美市におきまして、児童虐待、あるいは非常に危惧するケースというのは、私が福祉事務所長をしていましたときからございました。そして、その数も比較的多いという認識をしてまいりました。しかし、これにつきまして大変難しいのは、子供にとってみたら大切な親でありますので、なかなかそのところがうまく対応できないとか、児童相談所とも相談するなどしてやってきたわけでありますけれども、今日はやはり子供を大切にしようというところからしっかり連携が叫ばれておりますし、今、福祉事務所長から話がありましたように、しっかり連携できるような状況になってきております。幸いにして、非常に悲惨な状況は免れているわけでありますけれども、これも本当に少し油断すると取り返しのつかない状況になるわけでありますので、こうしたところについては、情報提供などしっかりいただくことが何より大事だと思います。行政としては、誰もが相談しやすい状況を開いていくことが大事だと、福祉事務所だけではなくて、広いところに相談できるような環境、そして、非常にアンテナを上げて、軽視せずにしっかり相談していくということが大事だと思いますので、一層そのところは肝に銘じて取り組んでまいります。大事な子供たちの成長をしっかり見守っていけるような行政にしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君) それでは、2項目めのいじめ対策についてお尋ねいたします。

いじめ対策につきましては、児童生徒に関わることから、非常にデリケートな問題であることは十分承知しています。答弁に当たり、詳細を述べることができない場合はそれでも結構ですので、よろしくお願いします。

文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査における定義、いじめの定義ですが、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。これ文部科学省からですが、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに

警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であると定義されています。

①でお伺いします。

本市小中学校におきまして、潜在的なものも含め、いじめの有無についてどのような 認識か、お尋ねいたします。

- ○議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。比与森議員の御質問にお答えいたします。

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を感じさせるおそれのものでございまして、いかなる理由があろうとあってはならないものと考えてございます。

しかしながら、子供たちが学校生活を送る中では、日々様々な生徒指導上のトラブルが発生しております。このようなトラブルがいじめに発展するものと考えており、潜在的なものも含め、いじめは必ず起こり得るものという考えの下、未然防止に努めておるところでございます。この9月末から10月におきましても、昨年に東京都町田市の女子児童がいじめを苦に命を絶った重大事態の問題がございまして、そういった報道が多くございました。大変、比与森議員と同じように胸を痛めたところでございます。

香美市におきましては、国のいじめ防止対策推進法に基づき、平成26年6月27日に香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例を定め、香美市いじめ問題対策連絡協議会におきまして、いじめの防止等に関する対応等につきまして、関係諸機関との協議を継続して行っております。本年8月に第1回目の協議会を行う予定でございましたけれども、本年はコロナの対応もございまして、文書による協議となりましたが、この3月には第2回目を関係諸機関の方々と行うこととしております。

また、香美市の小中学校におきましては、香美市いじめ防止基本方針を参酌して、学校が取り組むべきいじめ基本方針を策定し、この方針は平成26年に策定いたしたものでございますけれども、平成30年2月16日に再度改定いたしまして、もう少し具体的に学校が、議員がおっしゃっているように、さらに早く予防、未然防止に努める、あるいは、さらに早く関係諸機関の方々に御相談するといったような要項も盛り込みまして、基本方針を策定しておるところでございます。

これによりまして、各校では校内体制をつくり、未然防止等を行うとともに、全ての教育活動におきまして児童生徒の学校生活に気を配り、積極的な認知、未然防止と早期発見に努めております。なお、今後も引き続き組織的に情報を共有しながら、常に危機感を持って取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) ②です。

本年9月21日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課からの「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について」の事務連絡では、「いじめを積極的に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、」この辺は先ほど教育長のお話の中にもあったと思いますが、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提でもあります。「また、いじめの認知と初動対応が適切に行われなかったために、重大な結果を招いた事案が発生し得るということを真摯に受け止めることが重要です」と記されています。本市小中学校の教育現場では、どのような調査等によりその把握に努められているのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) おはようございます。比与森議員の御質問にお答え いたします。

日々学校現場では、児童生徒との会話や観察をはじめ、様々な機会を捉えていじめの早期発見・早期対応に努めております。併せまして、各学校では年2回、楽しい学校生活を送るためのアンケートを行っておりますし、高知県生徒指導上の諸問題・児童虐待に関する調査により年3回調査もしておりますので、客観的なデータを基にいじめの把握にも努めております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) ③です。

昨年度と本年度4月から11月末までのいじめと認められた件数をお尋ねいたします。 もし学校別に分かれば、分からなければあれですけど、件数をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 御質問にお答えいたします。学校別については、いろいろ配慮しないといけないところもありますので、合計でお答えさせていただきます。令和2年度4月から3月末までのいじめ認知件数は、小学校は158件、中学校が30件の計188件でした。今年度の件数調査におきましては、11月末までの集計が済んでおりませんので、4月から7月末までの件数をお答えさせていただきます。小学校が81件、中学校は18件の計99件との報告を受けております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番(比与森光俊君)** 児童虐待もちょっと想像以上に多いと思ったんですけど、 いじめも多いですね。

④です。

小学校高学年でいじめがあった場合、内容にもよると思いますが、中学校へは正確に

引継ぎが行われているのか、その辺をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

小学校から中学校への引継ぎは、中学校進学時に引継会を行い、確実に実施されております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **○17番(比与森光俊君)** 確認ですけど、その内容とか、それはどの生徒によって 誰がと、やっぱりそこまで詳しく教員同士で連絡、伝達されているのか。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) その現場では、具体的にきちんと実名も上げての、 守秘義務もある会ですので、行っております。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) ⑤です。

本市にあって、国籍の違いなどによるいじめはないと思いますが、本市でのいじめに は具体的にどのような内容が多いのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

最近のことですけれども、学校では、嫌なことを言われた、無視されたなどがアンケートへの記入で発見され対応したケースや、いじめをする側がいじめの認識がなく、からかいや冷やかしの認識で行った行為が、される側にとってはいじめとして報告されたケースがあります。中学校では、ふざけ半分で冷やかし、悪口を言ったケースや、軽くぶつ、蹴るなどのけんかや暴力に関するケースも報告されております。また、SNS、LINE等でのケースも報告されております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君) 具体的内容をお聞きしたわけですけど、せんだってあった中学生の殺人事件も、いじめた側といじめられたと認識する生徒さんの間に、その辺の違いがあったのかなというふうに思うところで、本当に学校現場では大変かと思いますけど、その取組には細心の注意を払いながら今後も進めていただきたいと思います。それでは、⑥です。

冒頭で述べました定義では、犯罪行為として取り扱われるべきと認められたものや、 生命・身体的被害が生ずる場合には、直ちに警察に通報することが必要とされています。 本市にあって、警察との連携が必要とされる案件はあったのでしょうか。お尋ねいたし ます。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君)お答えいたします。現状ではございません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番(比与森光俊君)** 初めて答弁で安心しました。

それでは、⑦です。

文部科学省からの21日付事務連絡では、いじめの未然防止につきまして、いじめの対応に当たっては、事案を認知してから対応するのみならず、未然防止に取り組むことも重要です。そのため、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて学校におけるいじめの防止に取り組むことが重要ですと記されています。種々お聞きしましたが、現在の課題、そして今後の対策、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- **〇教育長(白川景子君)** お答えいたします。

先ほど比与森議員から数字が多いと、心配だというお声がございましたことは、そのとおりでございまして、危機感を持って取り組んでいきたいという思いを新たにしたところでございます。

なお、数字が多いということにつきましては、決してマイナス面ばかりではなくて、軽微なことも上げてほしいという数値でございますので、むしろ私どもにデータとして上がってまいりましたときに、ゼロと上がってきた場合には、再度再度の聞き取りを学校に行うことも徹底しております。本当にないのと。いじめたというよりも、いじめられた、嫌な思いをしたとか、こんなところでこんなことがあってちょっと気になっているとか、そういうところをもう少し詳しく聞いてみてもらえないかといったように、数字が少ないと逆に問い直しを学校現場にさせていただいたりしておるところでございます。

現在の課題といたしましては、大きな1つ目でございますけれども、大人が気づきにくいということでございます。いじめは、ふざけ合いを装ったり、遊びと見まがうような場面でございましたり、それから、インターネット上やSNSなど、大人の目につきにくい場所や形式で行われることがございます。いじめられたお子さん自身も、心配されたくない、仕返しが怖いという気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もございます。情報化社会の進展により、こういった傾向が一層強くなってきておりますので、そういった点が大きな1つ目の課題だと思っております。

2つ目の課題といたしましては、どの子にも起こり得る問題であるということでございます。国立教育政策研究所の追跡調査によりますと、小中学生の9割が、仲間外れ、

無視、陰口について、された経験もあればした経験もあるという実態が明らかになっております。香美市におきましても、悪口を言われた、仲間外れにされた、些細な会話で傷ついたといったことから、いじめに発展するケースが報告されてまいります。子供たちの間のコミュニケーション不足、そして、コミュニケーション力の弱さによる要因がトラブルやいじめの背景にはございます。

今後の対策といたしましては、これまでの取組に加え、情報リテラシー教育や情報モラル教育、加えて、情報倫理等を充実させる学習を発達年齢に応じて計画的、継続的に取り組む必要があると考えておるところでございまして、校長会等での周知ですとか、事例を互いに出し合ったりするようなことを現在進めておるところでございます。

また、先ほど議員御指摘のとおり、やはり全教科の学習、あるいは道徳教育や人権教育など全ての教育活動を通じて、互いの違いや個性を認め合って、尊重し合い、助け合いながら学ぶ集団、しっかり強い集団を育てていくこと。正しく判断できる資質・能力の育成を目指して、いじめの起こらない教育の具現化を目指して取り組んでいくことを、忘れてはならないと考えております。今後もこういった認識の下、些細な兆候にも積極的に関わって、未然防止、早期発見、対応につなげられるよう、相談体制の充実等も図りながら、組織的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) よく分かりました。

本当に大変やと思いますが、先ほど教育長の話の中にもありましたインターネットによるいじめ、今、香美市でも全ての児童生徒がタブレットを所持するということで、全国的にもタブレットの導入は進んでいると認識していますが、その裏というか、片方で、それがいじめにつながるような材料になりはしないかという報道もありました。その1点、今後の課題というところで、もう一度。

それと、もう1点、昨日の新聞を御覧になった方もおいでると思いますが、北海道旭川市で中学校2年生の女子生徒が凍死した事件が掲載されていました。その女の子が、先輩許して、叫ぶ娘、わいせつ強要でPTSDという見出しで、お母さんからすれば、いじめ、生徒をかばう学校という大きな見出しでございました。学校も、これ加害者という発言がえいのかどうか、いじめたほうの生徒も将来のある生徒に変わりはないわけで、本当に対応が大変だと思いますが、タブレット導入によるその辺の見解をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- 〇教育長(白川景子君) お答えいたします。

タブレットの導入につきましては、教育活動の中で重要な今後の子供たちのツールと して積極的に活用してまいりたいと考えております。しかし、功罪がございます。今、 御指摘の影の部分につきまして、私どもも重く受け止めております。特にこの町田市の 事件が報道等で公表になった後に、本市でそういう心配がないかということも協議をいたしましたところ、タブレットを活用する中で、子供たちの技術が非常に進むわけです。そうすると、ルールを守れなかった事例が出てきまして、その事例について丁寧に今後指導していこうといったような共有を図りながら、現在、特にその点についてはすごく神経をとがらせながら実施しておるところでございます。

また、併せまして、教育委員会としましては、香美市GIGAスクール推進事業検証委員会を設置いたしまして、これも12月、間もなくこの協議会を立ち上げますけれども、国が進めておりますGIGAスクール推進事業とも関連させながら、情報モラル及びセキュリティー対策も協議して、未然防止に努めるということを徹底してまいりたいと思います。

なお、そのことにつきましては、全体的にですけれども、一月に一度は必ず集めて子供たちのタブレット端末を確認するといった作業を現在進めていただいておるところです。大きい学校は大変ですけれども、未然防止には欠かせないことでございますので、それぞれ学校で工夫をしながら、そういった取組をまずは進めていただいております。

それから、重大事態の案件につきましては、いじめられて自分の命を絶つという思いに至ることを思うと、教育に携わる者としてもどうしてそんなことが起こるんだろうかと思うわけでございまして、未然防止、少しでもこれは重篤だと考えた場合には、専門機関にすぐ協力要請をして取り組んでいくといったことが、まずは肝要だと考えております。

一方、いじめた側の子供さんにつきましても、いじめということがどれほど卑劣な行為であるのか、人として人の人権、命を奪うような行為はあってはならないことですので、今後、いじめた子供が生涯にわたって、どれだけあってはならないことであり、自分をどういうふうに成長させていくのか、そういった教育を充実させていくことこそが大事だと思っております。学校教育全般を通じて、先ほど申し上げましたように、子供たちが互いの個性を認め合える、尊重し合える、困ったときには助け合える資質・能力を育てていくことをこれからも心にしっかり留めながら進めてまいりたいと思います。以上です。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君) 分かりました。冒頭、教育長の答弁にありましたように、早期発見、未然防止にさらにこれから留意されて、教育現場でいじめのない小中学校、香美市になるよう尽力されることを強く要望します。

以上で私の質問を終わります。

〇議長(利根健二君) 比与森光俊君の質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

(午前 9時47分 休憩)(午前 9時48分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君)
  11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、中山間地域の現状とまちづくりについて、山村留学について、子育て 支援について、市有地の管理についての4項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、中山間地域の現状とまちづくりについてお伺いいたします。

①です。

物部町の人口は年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の発表では、2060年の物部町の人口は367人になると推計されています。昭和30年頃の林業が盛んな時期には1万人を超す人口で、歳末や正月などの商店街は大変なにぎわいで、人が道いっぱいにあふれていました。人口減少は都会を除き全国的な問題となっていますが、特に中山間地域の人口減は顕著な状況です。

そこで、本県では、今後の政策に生かす取組として、実情を具体的に把握するための 集落調査を10年ぶりに実施しています。6月から12月までに50世帯未満の約 1,560集落を回る訪問調査と世帯アンケートを行い、調査結果を分析し、来年3月 に報告書として取りまとめる予定と聞いています。住民から聞き取った生の声を政策に 反映させる取組は大変重要だと考えます。このことに関し、本市の調査対象地域、実施 状況等についてお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **〇定住推進課長(中山繁美君)** 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

高知県集落実態調査は、おおむね50世帯未満の集落を調査対象としておりまして、香美市では、土佐山田町37集落、香北町19集落、物部町20集落の計76集落を対象としております。実施状況といたしまして、12月6日時点で既に聞き取り調査を終了した集落は、土佐山田町が37集落で、土佐山田町は終了しております。香北町が15集落、物部町は1集落の計53集落となっておりまして、現在の全体の実施率は約70%となっております。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) そしたら、この調査対象地域というのは、50世帯未満ということで回っているわけですけれども、10年前と比べて同じところもあるかと思うんですけれども、また、対象が増えたところもあろうかと思うんですが、そのあたりは

どうなっていますでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** 全部を比較はしておりませんが、ほぼほぼ10年前 と同じような感じになっております(後に「自治会の廃止などにより調査件数は減って いる」と訂正あり)。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) ほぼほぼ同じということは、増えているという感じでしょうかね。10年前と比べて増えてるのかどうかをちょっとお聞きしたかったんです。現状として。
- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- O定住推進課長(中山繁美君) 10年前と全部比較はしておりませんが、多少は増えておると思っております。ちなみに、物部地区につきましては24集落ありますけれど、対象が20集落でございまして、大栃とか山崎とか岡ノ内をのけたほかのところは、ほぼほぼ実態調査の対象となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** そうですね、物部町のほうは大変厳しい状況だということでお聞きいたしました。

それでは、②の質問に移ります。

本年3月定例会議において、私は、集落を訪問しての聞き取り調査に市職員も同行し、連携して実態を反映する取組が必要ではないかと質問いたしました。課長からは、市職員や地域づくり支援員が同行し、香北支所、物部支所とも連携するという趣旨の答弁をいただいておりました。実態調査に同行され、より現状の把握ができたのではないでしょうか。現在実施している取組に何が足りて何が足りないのかを検証しながら、今後の効果的な取組を検討してほしいと願うところですが、来年度以降の取組にどのように生かし、どのような取組を行う予定、または検討しているのかをお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **〇定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

多くの集落で人口減少による担い手不足などの課題をお聞きしました。また、一方では、地域に誇りを持ち、少人数ではあるものの楽しく地域活動をしているということもお伺いしました。産業振興、移住定住促進、また公共交通、買物支援、集落水道の設備などについて、それぞれの地域でたくさんの御意見を伺いました。また、地域活性化総合補助金の活用につきましては、集会所の整備や備品購入、また生活道の修繕、ごみ集積所の整備、給排水施設の整備等々、多岐にわたり自治会で活用していただいておりまして、非常に助かっているという意見もございました。今後も事業を継続して、さらに

充実した事業になるように検討していきたいと考えております。

なお、調査結果の分析終了後には、県より報告書を頂けるということですので、結果 が出次第、今後の市の施策に反映するよう取り組んでいきたいと考えております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 地域活性化総合補助金は、いろんなことに使える補助金となっておりますので、そのあたりを今後も充実させて、使い勝手のいいものにしていただければと思います。また、報告書が出た折には施策に反映していただけるということですので、ぜひ反映できるように取り組んでいただきたいということを申し上げまして、③の質問に移ります。

市長は平成30年から各集落を回り、地域住民との市政懇談会という形でしょうか、 意見交換、対話をしてこられたと聞いております。本年度は物部町でも実施したと聞き ましたが、中山間での暮らしや思い、ニーズなどについて生の声を聞くことで、実情が 具体的に把握できたと思います。今後の効果的な中山間対策に取り組んでいくお考えと 推察するところですが、見解をお聞かせください。併せて、これまでの市内全域での市 政懇談会実施状況をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- 〇定住推進課長(中山繁美君) お答えいたします。

地区懇談会につきまして、平成30年度以降の実施状況、実施地区名と参加された住 民の方の人数を順に申し上げます。

平成30年度では、物部町岡ノ内地区で16人、五王堂地区で10人、香北町吉野地区で15人、日ノ御子地区で15人となっております。令和元年度は、土佐山田町杉田地区で10人、東本町・旭町2丁目で22人、伏原地区で23人となっております。令和2年度につきましては、コロナ禍によりまして中止を余儀なくされております。令和3年度につきましては、実施数が多いのでエリアごとに申し上げますと、土佐山田町地区では6地区5会場で合計33人、香北町地区では5地区4会場で合計34人、物部町地区では4地区4会場で計26人の参加がございました。合計で15地区13会場で93人の参加がございました。

地区懇談会で頂きました御意見、御要望を踏まえつつ、自治会等を通じての地域生活 基盤の改善、空き家対策、買物支援、市営バス等の公共交通網維持や改善、また情報通 信網整備など、様々なメニューを通じて今後も効果的な中山間対策を行っていきたいと 考えております。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 今年度は大変多く出向かれたということですけれども、これは地域から来てほしいという要望があったら、そういうところへも出ていかれるとお

聞きしていたんですけれども、地域から要望されたところはございますでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- 〇定住推進課長(中山繁美君) お答えします。

全般的には市のほうで、平成30年度、令和元年度に行ってない地域、例えば香美市の西のほう、東のほう、また道路の整備を重点的に今年やるところとか、そういう形で選ばせていただいております。ただ、香北町五百蔵地区につきましては、御要望もございましたので行かせていただいた経緯もございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) じかに市民の声を聞くということは非常にいいことだと思います。行かれているメンバーは市長、副市長が主かと思うんですけれども、ちょっと物部町のほうからは、支所長が来ていなかったというような声をお聞きしたんですね。やっぱり支所長にも現状を知ってもらいたいということだったかと思うんですけれども、そういう意見があったということと、それから、懇談会で出た地域の声、意見とかは、課内で共有されているかと思うんですが、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- 〇定住推進課長(中山繁美君) お答えいたします。

今年度はなかなかコロナで大変な時期でございましたので、人数はちょっと少ない形で行かせていただきました。平成30年度、令和元年度につきましては、それぞれ各支所長にも行っていただいております。また、情報共有につきましては、各支所、またいろいろ要望等がございましたところは、各課とも連携取りながら、それぞれに情報共有は図っておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) このことについて、市長は積極的に地域へ出向いていかれると言われていまして、実際この取組を進めてきたわけですけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- 〇市長(法光院晶一君) お答えします。

地域を回らせていただいて、やはり直接声を聞かせていただくというのは、非常に大事なことだと私は思っております。やはり文章であるとか、そういうものではなくて、本当に直接的にお話をいただいたら熱が伝わってきます。そして、その大変さもすごく伝わってきますので、自分としても行政を進めていく上で、非常に厳しい状況を伝えられただけ、しっかり前を向いてやっていかなきゃいけないという思いにさせられますので、逆に私自身が励まされていると感じております。コロナ禍であり、数を限って参加していただくということでしたけど、大変効果は大きかったと思っております。これを

しっかり生かしていきたいと思っております。今後も、今月も要望のあったところ、あるいは、課題を抱えておられて、お話を頂いているところについては回ってまいります。 しっかり声を聞いていくことを貫き通したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 地域でそれぞれ課題が違ってくるかと思うんですけれども、 そこで住まわれている方が安心して暮らしていけるように、政策に反映をしていただき たいと思います。市長の思いもよく分かりました。

それでは、④の質問に移ります。

香美市ホームページには、べふ峡は剣山国定公園の物部川源流域にある渓谷で、四季を通して変化に富んだ風景が楽しめます。長い年月をかけて浸食された白い石灰岩が空に向かってそそり立ち、山一面が紅葉に染まる秋の美しさは格別です。また、清流と谷を覆う国有林の緑に調和して、見事な渓谷美を見せている新緑の頃も美しいと、写真つきで掲載されています。べふ峡は紅葉の時期には多くの方々が訪れる本市の観光地の一つです。この時期には毎年、別府茶屋が開店し、手打ちそばや田舎ずし、アメゴの塩焼きなど地域の特産品の販売が行われていました。

しかし、本年度から別府茶屋は指定管理者不在で閉店となりました。今まで運営を委託されてきた団体が、高齢化により運営が厳しくなったとのことです。地域には若い人がいないため、事業を継承することもできない状況です。こうして中山間地域が寂れていくのかと思うと、とても寂しい思いがします。紅葉を見に行った方々からも茶屋の閉店を残念がる声をたくさん聞きました。今後の見通しについて、どのような対策が必要かなどを含めて、お考えをお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹崎澄人君) お答えいたします。

本市の景勝地でありますべふ峡は、秋を中心として多くの観光客が訪れる観光スポットであります。本年も多くのお客様にお越しいただきました。べふ峡休憩所は、地元保勝会の会員の減少と高齢化により、本年3月末をもって指定管理から外れたため、今秋の茶屋運営はできないことになりました。そこで、来客の多い紅葉シーズンに合わせまして、11月6日から同月27日までの間の土曜日、日曜日、祝日には周辺駐車場に警備員を配置しまして、延べ2,000台を超える来客車両の誘導整理など、交通安全の確保に努めたところです。加えまして、休憩所前のスペースに臨時観光案内所を開設しまして、お客様対応を行ったところです。

今後のべふ峡休憩所の運営につきましては、現時点で具体的には決まってございませんが、少し時間を頂きまして、施設の有効な活用方法を研究したいと考えております。 以上です。

○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。

- ○11番(山崎晃子君) 有効な活用方法を研究されるということですが、来年の秋には間に合うような形で研究していただけるのか。やはり1回閉めてしまうと、なかなかもうお客さんも、もしかしたらもう行きたくないわと、やっぱり食べるのも楽しみなんですね。閉店が長く続いてしまうと、そういったところを危惧するわけですけれども、できるだけ早く開けていただければと思うわけですが、研究されるということですが、どういう形で考えているのか、お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹﨑澄人君) お答えいたします。

当初は来年秋の運営等も考えて、ちょっと研究もしてございました。周りにはキャンプ場であるとか、いろいろな施設もございますので、例えば観光のイベントとかで施設を貸すとか、これは例えばの話、案ですけれども、指定管理ありきだけでするものではなくて、ちょっと研究してはということで、庁内でそういった議論になっております。先ほどおっしゃられましたとおり、せっかくの施設ですので、閉店というか、開けられない状態がいつまでもといった考えではございませんので、研究を進めたいと考えています。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** できるだけ秋に間に合うような形で研究を進めていただき たいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

先日、私たち議員は有限会社データプロの方から徳島県のサテライトオフィス誘致の取組状況について研修させていただきました。徳島県は2010年に光通信網を整備していますが、このことをきっかけに、2012年に徳島サテライトオフィスプロジェクトがスタートし、誘致活動をしてきた結果、令和3年10月時点のサテライトオフィス進出数は18市町村84社になるそうです。地域には様々な課題があり、その解決手段の一つとして、サテライトオフィスの誘致活動に積極的に取り組んできたとのことです。サテライトオフィスを誘致したことで、新たな雇用創出や新ビジネスの創造、町並み、景観の維持保全や移住者、Uターン者の増加などにつながったとお聞きしました。先進事例をお聞きする中で、行政が積極的に取り組んできたことがうかがえました。

本市も来年4月から全地域で光回線が利用できるようになります。これを契機に大栃 にサテライトオフィス誘致ができないか、率直な見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

サテライトオフィスの誘致に関しましては、サテライトオフィス等設置促進事業費補助金を制定しております。光回線の整備や補助金制度の整備など、サテライトオフィスを受け入れる環境は整えつつありますが、地域の活性化を図るためには、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、地域の問題点をまず明確にし、その問題解決に共に取り組

んでくれる企業を誘致し、将来的に若者の働く場所の確保につなげていくことも手段の 一つとして取り組んでいくべきと考えております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 地域の問題点ということですので、そのあたりはまちづくりの観点となってこようかと思うんですけれども、行政がそこに誘導してくることも大事ではないかと思うんです。行政主導で大栃のほうに持ってくる、それを基にまちづくりをしていくことも考えられるんじゃないかと思うんですけど、その際、空き家を改修して、来てくれるように準備を整えておくことも大事かと思うんです。そのあたりをもう一度お聞きしたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

最近では、国や県の主導で企業とのマッチングを行う機会も増えてきております。ただ、その中で、やはり香美市として何が問題になっているのか、どういったところを改善していきたいので、企業に助けてほしい、協力してほしいという情報が必要になってきますので、そういった機会に改善したい点等を言えるような状況をまずつくってから、マッチングして企業と交渉を進めていきたい。そういうときには、行政が先頭に立ってやっていくというふうになると思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 分かりました。

そしたら、⑥です。

物部町の拠点は大栃になりますが、近年は空き家、空き地が目立って増えているように思います。また、商店街は店舗数の減少によりひっそりとした状態です。物部町の中心がこのような状況になり、何らかの手だてがないものかと胸が痛みます。まちづくりの観点から、大栃をどうするか、空き家、空き地の利活用も含めて議論・検討が必要ではないでしょうか。見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹﨑澄人君) お答えいたします。

少子高齢化による人口減少が進む物部地域において、集落エリアに位置づけられます 大栃地区でも空き家、空き地が増加しており、物部町の活性化は大きなテーマだと認識 しております。大栃地区は物部町の中心地であります。また、地域活性化を考えていく 上で重要な地区であります。増加している空き家や空き地の利活用、今後のまちづくり など、自治会長会、学校、関係機関等地元の御意見もお聞きしながら、議論・検討が必 要と考えております。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 議論が必要だと認識していただいているわけですけれども、 具体的に市役所の中だけ、もちろん地域住民も含めてですけれども、まず、まちづくり の観点から中で話をするというような、先ほどもサテライトオフィスの話もありました けれども、議論できる場というか、協議できる場というのはあるのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- ○物部支所長(竹崎澄人君) 物部の活性化というところでいきますと、いろんな解決せないかん課題があろうかと思いますので、物部支所だけでは当然いきませんし、いるんな関係部署との横断的な協議が必要になると考えております。そういった場があるかないかということですけれども、例えばマスタープランをつくるときの事前の会なんかでも、どうしていったらいいだろうかというような協議は持ってきたと考えておりますし、この活性化についての話につきましても、連携した協議は必要と考えております。また、以前、数年前から研究しております集落活動センターのことであるとか、教育に係る協議をずっと続けておりますので、そういったものを核としながら、連携して検討・協議をずっと続けていくべきと考えております。
- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) それぞれに集落活動センターは集落活動センターで、教育のほうも地域の活性化というところでやっているんですけど、それを含めた全体的な議論の場というのを、物部町のまちづくりをどうしていくのかがちょっと見えてこないですね。マスタープランはマスタープランで、土地活用というところじゃなかったかと思います。まちづくりの部分でという感じではなかったように私は思っているんですけれども。そうしたところで、もっとそういう議論のちゃんとした形、ちゃんとしたと言うたらおかしいですけれども、まちづくりの観点で話ができる場が必要になってくるんじゃないかと私は思います。支所とか定住推進課もそうですよね、商工観光課もそうだと思いますけれども、そういったところが寄り集まって、物部のまちはこういうまちづくりをしていったらいいんじゃないかという、もちろん地域住民が入らないといけないですけれども、素案というような形で、まあ言うたら政策的な誘導というものも必要になってくると思いますので、そういう場があってほしいというふうに思うわけですけれども、再度お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- ○物部支所長(竹崎澄人君) 今の時点で具体の案はございませんけれども、横断的なところでちょっと考えていきたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) ぜひ研究していただきたいと思います。それでは、2番目の質問に移ります。山村留学についてお伺いいたします。①です。

物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会からの中間提言において、山村留学実施の検討が上げられていました。10月29日には、担当課と物部地区の関係住民数人で、いの町立本川中学校への視察が行われましたので、本川中学校の状況について簡単に紹介させていただきます。

本川中学校は昭和51年に全寮制中学校となりましたが、徐々に生徒数が減少し、平成14年度から山村留学制度を開始したそうです。令和3年度は全校生徒22人中15人が山村留学生だと伺いました。留学生はもともとあった寄宿舎で生活をしています。月1回の高知市内への外出やアメゴ釣り大会、地区運動会、氷室まつりや本川神楽などの地域行事への参加など、地域とも連携し、子供たちの生活を支援しています。生徒数の減少に危機感を抱き、早くから山村留学制度を導入してきた本川中学校の取組は、具体的にイメージができ、大変参考になりました。

留学制度の導入には、まず生徒の居住場所や地域の受入体制などの整備が必要になってきます。山村留学導入に向けて、今後の取組についてお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) 山崎議員の御質問にお答えいたします。

物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会からの中間提言を受けまして、 事務局内でも協議してまいりました。山村留学につきましては、実現は十分可能な施策 であると思っており、生徒数減少に伴う教員減少等の問題解決にもつながるため、実施 に向けての検討を行っているところです。

生徒を受け入れるための寄宿舎につきましては、以前議会からも利用方法について御質問いただいておりました教員住宅の改修を視野に入れ、検討しております。この計画につきましては、関係機関や関係各課等との協議、条例や要綱等の整備をはじめ様々な準備も必要ですので、一つずつ丁寧にクリアしていきたいと思っております。

ただ、取組を進める上で、令和4年度当初予算は骨格予算とのことですので、予算を伴う検討におきましては、スケジュール等が大変厳しい状況にあると思っております。また、物部町の活性化全般に言えることではございますが、教育の取組につきましても、地元の皆様の思いや御理解、御協力が不可欠であると思います。先ほど議員からも御紹介いただきました視察を行ったり、地元の皆様への御説明等を丁寧に行いながら、教育委員会の施策に対しまして、地元の皆様とも同じ思いを共有して進めていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 令和4年度は骨格予算ということですけれども、令和4年度はなかなか難しいということになるんでしょうか。教員住宅を改修ということを言われたんですけれども、そのあたりもう少し具体的に言えるようであれば。あと、予算の関係でなかなか難しいのか、もう少しお聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 先ほど申しました骨格予算につきまして、これから 改修等をする上で企画財政課とも協議していかなければなりませんが、骨格予算に上が らなければ、少しスケジュールが押してくるということで述べさせていただきました。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 分かりました。スケジュールが延びてしまうと、後ろにどんどんこけていってしまいます。実現は十分可能だということですので、できるだけ早くそういった方向にしていただければと思います。

それでは、②の質問に移ります。

山村留学制度を導入している学校は全国各地にあります。その中で、物部地域の大栃中学校を選んでもらうためには、豊かな自然の中での体験活動や地域との関わり、少人数の特性を生かした物部町ならではの教育など、魅力ある学校づくりが求められるのではないでしょうか。取組と見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- **〇教育長(白川景子君)** 山崎議員の御質問にお答えいたします。

大栃小・中学校では令和2年度、令和3年度と高知県教育委員会の指定を受けまして、特色ある教育課程の編成と実施による、小中一貫した学びを実現する学校として研究に取り組んでまいりました。成果といたしまして、物部未来学という9年間の探究的な教育活動を柱とする、地域をフィールドとし、物部のよさを生かした教育の形ができ上がったところでございます。これもひとえに物部地域の方々の御協力、御支援によるものと心から感謝しております。また引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。

ちなみに、12日日曜日午前7時から、高知放送局の「土佐のむかし話」という番組がございますが、そちらの番組で子供たちが探究を2年間にわたり続けております塩の道をアニメーション化し、そして、声を子供たちが、校長もちょっと登場しておりますけれども、吹き込みましたアニメーションが流れる予定となっております。これは3週続けて放映されることとなっておりますので、ぜひまた地域の皆様方やここにおいでの皆様方にも御覧いただければありがたいかなと思います。こうしたような取組を進めておるところでございます。

そのほかにも、ICT教育の推進でございますとか、小学生の中学校校舎への乗り入れ授業など、特色ある教育の実現を図ることができました。今後の新たな取組として、小・中学校の9年間を見通し、小・中学校の教職員全体で一人一人の児童生徒を育成する、新たな少人数学習の取組を進めてまいりたいと考え、現在、次年度に向けて研究を進めておるところでございます。令和の教育の在り方が国のほうからも提示されてございまして、個別最適化の学習を先進的に研究する学校として、何か提案できればいいなと考えておるところでございます。

これもひとえに、先ほど公文課長から申し上げましたけれども、地元の皆様と同じ思いでもって、物部町の活性化をしっかりやっていける学校として頑張っておりますので、地域の皆様方の思いを一層強く寄せていただけると大変うれしく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) これまでの取組、成果をお聞きしたところです。また、山村留学に向けては、こうしたアピールというものが大事になってこようかと思うんですけれども、高知工科大学があって、そことの連携もアピールの一つにもなってくるんではないかと思うんですけれども、そのあたりの今の取組状況をお聞かせください。
- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君)
  申し述べることが少し抜かっておったようで申し訳ないなと思いました。高知工科大学とはもう古くから連携させていただいておりまして、今年度はドローンを活用いたしまして、ユズの収穫に当たって、ICTのバーチャルシステムのある眼鏡のようなものですけれども、それを装具いたしまして、専門の農家の方が、そのユズをもいでください、それは違います、このユズをもいでくださいというふうに通信をいたしますと、現場にいる中学生が言われたユズをもぐといった農作業、高齢の皆さんの作業を軽減させる取組として、この11月に高知工科大学の先生と連携させていただいたところでございます。ほかにも新たな取組に研究開発を進めておるところでございます。申し抜かりまして大変申し訳ありません。ありがとうございました。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** ありがとうございました。またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長(利根健二君) 暫時休憩いたします。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時45分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

11番、山崎晃子さん。

**〇11番(山崎晃子君)** それでは、引き続いて質問させていただきます。

大きな3番目です。子育て支援についてお伺いいたします。

①です。

児童福祉法の一部を改正する法律や成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に 対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の 成立により、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援を行う、子育で世代包括支援の方針が打ち出されました。その施策として、都道府県や市町村では子育で世代包括支援センターの設置や産後健診、産後ケア事業が開始されています。少子高齢化が急速に進む中で、出産してくださる方々を社会全体が支援することで、安心して妊娠・出産ができるようになるのではないでしょうか。

晩婚化の傾向にある昨今、高年妊娠や合併症を有する妊娠など、診療を必要とする妊産婦が増えているとも聞きます。妊産婦医療費助成制度は、妊産婦の方々、とりわけ妊娠中から出産において何らかの病気になられ治療を要する方々には、医療費の負担がなくなるため、大変心強い助けになります。切れ目ない子育て支援のため、妊産婦医療費助成制度を創設する必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えいたします。

妊産婦を対象とした医療費助成は、子育て支援に一定の効果があるものと思われます。 しかしながら、市独自の施策として実施するとなりますと、財政的に厳しいことから、 国または県で補助制度等が設けられましたら、実施に向けて検討したいと考えております。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **○11番(山崎晃子君)** そうしますと、県とか国から、まあ県でしょうかね、そうした調査というものはなかったでしょうか、取組として。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 今年の6月ぐらいだったと思いますけれども、県から意向調査みたいなものがあっております。妊産婦を対象とした医療費助成制度に関する意向調査という題名でしたけれども、そういった調査はございましたので、県が何かしら考える土台にするための調査だと考えております。
- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 県とか国でそういう制度を創設すれば、市も合わせて助成していくというお考えということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 国・県のほうから何かしらの補助等がございましたら、その内容を検討しまして、香美市においてプラスアルファで実施ができるのか、もしくは、それ以下でしなければならないとか、内容を見て検討させていただきたいと思っております。
- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 分かりました。市単独では難しいということで、国・県の何らかの補助があれば、それに合わせてということでお聞きいたしました。必要性は分かっていただけているかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

②の質問に移ります。

子供の医療費助成制度は、子育てにお金がかかる子育て世代の経済的負担軽減につながり、子育て支援策の一つとなっています。本市では現在、中学校卒業まで所得制限なしで医療費助成をしています。このことは子育てしているお母さん方から大変喜ばれていますが、高校卒業まで医療費助成があると助かるという声を多く聞きます。今年9月に厚生労働省が公表した調査によりますと、助成している自治体は1,741自治体で前年度と同じですけれども、高校卒業までの拡充は、前年と比べ、通院で74件、入院で84件増加しています。高校卒業までとしたのは、全体の中で通院42%、入院46%と半数近くを占めています。高校卒業までの助成は10年前に比べて700以上の市区町村が拡充されてきておりますけれども、本市も高校卒業まで助成を拡充できないか、見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- **〇市民保険課長(植田佐智君)** お答えいたします。

医療費助成のサービスが拡充されれば、喜ばれるサービスだと思っております。ただ、 一方で、税金で賄われることを考えますと、財政規模に見合ったものにすべきと考えて おります。また、財政規模だけでなく、社会情勢、年齢区分ごとの医療給付の状況、費 用対効果など様々なことを考え合わせた上で、実施の有無を検討すべきものと思ってお りますが、現段階では拡充する予定はございません。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **○11番(山崎晃子君)** ちょっと抜かりましたが、拡充する、助成するとした場合 の試算について、試算してみたものがあればお聞きしたいですけれども。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) 助成拡大に要する費用でございますけれども、年齢別の医療費を算出するのが難しいため、令和2年度の乳幼児・児童福祉医療費助成総額に、中学生の人数割合を掛けて計算したところ1,270万円でした。なお、市町村独自の医療費助成のうち、就学児以上につきましては、国庫負担減額調整が行われておりますので、かかる費用は扶助費だけではございません。
- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 今のところ難しいということでした。高知県内の公立小・中・高、特別支援学校で行われた学校健診の状況等について調査した結果、全ての再受診は平均で約6割が未受診になっています。未受診の理由では、健康への理解不足、新型コロナ感染による受診控え、共働き、無関心などが上げられていますけれども、小学校卒業までは高知県の場合原則的に医療費補助がありますので、そういう理由になっていますけれども、経済的困窮を未受診要因としたのは11.3%だそうです。高校になりますと、経済的困難を要因としたのは46.4%になっています。やはり中学校までは医療費助成があって受診されているけれども、高校になると経済的困難で受診できな

いという状況もあるようですので、子育て支援策の一つとして再度研究・検討していただきたいと。今の状況ですね、高校になると経済的困難で、健診後の受診が未受診というような状況があるということで、その必要性があるのではないかと思うわけですけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えします。

先ほどの質問の中で、高校生になって経済的困窮を理由に再受診しない方の率が増えたというお話でしたけれども、それは高校生が突出して未受診という結果だとは思っておりません。県内市町村の中で18歳まで助成しているところは、保険者数で言うと確かに4割近くあります。ただ、これを被保険者割に直しますと9%です。ということは、大きな市町村はなかなかこれを取り入れられないというところもございまして、そういったところも考え合わせて今後検討していきたいと考えております。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 子育で支援の一つ、そしてまた、そういった経済的困難で未受診の方がいるという状況も、実際これ高知県の保険医協会が調査した結果なんですけれども、そういうことがありますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。それでは、③の質問に移ります。

来年度より未就学児に係る国保税の均等割が5割軽減されることになり、本市においても今議会に香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例が上程されたところです。 そこで、本市の子育て支援策として、満18歳までの均等割を助成できないか、併せて、 未就学児の均等割を全額なくすことはできないか、助成した場合の試算についてもお聞 かせください。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えいたします。

令和4年度から未就学児の国保税均等割の軽減をするために、今議会に関連する条例の一部改正を提案したばかりですので、現段階でさらなる拡充は考えておりません。

また、国保税の均等割軽減を拡充した際に要する費用でございますが、課税データは世帯で管理しているため、被保険者の年齢区分による試算ができません。そのため、これからお示しする数字は、単純に均等割額に被保険者数を掛けた数字であり、応益割に係る軽減分が反映されておりません。よって、試算の金額はかなり多めになっていることをお断りしておきます。その前提で、令和3年12月1日現在の被保険者で試算しましたところ、就学児童から満18歳までの被保険者に係る均等割が1,120万円ですので、その2分の1となりますと560万円となります。また、未就学児に係る均等割は414万円ですので、均等割をなくすとなると、2分の1の207万円を市または被保険者全体で賄うこととなります。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) この均等割は、子供が多いほど負担が重くなるということになりますので、これを少しでも軽減できるように、市の負担が増えると言いますけれども、現役世代の方々を市全体で応援するという立ち位置に立てば、こういった助成が、安心して子供を産み育てられるという点では必要になってくるのではないかと思いますけれども、今後、このことについて研究・検討していただけるのか、お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 今すぐにではございませんけれども、現在、高知県では保険料水準の統一に向けて協議しております。その中で、各種サービスの統一化も検討されております。ただ、こういった医療費助成については、すぐに統一という話はなかなか難しいという意見が出ておりますので、すぐにではございませんけれども、何らかの形で先ではサービス統一に向けた検討がされていくものかと思っております。そういったところの動向も見極めながら進めていきたいと思っております。
- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) やはり子育て支援という視点に立って、子育てにはお金がかかるということで、もっと子供が欲しくてもなかなかそういったところで持てないというような調査が、いろんなところで出ております。できるだけ、この少子高齢化の中で子供を安心して産んで育てられる環境を整えていくということは、やはり市としても取り組んでいくべきことだと思いますので、ぜひ今後も検討していただきたいと思います。

それでは、最後の4番目の質問に移ります。市有地の管理についてお伺いいたします。 地域を訪問する中で、市有地の管理に関して苦情の声を聞きます。特に雑草の繁茂に 関する問題が多いように思います。

①で質問いたします。

これまで寄せられた苦情の件数と対応についてお聞かせください。

- ○議長(利根健二君) 先ほどの答弁の中で、定住推進課長から訂正を求められておりますので、管財課長の答弁の前にお願いしたいと思います。
- O定住推進課長(中山繁美君) 先ほど中山間地域の現状とまちづくりについてで、 山崎晃子議員から、集落調査の件数が前回と比較してどうかという質問に、ほぼ同じか 若干増えているとお答えいたしましたが、ちょっと調査結果を見ましたら、平成23年 が85集落で、令和3年が76集落と、自治会が廃止となったりして聞き取り調査がで きないということで調査件数は減っておりますので、すみませんが、訂正させていただ きます。よろしくお願いします。
- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

管財課へ寄せられております草刈り等の苦情件数は、この1年間で7件で、除草や伐

採を実施いたしました。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 市有地ですので、それぞれの部署にそういった声が寄せられてきていると思いますが、今は管財課からお聞きしたんですけれども、直接管財課ではなくて、支所にもそういった苦情というか、声があるんではないかと思うんですが、物部支所のほうではどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹崎澄人君) お答えいたします。

今年につきましては4件程度で、草刈りが2件、あとハチの巣の駆除といったものも 含めて4件ということです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** その都度対応はしてくださっているであろうかと思います。 それでは、②の質問に移ります。

夏場は雑草が繁茂するわけですけれども、民家と隣接する空き地とか、それから、庭というか、土の面がある市営住宅なんかでは、草が結構生えてくるわけですけれども、そういうところではたびたび草刈りをしなければいけないわけですね。ただ、草を刈っただけではすぐ伸びてくるんです。草の根を抜き取ったらまだ少しはもつんですけれども、たびたび草刈りをする状況になってくるかと思うんですが、民家と接する空き地などでは、ある程度長期に雑草防止ができるよう、舗装とか防草シートなどの対応はできないのでしょうか。お聞きいたします。

- ○議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

経済性や現場の状況に応じまして、必要と判断した場合には防草シート等の施工をしております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) そうしますと、市民の方からここに防草シートを張ってもらいたいといった要望があれば、対応していただけるということでしょうか。それと、草刈りをたびたび職員がされることになると思うんですけれども、できるだけ職員の手を煩わさないようなことができればと思うわけですけれども、もう一度お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

先ほどの答弁と重複になりますが、現場の状況とか、また経済的な効率性に基づきま

して判断して、防草シート等のほうがえいということであれば、予算を確保した上で施 工したいと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **○11番(山崎晃子君)** また相談があったときには対応をお願いしたいと思います。 それでは、③の質問に移ります。

市有地として財産管理上境界が確定していない物件はあるのか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

市が所有する土地の境界が確定していない筆は、件数の把握はできませんが多数あります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **○11番(山崎晃子君)** 多数あるということで、そしたら、物が建っているところも含めて多数あるということでしょうか。そのあたり確認いたします。
- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

比較的近年、平成以降のものにつきましては、購入した土地については測量されている場合が多いということではございますが、昔からあるような市有地でありますと、実際に測量が行われていない、または、座標点が入った今の基準に基づいた測量図に納められていない建物がある市有地は多数ございます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 代が替わると、それを明確にしていくのは困難になってくるのではないかと心配するわけですけれども、そうしますと、今後はどういうことになりますでしょうか。また、もし市民の方が相談に来た場合にはどういう対応になっていますでしょうか。お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

市有地の筆が約1万5,0000筆ございまして、それを全て調査・測量を行うとなると莫大な費用がかかるため、現実的な解決方法は、地籍調査を待たざるを得ないというのが実情でございます。また、市民の皆様から、市有地が隣接しており境界を確定したいとの申入れがある場合には、測量に関する費用は申請者の負担となりますが、立会による市有地との境界確定は、立会申請をしていただければ実施しております。なお、個人の土地に市道等の市有物件が含まれておる場合には、建設課の場合で言いますと、分筆費用についての一部補助という形で対応させていただいております。

以上です。

- 11番、山崎晃子さん。 ○議長(利根健二君)
- 〇11番(山崎晃子君) どういうふうになってるのかということでちょっとお聞き したわけですけれども、状況的には分かりました。なかなか地籍調査といってもすぐに はいかないので、これは時間のかかる問題だなと思いました。

以上で私の質問を終わります。

○議長(利根健二君) 山崎晃子さんの質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

(午前11時12分 休憩) (午前11時13分 再開)

〇議長 (利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

2番、山口 学君。

〇2番(山口 学君) 2番、市民クラブの山口 学です。議長の許可を得、一問一 答で質問いたします。

kamica (カミカ) カードの普及について質問させていただきます。

2回目の1万円分の電子マネーが付与され、その使用期限も近づいてきます。事業者 の中には、使用率の悪さから、期限いっぱいで参加店舗をやめようかと思っているとい う声も聞きました。参加店舗数はkamicaの普及状況に影響してきます。これから の取組について質問します。

- ①現在行っている参加店舗数を増やすための取組はどういったことをしているのでし ょうか。お聞かせください。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長 (石元幸司君) お答えします。

加盟店を増やす取組として、香美市商工会が把握している香美市内の全事業者に対し 案内文書の発送や、小売・サービス業を中心に巡回訪問を行い、勧奨を行っております。 今後は、高齢者の方が多く利用する医療機関等を推進対象として検討しており、まずは 薬局等に業種を絞り重点的に推進を行う予定となっております。また、利用拡大を促す 施策や加盟店の負担軽減を図る支援についても、検討していきたいと考えております。

以上です。

- 2番、山口 学君。 〇議長 (利根健二君)
- 〇2番(山口 学君) 加盟店舗を増やすために、本当にいろいろな手を打っていた だいているということは私も分かりました。

今回、補正予算案に計上されているkamica加盟店舗支援金ですけど、月額負担 金は普及促進のために越えなければいけないハードルの一つであると思っていましたの で、ここに支援いただけるのは大変ありがたく思っています。しかし、できれば新規加 入の勧誘時に、月額負担金がもう要らないよと分かっていれば、参加店舗を増やすためにはすごく有利になるのではないかと思います。今回の補助は、今まで参加されていた、 月額負担金を払った店舗に対してのものですよね。新しく加盟される事業者の方に対し て、この月額負担金を1年間ゼロにするとか、そういうことを検討していただければと 思いますけど、見解を聞いてよろしいですかね。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

電子マネーの利用についても、当初の予想より少し低い数字になっております。今現在行っています全市民に対し付与している1万円の期間限定マネーが終わりましたら、そちらの電子マネーでもう運用していくことになります。まだ利用が増えていない状況もありますので、そういった加盟店支援についても今後継続して検討していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- 〇2番(山口 学君) ②の質問に移ります。

kamicaの特徴の一つ、行政ポイントの現状についてお聞きします。利用可能な場所と利用状況をお聞かせください。また、3回目のコロナワクチン接種事業は対象にならないのかも聞かせていただきたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

行政ポイントは、現在、市が実施するがん検診や特定健診、乳幼児健診の受診者、少年スポーツ少年団の加入者、図書館の読み聞かせボランティア活動等に対して付与を行っております。11月末現在で行政ポイントは26万3,850ポイント付与されており、利用額は、通常の買物ポイントとの合算にはなりますが、合計で2万7,313ポイントとなっております。ちなみに、3回目の新型コロナワクチン接種については、予防接種法の規定による臨時接種の特例として、国の全額負担で実施されていることになっておりますので、行政ポイントの付与対象には今のところ考えていないということです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** 数字を聞いて、行政ポイントが確実に動き出してるのが分かりましたので安心しました。
  - ③の質問に行かせていただきます。

先日、kamicaアプリの運用が開始されたのですが、現在の登録者数とキャンペーン対象者数を聞かせてください。

〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。

〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

1 1月末まで実施しましたアプリ導入スタートアップキャンペーンにつきまして、アプリのインストールは 2,190件、1,000円分の電子マネーのプレゼント対象者は 1,183件となっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** 登録はしていただいているけど、半分の方だけが1,000 円分以上チャージされたという現状ですよね。その原因は、チャージを行うというとこ ろにやっぱりあるんでしょうか。原因についての見解とかがありましたら、お聞かせく ださい。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

ちょっと推測の域を出ないんですが、まず一つには、アプリをインストールしただけで 1,000 円分もらえるのではないかと勘違いされた方もいるとは思います。ただ、こちらについては、今、10 月分で既にアプリを入れてチャージされた方には付与しているんですが、苦情等の連絡は入っておりませんので、あまりないのかなと思っております。やはりチャージしに加盟店へ行く、チャージしてほしいとなかなか言い出せないとか、ちょっといろいろ原因はあると思いますが、また少しそこについても、どういったものが原因と考えられるか、今後研究していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- ○2番(山口 学君) 私の店舗でよくそういう問答をするんですけど、よく勘違いされているのが、1,000円入れたら2,000円使えるんやろうっていうのが一番多いかなと。まだちょっと現状について分かっていなくて、1,000円分は後々付与されるんやからねという説明はその都度していますけど、1,000円入れたら2,000円になって返ってくるような感じですね、今の市民の方々の反応を見ると。そういう誤解もちょっとずつ解いていかないかんと思いますけど、それも含めて次の質問に行かせていただきます。

④です。

kamicaカードを取得してない方でもアプリ登録できるのでしょうか。例えば香 美市に仕事、就学されている方が使うことができるのかということです。いかがでしょ うか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

カードを交付されていない香美市外の方は、kamicaアプリをインストールして 必要事項を登録していただくと、アプリ上のカード番号が付番されますので、kami c a の利用が可能となります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- 〇2番(山口 学君) ⑤です。

アプリ上での店舗案内、マップは非常に見づらく感じます。小さな画面で見るのですから当然かもしれませんが、改善の余地があると思います。参考資料をつけていますので、ちょっと見ていただけますか。

資料の①ですけど、丸印のところに店舗が実在しますけど、パソコン上ではこの飲食店マークがかぶっていないために見やすいんですけど、スマホになると、その店の存在がもう消えてしまうような感じです。参加店舗ではないと割り切られたらそれまでなのかもしれませんけど、参加店舗じゃなくたってちゃんとお店があるんですから、そこはちょっと改善せないかん点かなと思っています。

資料の②ですけど、丸印のついている3店舗はジャンルが同じ店舗です。だから、マークに関しても同じじゃないといけないと思うんですけど、一番上の「らくと」に関しては飲食店の表記ですらありません。

資料の③の写真では、加盟店の表示が未加盟店についています。加盟店は矢印の店で ございます。これは間違った例ですね。私も全ての店をチェックしているわけではあり ませんので、まだほかにもこういった例があるかもしれません。快適なサービスを提供 するために改善をお願いしたいですが、いかがでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- ○商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

kamicaアプリの加盟店情報につきましては、マークの位置が違っている場合は 訂正し、マークを小さくし見やすくするなど、利用者の声を聞きながら利便性を高める 修正を今後も引き続き行ってまいります。

なお、今回、kamicaアプリ内の加盟店を示す地図は、アンドロイド版はグーグル社のグーグルマップを、iPhone版はアップル社のマップを利用しており、それぞれのマップの内容につきましては、ユーザーがそれぞれのサイトへ情報を提供していくことで精度を高めていくものとなっております。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- ○2番(山口 学君) じゃあ、資料の②の原因はグーグルマップの仕様のためということですよね、表記が違うというのは。私も含め、事業者は自分の店をグーグルで調べたりはしないんですよね、あんまりね。自分の店の場所がどこやというのは、当然のことで知っておりますし、近所の店も知っていますので、多分あまり理解されていないところもいっぱいあると思います。もしそういうところが見つかったら、一声かけていただけるとうれしいかなと思います。

⑥の質問に移ります。

商工会ではアプリの内容充実のため、加盟店の情報収集、取材を委託して行うようです。 先月 1 1 日付の書類に記載されていましたけど、まだ取材は来ておりません。 正直こういうことはスピード感を持ってやっていただきたいと思っております。 このアプリ 内容の充実ということの完成時期はいつ頃になるのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

香美市商工会が、小規模事業者を支援する国の補助金を活用し、事業者PRサイトの構築を進めており、完成予定は令和4年1月末となっております。今回のこの事業はkamica専用というわけではなく、香美市内の小規模事業者を掲載いたしますが、kamica加盟店につきましては全店掲載いたします。掲載内容の取材とページ作成を行い、でき次第順次公開していく予定となっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** 1月ですか。本来はkamicaにマネーが残っているときにできていたら一番いいかなと思うんですけど、それはチャージしていただきながら取り組んでいくことにしましょう。

⑦の質問です。

11月11日に行われた研修会で、高知工科大学との連携でkamicaPR映像の 完成を聞きました。うれしく思いましたが、私はまだ見ておりません。どのような場所 で見ることができますか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

高知工科大学の学生に、kamicaのプロモーションビデオを作成していただきました。この動画は、香美市のホームページ、高知工科大学地域教育支援センターのフェイスブックやインスタグラム等で発信されております。作成当初、ワクチン接種会場や加盟店で流してもらうことも検討いたしましたが、同じ映像と音声を繰り返し流すことで、ずっとその場所にいる方に不快感を与えるおそれがあるのではないかということ、また、映像を流す機器を管理してもらう負担も発生することから、現在はSNS上のみでの発信となっております。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- O2番(山口 学君) ホームページだけど、kamicaに関係ないところへ載ってるという感じですか。kamicaを検索しても見ることができないような説明やったかなと思いましたけど。短い映像がずっと流れていたら、確かにストレスにはなるかもしれません。でも、情報を取りに来た方が、kamicaについてどんなんやろうっ

て、見たいなって思った人が見れないとやっぱり駄目やと思うので、kamicaアプリとかに組み込んだりはできないのですかね。お願いします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

香美市のホームページでは、一応 k a m i c a 関連の内容の中に、こういった動画ができましたと1回紹介させていただいていますが、香美市のホームページ上に k a m i c a 専用ページがないですので、商工観光課の中から見ていただくような形になっております。

また、アプリの中にこういった動画とかを入れられないかについては、今、アプリの中でお店を紹介する動画を流すような企画も検討しております。ただ、維持費等のこともあっていろいろ検討を進めているところではございますが、紹介動画等も流せないか、併せて検討していきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** せっかく高知工科大学生が作ってくれたPR映像なので、学生のモチベーションのためにも、市民の方々がいろいろなところで見れるように検討していただきたいと思います。
  - ⑧の質問です。

以前、同僚議員から、のぼりを作ってみてはとの意見がありました。のぼり旗は視覚に訴えることができます。参加店舗が一目で分かり、kamicaの存在を思い出させるすごくよいきっかけになると思いますが、導入を検討していただけませんでしょうか。お聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

加盟店の周知方法について検討を行い、加盟店の入り口へのシール、チラシ、香美市役所や香美市商工会ホームページへの掲載等と現在はなっております。以前の提案を受けまして、のぼりについても検討いたしましたが、管理の面で加盟店に負担がかかり、また、経年劣化による取替えが必要となることから、導入は見送りとなっております。以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- ○2番(山口 学君) 加盟店の負担というところです。後々ちょっと説明もお聞きしますけど、それは誰が言ったんでしょうか。僕ら加盟店は一切聞いたこともないし、実際にのぼり旗があれば、それによってお客さんが、ここはkamica扱っているんやということがアプリを見なくても分かるんですよね。一目で見ることができて、管理なんかは、まあ言うたら、オープンのときに穴へ挿せばえいだけで、店が休みのときはのけちょけばえいだけなので、そういう意思疎通がまだちょっとできていないかなとい

うのが、このkamicaの普及にとって、取りあえず今のところ最大の難点じゃないかと私は感じております。

次の質問に行かせていただきます。 ⑨です。

kamicaの普及のためには、市民の方々にチャージに慣れていただかないといけません。利用率の高い加盟店がチャージできない現状は問題があると感じますし、人の出入りが多い市役所内、窓口業務の商工会で現金チャージができるようになりませんか。また、利用率の高い大型店舗では、手間がかかりますので、無人でチャージできる機器の導入を検討してみてはどうでしょうか。また、若い利用者の中にはスマホでのキャリア決済を望む声もありますが、検討してみてはいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

無人チャージ機の設置については、問合せがあることから、現在、導入に向けて検討しております。ただ、経費や管理等の課題がありますので、財政担当課や設置候補部署、例えば住民の方が利用しやすく、かつ管理、現金がいっぱい入るところになりますので、盗難とかのおそれがない部署について、協議を行っていきたいと思っております。

あと、キャリア決済につきましては、一応機能上はクレジットカードからチャージすることができるようになっておりますが、クレジットカードからチャージした場合に、 そのクレジットカードの手数料をどこが払うのかが今問題になっております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** 検討していただけてよかったです。ありがとうございます。 最後の⑩の質問に行かせていただきます。

事業者と今後のkamicaの展開を考えていかなければいけないのではないでしょうか。事業者同士の話合いの中では、支払いをkamicaのみでのイベントをしてみてはどうか、ポイント還元キャンペーンをしてみてはどうかなど、積極的な意見もあります。現場の声を聞き、反映するために、意見交換会やアンケート調査を行うべきではないでしょうか。お聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

kamicaの事業継続には加盟店の協力が重要となりますので、kamicaに対する加盟店からの意見や要望を聞き取れる体制づくりを検討していきたいと考えております。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** 以前から訴えてきましたけど、運営側と事業者とのコミュニケーションが、まだちょっと不十分ではないかと感じております。いつも説明は書面で

送られてくるのみでありまして、運用開始からかなりたちましたけど、それ以上に意見を求められたこともありません。事業者側も運営側の主張や意見を聞いてみたいとも思っております。これからkamicaをどうしていくのか、本当に全店舗加盟を目指すのか、そういうのをちょっと聞いてみたいと思っております。行政と市民が一つになってkamica事業を進めていくためにも、ちょっとアンケート調査でもいいので実行していただきたいと思っております。

私の質問はここで終わらせていただきます。

○議長(利根健二君) 山口 学君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時39分 休憩) (午後 1時00分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

**〇14番(大岸眞弓君)** 14番、日本共産党の大岸眞弓です。私は、住民こそが主 人公の立場で、一般質問を一問一答方式で行います。

1番目の持続可能な地球にということで、気候危機の問題に関してお聞きいたします。温暖化防止対策の目標はSDGsの目標とも関連しますので、少しそれについて述べさせていただきます。SDGs、2030年までに持続可能な社会を実現する世界共通の目標が、国連で2015年に採択されました。今さらですが、持続可能な開発とはどういうことなのか考えてみました。地球の環境容量を表す指標、人間活動が環境に与える負荷を資源の再生産や廃棄物の浄化に必要な面積からいくと、人類社会は2016年の段階で地球1.69個分の資源量を消費してしまっているそうです。個々に見てみますと、ある大国は4.97個分、アジア地域のある小さな国は0.3個分というように、資源の消費も分配も不均衡、不平等で、しかも発展途上の国の方々たちの上に開発の犠牲が降りかかる状況があります。そして、地球1.69個分の資源を消費しながら、貧困から解放されていない人々や地域や国がある現状から、持続可能な開発とは、資源を地球の再生能力以上に取り過ぎない、加えて、どの国の人々もひとしく貧困から逃れ、みんなで住み続けることができる地球にするという意味であろうかと思います。

さて、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)が、11月1日から 12日までイギリスで開かれました。同条約を批准する国々が参加したCOP26では、 気温上昇を1.5度に抑えるために、石炭火力廃止の加速、森林破壊の削減、電気自動 車への切替え、再生可能エネルギーへの投資奨励などが協議されました。この会議に合 わせ、世界中で若者や環境団体、先住民の方々が各国の首脳に気候正義を訴えてパレー ドなどを行い、日本でも気候危機に対する関心が急速に高まっております。 今年4月、気候変動サミットで菅前首相が、温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減と新目標を提示いたしました。しかし、COP26では、石炭火力への固執、CO2削減目標が低いことが批判され、国際NGOから連続して化石賞を受賞するに至りました。

資料①を御覧になってください。日本の地図が載っておりますが、主要7か国(G7)の目標を表にしたものがあります。右側の上の表です。見ていただきますと、フランスからドイツまで年限を切って撤退する目標を示しております。米国も2035年までに電力部門の $CO_2$ 排出実質ゼロを表明しておりますが、日本は撤退せずに石炭火力発電を維持し、さらに、資料左側の日本列島地図に示されておりますように、まだこれから9基を新設、そして海外輸出もしようとしています。下の左側円グラフが2018年、そして、次ページの資料②の円グラフが2019年の分野別 $CO_2$ 排出量を示しております。見ていただくと分かりますように、温室効果ガスを最も排出する産業は石炭火力です。また、資料①右側下の表1ですが、2030年までの各国の温室効果ガス削減計画では、日本は基準年も目標値も低く、本気度が問われるところとなっております。

地球は未来世代からの借り物であり、人類の生命維持装置でもあります。ヒートアップしている地球の温度を下げることができないとしたら、これ以上暑くならないようにすることをしなければなりません。今、気候危機にどのように向き合うかが地方自治体や市民一人一人に問われているのではないでしょうか。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第6次評価報告書は、地球の平均気温は産業革命以降約1.1度上昇しており、現在の温暖化スピードは地球がかつて経験したことがないような急激な上昇であり、それが人間の活動によるものだと断定いたしました。IPCCにつきましては、資料①にどういうものかという説明をつけてありますけれども、先日、ノーベル物理学賞を受賞されました真鍋淑郎さんもこのIPCCの評価報告書を執筆いたしております。気候問題の先駆者であります。19世紀後半に10年間に1回起きた強烈な熱波が、今後、世界の平均気温が1.5度上昇すると4.1回、4度上昇すれば9.4回も襲うと予測し、多様な生態系の中心を担うサンゴは1.5度上昇で7割から9割が失われ、2度でほぼ消滅すると言われております。

以上を述べてお聞きいたします。①です。

気候危機への市の現状認識をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたが、本年8月、気候変動に関する政府間パネルは、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地はないとし、将来あり得る気候として、二酸化炭素など温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、今後20年以内に世界の平均気温上昇は1.5度以上に達すると推計しております。温度上昇を抑えるには、世界で二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことが求められておりま

す。

また、国内外では地球温暖化の影響と考えられる深刻な災害が多発し、今後もさらに リスクが高まることが予想されております。本市におきましても、台風や豪雨による災 害の甚大化が懸念されており、気候変動というより、人間や生き物にとって生存できる か否かの気候危機と捉えており、2030年までに温室効果ガスの大幅な削減が必要で あるとの危機感を持っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **○14番(大岸眞弓君)** 担当課より御答弁いただきました。危機意識を共有していただいておるということで、今後の計画等にも関わってまいります。市長にもぜひ①につきましてお聞きしたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君) 気候危機についてお答えしたいと思います。

非常に気候変動が激しいということで、毎年のように災害が発生しています。我が国もそうですけれども、海外も同じような状況になってきています。平成30年7月の豪雨、物部川氾濫危険水位にあと3センチメートルという状況になりました。堤防からはパイピング現象で水が飛んでいるということで、水防団の皆さんに出動していただいて対策をし、やっと何とか重大なことにならなくて済んだんですけれども、その後は堤防も大変壊れました。

この気候変動の中で、国のほうもこのことについては非常に危機感を持っております。例えば国土交通省などの計画について、完成するまでにあと30年かかると。しかし、この気候変動はすごく大きくて外圧になっているということで、今、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の交付金を出しておりますけれども、ではそれで間に合うのかといったら、さらに厳しい状況になっていくだろうということで、今回、物部川については流域治水ということで6月にまとめられました。そして、その方向に従って、研究者の方とか各界の人たちの意見も求めて、統一の方向が定まりました。

物部川は河口のほう、このまちの近くもそうなんですけれども、河床が下がっております。河床が下がって海より低くなって、河口部が閉塞するような状況になっています。逆に、永瀬ダムを見れば分かるんですけれども、堆砂が進み河床が上がっておって、新しい洗掘がされるために崩壊が続くという状況になってきています。上流から下流までがそのような状態にありますので、この流域治水の中でしっかり取組をしなければならない。ただ、ハードだけでは駄目で、もちろんソフトでもやらなきゃならない。流域のみんなが立ち上がらなきゃならない、そういう状況になってきております。

国土交通省のほうには、この7月と11月4日に流域治水のまとまった内容について 説明させていただきました。最終的にはダムの改造も必要だということを述べさせてい ただきました。もうお金がないわけですから、新しいダムを造るわけにはいかないわけ で、あるものを生かすということ、機能を落とさせないということをやらなければいけない。しかし、ダムは3つあります。この3つをどうクリアしていくか、これから一生懸命知恵を絞り合ってやっていかなければならない。そういう危機といいますか、厳しい状態があるんだということを認識させていただいておりますので、この気候危機については言われるとおりだと思っております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** ここ近年の香美市の状況から市長に御答弁をいただきました。本当にみんなで立ち上がらなければいけない、そのとおりだと思います。そのように危機感を持って御答弁をいただきましたので、次の②に移ります。

世界の人口の約6%を占めるにすぎない先住民の土地に、世界に残された生物多様性の80%が集中しているとされております。COP26には世界各地に住む先住民が参加し、連日、記者会見やアピールを行いました。開発で土地を奪われた中南米先住民やインドの農民、海に沈む危険にさらされる島嶼部の人たちが、気候正義を求めてパレードを行いました。南米エクアドルのアマゾンから参加した先住民族は、企業がやってきて原油や金を掘り出し、私たちの森から木を切っていく。企業は私たちの生活を尊重して、私たちの土地に入るのをやめてほしいと訴えています。

気候正義、環境正義とは、開発の被害が貧困層や途上国に集中する不正義、あるいは、現在の世代が将来の世代の未来を奪っている不正義があると捉える考え方です。SDGs、パリ協定の目標は、人として、地球に生きるものとしての正義の追求であり、未来世代への責任だとしております。

以上を述べてお聞きいたします。②です。

気候危機打開の取組には、このようなベースに環境正義、気候正義の考え方の普及を 図ることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

環境正義や気候正義の考え方は、まだまだ浸透されていないように思われます。環境正義、気候正義は環境の保全・保護と社会的正義を結びつける概念で、環境面での公平・公正を意味するものと捉えております。気候変動を単なる地球温暖化と捉えるのではなく、気候危機によってもたらされる不公平な状況を見直すべく、脆弱な人々にも焦点を置き、誰一人取り残されない、安全・安心な、誰もが自分らしく生き続けられる持続可能な社会・未来を目指すためにも、普及啓発を図り、地球温暖化対策を講じていくことが必要と考えております。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 今、御答弁いただきましたように、高知県議会におきましても、知事は、こういうSDGsの考え方を普及して、県民の皆さんと一緒に共通認識

としていくことが大変重要であるとお答えになっておられます。今、参事の御答弁もそ のように受け止めました。

次に、③の質問に移ります。

将来予測で重視すべきなのは、温暖化が進むと、さらに温暖化を促進する不可逆的現象が発生することです。和歌山大学の和田 武客員教授によれば、今でもシベリア等の永久凍土地帯で土壌中有機物の腐敗が進み、 $CO_2$ や、その2O倍以上の温室効果があるメタンガスが大量に放出されています。頻発している大規模森林火災は、 $CO_2$ を放出するだけでなく吸収源も減らしています。また、海洋の酸性化も進んでいる。このままでは1O年間で温室効果ガス排出許容量の上限に達すると言われております。

以上述べましたように、あと10年、9年しかありませんが、気候変動対策は203 0年までの取組が決定的になると思います。本市の温暖化対策、温室効果ガス削減目標 を見直す必要があるのではないでしょうか。お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

国の2030年までの温室効果ガス削減目標は、従来の26%から46%に見直され、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしております。香美市では、国が当初目標に掲げていた26%の削減目標を基に目標値を設定しております。国の削減目標が見直されたことで、より温暖化対策の強化が求められていると考えております。香美市での温室効果ガス削減目標の見直しにつきましては、高知県や、既に削減目標を設定している市町村の動向を踏まえながら、香美市地球温暖化対策地域協議会においても検討したいと考えております。また、地方公共団体実行計画(事務事業編)につきましても、国・県と歩調を合わせ取り組む必要があると考えております。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 今年、国のほうで2050年までにということで、それから、2013年でしたか、46%というのが出てきましたが、この第3次香美市地球温暖化対策実行計画は、それまでのものなんですね。ただ、これが平成34年、つまり令和4年までになっておりますので、ちょっとこれはあまりに低い数字で、どのように数値目標を見直すか、国・県の動向も見ながらということですけど、例えば、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、全部が削減率5%目標なんですね。これはちょっとあまりに低いというか、これについてはどのように思われますか。まだこれからやるところだとは思いますが、じゃあ香美市としてあと何十%はというふうな、具体的な数値目標を持っておられますか。それとも、これから検討していくんだということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 議員もおっしゃっておりましたが、現在策定しております実行計画につきましては、平成30年度から令和4年度までの計画となっ

ております。削減目標につきましては、次期の実行計画見直しの折に、鍵となる203 0年度までにいかに削減できるのかを研究したいと考えております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) これからということで、ただ、言いましたように、203 0年まであと9年しかありませんので、もうできるだけ早くやらないといけないと思う んですが、具体的にいつまでに計画を立て終わられますか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

本計画が令和4年度までのものになっておりますので、早ければ来年度中には次期計画の策定を行いたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 来年度中というたらまた1年ぐらいかかるなと思って、それは致し方のないことかもしれませんけど、やっぱりちょっと危機感を持ってこれに集中しないと、その計画がないと始まりませんのでね。ただ、それまでにも、やっぱりこれまでレジ袋の削減であるとか取り組んではきておりますので、危機感を共有するという意味では、そして、その計画ができるまでにいろんなことに先駆けて取り組むことはできると思うんですね。それはどういうふうにお考えでしょうか。どういう発信をされていくのか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) 先ほど議員もおっしゃいましたレジ袋の件ですけども、例えばレジ袋を1 枚 1 0 グラム使わなければ C  $O_2$  が 6 1 グラム削減されるとか、具体的な対策につきましては、今、高知県がアクションプランを策定中ということもありまして、そちらの動向も見ながら検討したいと考えております。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 少しだけ触れておきますけれども、地球温暖化対策地域推進計画というものを新たにつくるとしたら、こういう行動をしたら何%削減できるとかいう可視化した数字を出して、じゃあどこまで行動するんだというのが分かるようなものを、ぜひ計画していただきたいと思います。それについてはいかがですか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。 議員のおっしゃるとおりと考えております。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。

○14番(大岸眞弓君) それでは、④の質問に移ります。

2050年 $CO_2$ 排出ゼロを表明した自治体が8月31日現在で40都道府県、268市、10特別区、126町村となっています。本県では高知県と四万十市、宿毛市、南国市、高知市、黒潮町、本山町が表明しています。本市においても表明する気概を示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

本市におきましては、国や県の動向を見つつ、環境教育、太陽光発電システム設備補助金事業や生ごみ処理容器補助事業の普及・啓発に努めるなど、地球温暖化対策に取り組んでまいりました。カーボンニュートラルの宣言につきましては、他市町村の動向を踏まえながら検討したいと考えております。また、香美市地球温暖化対策地域協議会においても協議したいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 検討してからというより、こういうふうにやるんだということをまず表明することが、今、みんなで立ち上がらなければいけないと市長はおっしゃったわけですが、そういう危機感を持っていただくためにも、それから、この表明自体が市民への強いメッセージになって、市全体でCO2削減に取り組むんだということになると思います。そして、そういうふうに表明すれば、市民の協力も得やすいと思うんですね。ぜひその意気を示してやることが大事と思いますので、再度お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) カーボンニュートラルの宣言につきましては、宣言した後の市の取組内容が大切になってくると考えております。議員のおっしゃるように、宣言をすることによって市民の皆様に訴えるためには、先ほども申し上げましたが、現在、高知県が地球温暖化対策実行計画に基づくアクションプランを作成中ということもあります。アクションプランが完成し、市町村の役割がより明確になることにより、香美市の取組に反映させることができると考えております。以上です。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** そしたら、次の⑤の質問に移ります。

この宣言があっての⑤の質問があると思うんですが、新しい地球温暖化対策推進計画の策定に当たりましては、官民挙げて全市的に取り組む必要があると思います。その中に、地元企業、団体、学識者、それから、ジェンダーの問題と絡めてではなくて、家事労働を現実に主に担っているという意味で主婦、それから中学生、高校生、未来世代ですね、幅広い参加で共に策定して、目標を明確にして取り組む必要があると思いますが、

いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

幅広い層の方で構成された地球温暖化対策地域協議会において御意見を頂き、本年度 完成する高知県のアクションプランを基に目標を明確にして、実効性のあるものにして いきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。

それで、この地球温暖化対策地域推進計画の名簿を見させていただきますと、この中に量販店などが入っておりませんね。やっぱり量販店とか香美市内の企業に入っていただく。飲食業の方とかですね。ごみ問題などに即関わってくるんですよ。そういう方も幅広く集まって、それから、後でも紹介しますけれども、中学生、高校生、本当に頼りになります。こういう方も入っての策定委員会にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

現在の香美市地球温暖化対策地域協議会の中にも商工会の方がいらっしゃいますので、 市内のそういった企業の方に向けてPR、啓発、御協力を得るときには、商工会を通じ てお願いもしていきたいと思いますし、また、個別にも当たっていきたいと思っており ます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 学校やその他量販店の方とかも入りますか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 学生につきましては、また今後の研究課題と させていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** それでは、次に移ります。

環境汚染を引き起こすプラスチックの取扱いについてお聞きいたします。プラスチック問題の中心的な課題は、SDGs14番目の目標でもある、海の資源を守り、大切に使おうということと、石油由来のプラスチックごみを大量に焼却処理し、大量のエネルギーを使ったリサイクルが気候変動対策の障壁となっていることです。また、プラスチ

ック廃棄物の増加は自治体の財政をも圧迫いたします。ここ最近、マイクロプラスチックの海洋生物への影響などが取り沙汰されてきましたが、ほかにも、プラスチック製品には環境ホルモンと呼ばれる化学物質が含まれており、それが人間の性や生殖に関わる異常を引き起こすと言われております。昨年は人の胎盤からもマイクロプラスチックが、また、プラスチックは原油を精製したナフサが原料で、そこに可塑剤や難燃性などの化学物質が加えられ、トレーなどの製品になっていきますが、そのプラスチック添加剤のビスフェノールがへその緒からも検出されたと報告されております。

このように、人の健康リスク、資源・エネルギー、地球温暖化防止、廃棄物行政などの点から考えましても、プラスチック廃棄物の焼却や埋立てをこれまでのように続けるわけにはいきませんし、リサイクルも限定的な対応になってくると思います。結局は、石油由来のプラスチックは生産を減らしていくしかないのではないでしょうか。

以上を述べてお聞きいたします。⑥です。

生産元である企業などが原材料や部品、資材などを調達するときに、環境負荷の少ない製品、環境配慮等に積極的に取り組んでいる納入業者から優先的に調達するグリーン調達、また、消費者が環境に配慮した商品を購入するグリーン購入を心がけることが有効ではないかと思います。もちろんこのプラスチック問題には、拡大生産者責任を追及するという観点もあるかと思いますが、消費者側とか自治体が現実にできることといいましたら、やはりグリーン調達とかグリーン購入とかいうふうなことになってくると思います。いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

地球温暖化対策の観点からも、ごみとして排出されるプラスチック製品を減らすことは重要であると考えております。プラスチック製品の代替品につきましては、昨年、レジ袋が有料化になり、買物時にレジ袋の代替品となる買物袋を持つ方を市内でも多く見るようになりました。レジ袋有料化のような、国が主体となって事業者、自治体、消費者が一つとなる取組が必要と考えております。

また、グリーン購入の推進ですが、何かを購入する際には必要性をよく考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して買うといった啓発については、広く行っていくことが必要と考えております。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 行政のグリーン購入につきましては、この中にも具体的に ちゃんと入っております。それをさらに推進していただくということになるかと思うん です。それと、市民への啓発とともに、環境負荷に配慮して行政も選ぶことも必要なこ とかと思います。最近、私たち市民も購入するときに、コンビニではプラスチック容器 に入ったものがどっさり売られていますけど、最近、紙のものが出てきたんですね。そ

れから、市内のある飲食店の方が、お弁当を売るのにプラスチックじゃないもので売ってくださっております。そういうものを選んで買うとかね。そうすると、プラスチックで売っているところはどうかということになりますけれど、やはりそういうふうにしてじわじわ変えていかんといかんと思います。

それで、今、地球温暖化のパネル展をやっていますね。1階に高知県リサイクル製品等認定制度というのがありました。この中には、こういう企業がこういう環境に優しいものをつくってくれているというのがたくさん載っておりまして、こういうものを香美市でもつくるというのはいかがでしょうか。これはすごく推進になると思います。御覧になったことありますか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。 現時点では、香美市独自のものを作成することはまだ考えておりません。 以上です。
- O議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 考えたほうがいいと思います。

それで、もう一つ市のできることとして、ごみの収集ですが、今、資源ごみをビニール袋に入れていますね、あれがまた再処理をするのにお金がかかるんです。それで、燃やせば $CO_2$ を排出する。それから、悪い環境ホルモンのようなものが出ますので、その環境ホルモンを出ないようにするために物すごく高温で焼くと、また $CO_2$ を排出するということですので、資源ごみのビニール袋について見直すことを今度の計画でやるように提案したいですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

ごみ袋の製作につきましては、香南市、南国市、香美市とで共同発注している経過も ありますので、3市の協議会で検討したいと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 3市でこれが削減できれば相当な量になると思いますので、 ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

自治体でできることとして、エネルギー政策の転換がもう一つあります。官民連携で、石炭火力でもない、原発でもない、再生可能エネルギーの地産地消を進める自治体が生まれてきております。鳥取県米子市ですが、地元の放送局、酸素工業、廃棄物処理業者、温泉観光の企業5社と米子市、境港市で官民連携の地域新電力「ローカルエナジー株式会社」を立ち上げております。県の企業局や市、地元の事業者が運営する太陽光、小水力、バイオマス発電など、多様な再生可能エネルギーを活用した発電所から電力を調達

し、公共施設へ電力を供給しています。地元企業や一般家庭には、ローカルエナジーが供給する電力を小売電気事業者を通じて供給しております。地域新電力設立のきっかけは、ローカルエナジーの担当者によりますと、高齢化や人口の流出・減少が進む地域の地方創生と地域経済の活性化で、その手段が地域にあるエネルギーの地産地消だったということで、どの地方も抱える課題への処方箋の一つになっているのではないかと思いました。

米子市は、ローカルエナジーに投資するとともに、市の施設の電力調達を同社に切り替え、市のクリーンセンターでのバイオマス発電、公民館に太陽光発電と蓄熱電池、そして、下水処理場施設で発電した電力を蓄熱電池にためておき、災害時には避難所で活用するなどしております。ローカルエナジーを設立して、電気料金として外部に流出していたお金が地域で循環するということで、地域経済が活性化、雇用も生まれたということです。市民エネルギーとっとり代表の手塚さんは、こうした対策をさらに進めるために、遊休県有地の中で太陽光発電に適している場所を公募にかけて活用すること、農山村地域の集落排水施設に太陽光発電をつけることを提案し、今、その調査が始まっているところだそうです。

以上を述べてお聞きします。⑦です。

エネルギーの地産地消は脱炭素社会を目指すSDGsの課題解決にも貢献し、地域経済にも貢献する道です。紹介したような先進地の取組を研究して、本市でも取り入れることはどうでしょうか。お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

再生可能エネルギーは、本市におきましても、持続可能な開発という観点からも推進したいと考えております。再生可能エネルギーの地産地消という点からも、住宅への太陽光パネルの設置のみならず、小水力発電や風力発電についても研究していく必要があると考えております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 大事なことであるというふうな御答弁でしたけれども、例えば米子市のように、地域の民間の方と協力して新電力会社をつくって、その電気を地域で回していく、落ちた電気料も地域で回していく、そういう転換はお考えになるでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 先進地の事例もあると思いますので、研究が必要と考えております。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 国全体ですけれども、石炭燃料を輸入しておりますが、そ

の総額は2019年が約17兆円だそうです。これが、もし各地域でエネルギーの地産 地消が進んで、石炭火力を輸入しなくて済むようになったら、どんなに経済効果があっ て、持続可能な地球になるかなと思いました。エネルギーの地産地消というのはこれか らの地方ですごくポテンシャルのあるいい事業だと思います。そういう方向で御検討い ただくようによろしくお願いいたします。

その際に、今、香美市内でもソーラー発電をいろんなところでやられておりますけれども、ああいう企業主体で地域とのあつれきの大きいやり方ではなくて、地元合意の得られる形、地元にも十分利益のある形の方向性を、そして、安全性も担保できる土地を市としても探っていく方向でいかれたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。 様々な可能性について研究していく必要があると思っております。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** ⑧の質問に移ります。

個人住宅への太陽光パネル設置に対する補助金を上げて、再生可能エネルギーの普及 を後押しできないか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

令和3年度の太陽光発電システム設置補助金につきましては、令和2年度に比べ、補助対象件数を15件から40件に拡大し、より多くの方々が補助金を利用できるようにしておりますので、補助金額の増額につきましては、今のところ検討しておりません。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君)
  たしか香美市の場合は上限が12万円だったと思いますが、 抜本的にこういうのも普及させてやろうと思いましたら、やっぱりちょっと補助額が少ないんじゃないかと私は思います。今、梼原町の市勢要覧の中に入っておりましたものを持っておりますが(資料を示しながら説明)、梼原町はエネルギーの地産地消ということですごく先進的に取り組んでます。太陽光の個人住宅上限80万円だけじゃなくて、小水力、風力にも補助が出ます。それから、太陽熱の温水器にも補助が出て、ペレットストーブ、あそこはペレットをやっていますけれども、それを購入するときには33万円の補助。蓄熱電気に対しても上限80万円。このくらいの規模で、80万円とは言いませんけれど、太陽光パネルをうちの屋根にもつけたいわというときに、もうちょっと金額が上がりますと、さらに動機づけになっていくのじゃないかと思います。今のところ考えていないとおっしゃったんですが、来年に向けてぜひ考えていただけないでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

2030年に向けて地球温暖化対策をますます充実させていかなければならないという点は間違いありませんが、先ほども申し上げましたが、今のところはまだ考えていないというのが現状です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 地球温暖化対策に抜本的に取り組むということでは、こういうものが一番取り組みやすいですので、ぜひ今後の検討としていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。 2 点目の持続可能な集落にの質問は取下げいたします。

3点目の選挙に関してお聞きいたします。

さきの衆議院議員選挙の投票率は戦後3番目に低い投票率となりました。総務省の国政選挙における投票率の推移によりますと、それまで7割前後で推移していた投票率が、小選挙区制、比例代表制が導入された平成8年に59.6%に急落、平成17年が67.5%、そして、平成21年が、たしか政権交代のあった年じゃないかと思うのですが、69.28%。以降、平成26年に52.66%となり、あとは5割台前半で推移をしています。若い人の投票率が低いのも投票率を押し下げている要因かもしれませんが、民主主義の根幹をなす選挙を約4,700万人もの国民が棄権しているのは、本当に憂慮すべきことだと思います。投票率を上げるためにお聞きしたいと思います。

まず、①です。

選挙活動というのは、どれだけ政策をお伝えし、そして、その政策を有権者が見比べて選んでいただくことが基本と思っておりますが、いつの頃からか、以前のように政策を広報する配布物に候補者名を記載することができなくなりました。といいますより、候補者名を記載したものは来るんですけど、新聞の折り込みであったり、それから、拡声機の音の届く範囲でなら構わないとかいうふうなことになっており、ポストインは禁じられております。選挙に行かない理由に、政策の違いが分からないといった声がたくさんありました。各党、各候補がこぞって政策を自由に訴えることができてこそ、選挙や政治にも関心が高まるのではないでしょうか。どのような御所見か、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- ○総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) 大岸議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃる配布物とは、公職選挙法第142条の2で明示されている国政選挙の際に政党が発行するパンフレット、そして、同法第201条の6などで明示されている確認団体が作成するビラのことであるものと思われます。いずれも政党、確認団体と

いった政治団体が配布できるものであり、条文には、候補者の氏名またはその氏名が類 推されるような事項を記載することができない旨が明記されております。

この件につきましては、法令の条文に関することであり、制度そのものへの言及は控えさせていただきますが、あくまで一般論として、当該条文はいずれも配布物を使った選挙運動の主体が候補者ではなく政党または確認団体であり、候補者名を記載した場合、どの主体の考え方であるのか有権者に混乱を来すおそれがあること、また、候補者個人の選挙運動であるのか、政党または確認団体の選挙運動であるのか混乱を来すおそれがあることから、候補者氏名の記載に必然性はないという観点で、当該条文に氏名類推事項記載の禁止が盛り込まれたものと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 何かよく分かりませんでしたが、書いたほうがもっと有権者は分かりやすいと思うんですね、それを見たほうがね。きちんと書いてあるほうが、誰がどういうふうにやってるかというのはね。こういうのがやっぱり選挙への関心、政治から、選挙から市民を遠ざけていくのじゃないかと、最近そんなふうに思ったりするんですが、御所見で結構ですので、いかがですか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- ○総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) 選挙を遠ざけるというか、様々な要因があると思いますので、一概にこれといった要因じゃなくて、複合的に投票率が下がっているものと思っています。今、答弁させていただいたのは、法律上そうなっていることを改めて回答させていただいたというところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** そしたら、また公職選挙法への働きかけになるかと思います。

次に、②です。

選挙の公示日、告示日から、候補者カー、あるいは政党カー以外の拡声機を使った宣伝ができません。国政選挙などは範囲が広くて、例えば参議院なんか合区になっておりますので、選挙になった途端、まちが静かになるねという声を聞きました。誰をどう選んでええか分からんと。政策を周知する機会を妨げていないでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) お答えします。

議員御指摘のとおり、選挙運動用自動車を使用する候補者の方が有権者に呼びかけを 行う方法は、公職選挙法第141条で一そろいの拡声機のみと限定されているところで す。有権者に直接声を届ける方法としては、そのほかに個人演説会を開催するといった 方法もございますし、政策を広く周知する方法として、御承知のとおり、紙媒体とはな りますが、選挙運動用通常はがき、選挙運動用ビラ、選挙公報、電子媒体としてホームページやSNSを使った方法などが公職選挙法に明記されておりますので、むしろ政策を周知する機会・方法はここ数年増えているのではないかと考えます。最近では、国民に広く普及しているLINEの機能を使った周知も、一定の要件の下で行うことができるようになっておりますので、御検討いただければと思います。このように方法は限られておりますが、候補者の方におかれましては、公職選挙法上のルールにのっとった政策の周知方法を遵守していただき、選挙運動を行っていただきたいと考えております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 法令は遵守してやるしかないのですが、例えば徳島県へ参議院で候補者が行っていたら、高知県は全然静かということですね。はがきとかビラとかはありますけれども、やっぱり声で直接政策を聞くというのはあると思います。でも、公職選挙法のことを課長に言うてもいけませんので、問題意識として私はこの質問で投げかけをいたしました。

次に、③です。

さきの衆議院議員選挙で、選挙公報が発送されたのはいつでしょうか。これも政策を知る一つのツールですが、公示日翌日から始まる期日前投票に間に合わなかったと思います。届いたのが投票日の4日前とかいう方がいらっしゃったと思います。4日前とか5日前とか、いたと思いますが、この前の衆議院で。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) お答えします。

さきの衆議院議員総選挙の際、選挙公報の発送を行ったのは公示から6日後の10月25日月曜日午前であり、議員御指摘のとおり、期日前投票の序盤には間に合いませんでした。今回の選挙公報発送までの経過を申し上げますと、10月22日金曜日に選挙公報が香美市に到着し、24日日曜日に封入作業、25日月曜日にタウンメールで発送という流れで対応させていただきました。

選挙公報は手続上、立候補者が出そろってから、掲載順序を決めるくじの執行を行った上で印刷するという流れであり、完成、発送はどうしても公示後、告示後になってしまう現状があります。当選挙管理委員会といたしましては、できるだけ早く有権者の方々に選挙公報をお届けするよう、タウンメールの活用に併せまして、市ホームページへの掲載、期日前投票所前への配置という形で対応させていただくよう考えております。以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** この前の衆議院選挙は、選管の方、それからスタッフの皆 さん、本当に大変やったと思います。できる改善はしていただけるということですので、 次の質問に移ります。

④です。

投票所が廃止された大後入の高齢者の方より、移動投票所を設けてほしいとの要望が ございました。対応は可能でしょうか。お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) お答えします。

現在、移動期日前投票所は、新たに投票所を統合した地域の方の投票機会確保という 観点で設置しており、これからさらに実施箇所が増えた場合、日程や人員等を含めた運 営体制の面で限界が来るものと想定され、全ての声にお応えするのは厳しくなるのでは ないかと考えております。そこで、選挙管理委員会では、各地区からの御要望に応じて 移動期日前投票所を設置するに当たり、現在投票所がある場所周辺への設置を前提とし て、当該地区の方の投票状況及び交通手段について調査をさせていただいた上で検討を 行うよう、考え方を整理しております。

御要望いただきました大後入地区につきましては、聞き取りや記録の調査を行いましたが、記録が残っている平成16年以降、投票所は西後入公民館であり、いつ地域の投票所が廃止されたのか明確には分からない状況です。このため、先ほど申し上げました考え方に照らし合わせますと、現時点では大後入地区への移動期日前投票所の設置は厳しいものと考えております。

以上です。

- O議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 時々大後入、西後入のほうに行くんですが、そのときに有権者の方からお聞きしたので、そんなに以前に廃止をされているとはちょっと認識がなかったものですから、お聞きしたとおり、どんな地域に住んでもやっぱり投票にきちんと行ける条件を整えんといかんのじゃないかと思ってお聞きいたしました。分かりました。

次に、4点目の地元山田高校への支援をということでお聞きいたします。

議会広報編集委員会では、少しでも読んでいただくために、インタビュー記事のページを作っています。直近の第63号では、地元山田高校のグローバル探究科を取材いたしました。議会だよりを見ていただいたかとも思うんですが、お二人の生徒から聞いたことをほぼそのまま記事にしておりますが、こちらが聞いたことに対して、自分の気持ちをきちんと論立てして、言いたいことを明瞭に伝えてくれたことに驚きました。しかも学校がとても楽しそうな様子でした。校長先生は、生徒たちに学力や社会性をつけて送り出し、将来は地域で役立つ人になってもらいたい。教師が一丸となってできることは全部やっているとおっしゃり、成果物として1冊の冊子をくださいました。

資料に一部をつけておりますので御覧ください。資料③が表紙で、こういうものですが(資料を示しながら説明)、この「探究」の文字は探究科の女子生徒さんが書いておられます。この冊子は2020年度探究リテラシー論文集であります。探究科1年生の

グループが、それぞれ自分のやりたいテーマで研究し、論文に仕上げたものです。

次の資料④は、「鹿肉の科学~鹿肉の成分・肉質・匂い~」と題して、鹿肉を身近な食材で臭みや硬さを緩和させる方法を研究しました。塩こうじやユズやヨーグルトに漬け込んで実験、研究したものです。

次の資料⑤は、「マイクロプラスチックによる海の環境問題の現状」とする論文の実験過程ページです。高知工科大学の先生や専門家の助言を受けて、本格的な研究となっております。仮説を立てて検証し、科学的に結論を導き出しております。このマイクロプラスチックの研究のきっかけは、土に返るプラスチックをつくってほしいと先生に言われたので、生徒たちが研究したと言われておりました。そして、鹿肉は、まさに今、鳥獣被害で香美市が困っていると、その鹿肉をほとんど捨てているらしいというのを聞いて、何とかこれを食材にして、おいしいものにして消費できないかということで探究したということですね。

また、ほかにも「山田まん」という高校生が開発したおまんじゅうがありますが、それに最も合うおいしい土佐茶は何かというテーマで、量販店で取り扱っている県産のお茶数種類で、実際に食べて飲んで実験したものもありました。いずれも本当に地域に密着したテーマで探究していました。以上、簡単に紹介してお聞きします。

①です。

私は生徒たちの様子からも探究する授業に感銘を受けましたが、教育長はどのように 評価されるでしょうか。お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) 御質問にお答えいたします。

先ほど大岸議員から御紹介のございました論文集を私も拝読いたしました。同様に大変深い感銘を覚えたところでございます。御承知のように、香美市では保・幼から大学まであるまちという強みと豊かな教育的資源を生かし、探究の学びでつなぐ「よってたかって教育」を保・幼、小・中学校、山田高等学校、そして高知工科大学と連携して取り組み、推進しておるところでございます。

探究的な学びは、身近な事象、地域社会の出来事や教科等の学習におきまして、自ら問いを持ち、情報を収集・活用し、1人であるいは多様な人々と協働で思考・判断し、納得解や最適解を見出し、それを表現する、時には行動化するなどして発信していくという学びでございます。この学びは今期学習指導要領の核となるものでございまして、これからの時代を生きる子供たちにとっては生涯にわたり最も大切な、必要な学びであるというふうに考えております。そして、この学びは各発達段階で途切れることなく、スパイラルに発展・継続していくことにより、確かな力となって身につくものです。

先日、山田高等学校の生徒の皆さんが研究内容をまとめたプレゼン資料を、校長先生から見せていただく機会がございました。非常に高いレベルの内容で、小・中学校での探究の学びも生かされつながっていることを実感いたしまして、大変心強く思いました。

こういった学びの接続が充実することを願い、山田高等学校、そして高知工科大学と連携した取組を一層推進してまいりたいと。探究は香美市の宝だというふうに存じております。ありがとうございました。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 推進していかれると。IB教育といいますか、始まったばかりで課題ももちろんあろうかと思うんですね。ただ、私、実際に生徒とか校長先生のお話を伺って感じたのは、能動的に学んでいる。どちらかといえばこれまでさせる教育だったのが、する教育になってるかなと思って、子供たちの様子を見てうれしかったことでした。

それでは、次の②の質問に移ります。

本市の様々な行政課題、例えば南海トラフの地震対策、環境問題、独居の高齢者を孤立させないなど、焦眉の課題も含め、市と合同で研究するチームをつくって取り組んでみてはいかがでしょうか。高校生の周りには、高知工科大学の先生ですとか、環境問題の専門家とか、何かお願いしたらすぐに駆けつけてきてくれて、手助けをしてくださっている、そういうのができておりますので、ぜひ市と合同して研究するチームができないかと思って質問いたしました。お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- **〇企画財政課長(佐竹教人君)** お答えいたします。

本市では、地域活動事業を行う学生団体に対して補助金を交付することにより、学生を中心とした自主的な地域活動を支援し、学生と市民との協働及び人的資源の活用による地域の活性化を図ることを目的とした、香美市学生地域活動支援事業費補助金を実施しております。この中で学生等による地域課題への取組がなされておりまして、一部で例えば民具に関する研究的なアプローチも見られます。地域課題研究等につきましては、引き続きこうした補助金の枠組みを活用していきたいと考えております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 補助金の話は③ですので、②の市と合同で研究するチーム、 これはもう既にやっておるんだということですか。
- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- ○企画財政課長(佐竹教人君) 高等学校とチームをつくるというようなことは、今 現在考えておりません。協働で御意見を聞いたり、教育委員会のほうで高知工科大も含 めて、高校生の皆さんから意見を聞いて取り組んでいるというような事例もあると聞い ておりますけれども、研究するチームをつくるというふうなことまでは考えておりませ ん。

研究に関する取組は、先ほど申し上げましたように、学生地域活動支援事業費補助金 を用いて自主的にやっていただく。その中で、先ほど申し上げました民具に関する研究 的なアプローチというものは、山田高校、大栃小・中学校、それから県立大学の皆さん も一緒に調査研究した事例となっております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 先に御答弁いただきました③の質問ですけれども、研究費の支援とかいうのは、校長先生からそういうものがあれば本当に助かるんだという御要望があったのですが、具体的にどういう形で、山田高校の生徒へといいますか、研究費の支援というのがされておりますでしょうか。

それから、本市には高校生や大学生、専門学校に通う学生に給付型の奨学金制度がありますけれども、保護者が香美市内に在住していることが要件になっておりますね。地元の中学校から山田高校に3分の1来られるそうですけど、あとはほとんど市外でして、こういう市外から来られる生徒さんにも、香美市唯一の高校への支援として、人的資源として投資できないか。例えば検定料の支払いなんかにも困っておられる。検定になったらみんなと一緒の並びにはならない、諦めたりする場合もあるということでしたので、そういう面の支援についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- **○企画財政課長(佐竹教人君)** 先ほど申し上げました香美市学生地域活動支援事業 費補助金事業において、地域活動の中で事業費として必要な講習費用等について補助を 行っていることがございます。引き続きこうした補助金の枠組みを活用して支援してい きたいというふうに考えております。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **○14番(大岸眞弓君)** 市長、何かございますか、この件に関しましては。課長が 言われたとおりですか。
- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君)
  これまでも山田高校、高知工科大学、そして県立大学、高知大学には、地域のことにテーマを頂いて研究されたりとか、提案されたものにつきましてはそれぞれ応援してまいりました。山田高校も、これまでそういう研究をするとか活動をするとかいうことで応援してきました。大学ですと100万円、高校のときは50万円だったと思いますけれども、応援してきております。ですから、しっかり高校のほうでやりたい研究とかいうものを提案していただければ、この補助事業の趣旨に沿えば応援するということで、ぜひ使っていただければと思っていますので、校長先生がそのことを知らないはずはないと思うんですけれども。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **○14番(大岸眞弓君)** 了解いたしました。 それでは、次の5点目のプラザ八王子についてお聞きいたします。 まず、①です。

香美市立美術館収蔵庫の建設計画について、これまでの経過と今後の計画をお聞きいたします。

- ○議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** お答えいたします。

令和2年2月定例会議で収蔵庫について質問をいただいてからの経過となりますが、 プラザ八王子の施設内に収蔵庫にできるスペースがないかなど、関係各課職員が集まり 話合いの場を持ちましたが、利用していない適当なスペースなどが見つからず、特に進 展はしておりません。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君)
  もともとここの収蔵庫がいっぱいになって、作品展をやるのに出し入れで非常に職員が苦慮しておられると。それから、美術品を運んでくるのに、全部専門業者を使ってやっておられるという建物構造になってまして、当初、この収蔵庫を何とかしなければいけないということで話が始まって、図書館も随分老朽化していることから合築の計画があったんですね。ですが、土地の問題とかいろいろありまして、図書館は現在の位置へ建って、もうすぐ供用開始かということになっておりますが、じゃあ収蔵庫の問題は、合築するんだったけれどもできなくなった後、やっぱり問題は残っているわけですので、課題がそのまま。これを何とかせんといかんのじゃないですか。どうですか。
- **〇議長(利根健二君**) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** そのとおりと思いますが、このプラザ八王子施設以外での建築を考えますと、管理面や作品の輸送コストなど、やはり難しいものがありますので、施設内にどうにかつくりたいなとは考えております。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 難しいんですが、何かの方法を考えていただきたい。このままではいけないと思います。そういう御認識はおありと思いますので、当初計画のこともありますので、ぜひそのあたりを検討課題にのせてやっていただきたいと思います。それでは、②の質問に移ります。

プラザ八王子は、社会福祉協議会への相談者、健診、介護サービス利用などで障害者や入浴、歩行の介添えが必要な高齢者も訪れる施設です。高齢者の方々の送迎バスが横づけされるエントランスがタイル張りで、雨の日は滑りやすく大変危険です。資料⑥にぬれたエントランスの写真をつけてございますので、御覧ください。実は私もここのエントランスで滑って、転倒こそしませんでしたけど、大変危ない思いをしたことがあります。職員も滑り、それから、利用者の方が転倒したりもしたということもお聞きしております。雨の日には社協が苦肉の策として注意喚起の看板を立てて対処しておりますが、早急に滑りにくい材質に改修して、安全な玄関口にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。この写真にあるぬれた面に、送迎バスとか乗用車から高齢者の方が乗り降りするんですが、シルバーカーをついていたり、つえをついていたり、足元の不安定な方が多いんですね。障害者の方もいらっしゃるということで、この本当にエント

ランスは危険だと思います。雨の日はこれで、これから真冬になって寒くなると、霜が 張りついて滑ったりする危険もありますので、エントランスの改修についてどのように されるか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

プラザ八王子が建設されました平成6年から28年を経過する現在まで、幸い、重大 事故は発生しておりませんが、雨天時に転倒者があることは承知しております。足元注 意のフロアスタンドを設置し注意喚起しているものの、抜本的な対策とはなっていない ことも事実でございます。

プラザ八王子につきましては、香美市公共施設個別施設計画で毎年2万人以上の方が 利用される非常に利用頻度の高い施設であり、限られた予算の中で利用者を最優先に考 えた修繕計画を立て、維持管理を実施していくと今後の管理方針を定めておりますので、 これを踏襲した対応が基本となります。利用者の安全確保と費用対効果を両立できるよ う、既設タイルの修繕方法につきまして検討したいと考えます。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 今、御紹介をしようと思っておりましたら、所長のほうから紹介がありました。毎年2万人が利用されている。25日稼働するとして、日に平均66人の方が利用されているという、非常に利用頻度の高い施設なんですね。少なくとも安全な施設であるように求めますので、早急な検討をお願いいたします。

次に、③の質問です。

以前から議会でもたびたび指摘がございますが、社会福祉協議会のオフィスが手狭です。社協では地域福祉課、生活相談課、介護保険課が置かれ、部屋を区切っていますが、困窮者自立支援事業等の相談を受けるところなどは、特に狭く密な状況です。駐車場が、社協、美術館、体操教室、健診などの比較的滞在時間の長い事業を行う施設にしては手狭で、西の駐車場は遠くて分かりにくいという声があります。プラザ八王子は地域福祉の拠点施設であると言って過言ではないと思いますが、利用者の利便性を考慮して、社会福祉協議会の施設移転を検討すべきではないでしょうか。お聞きいたします。これがもしできれば、美術館の収蔵庫問題も解決していこうかと思いますので、その観点からもお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

御指摘いただきました香美市社会福祉協議会の事務所スペースにつきましては、施設内のレイアウトを見直し、十分ではありませんが、生活相談センターの相談室も確保することができましたので、一定不足は解消されているものと考えております。

一方、駐車スペースの不足は、施設が現在地に立地する以上、不可避の課題でござい

ます。御利用の皆様に御不便をおかけしていることも承知しております。抜本的な対策といたしましては、用地取得が最善ではありますが、現実的にこれを選択することが困難なことから、来館者が多くなる事業・行事が重複することのないよう、可能な限り調整し、対応しております。駐車場不足を招いているのは、社協実施の事業・行事というよりも、多人数が一斉に集合する市の事業によることが大半であり、社協事務所移転での解決は見込めないものと考えます。社協からの移転要望も伝えられていない現状でございますので、市が議論を主導することは困難と考えます。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君)
  移転要望はないかもしれませんけれど、狭いんですよ、本当に業務に支障を来すぐらい。健診のときなども、ロビーにいっぱいあふれるぐらい人がいらっしゃるとかね。そういう現実はございますので、駐車場の解決でありますけれども何か方法、土地の取得が一番だけれども、現状、なかなか適当な土地がないということなのですが、例えば、近所の方にちょっと一定期間止めさせていただけないか交渉したりということはないのでしょうか。八王子宮が近くにありますけれども、あそこの駐車場へよく止めてはいけないのに止めたりしていますが、そことの話とか、そういう検討などは不可能なものでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

土地の取得がなかなか困難であるということでございますので、先ほど申し上げましたが、利用形態につきまして工夫いたしまして、それによって利用者の過密を避けているというのが実情でございます。これ以上の対策ということになりましたら、どちらかに用地を借り上げるといったことも、一つ手法としては考えられるところではございますけれども、やはりこれは経費も伴うことでございますので、費用対効果の観点は、どうしても忘れてはならないことと考えます。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君)
  地域福祉の拠点施設と思います。それで、年間2万人もの方が利用されるということでありますから、私はここの施設の環境改善というのは十分費用対効果があると思います。利便性を向上させて、使いよいようにしていただく。コロナで高齢者の方が閉じ籠もりがちになって、一時、プラザ八王子の社協が何日か閉じていたこともあるんですよ。そうすると、高齢者の方の様子が変わってくるとかもありますので、ぜひあそこの施設が持っている機能を存分に生かされるように、今の課題につきまして、これからも検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後に、中央公民館の空調施設のことでお聞きします。質問に取り上げますのは、1階ホールの空調のことでございます。

11月27日に高齢者対象のイベントが1階ホールでありました。市長も御参加されておりましたが、社会福祉協議会主催の70歳の同窓会ということで、第3回目だそうですが、私もその対象に加えられて、また、スタッフとしてもやるということで参加させていただきました。69歳から71歳の高齢者が参加者の年齢です。趣旨は、ふだんは会うことのない同窓生が旧交を温めるとともに、高齢になっても自分らしく元気に過ごすために、介護予防の話を保健師や医師から聞くというものでした。大変気温の低い日で、1時間以上の講演を固まりながら聞きました。講演の内容自体は分かりやすくていいお話でしたが、足の底から冷えてきて、ちょっと苦痛でした。途中で暖房が入りましたが、音とともに風が頭の上から降ってきて、イベントに集中できない場面もありました。ゲームに移る頃は大分暖まってきて、参加者が帰る頃には、楽しかった、ありがとうと言ってお帰りになられました。

そこでお聞きします。

中央公民館は耐震工事も施され、築40年と古いですが、きれいな状態で大切に使われております。したがって、当分は建て替え予定などはないと思いますけれども、古くなった空調を新しくしてはいかがでしょうか。グリーン購入じゃないですけど、相当電気代がかかっていると思います。また、1階ホールは、市外からお客様を招くイベントや様々な行事に使われることと思います。参加者の皆さんがどんなイベントであれ快適に過ごせるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君) お答えいたします。

議員も先ほど言われたとおり、中央公民館1階大ホールの空調施設は、公民館を建設した当時から設置されたものです。空調機器の耐用年数15年をもう経過しておりますので、メンテナンスは毎年専門業者に委託して、運転については問題なく稼働しております。ただ、エアコンの効き具合につきましては、1階大ホールの室内空間が広さ331平方メートル、天井までの高さが5メートル以上あり、また、エアコンの吹き出し口が天井にあることなどから、スイッチを入れてから室温が設定温度に達するまでには、暖房なら最低1時間程度時間を要しております。

快適に過ごせる空間づくりのためには、抜本的な対策を講じる手だてが必要と思われますが、その手だてとしては、空調機器の更新をはじめ、エアコンの吹き出し口を天井じゃない横の壁とかに新設する、それとあと、壁材の改良などをしないといけないと考えております。この工事をすると多額の費用と時間を要することが想像されております。これらのことから、冬季の対策としては、御利用時間に適温となるよう、あらかじめエアコンのスイッチを入れる、それとまた、1階のホワイエの室温を高めて、大ホールとの温度差を少なくするなど、皆様が快適に利用できるよう、職員一同努めてまいりたいと思っております。

○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。

〇14番(大岸眞弓君) 暖まるのに1時間ぐらいかかるので、事前に入れておきな さいということかと思ったんですが、当日、午前中には何か別団体の行事が入っていて、 準備されたスタッフはもう椅子を運んだりばたばたで、多分そこにお気づきにならんか ったと思います。お休みの日で職員もいらっしゃらないので、音響にしても照明にして もそうですが、職員がいないときって快適に使うのは本当に大変なんです。だから、せ めて使うときにはこうですよとかいう、書いたものを渡されたりしますけどね、やっぱ り音響なんか本当に迷うんですよ。空調で言いましたら、冷房がね、今度は1時間たっ たらすごい冷えてくるんですね、これは何とかならんかなと思って。

私は、ああいう文化行事とか、いいお話を聞いたりとかいう、心の栄養をもらいに行 くのに、やっぱりちょっと快適な環境で聞きたい、参加したいと思ったものですから、 質問に取り上げました。築40年ですのでね、大事に使ってる点はいいことかと思いま すが、熱効率の面から言っても、СО₂をいっぱい出しているんじゃないかなと思いま したので質問いたしました。当面はこれでいくということでしょうか。それで、使うと きにはぜひ親切な案内をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 〇生涯学習振興課長 (黍原美貴子君) 土日の勤務についてということでお答えさせ てもらってよろしいでしょうか。今回は休みの日でしたので職員がいなくて、ふだんで したら、こういう大きなホールを使う際は、1時間前に職員がスイッチをつけておくよ うですけれども、今回に限ってはそういうことができませんでした。こういう文化施設 は、今ちょっと土日には職員がいないことが多いんですけれども、生涯学習を進める上 では、今後、そういう体制ではなく、休みの日も職員がおるような形も取れないかと、 今、模索しております。よろしくお願いいたします。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- 〇14番(大岸眞弓君) 以上で私の質問を終わります。
- 〇議長 (利根健二君) 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

45分まで休憩いたします。

(午後 2時34分 休憩) (午後 2時44分 再開)

正場に復します。 〇議長 (利根健二君)

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 5番、日本共産党の笹岡 優です。今日12月8日は太平洋 戦争真珠湾攻撃から80年の節目の日です。今ほど戦前の戦争から教訓を深め、日本国 民の指針としてきました日本国憲法に立ち返り、しっかりその精神を遵守し、生かすこ とが求められるときはないと思います。

日本国憲法の前文では、日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、我らと我らの子孫のために、諸国民との協和による成果と、我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢、恩恵を受けることですね、を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託、信用して任せることで、反する行為を取れば信託は奪われて権力は国民の手に戻ることです、によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利、幸福と利益です、は国民がこれを享受すると明記しています。なぜ前文が置かれたのでしょうか。それは、憲法の意味を知るときの手引、指針であります。前文にある考えと違ったほうに考えてはならない点を正確に前文に入れました。それから、これからこの先この憲法を変えるときに、この前文に記された考えと違うような考え方をしてはならない点を明確にしていると思います。

そこで、先日、衆議院選挙が行われました。本当に民主的な選挙制度なのか、今ほど問われているときはないのではないでしょうか。特に今、気候変動やエネルギー政策、今日も議会でずっとやっていますが、コロナ禍での医療や介護、社会的なケアシステムの在り方、また、農業、食料など1次産業の政策、そして今、対中国への政策や平和の問題、核兵器廃絶の問題、日本の指針にとって極めて重要な選挙でした。国民主権、民主主義を保障する法治国家として、その基本ベースとなるのは代表民主主義です。その代表民主主義の選挙制度システムそのものが今問われています。直接民主主義、それに対して代表民主主義、しかし、その代表者を選ぶさきの衆議院選挙の結果からも、この代表民主主義である選挙制度の問題点が鮮明になっているのではないでしょうか。衆議院定数の62%が小選挙区で決まります。小選挙区は民意を正確に反映されず、大量の死票をつくり出します。国民の意思を退ける選挙制度が、憲法前文の正当に選挙された国会における代表者と言えるのでしょうか。

また、政党名で選ぶ比例区でも、自民党が得た票は対有権者比19.39%です。国民の2割の支持も得てない中で、衆議院定数の56%を占める異常さです。国民に対して社会制度、法律をつくり、税金の取り方、使い方を決め、本市のように自主財源の少ない市町村にとって、地方交付税交付金の増減にも影響する国会議員の選び方がこれでいいでしょうか。

昨日の質問でも、市民の命と財産を守る消防の機能、必要定数の確保、できない最大の原因は、この地方交付税交付金が足りない点です。消防力の整備指針では89人に対して、地方交付税交付金で算入されているのは35人分しかないということです。面積要件が全然反映されていません。今日、質問でも物部町の実態が言われました。800年以上の歴史がある物部町が、今、本当に衰退の危機にあります。あの源平合戦も含めて、物部町の地を本当に守ってきた地域がこういう状態です。今後も低投票率が続けば、民主主義の危機だと言わざるを得ません。

以上の点を踏まえて質問します。①です。

本市において投票率は一定前進をしたものの、全国では過去3番目の低投票率でした。 この原因を調査し、改善が必要だとの立場でしょうか。そして、その伸びない原因が選 挙制度にあるとの認識はあるのでしょうか。お聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- ○総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) 笹岡議員の御質問にお答えします。

本年10月31日に執行された衆議院議員総選挙において、本市では多くの市民の方に投票していただき、投票率が平成22年の市議会議員選挙以来11年ぶりに60%を超えました。ところが、全国的には投票率が伸びておらず、これまで同様に投票率向上が全国の選挙管理委員会の課題として取り上げられています。

そこで、投票率が伸びない原因が選挙制度にあるのかどうかを探るために、さきの衆議院議員総選挙の県下市町村小選挙区投票率を見てみますと、高いところでは80%を超え、低いところですと50%を切る投票率となっており、市町村間で30ポイントも差がありました。また、本市の過去の投票率を見てみますと、平成30年市議選が53.97%、令和元年参議院選が52.89%、令和元年知事選が51.99%と、選挙制度に関係なく50%台の投票率が続いていました。そこで、県の選挙アドバイザーの方にもお伺いしたところ、投票率が伸びる要因としては、候補者の顔ぶれ、候補者の知名度、選挙の争点、当日の天候の4点が主であるとの回答をいただいたところです。

現行の選挙制度は、公職選挙法施行以来、国会での議論が積み重ねられ、より多くの 国民の意見を反映するために実施されている制度でありますので、香美市選挙管理委員 会として制度そのものへの言及は控えさせていただきますが、投票率向上の要因がさき に述べさせていただきました4点にあるとするならば、低投票率が選挙制度に起因する とは必ずしも言い切れないと考えます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ここに中学校の公民があるんです(以降、資料を示しながら説明)。見ていただいたら、ここにちゃんと書いているんですよ。1996年第41回衆議院議員総選挙から小選挙区が導入されたんですね。その前の1990年には73%、衆議院含めて全国で投票率があったわけです。ですが、1990年からずっと、図面に書いていますが、どんどん下がっていくんです。ですから、先ほど言ったように、市議会議員選挙は確かに身近な選挙です。しかし、国政選挙が本当にこれでいいのか。同僚議員はちょっと言いませんでしたが、前は立会演説会とかをやっていたんですね、この地域で。5人、中選挙区のときおりました。ここで立会演説会やって、皆が生で話が聞けたんです。そういう選挙制度がどんどんおかしくなって小選挙区になっていますので、そこはちょっと違うんじゃないかと思います。

国会議員の議席によって政党交付金が支給されます。国民の税金による政党助成金。 先日も政治資金収支報告書が出ました。地元紙では、交付金依存変わらず、2020年度の政治資金収支報告書によると、税金から捻出される政党交付金に各党本部が収入を依存する傾向は変わっていない。総額に占める割合は、収入トップの自民党が71.7%、日本維新の会は80.2%に上ったと、こう書いてるわけです。ですから、議席の数と、税金で政党助成金もらうという。国民には自助自立を言っとって、政党が国民の税金に依存していくというやり方がえいかどうかも含めて、本当に日本の民主主義としてこれでいいかなと。

それから、同時に、国会を調べていただいたら分かりますが、議院内閣制です。国会議員が政府をつくります。地方は違うんです。地方は大統領制ですので、市長は直接選ばれ、議会は対等、平等で選ばれます。議院内閣制ですので、国会の多数の議員が自分の政府をつくる。ところが、自分の政府をつくったというのに、野党の質問時間を減らしている、議員数で配分しますので。これはおかしいんじゃないかと思います。ですから、国会が民主的な運営、自律、自浄能力機能を失いつつあるのではないでしょうか。

以前、旧土佐山田町では、町村合併の是非を問う住民投票で、過半数を割ると開票しない、無効とするルールもありました。民主主義ということを含めですね。ですから、低投票率の原因は選挙制度が起因というのを、選挙管理委員会でも1回議論していただけないでしょうか。それはどうでしょうか。

○議長(利根健二君) 国の制度、国会等については答弁が出ませんので、よろしく お願いいたします。

総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) 低投票率につきましては、選挙管理委員会でも何とか投票率を上げるようにいろんなことを考えてはおりますので、今後とも研究はしていきたいと思っておりますが、先ほども私、答弁で述べさせていただきましたが、選挙制度が一番の大きな原因というふうに認識しているわけではございませんので、選挙制度については国のほうで議論していただいて、それ以外でできることを市町村でやっていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) けれど、公民にはこの1990年から減ってるというグラフを入れていますので、なぜ1990年代以降からがた落ちしたのか。全国で73%あった投票率が54%まで落ちた。20歳代は58%投票しちょった方々が34%まで落ちてると。これが何なのかということを含めて、ぜひ深めていただきたいと思います。

特に今回の選挙は、自民党の総裁選挙後、岸田新内閣をつくったのに、コロナ対策や 気候変動などの焦眉の課題に対する国会での議論もないまま短期決戦になりました。し かし、国民に政策的な違いを鮮明にして、進むべき方向を選択してもらうという選挙の 在り方にはならなかったわけですね。各政党や政権政党として、代表民主主義としての 国政選挙が、本当にこんなんでえいのかなと私はすごく思うんですが、今後ぜひこれは 研究していただきたいと思います。

そしたら、②の質問に移ります。

高知新聞の「声ひろば」に1票の格差と面積比というのがありました。先ほどの消防機能の問題もそうですが、1票の格差と面積比と。高知県の面積は7,105平方キロメートル、全国18番目の大きさになります。それにもかかわらず選挙区はわずか2つです。候補者がどんな考えであっても、どういう人柄か知る機会はほとんどありません。1票の格差によって、地方はさらに見捨てられている感がありますと。大きな選挙制度の矛盾、疑問点が、1票の格差になりますので、小選挙区は。小選挙区は1票の格差をつくり、違憲を拡大し、地方の定数は減らす傾向を強めることになります。地方からの国会議員数が減少すれば、都市部中心の施策に重点が置かれ、一層都市部一極集中に拍車をかけ、格差を拡大することになるのではないでしょうか。この点で、小選挙区制の問題についてどのような認識をお持ちでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) お答えします。

国の選挙制度につきましては、公職選挙法で定められているものであり、制度そのものへの言及は控えさせていただきますが、先日の報道にもありましたとおり、国勢調査の結果に基づき、今後、国が設置している衆議院議員選挙区画定審議会で、都市部で定数10増、地方で定数10減という、新たな小選挙区の区割り案が議論されるものと承知しております。仮に今回の区割り案を基に定数配分された場合、地方の声が今まで以上に届きにくくなり、都市部偏重の傾向が強まる可能性があるものと考えております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) そうですね。本当に結局10増10減は、東京都が5増え、神奈川県が2増え、埼玉県、千葉県、愛知県が1増という10増、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県で各1減で10減。比例は東京都2増、南関東が1増、東北と北陸信越、中国で各1減の3増3減というね、衆議院の小選挙区と比例も両方というのが、来年の通常国会で決められてくる方向に動いていますので、高知県もこのまま1票の格差、小選挙区が続けば、結局、定数が今2つの選挙区ですが、1の選挙区になる可能性が出てくると。場合によっては徳島県を含めた合区という話になる可能性もある、このシステムでいけばですよ。その辺を含めて、先ほど届かなくなるというのは、そのとおりだと思います。だから、面積要件というのは全然ないわけですので、ぜひちょっと考えていただきたいし、この点も議論していただくことが、今本当に民主主義としても大事じゃないかなと。民主主義というのは、常にそれを検証していかないと民主主義は守れませんので、そこを本当に憲法に照らした

正当な選挙で選ばれてなっているかということを、検証していただきたいなと思います。 ③です。

来年7月には参議院選挙があります。比例代表選挙についてはちょっとおかしい内容があります。衆議院は11ブロックに分けて政党名のみで投票です。参議院は全国区で政党名でも個人名でも可能になっています。同じ国会議員を選ぶ比例代表選挙でこの違い、代表民主主義制度としておかしいのではないでしょうか。市長等の見解をお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) お答えします。

この御質問につきましても、国の選挙制度であり、制度そのものへの言及は控えさせていただきますが、先日行われた衆議院議員総選挙の期間中、衆議院、参議院の両選挙を混同し、比例代表の投票用紙に比例代表名簿に登載された候補者を記入してよいかといった問合せが数件寄せられました。こうした問合せがあるということは、少なからず選挙制度の違いが影響しているものと思われますが、先ほど申し上げましたとおり、公職選挙法施行以降、国会での議論が積み重ねられた上で実施されている制度でありますので、仮に大きな問題点が持ち上がった場合には、国会等の場で議論が行われ、抜本的な改革が行われるものと考えます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ちょっとモニターへ資料①を映していますけど、さっきの一極集中の問題でもそうですが、ちょっと説明が抜かりましたのであれですが、ここに書いていますとおり、一極集中や今回のブロック制も含めて都市部中心になっていくとなれば、今、北米プレートというのは、これが北米プレートで(モニターを示しながら説明)、両方から太平洋プレートとフィリピンプレートが押しています。富士山を含めて今、地震が多いですが、この北米プレートが跳ね上がろう跳ね上がろうとしようとしているわけですね。そして、今この南海トラフと言っていますが、西日本大震災になるということも含まれています。「日本沈没」というドラマがやっていますけど、本当に4つのプレートがひっついてる国というのは日本だけですので、人口を都市部中心に集めるということが本当にいいかなということも含めて、この選挙制度がその推進を促しているということも思っています。

先日の衆議院選挙の比例代表選挙で、香美市で無効となった票が521票もありました。これは有効投票の4%にもなります。高齢化が進む中で複雑な選挙制度は議会制民主主義に対しての冒涜ではないでしょうか。この点での研究もぜひ議論していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) 議員の言われることはよく分か

るんですけれども、得票率と獲得議席比率の不一致であるとか、1票の格差、それから、よく言われているのが、比例復活当選への批判など、いろんな問題点があるとちまたでは言われております。こういったことにつきましては、国会のほうで議論をしていただけたらと思いますので、そのように議員のほうからも働きかけをしていただけたらと思います。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 憲法でなぜ地方自治をうたってるかというと、地方自治権で独立しているんですね、地方と国とは。だから、地方から本当に声を上げることが必要です。なぜかというたら、主権者は国民です。市民の主権が正確に国政に反映されているかという問題を質問しているわけですので、国の問題ということであれば地方政治は必要ないと。地方自治権が憲法になぜうたわれたのか。戦前はなかったんです、地方自治権というのは。ですから、そこをぜひ研究していただきたいと思います。

さきの選挙でも11ブロックをやめて全国比例で行えば、結果が違ってきます。「死票」が少なくなります。また、小選挙区が62も占めている割合を変えて、比例代表を軸にすれば変わってきます。政党が政府をつくる議院内閣制において、政党名で選ぶ比例代表区に重点を置くべきじゃないでしょうか。この点で見解はどうですか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) 先ほども申し上げましたように、よりよい選挙制度となるように国会のほうで議論していただけたらと思います。
  以上です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** そしたら、④です。

日本は世界の中でも最もマスメディアが発達した国です。特に新聞は、世界では駅頭販売が中心ですが、日本は家に配達します。そのマスコミの在り方として、予想記事は世論操作につながるのではないでしょうか。政策的な対決点を検証したり、論戦を後押しする役割を果たすべきと思いますが、この問題点についての認識はどうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) お答えします。

先般の衆議院議員総選挙の際にも、テレビ、新聞等で多くの選挙報道がなされておりました。全ての報道を確認できているわけではありませんが、おおむね各党の政策に関する争点が取り上げられ、論戦を後押ししていたのではないかと考えております。その中で、小選挙区、比例代表の獲得議席数を予想する記事が地元紙にも数回掲載されておりましたが、予想記事はあくまで有権者が投票を行う際の判断材料の一つとして提示されるものであると思っておりますので、世論操作につながっているとまでは必ずしも言い切れないのではないかと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) この同じ公民の中に池上彰さんの内容がありまして、民主主義の基礎を支えるのは、ジャーナリズムだと思います。健全なジャーナリズムがあってこそ健全な民主主義が築かれますと書いています。予想記事のサンプル数を見たことはありますでしょうか。なぜこんな予想記事を出す必要性があるのでしょうか。国民主権を誠実に遵守する姿勢があれば、国民の進路にとって何が対決点か、どのような方向に進むべきか、分かりやすく選択肢を示す役割をすべきじゃないかと思います。ぜひ議会制民主主義制度を形骸化させると思いますので、大変それを危惧しています。ぜひこれは研究いただきたいと思います。

⑤です。

小選挙区制の弊害でもありますが、マスコミの出口調査は、選挙の公平性からも、民主主義の視点からも問題があります。そのデータが各政党や陣営に流れれば、選挙結果に大きな影響を与えます。自由投票の原則、個人情報保護の視点からも自粛すべきと思います。また、開票発表前の、投票してからまだ開票もしていないのに当確報道があるのは、厳格な選挙の形骸化につながるのではないでしょうか。出口調査を含めて、開票発表前の当確報道の禁止を求めるべきではないでしょうか。見解をお聞きします。

- **〇議長(利根健二君)** 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) お答えします。

選挙報道は、憲法第21条第1項の表現の自由に基づく公職選挙法第148条の新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由の規定により、報道各社がそれぞれの規範に沿って行うものであり、出口調査及び当確報道もその一環として行われるものと思っております。 したがいまして、禁止を求めることはできないものと考えております。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 開票前ですよ、まだ票が開いてもいない中で当確を出すことは、本当に選挙管理委員会の公平、透明性からも、公的機能への冒涜じゃないかと思いますけど、そうは思わないということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- ○総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) 法にのっとってやられていることですので、選挙管理委員会を冒涜するとは思っておりません。
  以上です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ⑥に移ります。

低投票率の問題、こういうことをずっとやっていたら、国民は諦めるムードというかね、変わらんなと。やっぱり選挙に行くということも含めて、低投票率の原因、選挙制度や予想記事の問題、出口調査の問題や開票発表前の当確などについて、意見を上げることはできないでしょうか。日本の議会制民主主義を守り、発展させるためにも、選挙

管理委員会のシステムの根幹に関わる問題として見解を求めるものです。正しい選挙を 見守るというがを選挙管理機関について書いています。私たちの意思が正確に政治に反 映されるためには、選挙自体が公正に行われなければなりませんと書いていますので、 ぜひその点も踏まえて、意見を上げることができるでしょうか。お聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。
- 〇総務課長兼選挙管理委員会書記長(川田 学君) お答えします。

選挙管理委員会の使命は、首長や議会議員といった公職に就く方々を選出する選挙が公明かつ適正に行われ、有権者からの信頼に応え得るような選挙事務を執行することにあると考えております。この使命を執行するに当たり、低投票率につきましては、選挙啓発を目的とした団体である公益財団法人明るい選挙推進協会に対して、何らかの名案があれば提案、意見照会を行うシステムがあります。

また、選挙制度につきましては、公職選挙法の細かい箇所の改正要望は、全国市区選挙管理委員会連合会を通じて行うシステムが構築されておりますが、選挙制度の根幹に関わる部分につきましては、選挙管理委員会から意見を上げるシステムはありませんので、例えば市長会等の場を通じて要望などといった形で上げる方法が考えられます。

なお、報道各社に対して意見を上げるシステムは現在のところございません。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **○5番(笹岡 優君)** 明るい選挙推進協会に上げるシステムはあると。ぜひお願い したいと思います。

次にそしたら移ります。

○議長(利根健二君) 休憩いたします。

(午後 3時13分 休憩) (午後 3時14分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 大きな2番目の質問に移りたいと思います。主権者教育の重要性、必要性について質問します。

先ほどの低投票率の問題も含めてですが、文部科学省の中学校学習指導要領社会編は、 難解な内容ではないでしょうか。この内容で生徒たちの社会性を育む指導指針をつくる ためには、工夫、努力が必要と感じます。

そこで、①で聞きます。

「今後の主権者教育の推進に向けて(最終報告)」についての見解と、本市としての 主権者教育の位置づけについてお聞きしたいと思います。

〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。

**〇教育長(白川景子君)** 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

「今後の主権者教育の推進に向けて(最終報告)」では、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の諸課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができることとし、文部科学省ではこれを受け、初等中等教育発達段階における取組の充実を図るため、今期学習指導要領に基づきまして、小中学校の段階から指導の充実を図ることとなり、現在、各学校で実践しておるところでございます。その際には、社会科や公民科のみならず、家庭科、特別の教科道徳、特別活動や総合的な学習の時間等を中心に、主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなどして、教育課程全体を通じた取組を展開しておるところでございます。

目まぐるしく変化する社会、高度に発達した情報化社会を生きる子供たちにとって、 今起きている社会の動きや地域の課題を自分事として捉え、考え、体験的に学ぶことは、 地域のこれからを担う子供たちにとって大変大切なことであると考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 先ほど言った、この明るい選挙推進協会情報誌の「Voters」に(資料を示しながら説明)、ちゃんと主権者教育について書いていただいています。玉川大学教育学部の樋口教授が書いてるわけですが、載っている中身を見ますと、まず、これまでのやっぱり政治的中立性への過度な意識を乗り越えることが必要というのがまず第1点。この点についてまずどうでしょうか。中立性ということばっかりで、本当に萎縮するということがあったのかもしれませんが、それを一つ指摘していますけど、どうでしょうか。
- ○議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) そのことも一つのお考えだというふうに認識いたします。
  以上です。
- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) この内容では、現場の先生が安心して扱える副教材を作成する必要があるんじゃないかということも言っていますが、そこら辺はどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君)
  先ほど申し述べましたように、今期学習指導要領におきまして、主権者教育につきましては、より一層の充実を図る具体的な内容等も明示されました。それに伴いまして、教科書等につきましては、非常に具体的な内容が盛り込まれております。したがいまして、そういった教科書教材と、それから地域にございます選挙管理委員会の皆様、各課の協力をいただきながら、十分にやっていけるものだというふうに認識しております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) もう一つ、中期的な展望としてシステムでの主権者教育の充実を図ることというのがありまして、もう一つは、学校における主権者教育の充実、いかにして児童生徒や保護者世代への普及啓発をするかと書いていますけど、ぜひこの点も深めていただきたいと思います。同僚議員が言った質問でも、やっぱり学校現場が本当に自分たちがわくわくする、楽しい、充実していく、そういう場にしていくためにも、自分の未来も含めて、主権者としての生きていく力をつけていくことが必要と思いますので、お願いします。

②です。

本市として、総務省及び選挙管理委員会の出前授業や中学生の公民で紹介されております「少年議会」、これすごいですね。予算をちゃんと取っておいて、子供たちが選んで市長を決める、議員を決める、それが皆で議論して議論して、その予算を執行していくという、出前授業とはちょっと違う、子供議会ともちょっと違う、何か面白い取組と思いますが、この点はどうでしょうか、こういう取組は。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- **〇教育長(白川景子君)** お答えいたします。

山形県遊佐町で行われております少年議会は、公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢の引下げや若者の政治離れなど、主権者教育を取り巻く様々な問題を解決するための参加型学習方法であると同時に、若者の力によりまちづくりを目指す取組として、出前授業と同様に、非常に有効な手段だと考えます。本市におきましても、現在、コロナ禍でございまして、以前は出前授業なども積極的に要請して御協力いただいておったような状況ございますけれども、少しそういったところは控えぎみとなっております。ただ、本市におきましては、今後、ぜひ遊佐町の少年議会等の取組を参考にしながら、工夫して取り組んでまいりたいと、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 先日、学生支援の関係で知り合った高知工科大学4年生の男性に、議員は何の仕事をしていますかと聞かれたんですね。隣にいた女子大学生が、以前学校で習ったじゃないですかと、その仕組みを説明してくれました。もう就職も決まっているそうですので社会に出ます。そこの中で、日本の最高学府まで来ていますけど、社会のルール、システムが理解できていないのはなぜかということで、その女性の大学生が言っていましたが、中学校の公民でもこの社会ルール、システムは3年生の3学期になるから、高校受験でほとんど深めていないという話を聞いたんですが、その辺はどうなんですかね。
- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- 〇教育長(白川景子君) 高校受験のことまでのお答えは少し控えさせていただきま

すけれども、お一人の方の御意見でもって全体に御説明するのは大変難しゅうございます。ただ、公民としては、お話のように中学3年生になって学んでいくよう、前回までの学習指導要領の下で作成された教科書はそういう順番にはなってございました。ただ、今期の学習指導要領におきましては主権者教育ということも、先ほど申し述べましたように、非常に重要な現代的な課題として、重要な視点として取り上げてございます。教科書等の取り上げ方も、全ての教育課程の中で主権者教育を推進していくことになっておりますので、先ほどの大学生がおっしゃったようなことがないように、しっかり学校でも授業してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 以前、選挙で高知工科大学での期日前投票をやっていました。これは極めて低かったんですね。私がそこに行ったら、係の職員も投票し、地元の人も投票してると。だから、高知工科大学生は3分の1しか投票してないと。数十人です。ですから、この一つの原因が、住所を移してないということもあるわけですね。だから、ここで巣立つ高知工科大学生が投票に行ってないという事実があるわけですので、やっぱりこれは、先ほど言った主権者教育としても含めて、不在者投票等もできますので、やっぱりそこがあります。

先日、教育研究所の講演を聞きましたが、知識をつけて受験に打ち勝ち、雇用を目指すための教育であれば、進学塾でもできるのではないでしょうかと言われました。学校は何をするところなのか、教育の目的は何かと問いかけられ、人を育てる場、置き換えたら、就業を目指す子供の自己実現、自分はどうやって生きていくのか、自立、社会性を育む場が学校ではないかと考えます。そのためにも、主権者教育の重要性を痛感していますので、教職員自らが社会の一員として何を考え、何に問題意識を持ち、興味を持ち、関心事があるか、自ら生き様を語る、行動するなどの多様な取組が必要ではないでしょうか。先生自身がそのことをやっぱり豊かに語ることがすごく大事だと思いますが、その点どうお考えですかね。先生が持っている興味も含めてね、そういう先生の魅力というかね、そこはどうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) 私の見解をお答えさせていただきますと、教員も目の前の子供たちの思いや願いをしっかり酌み取り、例えば自分がアンテナを張って、この教材を今この子に届けたいと思えば、その教材の開発をしていくことによって、子供たちの思いや願いに寄り添った授業が展開されておるものと、また、そうしてほしいということにつきましては、お伝えしてきておるところでございます。学習内容等につきましては、国の定められた学習指導要領の内容を踏襲していくことになっております。その中でも様々な工夫を凝らして現在も取り組んでいただいておりますので、これからも大いに期待したいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 主権者教育でのICT活用も含めて、何か考えていることがありましたら、取り組みたいことがありましたら、お願いします。
- ○議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) ここですぐお答えできるようなことにつきまして、今申し述べるのは遠慮させていただきたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** そしたら、大きい3番目に移っていいでしょうか。

憲法遵守義務を履行するときではないでしょうか。さきの衆議院選挙で憲法改定を強行する動きがあります。国民は改定を求めていません。今求められているのは、憲法遵守義務を履行する姿勢ではないでしょうか。その点を踏まえて質問します。

①です。

衆議院選挙の期間中に高知新聞で「衆院選争点深掘り」という連載がされました。その中に書かれてますが、「平和主義問われる日本」ということで、近い将来に起き得るとの分析もある「台湾有事」が、日本の安全保障上の懸案に浮上した。そして、「敵基地攻撃能力」を保有すべきとの議論も出ており、先月27日には陸上自衛隊の観閲式での岸田首相の訓示でも敵基地攻撃能力保有は排除せずと言いましたし、所信表明演説でもこのことを岸田首相は言いました。これは憲法の平和主義を根底から覆す、先制攻撃になる危険性の方向ではないでしょうか。市長として、日本の未来、本市で育つ子供たちの、また孫たちの未来に重大な影響を及ぼす問題として、どのように捉えているのか、見解をお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君) 防衛問題でございますので、私が答えるのもいかがなものかと、ちょっと疑問も感じるわけでありますけれども、一般質問につきましては、今後、議会でしっかり議論を深めていただくものであろうと期待をいたしまして、私なりに述べさせていただきます。

議員がおっしゃられるのは、新聞のことを取り上げられている、敵基地攻撃論と先制攻撃に関する内容であろうかと考えるところでありますけれども、結論から申し上げまして、私は敵基地攻撃論に関しては議論を深めるべきだというふうに考えております。 御案内のとおり、日本政府は従来から先制的自衛権は認められないとの立場を示してまいりましたが、周辺国の状況でありますとか、攻撃兵器の開発状況などを鑑みますと、具体的であるべきだというふうに考えております。

国際法上の自衛権行使の条件としましては、まず、国際連合憲章第51条に武力攻撃が発生した場合と規定されています。武力攻撃発生の時点が問題になってくるわけであります。日本政府は、武力攻撃が発生した場合とは、侵害のおそれがあるときでもない

し、また、我が国が現実に被害を被ったときでもない。侵略国が武力攻撃に着手したときであると言っております。敵地攻撃能力を有するのであれば、武力攻撃着手の判断の仕方について、より具体的な検討が必要であると、理解も必要だというふうに思いますので、私はこの議論は非常に大事なことであって、これを避けることはできないと思っております。しっかりそこのところを議論して、明確にさせていくことが大事だと思っております。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 市長は、そしたら憲法上も問題ないという認識ということに なりますね、分かりました。

今、本当にアメリカとロシアの関係も悪くなり、アメリカと中国の関係も悪くなっていますし、日本は韓国との関係でもよくありません。安保体制が本当に困難にしていると感じますが、高知新聞の11月26日にも、アジア核リスク危険水域という記事も載りました。子供たちはこういう記事を、これからタブレットもありますので、どんどん見ていきます。本当にこれが日本の未来にとっていい方向でしょうか。核兵器をめぐるリスクが静かに、そして着実にアジアで増大している。リスク深刻化の根底にあるのは熾烈な米中競争だ。両国は枠組み構造を急ぐべきだ。なぜなら、両国の核開発近代化競争は未曽有のレベルで発達しており、制御困難な危険水域に入りつつあると書いています。中国もどんどん今増やしています。ですから、先ほど言った高知新聞の衆院選争点深掘りの中でも、中国に対してミサイル柱にする抑止力を持つべきという教授と、兵器の撃ち合い招くという柳沢元官房副長官補の意見もあります。国家間の対立を戦争に発展させないためには、妥協点を探る取組が求められる。外交努力が、ミサイルからの安全を最も確かなものにすると書いています。

そこで、先ほど同僚議員も質問しましたが、気候変動で地球が悲鳴を上げているときに、軍事衝突は未来を閉ざすんじゃないでしょうか。なぜ日本政府は軍事的なアプローチばかり議論するんでしょうか。私はちょっとそこは違うと思いますが、岸田政権は2021年度補正予算でも、ミサイル防衛能力などの防衛予算7,700億円を盛り込もうとしていますし、来年度の防衛費はGDPの1%というこれまでの枠組みを取っ払って、2%、5兆円から10兆円への動きを強めています。そしたら社会保障も含めた他の予算が削られます。これは香美市にとっても大変なことじゃないかと思います。日本国憲法の中身にこう書いています。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意しと、明確に、絶対戦争をしない、戦争は駄目と、こう言ってるんです。ですから、日本国憲法は国民から政府への注文書です。国民から最大の注文は戦争をするなです。ですから、この敵基地攻撃能力ということを議論していくことを相手国はどう思うかです。また、相手国の軍拡、核軍拡をやる口実をつくっていっていると。ますます危険な核軍拡にいくんじゃないでしょうか。その認識はどうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君) 私が申し上げているのは、その認識で止まっていたのではいけないということを申し上げているんです。昭和31年に鳩山一郎首相が、侵略の手段として我が国国土に対し誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうにはどうしても考えられない。他に手段がないと認められる限り、基地をたたくということは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるべきものと思うと言っています。

私が最初の答弁の中で申し上げたのは、攻撃能力を有するのであれば、武力攻撃着手の判断の仕方についても明確にするべきだと。そのことを国民にもはっきりさせなければいけないんだよということを申し上げているので、こうした議論を中途半端に止めたり避けたりすることは、非常に危険なことだと思います。現実に、ミサイルにしても随分と開発が進んできて、低空で飛んでくる。あるいは、直線的ではなく、いろんなところをめぐって飛んでくる。あるいは、大気圏に入って大気圏から直接落ちてくる。あるいは、超超高速のミサイルが開発されている。もうレーダーでも捕捉できないような状況になってきている日本周辺国の事情などを考えた場合は、やはり最大の議論はしっかりやっておかなければならない、そのように思うわけであります。

ただし、日本がその攻撃をやった場合には、安全保障理事国への説明が求められます。 そのときになって国民の意見が分かれることがあっては、大変なことになりますので、 しっかりとやるべき議論はやっておかなければいけないと申し上げているところでござ います。議員は私の話をもう少し攻撃的に考えられておると思いますので、そのあたり は御理解を正しくしていただきたいと思います。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 分かりました。平和的にですね、攻撃的じゃないですので。 そういう議論をちゃんとしちょかんと正確ではないということ、当然憲法は遵守せんと いかんという立場ということも含めて。

②です。

現状認識としてお聞きします。自衛官募集を名簿も提供して委任事務でやっています。 法定受託事務でやっていますが、安保法制によって、台湾有事で米軍が行動を取れば、 自衛隊、医療従事者等も含めて、現地に行く義務があるのではないでしょうか。この点 の認識はどうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

義務があるかないかで申し上げますと、手続上、国会の承認が必要であると認識して おりますので、自衛隊を派遣せざるを得ないとしましても、義務があるとまでは言えな いのではないかと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 名簿を提供しているということについては、私たちも本当に個人のプライバシーの関係も含めて問題だと思います。そしたら、紹介だけしておきます。ここに平成22年(2010年)の綱領があります。現状認識、我が党は、「反共産・社会主義、反独裁・統制的統治」と「日本らしい日本の確立」の2つを目的とし、「政治は国民のもの」との原点に立ち立党された。平成元年のベルリンの壁の崩壊、平成3年のソ連邦の解体は、この目的の1つが達成されたという意味で、我が党の勝利でもあった。そこに至るまでの間、共産主義・社会主義政党の批判のための批判に耐え、我が党は現実を直視し、日米安全保障条約を基本とする外交政策により永く平和を護り、世界第2の経済大国へと日本を国民とともに発展させたと、これが今の政権政党の綱領です。

そして、もう一つ御紹介したいのが、日本国憲法改正草案です(資料を示しながら説明)。これ見ていただいたら、天皇を元首にすると書いています。そして、もう一つは、自衛隊を国防軍にすると書いています。憲法第99条というのがあります。憲法第99条が何かといえば、先ほど言った、憲法は権力を縛る。憲法遵守擁護義務というのは、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うと。ところが、この新しい憲法改正案の、この政党の内容は、義務をちゃんと国民が守るになっています。全ての国民はこの憲法を尊重しなければならないというのがちゃんと入っています。こういう方向で行っていますので、私は、この今起こっている事態をちょっと深めていかないと、最大の人権侵害は戦争です。この人権広報「あけぼの」に、ちゃんと元香北中学校3年生の方が書いています。人を傷つけることとして私の頭には戦争という言葉があります。何のために戦争をしているのかと考えると、私はすごく悲しい思いをしますと、人間を大切にするということを書いてますが、絶対戦争をしたらいけませんので、その決意としては、市長、どうでしょうか。

お手元のタブレットの資料に、著名人の方々が本当に書いています。こういう形で皆さんのところにも上がってると思いますが(モニターを示しながら説明)、どういう戦争になるかというのはここを見ていただいたら分かるんですが、これが本当に今、危険性も持っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長(利根健二君) お諮りします。笹岡 優君の質問の途中ではありますが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに 決定いたしました。

次の会議は12月9日午前9時から開会いたします。

本日の会議はこれで延会いたします。

(午後 3時43分 延会)

# 地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

12月定例会議会議録(第4号)

令和3年12月9日 木曜日

#### 令和3年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第4号)

招集年月日 令和3年11月29日(月曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月9日木曜日(審議期間第11日) 午前 8時58分宣告

#### 出席の議員

晃 子 1番 萩 野 義 和 1 1 番 Ш 崎 学 2番 山  $\Box$ 12番 濱 田 百合子 千 幸 3 番 舟 谷 13番 Ш 崹 龍太郎 4番 依 光 美代子 14番 大 岸 眞 弓 男 5番 笹 出 優 15番 爲 近 初 男 6番 本 芳 森 田 雄 介 16番 Ш 7番 久 保 和 昭 17番 比与森 光 俊 8番 孝 18番 夫 小 松 小 松 紀 9番 村 田 珠 美 19番 甲 藤 邦 廣 彦 10番 信 20番 利 根 健 島 出

#### 欠席の議員

な

#### 説明のため会議に出席した者の職氏名

#### 【市長部局】

市 上 之 長 法光院 建 設 課 長 井 雅 晶 農林 副 市 長 明 課 長 島 進 今 田 博 Ш 総 務 課 長 Ш 田 学 商工観光課長 石 元 幸 司 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課参事 光 枝 佐 依 伸 定住推進課長 中 山 繁 美 環境上下水道課長 明 石 満 雄 防災対策課長 日和佐 干 城 管 財 課 雅 充 長 和 田 税務収納課長 明 石 清 美 ふれあい交流センター所長 猪 野 高 廣 市民保健課長 植 田 佐. 智 会計管理者兼会計課長 荻 野 貴 子 仁 福祉事務所長 Щ 泰 《香北支所》 健康介護支援課参事 横 Щ 和 彦 支 所 長 前 田 哲 夫 健康介護支援課長 宗 石 こずゑ 《物部支所》 建設課参事 浩 近 藤 伸 支 所 長 竹 﨑 澄 人 【教育委員会部局】 教 育 白 Ш 景 子 教育振興課長 文 長 公 薫

長 教 育 次 秋 月 建 樹 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子

#### 【消防部局】

消 防 之 長 宮 地 義

# 【その他の部局】

なし

# 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大和正明

#### 市長提出議案の題目

なし

# 議員提出議案の題目

なし

# 議事日程

令和3年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

(審議期間第11日目 日程第4号)

令和3年12月9日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 5番 笹 岡 優
- ② 7番 久 保 和 昭
- ③ 1番 萩 野 義 和

#### 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山﨑龍太郎君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

#### 議事の経過

(午前 8時58分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定 足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。 5番、笹岡 優君。

O5番(笹岡 優君) おはようございます。昨日に引き続きまして質問します。

4番目の質問ですが、タブレットにも入れていると思いますが、森林・林業基本計画が改正されました。その内容を入れています。資料④の右のほうに赤線を引いていますけど、森林資源の適正な管理・利用、適正な伐採と再造林の確保、それから、針葉樹と広葉樹の混合林の森林づくりの問題、それから同時に、森林整備・治山対策による国土強靭化、森林の吸収量確保強化も含めて入れています。それから、新しい林業としてそこに書いているとおり、伐採から再造林保育の収支をプラス転換させていくということも含めて書いていますし、林業従事者の所得と労働安全の向上ということを書いています。こういう内容をベースにしながら質問します。

①です。

林業や農業の再生で持続可能な地域づくりをしたいと思います。「新たな森林・林業 基本計画」は、木材資源の持続(再造林の遅れ)に対し、また、自然災害の増加と被害 形態に対する危機感から見直しをされている。今回の見直しされた点についての見解を お聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- ○農林課長(川島 進君) おはようございます。お答えいたします。

令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画は、人工林資源の循環利用を推進 しつつ、多様で健全な姿へと誘導していくこととしております。

本市におきましても、人工林の約78%、約2万ヘクタールが一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、原木の増産を通じた林業の推進とともに、将来にわたる原木の安定供給に必要な再造林を進める必要があると考えております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) そうです、本当に今、伐期といいますか、利用せんといかんときに来ています。それで、第3次のウッドショックがありまして、今、木材が本当に高くなっているし、国内材もなかなか供給されないということがあります。今回の大きな着目点は、木材資源の持続に危機感があると。なぜかといえば、再造林が全国で30%しか進んでいないという実態があります。2つ目が、その結果も含めて皆伐したため、自然災害の増加、新たな被害の形態が広がっている。皆伐、全部切ってしまった。

そして、それを集めるための集材路、道路ですね、これに大きい道路を入れたために、 土砂の流出、崩壊が起こっている。この2つの視点から見直しをされたと思いますが、 その点はどうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えいたします。

木材資源の持続に関する危機感につきましては、主伐面積に対する再造林面積は3割 と低位にあり、高知県も同様の傾向にあります。再造林率が低い状況が続きますと、森 林資源量の減少を招くおそれがあります。

2つ目の自然災害の増加と新たな被害形態が広がっていることにつきましては、皆伐に伴う集材路を粗雑にこしらえられたことが、土砂流出の発生要因の一つと考えられたことから、今回の法改正で伐採及び造林の状況報告書届出手続の流れが変更されております。これよりまして、市町村が伐採行為を適時に把握し、必要に応じて適切な集材路等について指導を行うこととなっているため、県等関係機関と連携して取り組んでいく考えです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) そこで、今後議論として必要になるのは、長期的な視点、木材ですので、農業の場合は1年に一定の作物ができますけど、50年、100年というスパンですので、長期的な視点が要るということと、2つ目は、気候変動とも密着する炭素、結局 CO₂、この貯留量が大きな森林資源を適正に管理・利用できる安定的な需要が要ると。結局、山の木を利用する道がなかったら、なかなか再造林も進みませんので。そして、3つ目が、木材というのは重量物ですから、流通エネルギーが製造エネルギーより大きい。結局、運ぶのに余計 CO₂を使うわけですので、いかに近くで環境負荷をなくして利用する道をつくるかという、この3つの視点が必要と思いますが、その点はどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えします。

1つ目につきましては、香美市の森林づくりのビジョンとなります「未来の森づくり構想」を本年度策定予定でございます。

2つ目に関しましては、香美市では、香美市公共建築物等木材利用促進方針に基づきまして、公共建築物への市産材活用を推進しております。なお、今後は公共建築物だけではなく、一般建築物へ拡大されていくものと思われます。

3つ目ですが、需要と結びついた地域の木材流通基盤の整備は、環境負荷の軽減や市内木材関連産業の活性化にもつながると考えます。木材関連事業者等の意向に沿った取組に対し、支援方法を検討するとともに、地域の木材を使うことが地域経済や森林資源の循環につながることを、市全体へPRしていく考えでございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** ぜひその方向に進めていただきたいと思います。

そこで、私自身の一つの問題提起ですが、今回の見直しの中で踏み込んでいないのは、再造林に可能な木材価格対策というのがまだ打ち出されていません。2つ目が、環境保全型の林業の在り方として、森林法から続く保安林制度の見直しに踏み込めなかったというのが私の問題意識ですので、ぜひここも研究していただければと思います。今後の課題として、価格保証の問題、保安林としてどう位置づけていくのか、災害問題、この2つの視点もぜひ今後研究いただきたいと思います。

次の②に移ります。

以前、私も関わりましたけど、2010年に香美市で「森林と林業の再生を考える」というシンポジウムを行いました。県下全体で、保健福祉センター香北のホールを借りて行いました。そのときに、当時の市長、故門脇槇夫さんに本市を代表して挨拶していただきまして、「今、全国で山の問題、特に環境問題も含めて山の問題が大きく注目されています。」「私は今、議論をする時期じゃない、実行する時期だと思います。」「私自身は現場の人間ですのでまず実行すべきだと、そしてこの日本の約7割の山、山林を活かさなければ日本は滅びていくと思って山を見てきました。」「超党派で山の問題をぜひ考えてやっていただきたい。よろしくお願いします。」という挨拶をいただきました。そのとき、当時の野島香美森林組合長にもずっと講演いただきまして、その中で「一つは担い手、本当のプランナーとしての人材。2つは現場に入っていく若い人を中心にした人材。」ということを言って、「やはり今欠けてるのは、この市あるいは地域全体としてどういう計画をもって、どういうふうに山を整備していくか、そういった具体的でかつ実効性のある「森づくり宣言」がないんじゃないかと思っています。」と、こう言っています。この内容は、結局今の未来の森づくり構想として香美市が進めていると思います。ですから、未来の森づくり構想を踏まえて聞きたいと思います。

本市の未来の森づくり構想にどう積極面を生かすのか今問われています。自伐林業家の育成、木材の地域流通の促進など検討すべきではないでしょうか。先ほどちょっとその方向というのを言っていましたけど、ぜひその辺を具体的にお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えいたします。

未来の森づくり構想には、本市の目指す森林づくりや、森林資源の循環利用を進める 上で必要な林業従事者や木材関連事業者など、幅広い担い手育成のビジョンを策定する 予定です。構想を策定した後に、構想に基づいた各種の取組を検討していく予定ですの で、その中で検討したいと考えております。

以上です。

○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) タブレットにも今入れていますけど、今度の見直しの中で一つの構想をやっています。今、SDGsがずっと言われていますとおり、このちょっと丸をしてあるところがSDGsの関係です。そして、ここに書いています、木材価格が本当にずっと減ってきているということ、国産材が減ってきていると同時に、木材価格が本当に低く抑えられてきたというのがあります。

これが未来の森づくり構想の中身ですので聞きますが、森林・林業基本計画の見直し作業で、2020年11月10日の林政審議会では位置づけられていた、自伐林家、自伐型林業が抜けています。皆伐ではなく、小規模で間伐をする、50年たっているやつ、100年残す木、こういうのを含めて、全部木を選んで間伐をしていく、自伐林家、自伐型林業の育成が必要になっているんじゃないでしょうか。

そして、御存じのとおり、自伐型林業の場合は作業道を2.5メートル以下、のり面は1.5メートル以下に抑えて、山の保全をちゃんと見て道をつけていくというやり方ですので、県も推進していると思いますが、支援策を講じてやっている自治体もありますので、この自伐型林業、自伐林家についてどういう見解をお持ちでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えいたします。

自伐林家、自伐型林業が抜けているとのことでございますが、林野庁の考え方では、森林・林業基本計画への記述方法としまして、自伐林家、自伐型林業については、自家労働等により作業を行い、農業等と複合的に所得を確保するものに含まれるとしております。そして、その活動が継続できるよう取り組むとされておりますので、こうしたことから、本市におきましても、自伐林家、自伐型林業の活動が継続できるよう、検討する必要があると考えます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ちょっとタブレットにも資料⑦を入れていますが、香美市の山の再生のために山に登っていく、山の再生をせんといかんことは皆共通していますので、森林組合が頑張ってくれています。ここの事業体、森林組合等になっていますが、事業体づくりと同時に、ここに手書きで書きましたが、自伐林業家含めたいろんな人材、先ほど紹介した野島さんが言ったように、人材づくり、山に本当に人を入れていくためにも、自伐林業家を含めた育成ということが必要と思います。

ここで、森林組合等事業体の中で、自伐林業についても未来の森づくり構想の中で議 論していただけないでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えします。

目標とする森林に導くための施業や、施業を行う上で必要となる人材育成については、 来年度以降検討する予定でございます。人材育成については組織形態に限らず、自伐も 含め検討する考えでございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) もう一つ、資料⑦の真ん中に丸をしていますが、私自身が懸念しているのは、製材の本費の継続性が本当に担保できるかというのを、すごく心配しています。そこはどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えします。

継続につきましては、各製材所の御意向もあろうかと思いますが、現時点では後継者がないという話もお伺いしております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **○5番(笹岡 優君)** 資料の中にちょっと丸をしていますが、「④天然乾燥」施設の計画はどうなっているでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えします。

香北町小川の元県森林組合連合会の所有でありましたところで、現在は香美森林組合が所有しております建物を検討しておりましたが、場所的、地形的に乾燥が進みにくいという意見が出ましたために、現時点では検討中でございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) その上にも丸をしていますが、「③人工乾燥」というのは全然計画していないという認識でいいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) 今のところ特に計画はしておりません。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 市外のプレカットは、これは仁井田と書いていますが、結局 プレカットも市外に持ち出しています。市外に持ち出したやつが本当に低廉で安く香美 市に供給できる、大工も含めて、そういう仕組みはどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えします。

木材流通経路は複雑かつ様々な形態があるため、そのような仕組みはございません。 木材が低廉で供給される仕組みではないですが、木材住宅支援事業では市産材を活用して住宅を建築する場合の補助を行っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) そこに山があって、そこに木があるので、ぜひ先ほどの地産 地消ではないですが、その仕組みを検討いただきたいと思います。

③に移ります。

カーボンニュートラルも含めて、温暖化対策との整合性を担保し、促進する具体的な計画づくりを考えることはできないでしょうか。今度県の広報に、知事が「カーボン・ニュートラルの実現を目指して!」ということで、早稲田大学とも連携して、現在石油からつくられているLPガス、いわゆるプロパンガスのことですが、その製造をグリーン化し、例えば森林から伐採される間伐材や海藻などから、脱炭素型のLPガスをつくる研究開発に取り組んでいますということです。高知大学も協力していると。高知県では、LPガスへの依存度が9割と全国でもトップクラスということで、このLPガスに木材を使う研究もいきますので、ぜひその点やカーボンニュートラルの温暖化対策というものの整合性も含めた促進計画をお願いします。

- ○議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えします。

森林資源の循環利用を進めることは、カーボンニュートラルの実現に貢献すると考えられます。本市としましては、林業的利用が可能な森林の整備を優先し、現在施業が行われている人工林周辺地域の森林所有者に対して、経営管理制度に基づく意向調査を実施し、従来の補助事業を活用した森林整備へつなげる計画で動いております。

一方で、自然条件に照らして林業経営に適さない人工林の整備が遅れている状況も見られます。森林整備を考える上で、目的に応じたゾーニングの見直しが必要であるため、 県等関連機関と連携しまして、来年度から見直しを行う考えです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) モニターにも出ていますけど、せっかくゾーニングをしましたので、この色分けに基づいて早く具体的に進めていくことがすごく大事です。土砂流出防備、保安林の指定、保安施設、それから、流域治水対策から伐採後の再造林の届出の厳格な運用と、行政指導が今後の大きな課題となっているかと思います。来年度から環境課として独立した機能も持ちます。また、物部川濁水対策検討会が動き出しました。本市のまちづくりの根本的な問題として総合的な議論を求めるものです。

ちょっとここで企画財政課にお聞きしたいと思いますが、香美市の持っている森林資源を生かすようなクラウドファンディングの研究等を含めて、豊かな森林資源を生かすため、飲料水水源の問題、農業振興の問題、国土保全の問題も含めて、やっぱり総合的に議論することが今、必要じゃないかと、政策づくり、その点でちょっと所見で構いませんが、ありましたらお願いします。

〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長(佐竹教人君)
先ほど課長の答弁にもありましたが、森林資源の循環利用がカーボンニュートラルにもつながるといった視点が重要だと考えております。環境への取組であります代替エネルギーの利用、ごみのリサイクル化・減量化と併せまして検討し、県の産業振興計画に準じて、脱炭素な暮らしが森林の多様な価値の経営を、ひいては林業を初めとする産業の持続的な振興とリンクするといった、グリーンな戦略も展開できればというふうに考えております。いずれにいたしましても、個々の施策統合におきましては、引き続きこういった視点を持って調整してまいりたいと思っております。

あと、クラウドファンディングにつきましては、自治体が行う場合は通常寄附型のクラウドファンディング、つまりはふるさと納税制度に近いイメージとなりましょうが、そこで個性を競うことになると思われます。他の市町村も同じ課題を持っておりますので、他と比べて特別に個性を発揮できるといった分野ではないかと思いますが、引き続き関係課とともに研究してまいりたいと思っております。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) よろしくお願いします。

次に、④です。

米価の下落、従事者の高齢化などで、耕作を放棄せざるを得ない農地が一層拡大することが懸念されています。来年度からJA高知県の育苗、ライスセンターの使用料も20%アップされます。まさに米つくって飯食えないという異常事態が進行しているのではないでしょうか。今もう世界で食料危機が広がっています。そして、食料自給率向上の視点からも国土保全、環境保全を含めて、農業従事者の果たしている役割を社会的に評価し、位置づけなければ持続性が担保できません。本市として、現状についての認識と農業従事者について、どのような位置づけをしているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えいたします。

農業や農地は、生活に必要不可欠な食糧を供給する機能を有するとともに、国土保全 等の多面的機能を有しているものと認識しております。

農業従事者は専業、兼業問わず、農地を守り、農業の持続的な発展の基盤となる役割 を果たしていると捉えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 本当にそうです。もう多面的機能を持っています。ところが、 今年の米は1俵当たり60キログラムが9,000円でした。1反で8俵とれたとして 1万円でも8万円、1町つくっても80万円しかないわけですので。

農林水産省の2020年農林業センサスでは、「現在40歳代の層に続く層は形成さ

れず、農業経営体の減少率、経営耕作面積の減少率、基幹的農業従事者の減少率と高齢化、この3つの基礎的指標の全てで、これまで以上に悪化している。日本の農業は「解体」傾向に突入した深刻な状態だ。」こういう方向の見解になっていっています。本市としても同じ深刻な状態があるのではないでしょうか、どうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えします。

農林業センサスの調査結果を比較しますと、農業経営体、経営耕地面積、基幹的農業 従事者は年々減少しており、香美市においても同様に年々減少傾向にあります。今後も さらなる高齢化の進展により、農業者の大幅な減少が見込まれており、農業生産基盤が 損なわれ、地域コミュニティの衰退が懸念される状況であると認識しております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** そこで、⑤です。

耕作を放棄せざるを得ない農地を生かす、農地保全策を講じるときではないでしょうか。特に、稲作農家を支える仕組みづくりは重要です。価格補償や農業機械の有効利用促進、米の相対取引の推進など、スーパー等とも連携して、流通整備などで地域を元気にしようではありませんか。稲作農家を支える仕組みづくりをしなければ、本当に農地を守ることはできないと思いますので、その必要性についての見解をお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えします。

米の価格保証については、現状ではそのような制度はございませんが、類する制度として、収入の減少を補塡する収入保険制度や、災害等による収穫量等の減少を補塡する 農業共済制度など、農業者の経営安定を下支えする制度がありますので、活用いただけ たらと思います。

農業機械の有効利用につきましては、集落営農組織等を設立し農業機械の共同利用を 実施すれば、農業機械の購入費用に対する補助事業がございます。高額な農業機械を個 人で購入する場合と比較すれば、安価に導入することが可能となりますし、農業機械の 有効利用につながります。

お米の相対取引やスーパー等との連携によります流通整備につきましては、個人単位 での取組は様々な方法により実施されている方がいらっしゃると思いますが、市全体で の取組となりますと、仕組みづくりから研究を進める必要があると思われます。

農家を支える仕組みづくりは、農業を持続的に発展させていくためにも重要な取組で あると思いますので、今後も情報収集に努め、各種施策を効果的に活用することができ るように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。

- ○5番(笹岡 優君) ぜひお願いします。標高差が違いますので、機械を土佐山田町から香北町、物部町と順番に使っていくようなリースの方法とか、中古品でも補助金を出してやっていくという、初期投資が要らないようなね、少なく抑えるようなことも要りますし、フードマイレージの関係でも地域で流通させる仕組みがすごく大事です。
  - 1点だけお願いします。少なくとも農地を定期的に耕す、地域支援協力隊のようなものがつくれないでしょうか。1回耕すだけでも、放ってしまえば木が生えてもう再生ができません。それだけどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えいたします。

既存の中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金では補うことができない、 農地の維持管理を行う仕組みづくりについては、かねてからの課題であるといえますが、 課題解決に向けた決定的な対応策を打ち出せない状況が続いています。耕作放棄地の発 生防止、解消、課題解決に向けた仕組みづくりについても、引き続き情報収集に努め、 関係機関と連携を図りながら検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) よろしくお願いします。

次、大きな5番目です。

地元産業を支える外国人労働者を大切にすることが、事業の継続性からも必要です。 ①です。

本市での外国人産業従事者の人数を住民基本台帳等で把握しているのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えいたします。

特別永住者の就労等の有無はつかめませんけれども、中長期在留外国人は、在留資格などを住民票に記載することとなっておりますので、中長期在留者に限れば在留資格の区分から就労している方の人数を推測することができます。ですが、働いているか否か分からない資格もありますので、かなり不正確な人数ではありますが、知ることはできます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** 何人か、推測で構いませんが分かりますでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) 不確かな数字ではありますけれども、令和3年11 月1日現在で、就労しているであろう人に技能実習生を加えた中長期在留者は219人です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** 地域産業を支える外国人従事者が増えています。しかし、先

日もkamica(カミカ)が本人に渡らず、雇用保険などが掛けられていないという 実態もあったと聞きます。今、スリランカ人への入国管理局問題がクローズアップされ てきましたが、関係機関とも連携して、地域産業を支える外国人従事者の労働条件や生 活実態を調査すべきではないでしょうか。また、必要な支援策を講じるときと思います が、見解をお聞きします。

〇議長(利根健二君) ②ですね。

商工観光課長、石元幸司君。

〇**商工観光課長(石元幸司君)** お答えします。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、全ての事業主に対して外国人労働者の雇い入れ、離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働省に届け出ることを義務づけており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用監理改善や再就職支援などの指導・援助等を行っております。

また、高知県におきましては、技能実習制度を活用した受入れが多く、技能実習生については、監理団体がその責任と監理の下、技能実習が適正に進められるよう、受入れ企業等を管理・指導するとともに、問題や困り事への相談に対応しております。

資料を添付しておりますが、一番最後の資料になると思います。香美市内には5つの 監理団体が現在ございます。御質問がありましたとおり、生活実態を把握し、支援策を 検討するに当たり、こういった調査への協力依頼や市事業の技能実習生への周知依頼な ど、まず香美市内にある監理団体と連携することから始めていきたいと考えております。 以上です。

○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。

①です。

○5番(笹岡 優君) ぜひお願いします。本当にこういう方々が地域産業を支えてくれていますので、その実態も含めて、県の関連セクションとの連携もお願いしたいと思います。今後も増えてくる傾向になると思いますので、よろしくお願いします。

大きな6番目の質問に移ります。物部川の治水対策に関連しての質問です。

高川原樋門の改築が進められています。そのときに内水対策との関係を注視する必要があるのではないでしょうか。特に、杉田ダム土地改良区の水路、山田堰土地改良区の合同堰、山田分水工などの操作も含めて、総合的に検討する必要があると思います。

また、国道195号沿いに雨水・排水対策を講じる必要性についても見解をお聞きしたいと思います。

さらに、豪雨時、ポンプ車の要請など国土交通省物部川河川事務所との事前協議等も する必要があると思いますが、その点の見解をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** お答えいたします。幾つもあるようですので、随時分解

してお答えしていきます。

前段部分につきましてですが、一級河川物部川右岸山田(高川原)地区において、堤 防断面が計画する断面未満となっていることや、洪水時には堤防からの漏水の危険があ るため、物部川の洪水を安全に流し、地域の安全性向上を早期に図ることを目的に、堤 防拡幅及び漏水対策の工事を行っており、併せて、老朽化した高川原樋門の改築工事を 国土交通省が実施しています。

次、中段の質問になります。

高川原樋門については、準用河川高川原川の排水を処理する樋門となっており、過去に大規模な浸水被害がないことや、地形状況等の検討により、高川原川の改修は今のところ予定はされていないため、樋門の改築に当たっては、既設樋門とおおむね同規模となります。

次、下段というか、最終のところの質問です。

大洪水等により内水被害が発生するおそれがある場合などについては、国土交通省等 への排水ポンプ車出動要請を行うなど、早急な対応ができる体制はとっております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 2018年の豪雨でも、物部川漁業組合事務所周辺まで浸水したとのことでした。樋門改築は、今、下を向いて斜めに入っている樋門なんですね。これが直角になります。資料⑨にも書いていますが、直角の樋門になります。強度の問題があるといいますか、内水がたまればハウス栽培している作物も含めて、甚大な被害が出る可能性もありますので、地元との問題意識を共有できているのでしょうか、それはどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **○建設課長(井上雅之君)** 地形的な問題でありますので、当然地元は認識している と思います、そこで農業を営んでいるので。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 大雨警報が出たら、山田堰土地改良区の合同堰は閉鎖します。ですから、当然川添工業団地のところに水は来ません。そして、山田分水工は全開します。流域面積からしても、そんなに大きな水がこの地域は普通来るはずがないんです、これちょっと資料に図面を書いていますけど。ところが、なぜ来るかといえば、問題は談議所北山に杉田ダム土地改良区水路が走っています。当然、大雨警報が出たら杉田ダムから上げるポンプアップは中止しますので、用水路は空になっている状態です。ところが、大雨が降れば山からの雨水がどんどん水路へ落ち、そして、それが用水路を使って悪水を運んできて、貴船神社付近等も含めて、どんどん川添工業団地の先ほど言った山田分水工のところに落ち込んでくると。その水があふれてくるということですが、そ

の認識はお持ちでしょうか、把握しているでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** 当然認識はしております。低いくへ落ちる水ですので、 上へは絶対上がりませんので。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 雨水対策として、国道195号沿いの物部川に抜くような検討はされたことがあるのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) あくまでも管理者のある用水になります。管理者のほうからどのような協議があるかといえば、正式にはありません。当然用水ですので、下へ流すことをメインとした用水、どういう形で下へ目いっぱい流すかという形になりますので。ただ、降った雨は低いからそこへ降りるのは当然ですが、担当レベルとして、どこぞへ放水路、今の地区でメイン的なところになれば準用河川である高川原川への落としをどこかで考えませんかとか、どうしましょうかという担当レベルの協議はしていますが、正式な協議はしておりません。目的が違うからだと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 1998年(平成10年)の豪雨を受けて、杉田ダム土地改良区水路の雪ケ峰上流の悪水を物部川に落とす転倒堰を造りました、旧土佐山田町のときに。ですから、それより下流の水をどうするかということになるわけですので、非農家も増えてきている中で、この用水の在り方について調査研究することはできないでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 用水管理者が今後どうするか、今も前段でいろいろ話がありましたが、農地が減りゆうというのは事実でございます。また、併せて稲作だけでなく、農業の多様化により水の要る時期も変わっていきゆうことも確かです。その中で、農業管理者、農業サイドでどのような形態にするかが決まらない以上、なかなか計画は難しいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- 〇5番(笹岡 優君) ぜひこれをちょっと議論していただけないかなと思いますが。②です。

町田堰を香南市が改修する予定です。堰の上流と下流に堆積しております。その処理の問題や、治水・利水を含めた総合的な検討をして改修を進める必要があると思うんですが、この点で香南市を含めた協議はされているのでしょうか、見解をお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 平成22年4月に国土交通省及び高知県により策定された物部川水系河川整備計画では、一部とはなりますが、町田堰(統合堰)の河道掘削が位置づけられているため、今後も引き続き物部川改修期成同盟会などを通じ、国に要望していかなければならないと考えています。

また、治水・利水を含めた総合的な検討について、建設課としましてですが、治水を 主体に流域治水及び新たな展開となった物部川濁水対策検討会などにて、物部川流域 3 市プラスワン、高知市になりますが、にて協議していかなければならないと考えており ます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ぜひそのときに、これちょっと写真を写してきましたが(資料を示しながら説明)、町田堰の下流にたくさんたまっているわけですね。これが、先ほど言った樋門に水が抜けない原因にもなっているんじゃないかと思うんです。今、3つ樋門があるんですが、この堆砂を含めてやることはできないものなのか。フラップゲートではないと言っていますから、人が行って操作してゲートをやるんですが、こういう堆砂問題の処理というのはできないものでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 現在の流下能力は、一部掘削等によりまして、現在、毎秒3,700立方メートルの流量が流れることが可能となっています。今後、河川掘削などで、河川整備計画などにもよりますが、中期目標としましては、毎秒4,200立方メートルまでの確保を進めるようにしています。河川基本計画の最終目標としまして、100年に一度の治水安全度という形で、毎秒4,900立方メートルまでという形を目標としております。その中で、現在、流域治水協議会や濁水対策検討会など、学識経験者の報告などを得て、今後そのような形へ持っていくのが一番だと思っております。

また、土砂管理につきましては、瀬とか淵とかいう形、河川環境を考えた場合には、 そのような流れで流れていきます。治水上で言えば、そのまま流したらえいがですけん ど、やはり環境面、伏流水の関係、それと堤防の維持管理等を考えれば、それと、瀬と か淵という形で流されなければならないので、そこを全部踏まえた協議を今後していき、 最終的な話としまして、河川整備計画目標の治水安全度100分の1までどう持ってい くか、それが今後の課題と考えています。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) この堆砂問題は、ちゃんと提案して議論してもらえるという 認識でいいんでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。

- 〇建設課長(井上雅之君) 常識です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) これは町田堰(以降、資料を示しながら説明)、ちょっと暗くてすみませんが、これが上流です。上流にもたくさん土砂がたまっているんですね。ですから、一回これをのけますわね、町田堰を。どういう工事をするのか、ちょっと中身は分かりませんが、そのときに上流のたまっている部分、下流のたまっている分をちゃんと処理するかどうかというのも、何か聞いていますか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** 堰自体の改修につきましては、全面改修とは聞いておりませんので、上流部がどればあとれるか、とらないのかという形は分かりません。

また、下流部に関しまして一部問題になっているのは、たまっているではなく、えぐれていっちゅう河床低下という問題もありますので、そこら辺も含めた検討は今後していかなければならないと思っております。河川の改修計画が入っても、ダムの位置、高さ自体は変わりませんので、その部分も含めた河川勾配という形になります。全体的な中、あくまでも線ですので、点で考えるのはてんでおかしいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **○5番(笹岡 優君)** 言われるとおり、下流はかなり食われて、この前大分壊れましたけど、ぜひよろしくお願いします。

そうしたら、③です。

物部川濁水対策検討会が10月に開かれて、11月に視察したということでありますが、こういうところを視察したということで、資料⑩ですが、報道がありました。今年度内に一定の方針を打ち出すということですが、本市としてどのような意見を上げているのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** 検討会では、「濁水対策だけではなく、治水・利水・環境・土砂管理を含め、長期的な視点で総合的に取り組んでいく必要がある。土砂をうまく流すことが今後の課題。ダムの改良の議論が必要だ。」などの意見も出てきていることも事実でございます。

現在、県管理であるダムをどのようにしていくかが課題と考え、治水・利水と複数の役割を持った多目的ダムである永瀬ダム、発電用利水目的の吉野・杉田ダムと、目的の異なった3つのダムの総合的な検討、また、先ほども出ました、農業用の堰の問題もありますが、それも含めた治水・利水及び濁水対策として重要になります。

現管理である県だけではなく、国からの指導及び協力を得られるよう、物部川流域3 市プラスワンの高知市にて、協議して進んでいかなければならないと思っています。 以上です。

○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。

**O5番(笹岡 優君)** 法光院市長を先頭に、本当にこういう形になってきたらすご く大きいと思いますので。

今回、新聞報道によりますと、メンバーも増やして、かなりのメンバーを網羅してきたということですが、もし可能であれば、濁水対策検討会のメンバーが増えたということですので、そのメンバーを大枠で構いませんき、聞かせていただければありがたいですが。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 全体で31人もいるので、31人の職名、名前を読むわけにはいきませんので、増えた11人に関しての職種というか、部門を。学識経験者と、あと学識経験者と思われる方、ちょっと分かりませんけど、それと地域の方、農業関係、森林組合関係と、それに合わせて県の農業振興部、林業振興・環境部それと、川だけではなく海の水産振興部の方が増えておりました。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 流域全体の、香美市も全部山から森林組合や改良区地域の 方々も参加しながら、そして、海までと網羅されて、一つの大きな充実したスタッフで 検討できるということで、すごく期待するわけですが、ちょっと以前からも言っていま すが、永瀬ダムの洪水吐トンネルというか、ダムの上流からトンネルを抜いて下まで流 すというようなことが一つ検討課題であるという、新聞報道でもちょっとそういうよう なニュアンスで書いていますが、そのイメージでいいでしょうか、一つの検討課題とし て。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 治水・利水、それと環境等も考慮して考えていかなければなりません。ダムの水を早く抜くために、バイパストンネルというのは有効だと思いますが、その分を流して、下までいってどうなるのかという問題も含めてですので、どういう方法で水を抜く、土砂を抜く、土砂というのは流砂で下へいって流れていかないきませんので、そこら辺も踏まえた検討を今後していくと認識しております。まだ、トンネルを抜く話が決まったという認識は持っていません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 土砂の供給がないということは、すごく物部川は深刻だと思いますね。特に山田堰から下ノ村のところなんかは、どうしても西へ西へ来て掘られてということですので、テトラをやっても流されるんですね。ですから、今後吉野ダム、杉田ダムの発電農業用水の利水目的ダムですが、そのダムの在り方や、砂利等の供給が下流に可能なようなことも含めた、堤防の根を洗われないような治水対策も必要と思いますし、同時に、旧山田堰下流のところの分水というところも、前にそういう話もちょ

っとあったんですが、西、西へ寄っていくということも含めた検討もいただきたいと思います。そこら辺は何か議論として、意見として挙げる必要はないのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 勾配と地形的な問題もあると思います。それと、どうしても堤防の強い、弱いも出てくる距離があるわけですので、その中でどのような形でしていかなければならないのか。それと、一部水が上がっても田んぼダムという考え方も今出てきています。それも踏まえた総合的な考え方、それとあと、管理がしやすいということも含めて検討していただければありがたいと思っております。以上です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 年度内に方向性を出すという新聞報道になっていたんですが、 大体会議の計画としてはどういう計画が今後あるのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 濁水対策検討会としまして、また年明けの1月ぐらいに、もう一度最終的な会があると聞いております。そこで方向性を決め、また、併せて流域治水協議会のほうも同じような形で進んでいっております。学識者の意見ももらって総合的に考慮し、また、学識者の意見をいただいて、部分、部分ではなくて全体的な河川整備計画をどうするかという形へ持っていかなければならないと思っています。一応、濁水対策検討会、流域治水協議会も今年度中には何とか方向性が出ると思いますが、それをがっちゃんこして今後どうするかということだと認識しています。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 先頭に立ってきました法光院市長に、昨日ちょっと同僚議員の質問でも治水対策の必要性について言っていましたけど、何か思いがありましたら。 2018年の豪雨を受けて、大変危険な状態もありましたが、それを含めて何か思いがありましたら、一言お願いしたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- 〇市長(法光院晶一君) 物部川の対策について、お答えしたいと思います。

今は洪水の話であるとか、大変危険な状況になったことをずっとお話しされていましたけど、気候変動というのは、たくさんの雨、集中的な雨が降ることが非常に特徴的なところなんですけれども、一方で雨を降らさないという状況もあります。ですから、物部川においても、実は水が足りない状況で非常に干し上がったときにも、ダムから濁水が出るというような状況もあります。そして、その水を使って葉物をやっている農家さんにしてみたら、水は必要なんですけれども、かけるとたちまち白くなって売れないという状況もあるわけでありまして、我々はこの両方の面で考えてかなければいけない。その水が要る人、川へ戻すべきだというふうに考えている人、様々あるわけですから、

今回幅広く参加いただいたということで、様々な点から検討していく必要があるんだろうと思います。我々は物部川についてたくさんの恵みを得てきました。そして、先人たちが大変な知恵と労力を費やして堰を造り、そして、水を広く活用して地域を繁栄させてきました。しかし、考え方として、川が絞られてきたと、ドイツ語でいうと「ausbeutung」搾取するということになるわけですけれども、そういうことが果たしてこれからの時代に通用していくのか、川へ水を戻すことも大事になってくるんだろうと思いますので、荒廃地のグリーン化も含めて、安定した地域をつくっていくためには、川だけに目を向けないで、山のほうにもしっかり目を向けていくことを大切にし、海のほうの方にも意見をいただきながらやっていくという、総合的な立場で物事をともに考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 本当にそのとおりと思います。濁水問題、山をもう一回本当に取り戻す、それから、川を取り戻す、自然を取り戻すということがすごく大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私自身の今回の質問は、国民の参政権が保障されているのか、主権者の民意が正確に 反映されているのか、憲法の5つの原理原則であります、1つ目が主権在民、2つ目が 戦争放棄、3つ目が基本的人権の尊重、4つ目が国権の最高機関としての国会の地位、 5つ目に地方自治、これを常に検証する必要があると考えています。それは、憲法第9 7条にありますとおり、基本的人権の本質、「この憲法が日本国民に保障する基本的人 権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多 の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託 されたものである。」とあります。この基本的人権を守ること、そして、この基本的人 権を脅かし、侵す行為には断固立ち向かいますし、私も地方特別公務員ですので、憲法 第99条、憲法尊重擁護義務を遵守することを明確に表明し、質問を終わりたいと思い ます。ありがとうございました。

〇議長(利根健二君) 笹岡 優君の質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

(午前10時01分 休憩) (午前10時03分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

7番、久保和昭。

**〇7番(久保和昭君)** 7番、市民クラブ、久保和昭です。議長より許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をします。質問は一問一答方式です。

まず1番目、不法投棄の対策についてであります。

最近、香北町五百蔵の市道沿い山林に家庭ごみの不法投棄が発覚し、続きまして、香 北町谷相の林道沿い山林3か所に産業廃棄物の不法投棄が相次いで発覚しています。現 在、南国警察署が投棄した者を捜査していると聞いております。このように不法投棄が 後を絶たない状況下で、被害を受けた市民は大変困惑しております。

そこで、香美市環境美化条例を制定している当市における不法投棄の対策について伺います。

①です。

まず、不法投棄に対応する香美市、県中央東福祉保健所、南国警察署、それぞれの役割、業務について確認します。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

香美市の役割としましては、廃棄物の不法投棄の防止、指導及び処理に関することと 考えております。中央東福祉保健所につきましては、管内における産業廃棄物の不法投 棄に対する指導や防止に対する役割があります。また、不法投棄の初動の現場確認に同 行していただいております。警察につきましては、他機関のことですので詳細について の回答は差し控えさせていただきたいと思いますが、初動の現場確認や、状況に応じて 周辺の巡回や捜査等をしていただいているものと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- **〇7番(久保和昭君)** 分かりました。それぞれの職責を全うしていただきたいと思います。

続きまして、②です。

県中央東福祉保健所管内の自治体で構成する協議会が行っています、不法投棄監視パトロールなどの活動状況と成果を伺います。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

中央東福祉保健所管内の22関係機関で構成されている中央東地域産業廃棄物等連絡協議会にて定めた、不法投棄等重点監視地点の日常監視活動を関係機関で行っております。また、6月の環境月間行事として、本年度は7月に南国警察署を初めとする8機関、14人で、香美市、南国市、香南市を不法投棄のアナウンスを流しながらパトロールを行いました。中央東福祉保健所管内での情報共有を図ることにより、監視パトロールの強化にもつながると考えており、重点監視地点の中には、近年不法投棄の実態に減少が見られている箇所もあることから、監視活動の成果は一定出ているものと考えております。

以上です。

〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。

〇7番(久保和昭君) ③です。

現在、環境係が把握しております不法投棄の発生、通報によるものと思われますが、 それの箇所数及び通報を受けた後の処理状況がどうなっているか、伺います。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

まず、お手元に配付しております資料に誤りがございますので、訂正をお願いいたします。表の令和3年度、下段の処理件数ですが、そちらが「4」件となっておりますが、「5」件の誤りです。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

資料の不法投棄件数及び処理状況ですが、平成30年度は発生箇所数5件、処理件数1件、令和元年度は発生箇所数4件、処理件数3件、令和2年度は発生箇所数5件、処理件数3件、令和3年度は現時点での発生箇所数11件、処理件数5件となっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- ○7番(久保和昭君) 貴重な資料をどうもありがとうございます。処理件数の解決に至った件数が全部で12件報告されております。よろしかったら、この処理件数の中で警察に摘発された件があるかどうか、よろしかったらで構いませんけど、お願いします。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。
  警察署に摘発された件数はございません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- **〇7番(久保和昭君)** そうすると、自主的に所有者の方が処理をしたということでよろしいですか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、不法投棄された土地所有者の方が、不法投棄物を香美市立 一般廃棄物処理場に持ち込んだ件数を処理件数として計上しております。中には、投棄 した本人が回収した事例も1件あったと聞いております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- **〇7番(久保和昭君)** 担当当局の指導によるものと高く評価したいと思います。 続きまして、④です。

市が行っています不法投棄防止啓発活動の内容について伺います。

〇議長 (利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

啓発活動の内容としましては、香美市ホームページ、ごみ分別の手引、広報香美にて、不法投棄は犯罪であり、不法投棄をした者は法律により処罰されますという内容の啓発記事を掲載しております。また、必要に応じ、不法投棄禁止の看板を設置しております。この不法投棄禁止の看板には、ごみを違法に捨てた者は5年以下の懲役、または、1,000万円以下の罰金に処せられますと記載しており、香美市と南国警察署の連名で設置しているものです。

また、香北支所では、このたびの香北町内での悪質な不法投棄に対し、防災行政無線にて不法投棄防止に関する一斉放送を予定しておりますし、不法投棄のあった場所に美化大明神と書かれた小さな赤い鳥居を設置するなどして、注意喚起を促す取組を行っております。そのほか、環境班の公用車には、不法投棄パトロール中とマグネットで掲示し、常に不法投棄防止の啓発に取り組んでおります。

さきに述べました、中央東地域産業廃棄物等連絡協議会の合同パトロールにも参加し、 関係機関と一致団結して、あらゆる不法投棄防止の啓発活動に取り組んでおります。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- **〇7番(久保和昭君)** 大変よく分かりました。基本は不法投棄をしない、させないなどのしっかりした目的意識を持たれまして、業務に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、⑤です。

今回、冒頭にも申し上げましたケースの五百蔵につきましては、市道沿いで下方に住居地があることから、早急な対応が求められております。市道沿いであることから、市が不法投棄地の所有者に代わって撤去できないか、いわゆる行政代執行というふうなことができないのかという質問です。なお、公有地に不法投棄された廃棄物を処理した事例があると聞いていますが、見解を求めます。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** あくまでも原則論という形になりますが、市道等の通行に支障等がある場合については、関係機関に報告、協議後、速やかに通行の支障にならない状態にしています。また、その後の対応という形になりますが、危険な状況・状態となれば関係機関と協議を行い、道路区域については管理者にて対応をとらなければならないと考えています。

道路管理者としましては、どの地域、どの区域も一緒だと思います。ただし、ケース・バイ・ケースの対応はあります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

香美市では、市民の良好な生活環境を維持するため、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条で、土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならないとしております。民有地につきましては、個人の権利が存在することから、行政が所有者に代わって不法投棄物の撤去処分をすることは考えておりません。また、市域全体の土地への不法投棄物撤去処分をすることは、物理的にも不可能であるとも考えております。しかしながら、土地所有者の方は被害者でもあるという一面もございますので、民有地への不法投棄物であっても、警察署へ被害を届け出ていただいた後、市立一般廃棄物処理場に持ち込んでいただいた一般廃棄物につきましては、その処理手数料を免除しております。

なお、公有地への不法投棄につきましては、公有地の管理者が最終的に廃棄物を処理 することになると考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- ○7番(久保和昭君) 所有者から南国警察へ被害届を出したというふうにも聞いておりますので、犯人といいますか、その不法投棄した者が見つかれば、不法投棄した方の撤去になれば一番それはえいことなんですが、通常、先ほどちょっと自分も聞きましたけど、警察に摘発されたものは今までにないという答弁でしたので、基本的には、先ほども言いましたとおり下の方に家があります。このまま放置するわけにはいかんであろうというふうに考えております。何か方法があればいいですけど、やっぱり関係者でごみをのけて、市の廃棄物処理場に持っていくということになるんですか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。 議員のおっしゃるとおりと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- 〇7番(久保和昭君) 分かりました。

次に、谷相のケースについて質問します。

谷相のケースにつきましては、林道沿い3か所において、コンクリート塊、コンクリートの塊ですね、それとか、便器とか建築したときの残土などの廃棄物が、林道の路側斜面にダンプして不法投棄されています。

今後の対策として、この林道は人通りが少ないので、一定期間不法投棄の未然防止と 不法投棄の原因を特定するために、林道起点付近に監視カメラを設置できないか、見解 を伺います。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

谷相のケースにつきましては、通行人の方から今回通報を受け、市としましても警察

に情報共有を図ったところ、既に現場を把握しており、現在、パトロールを強化しているとの回答も頂戴しております。カメラの設置につきましては、せんだって濱田議員からの一般質問にもございましたが、抑止力となる監視カメラの設置につきましては、設置費用や維持管理、プライバシー保護の問題もあり、今の段階では考えておりませんが、今後の不法投棄の状況によっては、監視カメラの設置について、関係機関と協議しなければならないと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- ○7番(久保和昭君) 香美市不法投棄等監視カメラシステムの運用に関する要綱というものがありまして、要綱第6条に、いわゆる所有者から設置の申請があったときは、監視カメラシステムの設置の可否を決定しとあります。何を基準に可否を決定されますか、伺います。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

可否基準につきましては、不法投棄の悪質度の度合いや、設置する場所が適切かどう かなどの判断基準になると考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- 〇7番(久保和昭君) 分かりました。

**⑥**です。

幾ら行政が努力されましても、不法投棄がなくならないような状況です。この原因、 理由をどのように環境係は捉えておるのか、伺います。また、今後の課題と対策があれ ば伺います。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

不法投棄がなくならない理由の1点目はですが、廃棄物を決められた方法で廃棄できないということは、決められた廃棄方法を知らない、または、ルールを守ろうとする意識が低いからであると考えております。2点目は費用です。廃棄する場合に、処分費用が必要であることは周知の事実でございますが、費用が払えないからといって不法投棄することは、決して許されることではありません。

今後の課題としましては、例えばデポジット制度の導入が考えられます。廃棄物の持込みに対して返金があれば、不法投棄が減少するかもしれません。しかし、その分家電製品等の商品価格は高くなります。廃棄物発生抑制やリサイクル推進に有効な手法として考えられているデポジット制につきましては、国が主体となって事業者、自治体、消費者が取り組める施策が必要であると考えております。

また、今後の対策としましては、不法投棄は犯罪行為であるという啓発とパトロール

を続け、不法投棄発生時には、警察署、中央東福祉保健所、関係機関と協力しながら対応するしかないと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- 〇7番(久保和昭君) よく分かりました。

続きまして、2番目の地区公民館事業の今後について、お伺いします。

旧暁霞村の学校区を中心に、社会教育・生涯学習の拠点施設としまして、これまで重要な役割を担ってきた暁霞地区公民館が、来年3月末をもって閉館する旨の地域説明がありました。これによりまして、市内の地区公民館は、物部町が1館、香北町が1館、土佐山田町が9館の11館となりました。減少してきました地区公民館の今後について、お伺いします。

①です。

閉館する暁霞地区公民館事業は、今後美良布地区公民館事業として、現在活動中のサークル活動は続けてよいと説明がありましたが、違和感は出ないでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君) お答えいたします。

香北町内に地区公民館が1館となることから、美良布公民館から香北地区公民館への 改称と、暁霞地区公民館の廃止作業を並行して行っております。

また、現在、美良布・暁霞の両公民館長と教育委員会香北分室、中央公民館の関係者で地区公民館統合への協議を進めております。統合後もサークル活動が円滑にできるように、各サークルの意見を聞きながら話を詰めておりますが、今のところ、関係者の中には特に違和感はございません。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- 〇7番(久保和昭君) 分かりました。
  - ②の名称変更の質問につきましては、既に御答弁いただいておりますので取り下げます。

③です。

地区公民館は、時代の趨勢とともに参加者の高齢化、活動の固定化、子育て世代の参加が少ないことなどの課題を抱えてきたところです。今後、地区公民館事業は、市民ニーズを的確に捉え、今日的な社会教育を理解して業務に取り組むことが求められております。見解をお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- **〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)** お答えいたします。

社会教育を理解して業務を遂行するために、今年8月、高知大学で開催されました、 社会教育主事講習に職員2人を受講させております。この講習では、従来の社会教育主 事の資格に加えて、社会教育士の資格も付与されております。社会教育士は、自分たち の暮らす地域を面白くしたい、新たな人ともっと出会いたい、多様な人ともっともっと つながりながら活動したいなど、前向きな気持ちになれるきっかけとしての学びの機会 を社会の至るところに仕掛けて、豊かな地域づくりへの発展を支援する専門の人材であ るとされております。

地区公民館事業の課題は、コミュニティの希薄化、子育てや介護が生む孤立、子供の居場所づくり、災害から命を守る防災への備えなど、地域が抱える様々な課題と共通しており、これらの課題を解決して、地域を持続可能にするためには、地域全体で当事者意識を持って、多くの人々と協働することが求められていると思います。

地域づくり、地域の課題解決のための学びの機会を支援するために、地域コミュニティ内での調整、振興、まとめ役として公民館が役割を果たせるよう、取り組んでいきたいと考えております。

- 〇議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- **〇7番(久保和昭君)** 分かりました。答弁でおっしゃったように、今後進めていた だきたいと思います。

続きまして、④です。

公民館は全年齢、全世代に開かれた教育施設です。また、社会教育の根幹的事業を展開する教育施設でもあります。現在、コロナ禍が長期化する中、公民館が「幸民館」となるような持続的事業展開を期待するところでございます。教育長の見解を伺います。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君) お答えいたします。

先の見えないコロナ禍において、市民の皆様が幸せになるための「幸民館」の実現に向けて、社会教育、生涯学習を推進するためには、自らの学習を支援できる自身の力、自らの学びをつくる力、学習への権利、学習を受ける権利からつくる権利など、守り支えることが肝要と考えております。

地区公民館は、個々には、幼少期から老年期までの生涯を通じた自己教育と、みんなと学び合う相互教育の学びの場として。地域においては、地域が主体性を持ち、世代を超えて広くつながりを持つ組織づくりの大切さを理解していただく場として、持続的な取組が必要であると考えます。

このことから、本市教育振興基本計画の「郷土を愛し、未来を拓く人づくり」の基本理念に基づき、また、知のあるところには人が集まるという全国的な実績も踏まえ、人とひと、人と人々が有機的につながる社会教育施設として、公民館事業を発展させたいと考えております。

- ○議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- ○7番(久保和昭君) よく分かりました。社会教育の中に学校教育があると、全て 社会教育の中に日本の教育が進んでおるというふうに理解しております。学校教育が子 供たちへの教育とすれば、あとの残りの社会教育は大人のための教育であるというふう

に考えております。このことに関しまして教育長の思いがあれば、お願いします。

- ○議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。

現在のように社会が急速に変化を遂げている中におきまして、私どもは子供たちを含めて、一生涯様々なことに課題を持って勉強し続けていかなければならない時代を生きておるというふうに実感もしているところでございます。したがいまして、生涯教育、生涯学習の観点から鑑みましても、地域公民館の役割というのは大変重要だというふうに考えてございます。子供たちは学校教育の中で、一般的に教育課程を通して国で定められた学習指導要領の内容等を学んでいくわけでございますけれども、それはあくまでも子供たちが社会に出たときにどう生きていくか、大切な力を身につける過程だというふうに考えております。

そうした教育課程の中におきましても、特に小学校3、4年生の中学年では、地域の学習を大切にしております。そして、その地域の学習の中に公共施設学習の入口といたしまして、地域の公民館活動、地域の方々とのふれあいといったようなきっかけ、最初の地域の方々としっかりと学びをつなぐ仕組みというものもございます。そういったことも含めまして、議員さんのおっしゃるように、公民館というものも起点に、生涯にわたって学び続けていく仕組みづくりを考えていくことが、とても大切だというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 7番、久保和昭君。
- **〇7番(久保和昭君)** どうもありがとうございます。そういった思いを持って、今後の教育委員会を牽引していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を全て終わります。

〇議長(利根健二君) 久保和昭君の質問が終わりました。

午前10時50分まで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時49分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 1番、萩野義和。
- ○1番(萩野義和君) 1番、萩野義和、市民クラブ。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。
  - 1番目、中山間部を守るために。
  - (1)中山間部の落ち込みは非常に厳しい。合併以来15年で物部町の人口は2,7 00人から1,100人、40%の減少、香北町は930人で17%の減少、土佐山田

町は2,200人、10%の減少という状況でございます。数字はあくまでもぴったし 15年はとれませんので、おおむねということで御了解をお願いいたします。

一般的に3つの小自治体が合併すると、独り勝ちで2つが沈むというケースが多いようですが、香美市は独り勝ちがなく1つが沈むパターンとなっております。沈んだのはもちろん物部町の40%で、これは余りにも大きいということでございます。行政として特に力を入れて復活を目指すべきではないでしょうか。しかし、余りにも落ち込み過ぎていますので、私がいつも参考にしております都市計画マスタープランに示されているように、ある地区に絞って、そこに集中的な予算を注ぎ込むことで対応するしかないと思われます。そういう前提で2間質問させていただきます。

#### ①です。

物部町大栃は香美市の南北のほぼ中間で、2つに分かれる付け根のところであり、香美市にとって非常に重要な場所であります。その大栃入口の橋が新設され、旧橋が撤去となります。奥物部ふれあいプラザの駐車場が整備され、公衆トイレを新設することに合わせて、旧JR大栃駅からライダーズイン奥物部間をさらに整備し、にぎわいのある活性化する必要があると思われます。広い範囲を想定できませんし、なかなか難しいと思いますので、物部町の場合はこの短い区間に絞って、そこに集中するということでございます。

その間にあります、奥物部ふるさと物産館前面の駐車場は非常に狭く、日曜日等は常に満車の状況であります。この建物の目的は、特産品の販売、交流促進を行い、地域の活性化を図るということですが、駐車場が余りにも狭いために交流促進を行い切れていないと思われます。

幸い建物の後ろに市の土地、現在駐車場としておりますけど、その土地があり、国の 土地もあります。国の土地の払い下げを受けて市の土地と併せ、建物を後ろ側へ曳家し てはどうかと。そうしますと前面の駐車場が広がり、台数も多くなります。私の試算で は3億円ぐらい、安くやれば3億円ぐらい、立派にしても4億円ぐらいでできますので、 物部町のこの一点に集中するなら、それぐらいのお金をかけてやってもいいと思います が、いかがでございましょうか。見解を問います。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹﨑澄人君) お答えいたします。

当該場所につきましては、物部地域の玄関口で、観光・物流・交通を含めた要所であると思います。この奥物部ふるさと物産館につきましての質問でございますが、昨年3月定例会議の一般質問でお答えしましたとおり、今のところ施設建替え等の計画はございませんので、現行施設の利活用が基本と考えており、現行の駐車場を御利用いただきたいと考えているところであります。

なお、新大栃橋開通後の旧道敷が空きスペースになると考えております。NTT等施 設への進入路の関係もございますが、今後、検討、協議したいと考えているところです。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) なかなか一気にいかないということは理解できますけれども、 どうやって中山間部を守るかということを考えたとき、やはり大栃、物部町を守るんだ ったらこの1点に集中せざるを得ないと思いますので、非常に前向きな検討をお願いい たします。

それでは、②に移ります。

旧JR大栃駅前では花を植えて楽しくしております。公民館事業としてされているようですが、ボランティアの方なんかも大勢参加しているようです。それに、さらに楽しいにぎわいを生むために、例えば、駅前広場は県の土地という話もございますが、将来的には道路になるようですけれども、そこにあずまやを建てて、長期には置けませんので、そんな立派なあずまやではなくて結構だと思いますが、ここからの眺めの夕日、これは非常に絶景でございます。見られたことが余りない方もいますけど、ぜひ機会があったら見ていただいて、湖水面に映りますし、それと山が、非常に写真の撮影スポットかも分かりません。

それから、2つ目としては、橋もなくなりますし、整備されますから、例えばこいのぼりをぶら下げるとか、あとはここに書いていませんけど、津野町がやっているフォレストアドベンチャーを湖水の上にやる。湖水を管理している方にお聞きしますと、そういうものをダム湖の上にやっていけないという規定はないそうです。川と同じように考えていいということですから、こいのぼりをぶら下げる。これに関しては非常に住民の人も前向きで、そういう話をしますと、ワイヤーは俺が張ってやるとかいう意見も出してくださいます。先ほどのあずまやでも、それから、こいのぼりを上げるとかでも、そんなに大きなお金がかかるわけではないので、こういう目に見えるものをやりますと、行政が何かをやっているというのをはっきり感じますので、そういうイメージを与えるということは、物部町民を守っていく、大切にしていく上では非常に重要ではなかろうかと思いますが、いかがでございましょうか。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- ○物部支所長(竹崎澄人君) お答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、大栃駅前の花につきましては、パンジーやスミレが植わっておって、よい取組だと考えております。今回のこの質問につきましては、現在のところ、高知県において物部川堆砂対策等の関係もあり、県道大豊物部線と市道との交差点改良計画を進めております。つきましては、市関係部署を含めた協議を行い、検討していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- **〇1番(萩野義和君)** こいのぼりをぶら下げるというようなことは、今、集落活動

センターを立ち上げようとしていますから、そういう中でやるという方法もあろうかと 思います。ひとつまた集落活動センターの中でも検討するように、私も参加しています ので、していきたいと思います。

それでは、(2)に移ります。旧物部支所の保管してある絵画に関して問います。 ①です。

旧物部支所が解体できないのは絵画を保管しているからであり、その移転先を探していますが、なかなかそういうところがないという説明を過去に受けております。移転先を探している状況はどのようになっておりますか。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- ○物部支所長(竹崎澄人君) お答えいたします。

現在、旧物部支所 3 階の収蔵庫に保管されています絵画は 1 4 5 点で、温度、湿度等管理は適正に行っております。収蔵庫の移転先につきましては、既存施設の空き部屋や空きスペースを活用する案、その他、新たに収蔵庫を建築する場合等を検討し始めている段階でありまして、現状での移転先は決まってございません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- **〇1番**(萩野義和君) ②です。

この状態で置いておきますと、南海トラフとか大きな地震があったときに、周囲に住宅もございますので、大きな災害になる可能性もあろうかと思います。そして、できましたらこれを解体した後のことですが、駐車場にして、ラインを引きますとどうしてもデッドスペースが出ますので、そういうところに桜の木を植えるとかして、将来的には移住者用住宅用地として置いておく。地元の方に、あそこを壊した後は駐車場にして、かなりの部分を公園にしたらどうかとお聞きしましたところ、もう物部町であそこを公園にされても、私たちはよう管理がし切れないという御意見もございました。ですから、将来、長期にわたっては居住用、移住者用の住宅にしたらどうかと。これは、大栃小中学校一貫校として、そして特認校としてすばらしい教育をやろうということを目指しておりますので、そういうことになれば、教育のために子供を連れて移住してくる方がおられるだろうと。ですから、こういうところを移住者用住宅とするように置いておいたらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹﨑澄人君) お答えします。

現行の物部支所庁舎に移って4年が経過しまして、大きな不具合はございませんが、 旧支所庁舎も経年が進行してございます。香美市公共施設個別施設計画によりますと、 周辺に点在する倉庫の集約化と美術品の移動後、除却解体等を行うとなっておりまして、 今後の管理の在り方を調整するとともに、除却後の跡地利活用についても検討が必要と 考えております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- **〇1番**(萩野義和君) (3) にまいります。

物部町岡ノ内で、岡ノ内奈路1号線、市有地、岡ノ内へリポートの排水処置を速やか に行う必要があると思いますけれども、いかがでございましょうか。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- ○物部支所長(竹崎澄人君) 担当部署が複数になりますので、物部支所としまして 一括して回答いたします。

いずれの排水処理につきましても、地元意見のまとまりが重要であると考えておりま す。今後、関係者と協議していきたいと考えているところです。

議員におかれましては、地域に足を運び、解決に向けた対応をいただき、ありがとう ございます。結果により、次のステップとなりますので、今後ともよろしくお願いいた します。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) この件に関しては、最終的には住民の方の意思、考え方が非常に重要になりますし、今、おっしゃられたように、関係部門が多い、建設課、管財課、防災対策課、物部支所というような状況でございますので、関係者が集まり、市長、もしくは副市長等にも御出席いただいて、行政としてどのようにするか、1案、2案と2つ、3つ案があってもいいかと思いますけど、それをまとめる必要があろうかと思います。その辺を早急にやって、やはりあんまり時間をかけると、かなり今までも時間がたっていますし、ほかにいろんなこともございますが、とりあえず行政としての考え方をまとめる。あと、最終的には住民にかかってきますので、そこら辺も整理して対応するということが必要だと思いますので、先ほどのお答えでおおむね御返答いただいたと思いますけど、再度確認させていただきます。
- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- ○物部支所長(竹崎澄人君) お答えいたします。

複数あるということですけれども、関係課との協議は既に必要に応じて行っておりますし、今後もそういった必要に応じた協議、検討は行っていきます。繰り返しになりますけれども、主に利活用するのは地元の方も多くございますので、やはり今後の対応が必要な際には地元関係者との協議が必須と思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- **〇1番(萩野義和君)** それでは、次の(4)に移ります。

中山間部の活性化を図るプロジェクトチームと書きましたけれども、課をつくろうと いうのが私の趣旨だったんですが、行政は非常に縦割りでございます。これは民間も縦 割りで行政だけではないんですが、私はずっと長く民間にいましたから、民間と行政の 縦割りでもやはり違うところがあるように思います。特に行政は法律に絶対沿わなきゃ いけない、それから、透明性を求められているという点が強くございます。民間の場合 は、確かに法律に沿わなきゃいけないとかは言うんですけど、私なんかの仕事としては ある程度グレーゾーンと白の世界、黒はやりませんよ、黒をやると犯罪になりますから。 そういうところと、背景に民間企業には倒産ということがございますので、余り透明性 とかは守れない面もあります。

そういうことで、行政の場合はどうしても縦割りというやり方にならざるを得ないかなとも思いますが、現状ですと、特に中山間部を活性化させるのには余りにも関係部署が多いですから、昨日の同僚議員の質問でも、答弁する方が横断的という言葉を2回ぐらい使いましたですね。だから、組織を横断的にやらなければいけないという認識は非常に持たれているみたいです。それならそういう組織をつくりまして、これは完全に市長の直轄組織、市長から命令をじかに受けて、報告も市長に対してするというような組織をつくる必要はないかと思いますが、いかがでございましょうか。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **〇定住推進課長(中山繁美君)** 萩野議員の御質問にお答えいたします。

香美市では、中山間地域振興のために、産業振興、教育、高齢者福祉、それぞれの分野で担当部署が積極的に施策に取り組んでおります。また、それぞれの事業において、関連する各課で連携しながら事業を実施しておりますので、現段階でプロジェクトチームをつくることは考えておりません。

また、横断的な施策としては、地域の課題やニーズに応じて、総合的に地域ぐるみで取り組む事業であります、集落活動センターがその一つとなります。集落活動センターは、中山間地域の活性化を図ることが目的で、集落の維持・再生の仕組みづくりとなっております。地域のニーズに合った柔軟な事業内容も可能となっております。課題解決のためには市民の御意見を聞くことが最も重要であり、行政主導ではなく、地域住民が主体となることが肝要と考えております。

萩野議員におかれましても、集落活動センター準備会の役員として御参加もしていただいておりますので、また今後ともぜひ貴重な御意見をまた御提案していただければと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) 定住推進課も非常に忙しい部署のようですが、先ほど言いましたように、物部町は非常に深刻な状況になっていますので、その活性を図るために一番私が期待しているのは、やっぱり大栃小中学校一貫校にして、香美市自体がすばらしい教育がされる市となることによって、物部町も復活していくだろうと。それから、2番目としては、定住推進課で進めておられる集落活動センター、こういうものだろうと

思います。大きく物部町の将来を発展的にできるかできないかは、この2つにかかっていると思います。いろんな部署もあるようですが、前向きにひとつ頑張ってやっていただきたいと。我々もできるだけ支援をさせていただきます。

(5)の質問に移ります。中山間部の高齢者に生きがいを。

①です。

中山間部には、高齢の方が1人、または御夫婦2人で住まれている方が多くなっております。この人たちがより生きがい、満足感等を得られるようにする必要があろうかと思います。そのために行政はいろんな対策を事実とっておりますよね、行政が今やられていることにプラスして、この方々にさらに生きがい、満足感等をより得て、病院にかからない、病院に行かない、薬を飲まない、健康的な状態で長生きしていただきたいということで、中山間部の人々に徳島県の葉っぱビジネス、上勝町にございますけれども、あそこの葉っぱビジネスを露地野菜に変えて生産するように図れないか。その野菜は、前回質問いたしましたように、市営バスを利用させていただいて運ぶと。繰り返しますけど、市営バスは、このままいくと空気だけを運ぶわけにはいきませんので廃止ということも出てきます。ただ、奥のほうの方って非常に市営バスを頼りにしていますので、これを安易にやめるわけにもいかない。それなら、物流、そういうことをしてでも長生きするよう図りたいなということでございます。中山間部に住まれて、1人とか、あるいは2人で、もう米作りはやめたよと、自分の家の周りだけで自分が食べる野菜だけ作るというような生き方をしている方に、野菜を作っていただけるように図っていく。そういうことができませんでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 農林課長、川島 進君。
- 〇農林課長(川島 進君) お答えいたします。

徳島県上勝町の葉っぱビジネスは、中山間地において地域ブランドを確立した成功事例として、全国的に有名な農業ビジネスです。発足から30年以上が経過し、今なお全国トップのシェアを維持している原動力として、農家、流通を担うJA、企画運営を受け持つ株式会社が、三位一体となり運営を支えているものです。

本市の中山間部において、御提案をいただいております品目を含めて、地域の特性に合わせた生産や流通体制などを十分に研究、検討され、地域によりこのようなビジネスモデルを構築することができれば、成功する可能性は十分にあると考えられます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) ぜひそういうことを考えていただきたいですが、今、少し言い落としたんですけれども、この中山間部の方には、野菜を作って、段ボールに詰めて、市営バスに乗せるまでをやっていただくと。今、前向きな回答だったと思っていますけれども、この70代とか、80代は元気で余力も一見ありそうに見えるんですけれども、葉っぱビジネスでも、葉っぱを作りませんかと声をかけたときに、なかなか賛同してく

れていないんですね。それを説得して作るようになったと。一方で、販売ルートを確立していましたから、販売と生産がうまくかみ合って成功したんだろうと思います。中山間部で香美市がやるとして、まず最初にその方たちは素直にぱっとのってはなかなかくれないだろうと。行政が一軒、一軒回ってお願いしますというものでもないですから、誰にやっていただくかということになってくるんですけど、その場合はやっぱり本当ならJAなんかがやってくれればいいんですけど、なかなか難しそうですから、一番いいのは、集落活動センターが2つあって、もう1つできようとしていますから、そういう方々が各農家を一軒、一軒回り歩いて説得して作っていただいて、そして、市場で販売までやることが望ましいのではなかろうかと。繰り返しますけれども、病院に行かなくていい、薬も飲まないと、それでも健康というための生きがいを与えていただきたいと。そして、市営バスを長く運行させていく。そういうことでひとつお願いしたいと思います。

それでは、②に移ります。

上記の野菜の販売先を増やす必要があります。先ほど申しましたように、生産と販売 がかみ合わないといけないので、そのために土佐山田町商店街の一部をくねくね道路、 うまい表現がないかなと思ったんですが、いい表現がないようですので、くねくね道路 と申します。一応長さとしては2メートルで十分だと思いますが、場所としては、駅前 通りと商店街の交差点から東西いずれかへ200メートルぐらい、そして、土日歩行者 天国とし、市場を開くようにできないか。そこでの販売は、先ほどの農家の方が作られ た野菜等ではありますけれども、そのほかの商品を売ることも可能だと思いますし、以 前同僚議員から現在の日曜市が非常に寂れてきていて、これを活性化することができな いかというお話もございましたが、そういう現在やられている日曜市の方が出店しても いいだろうと思います。ただ、あくまでも商店街の人が協力してくれないことにはでき ませんので、その辺の計画を市が音頭を取って進めていただけたらと。その結果、土佐 山田町商店街の活性化にもなるだろうと思いますし、それから、先ほど言ったように、 そこで働く人、市営バスも守れて、野菜を作った人たちも健康で薬も要らないというよ うなことになれば、今、高知県は非常に医療費が日本一だとかいうような県でございま すから、そこら辺にも貢献できると思いますので、前向きに進めていただきたいと思い ますが、いかがでございましょうか。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** 最初に、道路管理者として質問の前段部分について回答 いたします。

スラローム、クランク、狭窄については、生活道路へ進入する車のスピードを抑える効果を求めるもので、あくまでも通行者への安全対策であります。商店街でもあり、住家もあることから、沿線住民の同意があれば「ゾーン30プラス」の制度も併せ、予算関係などがクリアできれば設置は可能であると考えます。

ただし、道路管理者としてどこまでできるのか、していいのかが課題でもあり、その後の利用、使用状況にて、くねくねロードみたいな形で町のシンボルとなり、活性化が図れればとは思いますが、あくまでもプラスアルファのオプション的なものと考えます。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **○商工観光課長(石元幸司君)** 続きまして、質問の後段部分、市場の開催について お答えします。

例年9月に開催されております、ゑびす昭和横丁は、土、日曜日に土佐山田町のゑびす商店街を歩行者天国にし、多くの方に楽しんでいただけるイベントとなっております。また、南国市では御免町商店街を歩行者天国にし、軽トラックの荷台に野菜や果物などの地元産品を載せ販売する「地産地消ごめんの軽トラ市」が開催されております。このような先行事例を参考に、商店街や地元の方々との調整をすることで、商店街を歩行者天国にして市場を開くことは可能と考えておりますが、先ほど紹介させていただいた事例においても、全て実行委員会のほうでやっていただいておりますので、行政主導ではなく、まず実行委員会で検討していただいて、それを行政と調整するという形になると考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) 以上で、1番目の中山間部を守るということでの質疑を終わりますが、市長にもひとつお願いしたいんですが、中山間部を守るためのお考え等をお話ししていただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。
- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- **〇市長(法光院晶一君)** 中山間部の問題についてお答えいたします。

中山間部について様々御提案をいただきましたが、基本、最後に商工観光課長が申しましたように、まちづくりというのは住民の皆さんが主人公なわけでありますから、我々は住民本位の行政をしていくということで、行政主導でやる部分もあるでしょうけれども、やはり基本は住民の皆さんの総意、あるいは協力、協働というところが基本になってこなきゃならないだろうと思っております。その点では、今、集落活動センターも頑張っていただいておりますので、議員も期待してというふうな発言もございましたけれども、やはりそれぞれのところに大変な状況にある人たちが集まって、できることは何だろうと議論することも大事でありますけれども、まずは足を踏み出すということをぜひやっていただいて、それを行政がバックアップをしていくというふうな形になれば、議論で大変しんどい思いもされていると思うので、ぜひ足を出してほしいという思いであります。そうなれば、行政はしっかり応援してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、プロジェクトのお話もありましたが、もとよりこの物部町や中山間の状況は

大変厳しい状況にあると、なかなか声も小さくなって聞き取れないような状況になっています。ですから、そういう人たちが絶対に取りこぼされないような形にしなきゃいけないというのが基本であります。これはSDGsの中でうたわれていることでありまして、私たちもそれを大事にSDGsをしっかりと意識してやろうということになっております。そして、合併のときから、この町では支所を2か所持ちました。今目の前にいるように、支所長には答弁席の一番前に来てもらっています。これは合併したときから、しっかりその地域を廃れさせないようにしなければいけないという思いで、皆さんがやってきた、私の前の市長からそういう受け継ぎをしてきておりますので、プロジェクトはつくらないですけれども、支所というところがあるわけで、ここが横断的に物事をまとめていく。大変たくさんの課題があります。医療も大事、福祉も大事、そして、移動の手段を確保することも大事であります。そして、毎日、毎日の水の問題、情報のことも大事であります。たくさんのことが横断的にあります。でも、身近なところに相談へ足を向けられる、支所を守り切るということも大事でありますので、プロジェクトという形ではないですけれども、これをプロジェクトと思って使っていただきたいと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) それでは、2番目の医療に関してを問うということで、①です。

インフルエンザワクチンが製造資材不足により不足する可能性があると言われていま すが、香美市は大丈夫でございましょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えいたします。

昨年は10月の第5週の時点で、供給量全体の90%程度のワクチンが出荷済みでしたが、今年はこれよりも遅れたペースで、10月同時期に出荷見込み量全体のまだ65%の出荷だったということで遅れておりました。このことから、ワクチン不足ということが報道等でも言われてきております。最終的には11月から12月中旬頃までに継続的にワクチンが供給されまして、例年の使用量に相当する程度は供給される見込みでございます。

また、ワクチン供給が遅れたペースとなる見込みですので、定期予防接種として実施する期間が、例年は12月31日までですけれども、今年度につきましては1月31日までインフルエンザ予防接種が受けられるということになっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- 〇1番(萩野義和君) ②です。

3回目のコロナワクチン接種時期が来ると思われますが、インフルエンザワクチンと コロナワクチンの接種期間等の調整が必要ではないか。コロナワクチンは市のほうで日 程とか調整するでしょうけれども、インフルエンザのほうは市民それぞれが自由にできるという状況になろうかと思います。最初のコロナワクチンのときにも、同じ接種を2回受けるような人もいました。とんでもない方もおられますので、何らかの注意をする必要があろうかと思いますが、注意連絡をするようでしたらどのようにされるか、回答をお願いいたします。

- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えいたします。

国からの通知で、新型コロナワクチンとほかの予防接種とは2週間の間隔を開けることになっております。議員がおっしゃいましたように、今、個人でほかの予防接種が受けられるわけですので、その接種間隔に御注意いただくことを本年10月号の広報で周知いたしました。また、1月の広報でも再度お知らせする予定となっております。また、ワクチン接種を実施する医療機関のほうにも、接種間隔について留意いただくように文書でお知らせしております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- 〇1番(萩野義和君) ③です。

現在までのコロナワクチン接種に関して、特別な問題はございませんでしょうか。以前、よその自治体ではいろんな問題を起こしていますけれども、香美市ではそういうことがないようにぜひお願いしたいということを申し上げましたが、結果としてはどのようでございましたか。

- **〇議長(利根健二君**) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

例えば、間違い接種でありますとか、ワクチンの大量廃棄などの特別な問題は発生しておりません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) よくやっていただいたと私は非常に思います。よそのを見ていると、注射をするのにワクチンの入っていないものを注射する。これは看護師のミスなのか、医師のミスなのか分かりませんけど、こんなことをされたら本当に医療の崩壊だと思いますので、それはよそのことで、香美市ではそういうことはないということで、よくやられたと私は思います。

④に移ります。

現在までの香美市のコロナワクチン接種率と人数はいかがでございますか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

12月6日現在の接種人数は、1回目が1万9,740人、2回目が1万9,540人

で、接種率は1回目が76.18%、2回目が75.41%となっています。

なお、接種対象となる12歳以上の接種率で言いますと、1回目が82.90%、2回目が82.06%となっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) 以前、70%ぐらいを目標とするということで、そのときちょっと低過ぎるんじゃないかと申し上げたんですが、高い接種率でいたということで非常にすばらしい結果だと申し上げまして、私の質問を終わります。どうも本日はありがとうございました。
- ○議長(利根健二君) 萩野義和君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで終了いたします。

次の会議は12月10日午前9時から開会いたします。

(午前11時31分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

12月定例会議会議録(第5号)

令和3年12月10日 金曜日

## 令和3年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第5号)

招集年月日 令和3年11月29日(月曜日)

招集の場所 香美市議会議場

12月10日金曜日(審議期間第12日) 午前 9時00分宣告 会議の日時

## 出席の議員

1番 萩 野 義 和 1 1 番 山 崎 晃子 学 2番 山  $\Box$ 12番 濱 田 百合子 千 幸 3 番 舟 谷 13番 Ш 崹 龍太郎 4番 依 光 美代子 14番 大 岸 眞 弓 男 5番 笹 出 優 15番 爲 近 初 男 本 芳 6番 森 田 雄 介 16番 Ш 7番 久 保 和 昭 17番 比与森 光 俊 孝 18番 夫 8番 小 松 小 松 紀 9番 村 田 珠 美 19番 甲 藤 邦 廣 彦 10番 信 20番 根 健 島 出 利

## 欠席の議員

な

## 説明のため会議に出席した者の職氏名

## 【市長部局】

市 上 之 長 法光院 建 設 課 長 井 雅 晶 副 市 長 明 農林 課 長 島 進 今 田 博 Ш 総 務 課 長 Ш 田 学 商工観光課長 石 元 幸 司 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課参事 光 枝 佐 依 伸 定住推進課長 中 山 繁 美 環境上下水道課長 明 石 満 雄 防災対策課長 日和佐 干 城 管 財 課 雅 充 長 和 田 税務収納課長 明 石 清 美 ふれあい交流センター所長 猪 野 廣 高 市民保険課長 植 田 佐. 智 会計管理者兼会計課長 萩 野 貴 子 仁 福祉事務所長 Щ 泰 《香北支所》 健康介護支援課参事 横 Щ 和 彦 支 所 長 前 田 哲 夫 健康介護支援課長 宗 石 こずゑ 《物部支所》 建設課参事 浩 近 藤 伸 支 所 長 竹 﨑 澄 人 【教育委員会部局】 教 育 白 Ш 景 子 教育振興課長 文 長 公 薫

長 教 育 次 秋 月 建 樹 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子

#### 【消防部局】

消 防 之 長 宮 地 義

#### 【その他の部局】

なし

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一圓 幹生 議会事務局書記 横田恵子

議会事務局書記 大和正明

## 市長提出議案の題目

- 議案第103号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第104号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第105号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第106号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)
- 議案第107号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第108号 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3 号)
- 議案第109号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3 号)
- 議案第110号 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第111号 令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第112号 香美市附属機関設置条例の制定について
- 議案第113号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第114号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第115号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第116号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 議案第117号 香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 議案第118号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第119号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 議案第121号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 議案第122号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第123号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第124号 菲生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第125号 猪野々集会所の指定管理者の指定について

議案第126号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について

#### 議員提出議案の題目

なし

### 議事日程

## 令和3年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

(審議期間第12日目 日程第5号)

令和3年12月10日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第103号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第2 議案第104号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第105号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第4 議案第106号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)
- 日程第5 議案第107号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)
- 日程第6 議案第108号 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正 予算(第3号)
- 日程第7 議案第109号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 予算(第3号)
- 日程第8 議案第110号 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第9 議案第111号 令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第112号 香美市附属機関設置条例の制定について
- 日程第11 議案第113号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第114号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第115号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第14 議案第116号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第15 議案第117号 香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の 制定について
- 日程第16 議案第118号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第17 議案第119号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第120号 香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程第19 議案第121号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について

日程第20 議案第122号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第21 議案第123号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第22 議案第124号 韮生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第23 議案第125号 猪野々集会所の指定管理者の指定について

日程第24 議案第126号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について

# 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山﨑龍太郎君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

#### 議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長(利根健二君) ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第103号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)から、日程第9、議案第111号、令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)まで、以上9件を一括議題といたします。

これらの議案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第112号、香美市附属機関設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第113号、香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

18番、小松紀夫君。

○18番(小松紀夫君) 議案細部説明書によりましたら、地球温暖化対策等への対応の観点から、環境部門の強化を図ることを目的に、独立した部署として環境課の設置を行うとございます。しかしながら、過日、全員協議会での説明によりますと、強化を図るとはございますけれども、職員の体制は正職員4人、会計年度任用職員1人の5人体制でございまして、現状の環境班のままとのことでありました。そこにちょっと違和感を感じたわけでございます。強化を図るというのに体制は変わらないということでありました。

ちょっと調査してみますと、近隣自治体の香南市が6人体制、南国市が7人体制、同 規模自治体の四万十市は6人体制で、全員が正職員でありました。

本定例会議の一般質問におきましても、5人の議員が環境に関する質問を行っておりますように、市民の環境に対する意識やニーズというのは、年々高まっていると思っております。また、本議案におきましても、環境課の新たな業務として、地球温暖化対策の推進に関することが追加されておるところでございます。

そこで、独立した環境課の職員体制を強化する必要があるのではないかと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君) 環境課設置でございますけれども、この点については、これまで事務方のほうで、事業の内容であるとか、新しくやる事業、あるいは、設置する

場所などについて、参事を中心にいろいろと関連の会議が開かれてきたということでありますけれども、そういう中で、まだ具体的に人数がたくさん増えるようにはなっていないということでありますけれども、御案内のとおり、今回の定例会議でもたくさんの方が質問に立たれました。そして、直接的な環境の話ではなくても、環境にまつわるお話もいただいたわけでありまして、これまでの議会の中では、ごみ減量化を求めるお話がたくさんありましたが、これに加えて今回の質問などを見ますと、新課の果たすべき役割、そして、行政として研究しなければいけない課題というものも、明確になってきたんではないかと思いますので、これらを踏まえまして、体制をどのようにしていくかということを、今後さらに詰めてまいりたいと思っております。現状のままでいいというふうには思っておりませんので、新しい課になって、市民の皆さんに、こういうまちづくりをするのかと、美しいまちづくりをするのかというふうなことが、メッセージとして伝えられるような内容にしてまいりたいと思いますので、それなりの体制をとる必要はあると考えております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。18番、小松紀夫君。
- ○18番(小松紀夫君) よく分かりました。やはり、取組をするということと、そのために課を再編するというのはセットだと思っております。だから、市長の言ったことは当然そのとおりだと思いますが、担当課におきまして、新たに独立した環境課でこういうことに取り組むと、今の時点で言えることがございましたら、お願いいたします。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

議案にもございますように、来年度からの体制の中で新たに七つの項目について業務を進めるようになっており、また、さらに34の分掌事務に基づき業務をとり行っていくようになっております。新年度からの取組につきましては、環境部門として、先ほど市長からもお話がありましたように、ごみの減量化、また、資源化の推進が基本となり、一般質問にもございました可燃ごみの削減、また、雑紙のリサイクル、そして、瓶の回収方法、また、ごみ袋に関する研究など、地球温暖化対策に関する取組をより具体化していかなければならないと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) さきの説明で私自身も質問したんですが、やっぱり今の環境上下水道課のスペースの問題、広さの問題。だから、今のスペースで今回改築するというか、環境を分けるための工事が入っていますけど、実際問題、人員を増やすというときに、クボタ環境サービスもおりますので、本当に可能かなということも含めて、長期プランがちゃんとあるのかなということがすごく疑問です。その辺は議論されているん

でしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 管財課長、和田雅充君。
- 〇管財課長(和田雅充君) お答えいたします。

今回の改修に伴うレイアウト変更の中で、仮に増員が生じた場合も一定数は確保できるようなレイアウトを組んでおる状況です。

以上です。

- ○議長(利根健二君) ほかにありませんか。
- ○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第114号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

- ○5番(笹岡 優君) これを見たら、市長の事務部局の職員が19人、それから、消防の事務部局の職員もまた定数を減らすということで、一般質問でも本来必要なのは89人ということなわけですが、どうしてこういう大幅な削減という形になったんかなと。実際これは現在がこの状態なのかも含めて、それと同時に、もしこういう大幅な削減というのが実態から外れていたからであれば、もうちょっとこまめに定数を見直していく作業が、本当は必要であったんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

以前から、定数条例の定数と実人員との乖離があるという御指摘を受けておりましたけれども、定数条例はあくまで上限だということで改正には至っていなかったわけです。今回、環境上下水道課の法適用とかに関して定数条例の改正が必要ということで、それに併せて、それ以外の部門もちょっと見直しに手をつけたところです。実際は、人数的にはもう平成28年が391人で、その次から388人とか394人とかという推移はずっとしてきていましたので、今後を見たときに、大幅に428人という形は想定できないというところで、まずは実人数をベースに考え、それに今現在ワクチン接種の関係で人を配置せざるを得ないというところもあって、その分を増員したと。総数的には、そういった考え方に基づいて改正しています。

笹岡議員の言われました、消防職員については、現在派遣されている職員も含めて5 6人と、ずっとそういった推移が続いております。消防長とも話をした中で、57人に していますのは、今、次長と消防署長か課長かはちょっと忘れましたけど、兼務職員が おりますので、その分を加えて57人という形にしています。定数条例を今回改正して、 これでずっといくというわけではなくて、その都度業務内容とか状況に応じて、改正を 視野に入れて行っていきたいと思っております。他市町村の状況も見ますと、定数条例 って結構頻繁に改正もされて、その都度対応もされていますので、そういった形を考え ております。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第115号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第116号、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第117号、香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第118号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質 疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第119号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第120号、香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第121号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第122号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第123号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第124号、韮生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第125号、猪野々集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第126号、三谷地区集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第103号から日程第24、議案第126号までの質疑は全 て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞ れの所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、12月16日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月16日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は12月17日午前9時30分から開きます。

本日はこれで終了いたします。

(午前 9時16分 散会)

## 地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

12月定例会議会議録(第6号)

令和3年12月17日 金曜日

#### 令和3年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第6号)

招集年月日 令和3年11月29日(月曜日)

招集の場所 香美市議会議場

12月17日金曜日(審議期間第19日) 午前 9時30分宣告 会議の日時

#### 出席の議員

1番 萩 野 義 和 1 1 番 Ш 崎 晃子 学 2番 山  $\Box$ 12番 濱 田 百合子 3 番 千 幸 岸 弓 舟 谷 14番 大 眞 4番 依 光 美代子 15番 爲 近 初 男 本 芳 男 5番 笹 出 優 16番 山 6番 俊 森 田 雄 介 17番 比与森 光 7番 久 保 和 昭 18番 小 松 紀 夫 8番 松 孝 19番 甲 藤 小 邦 廣 9番 村 田 珠 美 20番 利 根 健

彦 10番 信 島 出

#### 欠席の議員

13番 Ш 崹 龍太郎

#### 説明のため会議に出席した者の職氏名

#### 【市長部局】

市 上 之 長 法光院 建 設 課 長 井 雅 晶 農林 副 市 長 明 課 長 島 進 今 田 博 Ш 総 務 課 長 Ш 田 学 商工観光課長 石 元 幸 司 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課参事 光 枝 佐 依 伸 定住推進課長 中 Ш 繁 美 環境上下水道課長 明 石 満 雄 防災対策課長 日和佐 干 城 管 財 課 雅 充 長 和 田 税務収納課長 清 明 石 美 ふれあい交流センター所長 猪 野 高 廣 市民保険課長 植 田 佐. 智 会計管理者兼会計課長 萩 野 貴 子 仁 福祉事務所長 Щ 泰 《香北支所》 健康介護支援課参事 横 Щ 和 彦 支 所 長 前 田 哲 夫 健康介護支援課長 宗 石 こずゑ 《物部支所》 建設課参事 浩 近 藤 伸 支 所 長 竹 﨑 澄 人 【教育委員会部局】

教 育 白 Ш 景 子 教育振興課長 文 長 公 薫 長 教 育 次 秋 月 建 樹 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子

#### 【消防部局】

消 防 之 長 宮 地 義

#### 【その他の部局】

なし

#### 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子 議会事務局書記 大 和 正 明

#### 市長提出議案の題目

- 議案第103号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第104号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第105号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第106号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)
- 議案第107号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第108号 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3 号)
- 議案第109号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3 号)
- 議案第110号 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第111号 令和3年度香美市水道事業会計補正予算 (第1号)
- 議案第112号 香美市附属機関設置条例の制定について
- 議案第113号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第114号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第115号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第116号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 議案第117号 香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 議案第118号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第119号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 議案第121号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 議案第122号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第123号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第124号 菲生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第125号 猪野々集会所の指定管理者の指定について

- 議案第126号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第127号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第10号)
- 議案第128号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 議員提出議案の題目

- 発議第 3号 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求める意見書の提出 について
- 意見書案第11号 保育所等の最低基準 (職員配置・面積基準) と、保育士の処遇の改善を求める意見書の提出について

#### 議事日程

令和3年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

(審議期間第19日目 日程第6号)

令和3年12月17日(金) 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第103号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第2 議案第104号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第105号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第4 議案第106号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)
- 日程第5 議案第107号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)
- 日程第6 議案第108号 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正 予算(第3号)
- 日程第7 議案第109号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 予算(第3号)
- 日程第8 議案第110号 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第9 議案第111号 令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第112号 香美市附属機関設置条例の制定について
- 日程第11 議案第113号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第114号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第115号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第14 議案第116号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

- 日程第15 議案第117号 香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の 制定について
- 日程第16 議案第118号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第17 議案第119号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第120号 香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 日程第19 議案第121号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第122号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第123号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第124号 韮生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第125号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第126号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第127号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第26 議案第128号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第 3号 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 の制定について
- 日程第28 意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求める意 見書の提出について
- 日程第29 意見書案第11号 保育所等の最低基準 (職員配置・面積基準) と、保育士 の処遇の改善を求める意見書の提出について
- 日程第30 閉会中の所管事務の調査について

令和3年香美市議会定例会12月定例会議追加議事日程

(審議期間第19日目 日程第6号の追加1)

追加日程第1 議員の辞職について

令和3年香美市議会定例会12月定例会議追加議事日程

(審議期間第19日目 日程第6号の追加2)

追加日程第2 副議長の選挙について

令和3年香美市議会定例会12月定例会議追加議事日程

(審議期間第19日目 日程第6号の追加3)

追加日程第3 議席の一部変更について

## 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山﨑龍太郎君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

#### 議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定 足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。13番、山﨑龍太郎君は、欠席という連絡がありま した。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。 協議の結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君より協議結果報告書 が提出されていますので、御覧になっていただきたいと思います。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案103号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)から、日程第24、議案第126号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてまで、以上24件を一括議題といたします。

初めに、12月10日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生・産業建設常任委員会での審査結果につきましては、タブレットに掲載しております委員長報告のとおりであります。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第103号から、日程第24、議案第126号までの24件を一括して採決を行います。

以上24議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定する ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第103号から議案第1 26号の24件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第25、議案第127号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第10号)から、日程第29、意見書案第11号、保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の改善を求める意見書の提出についてまでの5件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、日程第25、議案第127号

から、日程第29、意見書案第11号までの5件の案件は、委員会付託を省略すること に決定いたしました。

日程第25、議案第127号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第10号)を議 題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

**〇企画財政課長(佐竹教人君)** 議案第127号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第10号)について説明いたします。

令和3年度香美市一般会計補正予算(第10号)

令和3年度香美市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,169万2,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億6,985万4,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月17日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、子育て世帯への臨時特別給付金や新型コロナウイルスワクチン接種対応の事業費の追加を行うものでございます。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書10ページから12ページまでと、款項目節の内訳13ページから14ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

〇議長(利根健二君) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

O12番(濱田百合子君) 12番、濱田です。議案細部説明書で子育て世帯への臨時特別給付金のことでお伺いします。

この3,300人が対象児童数になっていますが、この設定した基準日はいつなのか ということと、いつ振り込まれる予定なのか、お伺いします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

基準日につきましては、令和3年9月30日でございます。支給開始予定日は、令和3年12月24日を予定しております。

以上でございます。

○議長(利根健二君) ほかにありませんか。

濱田百合子さん。

**〇12番(濱田百合子君)** 関連で伺います。

9月30日時点ということでしたら、それ以降に、例えば、世帯が変わったとかいう場合、子供への支給は親の預金通帳振込になると思うんですが、その辺りの確認はどのようにするのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

まず、基準日以降の移動につきましては、考えられるのは新生児のことやと思います。 令和3年10月1日以降、令和4年3月31日までに生まれた新生児の児童手当受給者 につきましては、対象になるといったことでございます。この給付金自体につきまして は、令和3年9月分の児童手当受給者が基本となっております。

以上でございます。

○議長(利根健二君) ほかにありませんか。3番、舟谷千幸さん。

- ○3番(舟谷千幸君) その子育て世帯への臨時特別給付金に関連いたしまして、この給付方法は、国の方針によって急遽10万円一括給付も構わないという状況になりましたけれども、報道によりますと、香美市においても10万円一括の方向でというようなことをお聞きしましたけれども、その点の確認とともに、今回、1人5万円での予算でございますが、10万円一括でする場合の財源についてお聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 休憩いたします。

(午前 9時37分 休憩)(午前 9時38分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

福祉事務所長、中山泰仁君。

〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

まず、補正予算案上程前に事態の急変もありまして、議会への御説明前に一部報道がなされましたことにつきまして、おわび申し上げます。

現金給付5万円分の追加給付の経緯でございますけれども、まず、12月13日の衆議院予算委員会におきまして、自治体の判断により地域の実情に応じて年内先行分の5万円給付と合わせて、10万円分の現金を一括給付することも選択肢であるとの答弁がなされました。これをもちまして、年内の現金一括給付を実施すべく、この議案第127号の補正予算を上程したところでございます。

この現金給付の選択理由といたしましては、子育て世帯にクーポンを配布する事業方式では、取扱事業者の募集、説明会の実施から登録と周知、クーポン券の使用の決定、印刷、発送、請求書類の点検、支払い事務、関係書類の管理まで、膨大な事務量と作業時間を要することが確実でありまして、来年春の卒業、入学、新学期に向けた給付には

間に合わない事態も十分に予想されるところでございます。これに比較しまして、現金給付方式では、大幅な事務経費の削減と作業負担の軽減に加えて、支給までの所要時間短縮も図ることが可能でございます。また、子育てに係る商品やサービスを提供する事業所が多くはないという本市の事情からも、子育て世帯にとっては現金給付が望まれているものと考えられます。

以上のことから、クーポンの給付ではなく現金での給付を選択したところでございます。

また、年内一括支給とした理由でございますけれども、年末年始は家計支出の多くなる時期でもあり、給付金利用の即時性が高まるものと期待できます。卒業、入学、新学期に向けた家計支援の目的といたしましては、支給までの準備期間をできる限り短縮し、早期に家庭へ給付金をお届けすることで、余裕を持った購入計画が可能になるものと考えます。年内一括の給付であれば、事務コストを削減することができるだけでなく、消費行動の喚起にも資するものであると考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) ありがとうございます。

申請手続が必要な方がおいでますよね、児童手当を給付されてる方については必要ないということで、高校生等は申請が必要な方がおられますけれども、その方についてもスムーズな給付を行われることが望まれます。そういった体制について、どういうふうに行うのか、お聞きいたします。

- ○議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、申請不要の支給者以外に、申請による支給となる方々がおいでます。具体的には、高校生の父母、それから公務員の方、この方々には申請手続を行っていただくことになりますけれども、この方々にもできるだけプッシュ型で御通知いたしまして、申請漏れがないような体制を取りたいと考えております。

また、この方々は給付金の受取先である銀行口座等の届出なんかも必要になってきますけれども、こちらでさきに行いました給付金等の情報を活用いたしまして、なるべくそういった手間を省略できるように配慮したいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) ほかにありませんか。
  5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 一つは、基準日が9月30日ということで、世帯主に来るじゃないですか、DV等で世帯主じゃなくて実際は妻のほうが子供を連れている場合等を含めた、その辺の対応というのは可能でしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。

〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

DV被害者等で、それまでの児童手当受給とは異なる形で、子供の保護者が別においでる場合につきましては、柔軟に対応するよう国のQ&Aからも示されておりますので、それにのっとりまして対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長(利根健二君) ほかにありませんか。

11番、山崎晃子さん。

**〇11番(山崎晃子君)** 議案書14ページでお聞きいたします。議案細部説明書のほうは3ページになっています。

子供の接種も予定ということで、今回、救急蘇生セットと気管挿管用具購入の予算が 出ているわけですけれども、今までワクチン接種をしてきましたので、そういうものは 既にあると思ったんですけれども、これは小児用ということなのか、その辺りのことを お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答え申し上げます。

今までは12歳以上が対象ということで、大人用の救急蘇生セットとか気管挿管用具はございましたけれども、今回、早ければ年度内に小児の接種が始まるということで、 改めて別途小児用を購入するものです。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかにありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

- ○14番(大岸眞弓君) その件について1点お聞きしたいですが、アナフィラキシーショック等に対応するための機器を準備するということの補正ですけれども、今までの副反応データや何かがまとまったものはできておりますでしょうか。小児の場合はまだまだこれからということだと思いますけれども、ちょっと不安を感じておられる該当者の方に、アナフィラキシーショックも含めて、副反応についての十分な説明というのはどのようにされていますか。それと、大人の場合の、これまでワクチンを打ってきたデータの集積があるかどうか、それをお聞きします。
- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- ○健康介護支援課参事(横山和彦君) 副反応等、接種会場で対応したもの、あるいは後からお電話等で報告をいただいたものなど、140件ほど記録はしております。小児に対しても、この副反応等につきましては、ワクチンの説明書とかもつけて接種券をお送りすることになります。既に1回、受けられる意向につきましては、ちょっと調査をさせていただいております。

以上です。

O議長 (利根健二君) ほかにありませんか。

3番、舟谷千幸さん。

- ○3番(舟谷千幸君) 同じ議案細部説明書の3ページで米印の財源振替のところで ございますが、ここの接種受託事業収入183万円は、ワクチン個別接種の医療機関で のことかなと思うんですけど、ここのところの説明をもうちょっとお願いしたいです。
- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

この183万円につきましては、10月臨時会議の補正予算(第7号)で受託事業収入として計上しておりました。この収入というのは、他市町村の住民が香美市の接種会場で接種した場合に、他市町村から入ってくる収入になっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) ほかにありませんか。5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) もう一度、先ほどの母子父子福祉費の関係で、確認です。本 当に今回は市長を先頭に5万円から10万円に一括でやって、執務的に大変と思います けど、よろしくお願いします。

16歳から18歳までは24日までにちゃんと対応できるという認識でいいんでしょうか。先ほど言った定額給付金のデータもあるということも含めた話だと思いますけど、 多分。それも24日という認識でいいんでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- ○福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

16歳から18歳までの方につきましては、基本的には申請による給付になりますので、今回の24日までの先行給付部分には入ってこないということでございます。ただし、その方のうち、今年9月分の児童手当をもらわれておる方、御兄弟が中学生以下といった方につきましては、同時に給付できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(利根健二君) ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第127号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第127号は、原案のと おり可決されました。 日程第26、議案第128号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

**〇市民保険課長(植田佐智君)** 議案第128号、香美市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案第128号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 令和3年12月17日提出、香美市長 法光院晶一

香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香美市国民健康保険条例(平成18年香美市条例第141号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「起算して1年6月を超えないもの」を「通算して1年6月間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の香美市国民健康保険条例附則第6項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

詳細につきましては、議案細部説明書のとおりです。よろしくお願いいたします。

〇議長(利根健二君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

- ○14番(大岸眞弓君) 国保の傷病手当金の支給期間が延びたということでの条例 改正だと思いますけれども、これまで香美市の国保加入者で、この傷病手当金を受け取 られた方の実績がございますか。あれば何件か。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) お答えいたします。
  令和2年6月の施行以降、申請は1件もございません。
- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** そうすると、感染者がいなかったということなのか、傷病 手当金の周知がされていないのか、その辺りは分かりますか。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- **○市民保険課長(植田佐智君)** 知らないのか、はたまた対象期間に該当するような、

もしくは対象者になるような方がいないのかというところは、こちらのほうでは分かりませんけれども、例えば、国保税の減免とかにおいでるケースがあれば、傷病手当金に該当する期間がないかというようなことはお聞きしております。広報につきましては、ホームページへ掲載し、納税通知書を送付するときにお知らせ文を同封しております。

- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。
  - 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 期間も延長されたことですので、何らかの方法で丁寧な周知をされたらいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) 傷病手当金だけでなく減免のことにつきましても、何らかの形での周知を検討します。
- ○議長(利根健二君) ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第128号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第128号は、原案のと おり可決されました。

日程第27、発議第3号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。18番、小松紀夫君。

○18番(小松紀夫君) 18番、小松紀夫でございます。発議いたしました条例改正の案文を、まずは読み上げさせいただきます。

(提出者朗読)

提案に至りました理由につきまして御説明いたします。

まず、議員1人の報酬及び手当は年間443万6,000円でございます。2人削減した場合887万2,000円、任期4年間で3,548万8,000円の財源を削減することができます。この財源を、コロナ禍によって影響を受けた本市の事業者の皆さん、また、生活が困窮した市民の皆さんのために有効に活用していただきたい。そのためには、議会も自ら身を切る必要があると判断したところでございます。

また、県下他市の議員定数の状況につきましては、近隣の香南市議会が19人、人口 規模の大きい南国市議会が21人、本市と同時期に合併しました四万十市議会におきま しても、現在の20人から18人に条例改正をするように検討されているということで ございます。さらに、安芸市議会は14人、土佐市議会16人、須崎市議会15人でご ざいます。香美市議会が18人となっても何ら違和感はないところでございます。

最後に、議会運営におきまして、現在の20人から18人になっても、議会の運営上、 支障はないと肌感覚で認識しているところでございます。議員各位におかれましては、 慎重審議の上、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

## 【発議第3号 巻末に掲載】

〇議長(利根健二君) 説明が終わりました。

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。 5番、笹岡 優君。

O5番(笹岡 優君) 5番、笹岡 優です。私は、日本共産党を代表して、発議第3号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

本市において、議員定数問題を議論するときに絶対に外してはならない視点が、民主主義の小学校としての地方自治、その二つの役割です。第1は、市民がその意思や希望を反映させていく一番身近なルートである点、第2には、市民が自らの生命と生活、権利を守り、改善していくための拠点である点です。このように、地方政治の中にこそ自由な国民の力が宿る、民主主義の小学校としての機能を果たしているからです。

議員必携でも、地方自治とは、地方のことを自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする。地方自治が本来の自治であるためには、国から独立した公共団体がその判断と責任で行う団体自治と、住民の意思に基づいて行う住民自治を満たすことが必要とされています。この住民自治の直接の窓口が地方議員ではないでしょうか。ですから、地方自治法第91条では、人口1万人以上から2万人未満で26人としており、2万人以上から5万人未満で30人と法定定数を定めているのです。

社会が発展するとは、国民、市民の基本的人権が保障され、直接参加する直接民主主義に近づいていくことではないでしょうか。

しかし、政府は、市町村合併、道州制、広域化など、効率論と中央集権を強め、地方の重要な財源である地方交付税交付金を抑えようとしてきています。議員定数の削減は、地方交付税交付金の基準財政需要額に占める議員積算基準に影響を与えるだけではなく、教育や医療、介護などの積算根拠となる措置基準、必置基準の見直し等にもつながりかねない危惧をしています。

近隣の高知市、南国市、香南市の行政面積を議員1人当たりで割ると、9平方キロメートル以下ですが、本市の場合は3倍以上の29平方キロメートルにもなります。コロナ禍で苦しんでる市民に寄り添い、急峻な中山間地域を抱える本市において、代表民主主義、二元代表制としての市民の声を日常的に聞き、市政に届けることが今特別に重要となっているのではないでしょうか。

今、私たち議員に求められているのは、町内会や自治会機能が困難になっているときだからこそ、市民の声に耳を傾け、市執行部、市職員とも力を合わせ、行政を迅速に進める役割を担うことではないでしょうか。

以上、地方自治法の住民自治の縮小につながり、代表民主主義、二元代表制の議会の機能を弱体化させていく方向であることを指摘して、反対討論とします。

〇議長(利根健二君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

1番、萩野義和君。

○1番(萩野義和君) 1番、萩野義和、市民クラブです。私は、提出案に賛成の立場で討論を行います。

現在、本市においては、少子化や若い世代の首都圏への流出などによる人口減少が進む中で、少子化対策や地域活性化などの議題に直面しています。こうした現実をしっかりと認識した上で、不断の努力を怠らずに活動に精進する責務が議員にはあるのではないかと思います。

本市においても、将来を見据えた財政見通しや人口の推移、他自治体の動向を踏まえながら、議員定数についても見直しを図る必要があるのではと考えます。議員数の多さは、より多くの住民の意見を反映するとの考え方を改め、いかにして自らの質を高め、民意を効果的に反映させるかを基本に、我々議員自らが重い決断を持って身を切ることが、議会改革の一つの形と考えます。現在の3常任委員会の定員を6人として組織すれば、大きな組織の変更も行わず体制が維持できます。

このようなことから、本市議会議員の定数を減ずる本案に賛成をいたします。同僚議 員の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長(利根健二君) ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 起立多数であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第28、意見書案第10号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求め

る意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。 17番、比与森光俊君。

**〇17番(比与森光俊君)** 提出者にお尋ねします。

意見書案第10号の記1では、出入国の検疫体制の強化による水際対策を徹底することと記されています。水際対策が徹底されていないということですが、現在の水際対策に対し、どのような認識かお尋ねするとともに、現在の水際対策は様々なことを考慮、苦慮し、熟慮された上での対策と認識しています。現在の対策に不満があるとすれば、具体的にその内容を意見書案で述べるべきではないかというふうにも思いますが、なぜ不備な点を記載しないのか、2点お尋ねいたします。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君)
  記1の出入国の検疫体制の強化による水際対策を徹底することについて、今、政府がされていることは、昨年7月から空港検疫、PCR検査から抗原定量検査に切り替えております。それと、出入国した人全員を網羅して検査してはいないので、この第5波の感染爆発を受けて、やはりその辺りをもう少し強化していくべきでないか、PCR検査を重視するべきじゃないかという思いがあり、これを記1といたしました。

その辺りの細かいことを書くべきではないかということでしたけれども、細かく書いたら記1も2も3も細かく書かなければなりません。質問等がありましたら、このような形で答弁させていただきますが、今までのコロナの状況の中で、議員各位におきましても中身については、政府がいろんな対策も取ってこられましたので、その点について否定するものでもありません。ただ、第5波を経験し、だんだんとコロナウイルスの新型株もいろんな形で変異しています中で、強化をよりしてほしいというような思いでの意見書でございます。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君)
  記2では、専用施設を確保するための支援策を、そして、記3では、財政措置を行うことが求められています。さきの濵田県知事の県議会での所信表明が高知新聞に記載されていましたが、治療が必要な人が迅速確実に入院できるように、病床を最大301床に拡充。患者の急増時には、緊急対応として医療センター隣の「やまもも」を活用し、臨時医療施設を設置することにした。軽症者から療養する宿泊施設も新たに追加した。また、財政的には、新型コロナウイルス禍を受けた政府の経済対策を高く評価したというような新聞記事がございましたが、この県議会での知事の所信表明をどのように受け止めているか、お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 新聞等の報道でも、確かに知事の所信表明については、

政府の方向にのっとって入院病床も増やしましたし、ホテル療養のホテルもプラスされて、療養居室数も増やしています。そのように対応はされてきていますけれども、やはり自宅療養をやむなくしなければならないのは、もう致し方がないというようなお答えでございました。私としましては、やはりより医療機関を身近に感じることによって、陽性者、コロナ感染者になった上での自宅療養となりますと、非常に精神的にもつらい思いをされている方も、今までの経過の中でたくさんお聞きしています。そして、自宅療養でもお亡くなりになられた方が、本文でも記していますけれども、たくさんいらっしゃいます。やはり、このような中では、医療機関または療養施設として定められたところに、安心して入院できる、それを確実に確保するというようなことを念頭にしていただきたいと思ったところです。記2につきましてはそういうことです。

○議長(利根健二君) ほかにありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。 「なし」という声あり

O議長(利根健二君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番(森田雄介君) 6番、森田雄介です。日本共産党、香美市をよくする会、くらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第10号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求める意見書(案)に賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症は、無症状感染があるからこそ感染が広がる前から戦略的に検査を実施し、早期発見、保護につながることが重要です。このことは、この間の感染症対策から最大の教訓ではないでしょうか。無症状感染者は、感染の自覚がないまま行動し、感染を広げていきます。第5波を起こしたデルタ株はアルファ株を駆逐し、世界の脅威となりました。そのデルタ株も駆逐しつつあるオミクロン株は、さらに脅威となり得ます。

先ほど質疑でもありましたけれども、政府は昨年7月から空港検疫をPCR検査から 抗原定量検査に切り替えました。国立感染症研究所の比較データから推定すると、抗原 定量検査の感度は、PCR検査の1,000分の1程度です。オミクロン株への対応は、 さらなる検疫体制の強化のために、感度の高いPCR検査に戻すべきではないでしょう か。水際対策の徹底が必要です。

また、政府は、第5波の感染爆発を教訓に、外来診療や入院医療の体制を強化すると しておりますが、軽症・中等症レベルの原則自宅療養は撤回しておりません。無症状で あったり、また一度入院した後の回復期であれば、自宅療養も考えることはできると思 いますけれども、「原則」ということは、やはり考え直していかなければならないのではないでしょうか。自宅療養者は、いつ何どき症状が悪化するかもしれないという不安が常にあります。一人一人の命を守る体制が必要です。政府は、都道府県に対してコロナ病床の確保を要請しながら、病床を削減する計画を進める地域医療構想を見直しておりません。今すべきことは、病床や医療従事者の確保など、通常医療を充実させ、感染拡大時にも備えるよう、都道府県へのさらなる支援策を講じることではないでしょうか。もう1点、誰でも無料で受けられる検査体制が必要であります。そして、学校や福祉施設、保育園や放課後児童クラブ等での繰り返しの検査体制は不可欠です。都道府県の実情に応じて、臨機応変に対策を講じることができるような財政措置を政府はするべき

以上のように、本意見書案に述べております、水際作戦、専用施設の確保、財政措置は、感染症を防ぐ基本かつ重要事項であります。そのことを述べまして、本意見書案に 賛成の討論といたします。

○議長(利根健二君) ほかに討論はありませんか。

だと思います。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 起立少数であります。よって、意見書案第10号は否決されました。

日程第29、意見書案第11号、保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番(山崎晃子君)
11番、山崎晃子です。くらしと福祉を守る会、香美市をよくする会、日本共産党を代表して、意見書案第11号、保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の改善を求める意見書(案)に賛成の立場で討論を行

います。

保育所は、子供の生命とその発達する権利を守るために最低基準が定められています。これまで、その最低基準に沿って、保育所の場合、基本的に保育士資格を持った常勤者が子供の保育に当たってきました。しかし、1998年にその原則が変更され、短時間勤務保育士を導入、ただし、常勤保育士の総数が最低基準の8割以上であるという歯止めがありました。2002年には、その歯止めが取り払われ、各組、各グループに1人以上の常勤保育士が配置されていることに変更。さらに昨年10月、「新・子育て安心プラン」において、保育士の確保が難しい場合、短時間勤務の保育士だけでクラスを担当できるように規制緩和が行われ、保育士や子供たちへの影響が懸念されています。厚生労働省によれば、保育士登録者147万1,000人のうち、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士が約90万人いると推計されています。資格を持つ人が働き先としてちゅうちょなく選択できるよう、保育士の処遇の改善をすることが、保育士不足解消の道ではないでしょうか。

意見書案文中にもあるように、コロナ禍で行われた一斉休校時には、放課後児童クラブや保育所等は通常業務の上に、感染防止対策を講じて懸命の対応を行い、子供を守り、親の就労や社会基盤を支えてきました。本市の放課後児童クラブも、コロナ禍での児童の行き場所として役割を果たしていただきましたが、常に指導員の確保が課題だと聞いています。

そして、資格要件も重要です。保育士や指導員の配置、資格要件、面積基準等は、よりよい保育等のために必要があって設けられた最低の基準であり、本来、それ以上を目指さなければならないものです。私たちは、コロナ禍を生きる子供の最善の利益のために、保育所等の最低基準や保育士の処遇改善を求める本意見書案に賛成の意を表明し、討論といたします。

○議長(利根健二君) ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 起立少数であります。よって、意見書案第11号は否決されました。

日程第30、閉会中の所管事務の調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすること に御異議ありませんか。 「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時23分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

甲藤邦廣君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。甲藤邦廣君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ち に議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。甲藤邦廣君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

(午前10時24分 休憩)

(追加日程第1を配付)

(午前10時25分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局に辞職願を朗読させます。

〇議会事務局長(一圓幹生君) 辞職願

香美市議会議長 利根健二様

このたび一身上の理由により、令和3年12月17日をもって議員を辞職したいので、 地方自治法第126条の規定により、許可されるよう願い出ます。

令和3年12月17日、香美市議会議員 甲藤邦廣

○議長(利根健二君) 朗読が終わりました。

お諮りします。甲藤邦廣君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、甲藤邦廣君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、甲藤邦廣議員の辞職により、副議長が不在となりました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

**〇議長(利根健二君)** 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを

日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

(午前10時26分 休憩)

(追加日程第2を配付)

(午前10時27分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

追加日程第2、副議長の選挙についてを議題といたします。

先ほどの会議におきまして、甲藤邦廣議員の辞職を許可いたしましたので、直ちに副 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法によって行いますか。

「投票」という声あり

○議長(利根健二君) ただいま、投票の方法でという発言がありましたので、選挙 は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(利根健二君) ただいまの出席議員は18人であります。

次に、投開票の立会人を指名いたします。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、3番、舟谷千幸さん、9番、村田珠美さんを指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

- 〇議長(利根健二君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。
- ○議長(利根健二君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(利根健二君) 異常なしと認めます。

ここで、投票に関して注意を申し上げます。

投票は単記無記名であります。同姓の方がおられますので、氏名を確実に御記入して くださるようお願いいたします。

事務局長から、同姓の場合の案分について説明いたします。

**〇議会事務局長(一圓幹生君)** 案分について御説明いたします。

同姓の場合の票の案分については、公職選挙法第68条の2に規定されていますが、 地方自治法では、この規定を準用しておりませんので、副議長選挙においては通常の選 挙のような案分はできません。

この取扱いの違いは、副議長選挙の場合は立候補制を取らないため、名字のみ記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の「何人を記載したかを確認し難い

もの」として無効となりますので、御注意をよろしくお願いします。

**〇議長(利根健二君)** ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長(一圓幹生君) それでは、順次点呼いたしますので、呼ばれた方は 投票をお願いします。

1番、萩野義和議員。2番、山口 学議員。3番、舟谷千幸議員。4番、依光美代子議員。5番、笹岡 優議員。6番、森田雄介議員。7番、久保和昭議員。8番、小松孝議員。9番、村田珠美議員。10番、島岡信彦議員。11番、山崎晃子議員。12番、濱田百合子議員。14番、大岸眞弓議員。15番、爲近初男議員。16番、山本芳男議員。17番、比与森光俊議員。18番、小松紀夫議員。20番、利根健二議員。

(投票)

○議長(利根健二君) 投票漏れはありませんか。

〇議長(利根健二君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。

3番、舟谷千幸さん、9番、村田珠美さん、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(利根健二君) 選挙結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 18票

無効投票 0票であります。

有効投票のうち、

為近初男君 11票

大岸眞弓さん 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、爲近初男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(利根健二君) ただいま副議長に当選されました爲近初男君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

爲近初男君から御挨拶がありますので、御清聴をお願いいたします。

O副議長(為近初男君) 15番、為近初男です。ここにおられる皆様方の御指導、 そしてまた御協力をいただきながら、住民が安心して暮らせるよう努めていきたいと思 いますので、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。 ○議長(利根健二君) 爲近副議長、よろしくお願いいたします。

副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を提案したいと思います。

お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ち に議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更について を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程と議席表配付のため、暫時休憩といたします。

(午前10時40分 休憩)

(追加日程第3を配付)

(午前10時41分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

追加日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。

先ほどの副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。ただいまお配りしました議席表のとおり議席の一部を変更することに 御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、ただいまお配りしました議席表のとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定した議席にそれぞれ着席をお願いいたします。

報告いたします。予算決算常任委員会の委員長につきましては、香美市議会予算決算 常任委員会運営要綱第2条に、委員長には副議長をもって充てると規定されております。 先ほど副議長に爲近初男君が決定しております。したがいまして、予算決算常任委員会 の委員長は、爲近初男君に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

以上で、今期定例会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで、12月定例会議を終了いたします。

お諮りします。香美市議会会議規則第7条の規定により、本日をもって令和3年香美 市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。 それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月29日に開会されました12月定例会議も、本日までの19日間、無事終えることができました。お礼とともに感謝申し上げます。

本定例会議では、追加議案も含めまして、議案26件、発議1件、意見書案2件にお

きまして、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。

一般質問では、12人の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問が行われました。執行部におかれましては、しっかり精査されまして、今後の市政運営に生かしていただきたいと思います。

本年も新型コロナウイルスの影響が収まらず、2年連続で苦労の多い年となりました。そうした中ではありますが、香美市消防署香北分署の完成、鍛冶屋創生塾の1期生の卒業など、うれしい出来事も多数ありました。あわせまして、国際バカロレア教育、GIGAスクール、地域電子マネー「kamica(カミカ)」などの事業がスタートいたしました。その他、香美市立図書館の建設や香美市全域での光ファイバーによるブロードバンド化が進むなど、未来に向かって多くの種がまかれた年でもあります。私たち香美市議会は、執行部とともに未来に向かってこれらの種を大きく育てていく責務があるのではないかと思っております。

同僚議員でありました甲藤邦廣君が、次の目標に向かって、本日議員辞職をいたしま した。香美市議会といたしましては大きな痛手となりますが、甲藤邦廣君には、その目 標に向かって頑張っていただきたいと思います。

また、先ほどの選挙で後任の副議長となりました爲近初男君には、その手腕を存分に 発揮していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

定例会議の開会日からは、寒さも日に日に厳しくなったように思われます。健康には 十分留意されまして、新しい年を迎えられますようお願いいたします。

本年1年、皆様には大変お世話になりました。心より感謝申し上げ、閉会に当たり御 挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。市長、法光 院晶一君。

○市長(法光院晶一君) 令和3年香美市議会定例会12月定例会議閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、本定例会議に提案いたしました議案につきまして、それぞれ適切なる御決定を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。一層、適切なる執行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、一般質問では、12人の議員の皆さんが質問に立たれ、環境課新設を念頭に、多くの方から質問がございました。今回の様々な質問をいただいたことで、担当者においては新課の果たすべき役割、また、研究課題が一層明確になったと思います。市民の皆さんの期待に応える新課、環境課を目指してしっかり準備を進めてまいります。その他、健康対策、虐待、いじめ、教育、地域経済の振興、中山間地域の活性化など、幅広く御質問、御指摘を賜りました。これらの御質問につきましては、それぞれ担当課での検討、また、組織横断的な検討を通じて、御質問の趣旨をできるだけ生かすように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

甲藤議員におかれては、退任ということで大変驚いております。香美市発展のために 賜ったこれまでの御尽力に対して深く感謝申し上げます。

本年もいよいよ年末を迎え、一段と寒さが身にしみる季節となり、慌ただしさも増してきております。皆様にはくれぐれも健康に十分留意されまして、市民の皆様のために、香美市のために、一層御活躍くださいますよう心より御祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(利根健二君) ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年香美市議会定例会を閉会いたします。 (午前10時48分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

## 令和3年香美市議会定例会

# 1 2 月定例会議会議録

巻 末 掲 載 文 書

## 令和3年香美市議会定例会12月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)			会 議 等
	11月22日 (月)			再開要求通知•議案書発送
	23日(火)			
	24日(水)		AM9:30	議会運営委員会
	25日(木)			
	26日(金)			
	27日(土)			
	28日(日)			
第1日	11月29日 (月)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明・全員協議会
第2日	11月30日 (火)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)】 【抽選(午後1時)】 議案精査のため
第3日	12月1日(水)	休 会		議案精査のため
第4日	2日(木)	休 会		n
第5日	3日(金)	休 会		II
第6日	4日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第7日	5目(目)	休 会		II
第8日	6日(月)	休 会		議案精査のため
第9日	7目(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第10日	8目(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第11日	9日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③ 会派代表者会議
第12日	10日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・産業建設常任委員会 教育厚生常任委員会・総務常任委員会
第13日	11日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため 総務常任委員会
第14日	12日(日)	休 会		II
第15日	13日(月)	休 会		議案審査整理のため
第16日	14日(火)	休 会		n
第17日	15日(水)	休 会		II
第18日	16日(木)	休 会		II
第19日	17日(金)		AM9:00	議会運営委員会
2D12 □	11日(並)	本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告~採決)

## 補正予算・議案審査

	予算決算常任委員会	議案第103・104・105・106・107・108・109・110・111号	
12月10日	総務常任委員会	議案第112·113·114·121·122·123·124·125·126号	
(金)	教育厚生常任委員会	議案第115·116·117·118·119号	
	産業建設常任委員会	議案第120号	

## 委員会審査結果一覧表

## 1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所 管 委 員 会	審査結果	備考
議案第103号	令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第104号	令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第105号	令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第106号	令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第107号	令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第108号	令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第109号	令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第110号	令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第111号	令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第112号	香美市附属機関設置条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第113号	香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第114号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第115号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第116号	香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第117号	香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第118号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
	を改正する条例の制定について			
議案第119号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第120号	香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件	名	所管委員会	審査結果	備考
議案第121号	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第122号	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第123号	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第124号	韮生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第125号	猪野々集会所の指定管理者の指定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第126号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成

## 発議第3号

香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり 発議を提出します。

令和3年12月17日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

賛成者 川 山 口 学

## 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

香美市議会議員の定数条例(平成18年香美市条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

#### 意見書案第10号

新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣 に対し下記の意見書を提出します。

令和3年12月17日提出

香美市議会議長 利根健二殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 川 山崎晃子

賛成者 " 依 光 美代子

新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の第5波では、医療逼迫により、軽症、中等症の場合は原則自宅療養となりました。高知県の自宅療養者数は、8月30日時点で542人となり、全国では、8月自宅療養中などの死亡者数は、最多250人になり、保健所機能も逼迫した状況となりました。

現在ワクチン接種を2回受けた方は、国民の7割を超え、現段階での新規感染者は少なくなり、中和抗体薬の投与等により重症化を抑えることができるようになってきました。

今後は、予想される第6波に備え、感染者が安心して入院できる体制の拡充と軽症者を受け入れる宿泊療養施設の体制強化が急がれます。

よって、政府におかれては、下記の新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求めます。

- 1. 出入国の検疫体制の強化による水際対策を徹底すること。
- 2. 軽症、中等症レベルの「原則自宅療養」は撤回し、感染者が安心して必要な医療を受けられるように、保護、療養できる専用施設を確保するための都道府県への支援策を講じること。
- 3. 都道府県が実情に応じて臨機応変に対策を講じることができるように財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

衆議院議長 細 田 博 之 殿 参議院議長 東昭子殿 Щ 内閣総理大臣 岸田文雄殿 財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿 金子恭之殿 務 大 臣 総 後藤茂之殿 厚生労働大臣 内閣官房長官 松 野 博 一 殿 内閣府特名担当大臣 山 際 大志郎 殿 (経済再生担当、新型コロナ対策・健康危機管理担当)

高知県香美市議会議長 利 根 健 二

#### 意見書案第11号

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の改善を求める 意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係 各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和3年12月17日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 "山崎晃子

賛成者 " 依 光 美代子

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の改善を求める 意見書(案)

コロナ禍でも基本的に開所が求められる保育所等の施設では、感染対策をしながら、 子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育を行っています。

しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量の増加、また保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけることとなっています。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染症対策を 徹底し、手厚い保育を行うためにも保育所の施設や職員配置基準の改善は急務です。

小学校では、コロナ禍を受け全学年で少人数学級化への取り組みが順次進められています。2021年度「学校基本調査」によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっています。それに対し、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以

上改善されていません。

コロナ禍で、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員等からの声は 大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善を進めることが求められています。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇を改善することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

衆議院議長 細 田 博 之 殿 議院議長 子 殿 参 山 東 昭 内閣総理大臣 岸 田 文 雄殿 財 務 大 臣 鈴木俊 一殿 文部科学大臣 末松信 介 殿 之 殿 厚生労働大臣 後 藤茂 内閣官房長官 松 野博 一殿 内閣府特命担当大臣 野 田聖子殿 (少子化対策)

高知県香美市議会議長 利 根 健 二

## 令和3年香美市議会定例会12月定例会議議決一覧表

1. 議 案 関 係

1. 議 案			
事 件 の 番 号	件    名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 103 号	令和3年度香美市一般会計補正予算(第9号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 104 号	令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 105 号	令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 106 号	令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予 算(第1号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 107 号	令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2 号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 108 号	令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第3号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 109 号	令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第3号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 110 号	令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 111 号	令和3年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 112 号	香美市附属機関設置条例の制定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 113 号	香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 114 号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 115 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい て	原案可決	3. 12. 17
議案 第 116 号	香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 117 号	香美市少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 118 号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 119 号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 12. 17

事件の番号	件 名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 120 号	香美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 121 号	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 122 号	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 123 号	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 124 号	<b>韮生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について</b>	原案可決	3. 12. 17
議案 第 125 号	猪野々集会所の指定管理者の指定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 126 号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	原案可決	3. 12. 17
議案 第 127 号	令和3年度香美市一般会計補正予算(第10号)	原案可決	3. 12. 17
議案 第 128 号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 12. 17
発議 第 3 号	香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制 定について	原案可決	3. 12. 17
意見書案 第 10 号	新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求める意見書の 提出について	原案否決	3. 12. 17
意見書案 第 11 号	保育所等の最低基準 (職員配置・面積基準) と、保育士の処遇 の改善を求める意見書の提出について	原案否決	3. 12. 17